

交野市地域防災計画（令和5年度修正）による修正箇所の新旧対照一覧

<改訂箇所の凡例>

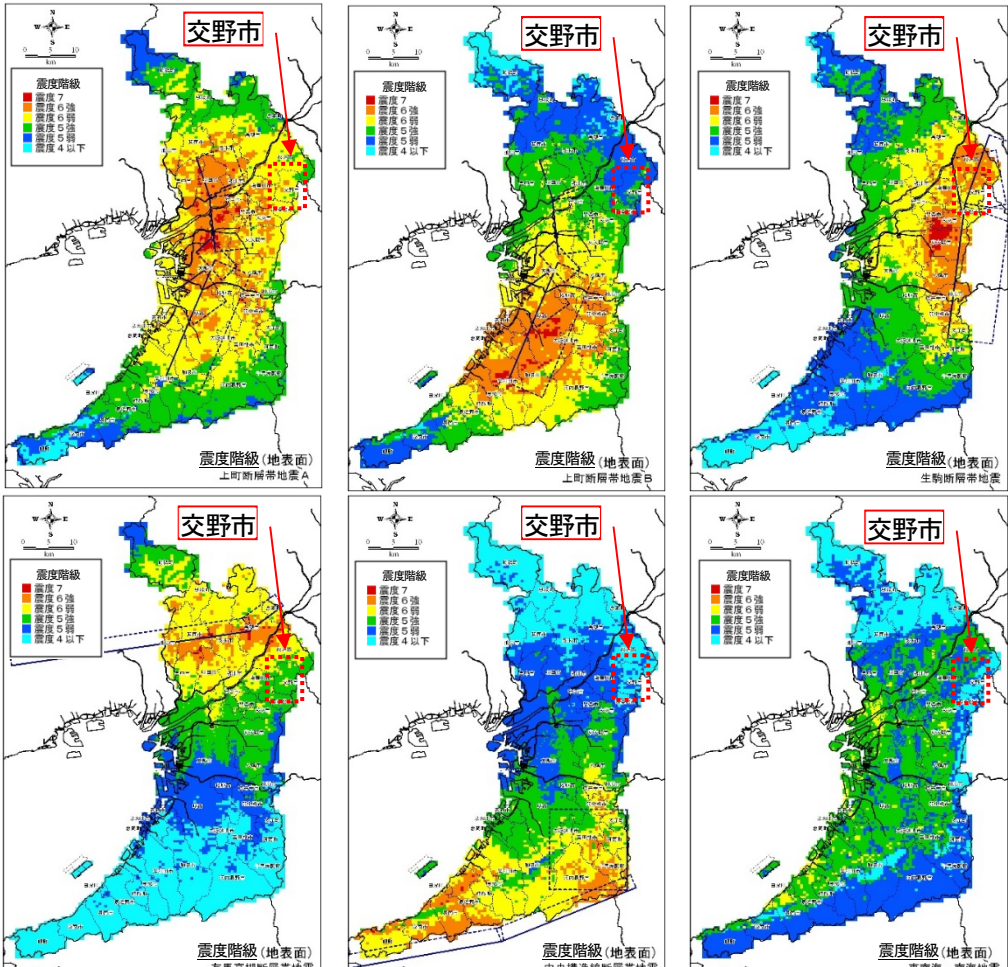
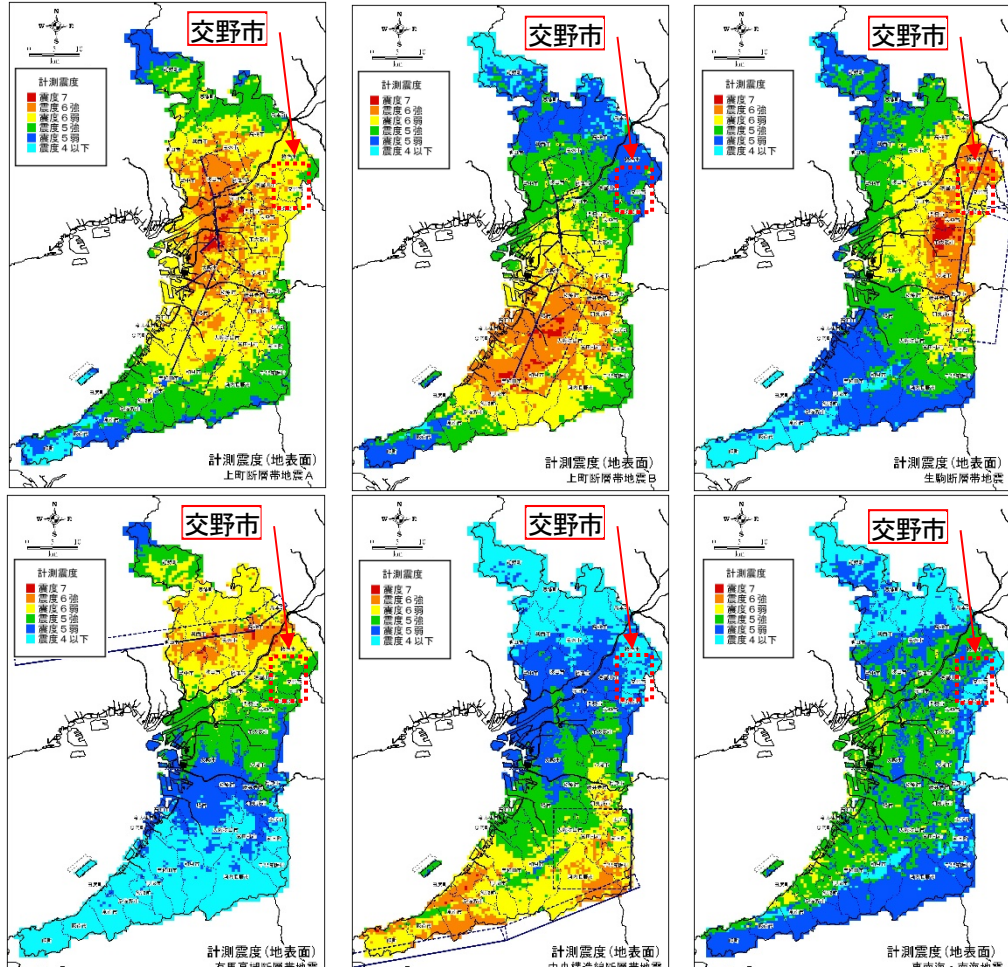
交野市地域防災計画（令和5年度修正）による修正箇所

令和6年2月
交野市防災会議

総則編

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
総則編 p. 総則-1	<p>2. 計画の構成</p> <p>この計画の構成は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後または発生するおそれがある場合に、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定める災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。</p>	<p>2. 計画の構成</p> <p>この計画の構成は、目的、防災関係機関の業務の大綱等基本的事項及び各編共通の事項を定める総則、被害を予防するため災害発生前に行うべき諸対策について定める災害予防対策、災害発生直後、被害の拡大を防止するために行うべき諸対策について定める災害応急対策、災害発生から一定期間経過後、被災地の社会経済活動を災害発生前の状態へ回復させるために行うべき諸対策について定めた災害復旧・復興対策の各編に分けることを基本的な構成とする。</p>	
総則編 p. 総則-2	<p>3. 災害対策の強化と各段階での対応</p> <p>災害対策には、時系列的には、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクルを適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図る。さらに、令和2年1月に国内初の感染者が発表された新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を実施する。</p> <p>各段階での対応の内容は次のとおり。</p>	<p>3. 災害対策の改善と各段階での対応</p> <p>災害対策には、時系列的には、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクルを適用して、改善を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。</p> <p>各段階での対応の内容は次のとおり。</p>	
総則編 p. 総則-2	<p>3. 災害対策の強化と各段階での対応</p> <p>(2) 災害応急</p> <p>迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず災害が発生するおそれがある場合は、気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動や災害の危険性の予測を早期に行い、一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。</p>	<p>3. 災害対策の改善と各段階での対応</p> <p>(2) 災害応急</p> <p>迅速かつ円滑な対応が重要となる。まず災害発表直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行い、一旦被害が発生したときには、的確な避難誘導や要配慮者の保護はもとより、被害規模を可能な限り早期に把握し、正確で詳細な情報収集を行う。</p>	
総則編 p. 総則-4	<p>1. 位置及び面積</p> <p>(略)</p> <p>市域は東西約5.4km、南北約6.8km、面積25.55km²となっている。</p>	<p>1. 位置及び面積</p> <p>(略)</p> <p>市域は東西5.4km、南北6.8km、面積25.55km²となっている。</p>	
総則編 p. 総則-5	<p>4. 気象</p> <p>本市の気象は、生駒山系を背にする大阪府東北部に位置し、瀬戸内気候に属している関係から気候は概ね温暖で、年平均の気温は15℃前後である。風はときおり強い季節風が吹くことがあるが、概ね北東ないし西よりの風が吹き、年平均風速は2m/s前後である。</p> <p>年降水量はアメダス（枚方）の1976～2022年の記録によると、600mm強から2000mm弱まで大きく変動しており、年降水量の極値は1979.0mm（2021年）となっている。近年でも1,743.5mm（2013年）、1,683.5mm（2015年）を観測するとともに、2010年以降、平均1,500mm以上と一定して多い降雨量を記録している。</p> <p>日最大降水量や時間最大降水量はアメダス（枚方）の1976～2022年の記録によると、日最大降水量の極値は183.5mm（2018年）、時間最大降水量の極値は91.0mm（2012年）と近年に極値を更新している。また、交野市内の観測局においては、時間最大降水量は約123mm（2012年）を記録しており、短時間雨量（時間降水量、日降水量）は増加傾向となっている。</p>	<p>4. 気象</p> <p>本市の気象は、生駒山系を背にする大阪府東北部に位置し、瀬戸内気候に属している関係から気候は概ね温暖で、年平均の気温は15℃前後である。風はときおり強い季節風が吹くことがあるが、概ね北東ないし西よりの風が吹き、年平均風速は2m/s前後である。</p> <p>年降水量はアメダス（枚方）の1976～2019年の記録によると、600mm強から1800mm強まで大きく変動しており、年降水量の極値は1,835mm（1989年）となっている。近年でも1,743.5mm（2013年）、1,683.5mm（2015年）を観測するとともに、2010年以降、平均1,500mm以上と一定して多い降雨量を記録している。</p> <p>日最大降水量や時間最大降水量はアメダス（枚方）の1976～2019年の記録によると、日最大降水量の極値は183.5mm（2018年）、時間最大降水量の極値は91.0mm（2012年）と近年に極値を更新している。また、交野市の妙見東観測局においては、時間最大降水量の極値は114mm（2012年）を記録しており、短時間雨量（時間降水量、日降水量）は増加傾向となっている。</p>	
総則編 p. 総則-5	<p>5. 人口・世帯</p> <p>本市の人口は、昭和35年頃までは1万人強で推移していたが、昭和40年代に急速に増加し、昭和50年には5万人を上回るようになった。その後も増加を続け、昭和55年には6万人、平成7年には7万人、平成17年には7万9千人を上回るようになったが、徐々に増加の程度は弱まり、平成17年～平成22年には頭打ち傾向となった。最近年は7万5千人で、若干の減少傾向となっている。</p> <p>世帯数も人口と概ね同じ傾向が見られるが、増加傾向は人口よりも著しく、最近年の世帯数は3万世帯強となっている。そのため、平均世帯人員は減少の一途を辿り、昭和20年代には5人弱であったものが平成12年以降は3人以下となり、最近年は2.5人程度まで減少するなど小世帯化の進行が続いている。</p>	<p>5. 人口・世帯</p> <p>本市の人口は、昭和35年頃までは1万人強で推移していたが、昭和40年代に急速に増加し、昭和50年には5万人を上回るようになった。その後も増加を続け、昭和55年には6万人、平成7年には7万人、平成17年には7万9千人を上回るようになったが、徐々に増加の程度は弱まり、平成17年～平成22年には頭打ち傾向となった。最近年は7万9千人を下回り、若干の減少傾向となっている。</p> <p>世帯数も人口と概ね同じ傾向が見られるが、増加傾向は人口よりも著しく、最近年の世帯数は3万1千世帯強となっている。そのため、平均世帯人員は減少の一途を辿り、昭和20年代には5人弱であったものが平成12年以降は3人以下となり、最近年は2.5人程度まで減少するなど小世帯化の進行が続いている。</p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																																																																																																				
総則編 p. 総則-7	<p>第5節 予想される災害の想定 (略)</p> <p>この計画の作成にあたっては、本市における地勢・地質・気象等の自然的条件に加え、都市開発の進捗状況等の社会的条件及び過去において発生した各種災害事例等を勘案して災害を想定しこれを前提とする。この計画において想定する主な災害は、次のとおりであり、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）が発生する可能性も考慮するものとする。</p>	<p>第5節 予想される災害の想定 (略)</p> <p>この計画の作成にあたっては、本市における地勢・地質・気象等の自然的条件に加え、都市開発の進捗状況等の社会的条件及び過去において発生した各種災害事例等を勘案して災害を想定しこれを前提とする。この計画において想定する主な災害は、次のとおりであり、これらの各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。</p>																																																																																																					
総則編 p. 総則-7	<p>1. 地震災害</p> <p>(1) <u>直下型地震（生駒断層帯地震）</u></p> <p>(2) <u>海溝型地震（南海トラフ巨大地震）</u></p> <p>2. <u>風水害</u></p> <p>(1) <u>強風被害</u></p> <p>(2) <u>洪水被害</u></p> <p>(3) <u>内水被害</u></p> <p>(4) <u>土砂災害</u></p> <p>(5) <u>ため池の欠壊</u></p> <p>3. <u>林野火災</u></p> <p>4. <u>市街地災害</u></p> <p>5. <u>危険物等災害</u></p> <p>6. <u>その他災害</u></p> <p>(1) <u>道路災害</u></p> <p>(2) <u>鉄道災害</u></p> <p>(3) <u>大規模断水</u></p> <p>(4) <u>その他事故等</u></p>	<p>1. 地震災害</p> <p>(1) <u>地震による建造物及び公共施設等の破壊</u></p> <p>(2) <u>地震にともなう多発的・広域的火災</u></p> <p>2. <u>台風等による災害</u></p> <p>(1) <u>強風による家屋の倒壊等</u></p> <p>(2) <u>大雨による河川のはん濫及び浸水並びにため池の決壊等</u></p> <p>3. <u>豪雨等による災害</u></p> <p>(1) <u>土石流及び急傾斜地崩壊等</u></p> <p>(2) <u>河川及びため池等の決壊並びにはん濫による水害等</u></p> <p>4. <u>大規模な市街地火災</u></p> <p>5. <u>大規模な林野火災</u></p> <p>6. <u>危険物の爆発等による災害</u></p> <p>7. <u>その他の大規模な災害</u></p> <p>(1) <u>航空災害</u></p> <p>(2) <u>鉄道災害</u></p> <p>(3) <u>道路災害</u></p>																																																																																																					
総則編 p. 総則-8	<p>交野市の被害想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地震 被害内容</th> <th colspan="2">想定</th> <th colspan="4">参考</th> </tr> <tr> <th>生駒断層帯地震</th> <th>東南海・南海地震</th> <th>上町断層帯地震A</th> <th>上町断層帯地震B</th> <th>有馬高槻断層帯地震</th> <th>中央構造線断層帯地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁マグニチュード</td> <td>7.3～7.7</td> <td>7.9～8.6</td> <td>7.5～7.8</td> <td>7.5～7.8</td> <td>7.3～7.7</td> <td>7.7～8.1</td> </tr> <tr> <td>震度階級</td> <td>4～7</td> <td>4～6弱</td> <td>4～7</td> <td>4～7</td> <td>3～7</td> <td>3～7</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>震災 廃棄物</td> <td>可燃物</td> <td>82f</td> <td>2f</td> <td>21f</td> <td>1f</td> <td>12f</td> <td>0f</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不燃物</td> <td>267f</td> <td>7f</td> <td>69f</td> <td>2f</td> <td>39f</td> <td>0f</td> </tr> </tbody> </table>	地震 被害内容	想定		参考				生駒断層帯地震	東南海・南海地震	上町断層帯地震A	上町断層帯地震B	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震	気象庁マグニチュード	7.3～7.7	7.9～8.6	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.7～8.1	震度階級	4～7	4～6弱	4～7	4～7	3～7	3～7	(略)							震災 廃棄物	可燃物	82f	2f	21f	1f	12f	0f		不燃物	267f	7f	69f	2f	39f	0f	<p>交野市の被害想定</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地震 被害内容</th> <th colspan="2">想定</th> <th colspan="4">参考</th> </tr> <tr> <th>生駒断層帯地震</th> <th>東南海・南海地震</th> <th>上町断層帯地震A</th> <th>上町断層帯地震B</th> <th>有馬高槻断層帯地震</th> <th>中央構造線断層帯地震</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象庁マグニチュード</td> <td>7.3～7.7</td> <td>7.9～8.6</td> <td>7.5～7.8</td> <td>7.5～7.8</td> <td>7.3～7.7</td> <td>7.7～8.1</td> </tr> <tr> <td>計測震度</td> <td>4～7</td> <td>4～6弱</td> <td>4～7</td> <td>4～7</td> <td>3～7</td> <td>3～7</td> </tr> <tr> <td colspan="7" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>震災 廃棄物</td> <td>可燃物</td> <td>82f</td> <td>2f</td> <td>21f</td> <td>1f</td> <td>13f</td> <td>0f</td> </tr> <tr> <td></td> <td>不燃物</td> <td>267f</td> <td>7f</td> <td>69f</td> <td>2f</td> <td>39f</td> <td>0f</td> </tr> </tbody> </table>	地震 被害内容	想定		参考				生駒断層帯地震	東南海・南海地震	上町断層帯地震A	上町断層帯地震B	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震	気象庁マグニチュード	7.3～7.7	7.9～8.6	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.7～8.1	計測震度	4～7	4～6弱	4～7	4～7	3～7	3～7	(略)							震災 廃棄物	可燃物	82f	2f	21f	1f	13f	0f		不燃物	267f	7f	69f	2f	39f	0f	
地震 被害内容	想定		参考																																																																																																				
	生駒断層帯地震	東南海・南海地震	上町断層帯地震A	上町断層帯地震B	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震																																																																																																	
気象庁マグニチュード	7.3～7.7	7.9～8.6	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.7～8.1																																																																																																	
震度階級	4～7	4～6弱	4～7	4～7	3～7	3～7																																																																																																	
(略)																																																																																																							
震災 廃棄物	可燃物	82f	2f	21f	1f	12f	0f																																																																																																
	不燃物	267f	7f	69f	2f	39f	0f																																																																																																
地震 被害内容	想定		参考																																																																																																				
	生駒断層帯地震	東南海・南海地震	上町断層帯地震A	上町断層帯地震B	有馬高槻断層帯地震	中央構造線断層帯地震																																																																																																	
気象庁マグニチュード	7.3～7.7	7.9～8.6	7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.7～8.1																																																																																																	
計測震度	4～7	4～6弱	4～7	4～7	3～7	3～7																																																																																																	
(略)																																																																																																							
震災 廃棄物	可燃物	82f	2f	21f	1f	13f	0f																																																																																																
	不燃物	267f	7f	69f	2f	39f	0f																																																																																																

ページ等	新	旧 (令和3年3月修正)	備考								
総則編 p. 総則-9											
総則編 p. 総則-10	2. 平成25年度被害想定 交野市の被害想定 <table border="1" data-bbox="489 1176 1424 1333"> <tr> <td>想定地震</td> <td>南海トラフ巨大地震</td> </tr> <tr> <td>地震の規模</td> <td>マグニチュード (M) 9.0～9.1 震度階級 5弱～6強</td> </tr> </table>	想定地震	南海トラフ巨大地震	地震の規模	マグニチュード (M) 9.0～9.1 震度階級 5弱～6強	2. 平成25年度被害想定 交野市の被害想定 <table border="1" data-bbox="1608 1176 2552 1333"> <tr> <td>想定地震</td> <td>南海トラフ巨大地震</td> </tr> <tr> <td>地震の規模</td> <td>マグニチュード (M) 9.0～9.1 計測震度 5弱～6強</td> </tr> </table>	想定地震	南海トラフ巨大地震	地震の規模	マグニチュード (M) 9.0～9.1 計測震度 5弱～6強	
想定地震	南海トラフ巨大地震										
地震の規模	マグニチュード (M) 9.0～9.1 震度階級 5弱～6強										
想定地震	南海トラフ巨大地震										
地震の規模	マグニチュード (M) 9.0～9.1 計測震度 5弱～6強										
総則編 p. 総則-12	1. 交野市 (1) 危機管理室 (略) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 災害時の行方不明者の捜索に関する事。 <input type="checkbox"/> 地域緊急交通路等の選定に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害時用井戸の運用管理に関する事。 	1. 交野市 (1) 危機管理室 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 情報システムの維持・管理に関する事。 <input type="checkbox"/> 地域緊急交通路等の選定に関する事。 									
総則編 p. 総則-12	(2) 財産管理室 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 公用車両と燃料の確保に関する事。 <input type="checkbox"/> 緊急通行車両の届出に関する事。 <input type="checkbox"/> 運搬車両の確保に関する事。 <input type="checkbox"/> 応急寝具及び日用品並びにその他生活必需品の調達、避難所等への供給に関する事。 <input type="checkbox"/> 救援物資の受け、仕分け、避難所等への供給に関する事。 <input type="checkbox"/> 臨時ヘリポートの開設後の管理に関する事。 <input type="checkbox"/> 建築物の被害実態調査、応急対策に関する事。 	(新設)									
総則編 p. 総則-12	(3) 総務部 (略) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 庁舎等の保全・防災及び電話回線の確保に関する事。 	(2) 総務部 (略) <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 庁舎等の保全・防災及び通信手段の確保に関する事。 									

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
総則編 p. 総則-13	(4) 企画財政部 <input type="checkbox"/> 災害情報の収集・集約に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> 災害広報・広聴に関する <u>こと。</u> (略) <input type="checkbox"/> 災害視察団及び調査団の受け入れに関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> <u>基幹系・情報系システムの維持に関する<u>こと。</u></u> <input type="checkbox"/> 災害対策関係予算その他財務に関する <u>こと。</u>	(3) 企画財政部 <input type="checkbox"/> 災害広報に関する <u>こと。</u> (略) <input type="checkbox"/> 災害視察団及び調査団の受け入れに関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> 災害対策関係予算その他財務に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> <u>公用車両と燃料の確保に関する<u>こと。</u></u> <input type="checkbox"/> <u>緊急通行車両の届出に関する<u>こと。</u></u>	
総則編 p. 総則-13	(5) 市民部 <input type="checkbox"/> 遺体の埋火葬の許可等に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> 市税の減免に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> 被害家屋調査及びり災証明に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> 大阪府広域火葬計画に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> <u>避難所の初期被害把握、開設・運営に関する<u>こと。</u></u>	(4) 市民部 <input type="checkbox"/> <u>応急寝具及び日用品並びにその他生活必需品の調達、避難所等への供給に関する<u>こと。</u></u> <input type="checkbox"/> <u>救援物資の受付け、仕分け、避難所等への供給に関する<u>こと。</u></u> <input type="checkbox"/> <u>臨時ヘリポートの開設後の管理に関する<u>こと。</u></u> <input type="checkbox"/> <u>運搬車両の調達に関する<u>こと。</u></u> <input type="checkbox"/> 遺体の埋火葬の許可等に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> 市税の減免に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> 被害家屋調査及びり災証明に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> 大阪府広域火葬計画に関する <u>こと。</u>	
総則編 p. 総則-13	(6) 健やか部 (略) <input type="checkbox"/> 園児等の避難に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> <u>民間幼保施設の確認に関する<u>こと。</u></u> <input type="checkbox"/> 被災園児等の救護に関する <u>こと。</u>	(5) 健やか部 (略) <input type="checkbox"/> 園児等の避難に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> 被災園児等の救護に関する <u>こと。</u>	
総則編 p. 総則-13	(7) 福祉部 <input type="checkbox"/> 義援金の受付けに関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会との連絡調整に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> <u>災害ボランティアセンターに関する<u>こと。</u></u> (略) <input type="checkbox"/> 福祉避難所の初期被害把握、開設・運営に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> <u>日本赤十字社との連絡調整に関する<u>こと。</u></u>	(6) 福祉部 <input type="checkbox"/> 義援金の受付けに関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（ <u>災害ボランティア含む</u> ）との連絡調整に関する <u>こと。</u> (略) <input type="checkbox"/> 福祉避難所の <u>安全確認</u> 、開設・運営に関する <u>こと。</u>	
総則編 p. 総則-13	(8) 環境部 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物等の処理に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> し尿・ごみの収集及び処理に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> <u>仮設トイレの設置に関する<u>こと。</u></u> <input type="checkbox"/> 防疫（消毒、鼠族・昆虫駆除等）に関する <u>こと。</u>	(7) 環境部 <input type="checkbox"/> 災害廃棄物等の処理に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> し尿・ごみの収集及び処理に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> <u>災害時の行方不明者の捜索に関する<u>こと。</u></u> <input type="checkbox"/> 防疫（消毒、鼠族・昆虫駆除等）に関する <u>こと。</u>	
総則編 p. 総則-14	(9) 都市計画部 <input type="checkbox"/> 宅地の防災パトロールに関する <u>こと。</u> (略) <input type="checkbox"/> 被災市営住宅の応急対策に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> <u>建築物の被害実態調査、応急対策に関する<u>こと。</u></u> <input type="checkbox"/> 建築物及び宅地の応急危険度判定、被害状況調査に関する <u>こと。</u>	(9) 都市計画部 <input type="checkbox"/> <u>水防活動に関する<u>こと。</u></u> <input type="checkbox"/> 宅地の防災パトロールに関する <u>こと。</u> (略) <input type="checkbox"/> 被災市営住宅の応急対策に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> 建築物及び宅地の応急危険度判定、被害状況調査に関する <u>こと。</u>	
総則編 p. 総則-14	(11) 教育総務室 <input type="checkbox"/> 避難所の初期被害把握、開設・運営に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> 災害時の応急教育に関する <u>こと。</u>	(10) 教育委員会 <input type="checkbox"/> <u>児童・生徒等の防災教育に関する<u>こと。</u></u> <input type="checkbox"/> <u>児童・生徒等の避難に関する<u>こと。</u></u> <input type="checkbox"/> <u>被災児童・生徒等の救護に関する<u>こと。</u></u> <input type="checkbox"/> 避難所の <u>安全確認</u> 、開設・運営に関する <u>こと。</u> <input type="checkbox"/> <u>災害時の食料調達・供給に関する<u>こと。</u></u> <input type="checkbox"/> <u>文化財の応急対策に関する<u>こと。</u></u> <input type="checkbox"/> 災害時の応急教育に関する <u>こと。</u>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
総則編 p. 総則-14	<p>(12) 学校教育部</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 児童・生徒等の避難に関すること。 <input type="checkbox"/> 被災児童・生徒等の救護に関すること。 <input type="checkbox"/> 児童・生徒等の防災教育に関すること。 <input type="checkbox"/> 災害時の食料調達・供給に関すること。 <input type="checkbox"/> 避難所の初期被害把握、開設・運営に関すること。 <input type="checkbox"/> 建築物の被害実態調査、応急対策に関すること。 <input type="checkbox"/> 災害時の応急教育に関すること。 <p>(13) 生涯学習推進部</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難所の初期被害把握、開設・運営に関すること。 <input type="checkbox"/> 文化財の応急対策に関すること。 	(新設)	
総則編 p. 総則-15	<p>(17) 会計室</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難所の初期被害把握及び開設・運営に関すること。 <input type="checkbox"/> 指定金融機関等との連絡調整に関すること。 <input type="checkbox"/> 支払に関すること。 	<p>(14) 会計室、行政委員会事務局、他</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難所の<u>安全確認</u>及び開設・運営に関すること。 	
総則編 p. 総則-15	<p>(18) 行政委員会事務局、他</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 避難所の初期被害把握、開設・運営に関すること。 	(新設)	
総則編 p. 総則-15	<p>3. 大阪府警察本部（交野警察署） （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 犯罪の予防・取締りその他治安の維持に関すること。 <input type="checkbox"/> <u>災害資機材の整備に関すること。</u> 	<p>3. 大阪府警察本部（交野警察署） （略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 犯罪の予防・取締りその他治安の維持に関すること。 	
総則編 p. 総則-16	<p>5. 陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。 <input type="checkbox"/> 災害派遣に関すること。 	<p>5. 陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。 <input type="checkbox"/> <u>市、府及びその他の関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること。</u> <input type="checkbox"/> 災害派遣に関すること。 	
総則編 p. 総則-16	<p>6. 指定地方行政機関 (2) 近畿地方整備局</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> <u>直轄公共土木施設の整備と防災管理に関すること。</u> <input type="checkbox"/> <u>応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること。</u> <input type="checkbox"/> <u>指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。</u> <input type="checkbox"/> <u>直轄公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。</u> <input type="checkbox"/> <u>災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること。</u> <input type="checkbox"/> <u>直轄公共土木施設の二次災害の防止に関すること。</u> <input type="checkbox"/> <u>直轄公共土木施設の復旧に関すること。</u> <input type="checkbox"/> <u>緊急物資及び人員輸送活動に関すること。</u> <input type="checkbox"/> <u>災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること。</u> 	<p>6. 指定地方行政機関 (新設)</p>	
総則編 p. 総則-16	<p>7. 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(1) <u>西日本電信電話株式会社等（西日本電信電話株式会社（関西支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社））</u> （略）</p> <p>(2) <u>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社</u> （略）</p> <p>(3) <u>大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社</u> （略）</p> <p>(4) <u>西日本旅客鉄道株式会社等（西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）・日本貨物鉄道株式会社（関西支社）及び東海旅客鉄道株式会社（新幹線運行本部））</u> （略）</p>	<p>7. 指定公共機関及び指定地方公共機関</p> <p>(1) <u>西日本電信電話株式会社（大阪支店）、NTTコミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）及び株式会社NTTドコモ（関西支社）</u> （略）</p> <p>(2) <u>関西電力送配電株式会社（枚方配電営業所）</u> （略）</p> <p>(3) <u>大阪ガス株式会社（導管事業部北東部導管部）</u> （略）</p> <p>(4) <u>西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）・日本貨物鉄道株式会社（関西支社）</u> （略）</p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
総則編 p. 総則-17	(7) 日本赤十字社（大阪府支部） <input type="checkbox"/> 災害医療体制の整備に関する事。 <input type="checkbox"/> <u>被災者等へのこころのケア活動の実施に関する事。</u> <input type="checkbox"/> <u>災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事。</u> （略） (9) 日本郵便株式会社近畿支社 （略）	(7) 日本赤十字社（大阪府支部） <input type="checkbox"/> 災害医療体制の整備に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事。 <input type="checkbox"/> 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事。 （略） (9) 日本郵便株式会社近畿支社 <u>（交野郵便局）</u> （略）	
総則編 p. 総則-18	(14) <u>楽天モバイル株式会社</u> <input type="checkbox"/> <u>電気通信設備の整備と防災管理に関する事。</u> <input type="checkbox"/> <u>応急復旧用通信施設の整備に関する事。</u> <input type="checkbox"/> <u>気象警報の伝達に関する事。</u> <input type="checkbox"/> <u>災害時における重要通信確保に関する事。</u> <input type="checkbox"/> <u>携帯電話料金の減免に関する事。</u> <input type="checkbox"/> <u>被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事。</u> <input type="checkbox"/> <u>「災害用伝言版サービス」の提供に関する事。</u>	(新設)	
総則編 p. 総則-18	(15) <u>大阪広域水道企業団</u> <input type="checkbox"/> <u>水道用水・工業用水道施設の耐震化等に関する事。</u> <input type="checkbox"/> <u>水道用水・工業用水道の被害情報に関する事。</u> <input type="checkbox"/> <u>災害時の緊急物資（飲料水）の確保に関する事。</u> <input type="checkbox"/> <u>水道用水及び工業用水の供給確保に関する事。</u> <input type="checkbox"/> <u>応急給水及び応急復旧に関する事。</u>	(新設)	
総則編 p. 総則-18	(16) <u>一般社団法人大阪府トラック協会</u> <input type="checkbox"/> <u>緊急輸送体制の整備に関する事</u> <input type="checkbox"/> <u>災害時における緊急物資輸送の協力に関する事</u> <input type="checkbox"/> <u>復旧資器材等の輸送協力に関する事</u>	(新設)	
総則編 p. 総則-18	(17) <u>日本放送協会（大阪放送局）</u> <input type="checkbox"/> <u>防災知識の普及等に関する事</u> <input type="checkbox"/> <u>災害時における放送の確保対策に関する事</u> <input type="checkbox"/> <u>緊急放送・広報体制の整備に関する事</u> <input type="checkbox"/> <u>気象予警報等の放送周知に関する事</u> <input type="checkbox"/> <u>指定避難所等への受信機の貸与に関する事</u> <input type="checkbox"/> <u>社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事</u> <input type="checkbox"/> <u>災害時における広報に関する事</u> <input type="checkbox"/> <u>災害時における放送の確保に関する事</u> <input type="checkbox"/> <u>災害時における安否情報の提供に関する事</u>	(新設)	
総則編 p. 総則-18	(18) <u>各民間放送株式会社</u> <input type="checkbox"/> <u>防災知識の普及等に関する事</u> <input type="checkbox"/> <u>災害時における広報に関する事</u> <input type="checkbox"/> <u>緊急放送・広報体制の整備に関する事</u> <input type="checkbox"/> <u>気象予警報等の放送周知に関する事</u> <input type="checkbox"/> <u>社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事</u> <input type="checkbox"/> <u>被災放送施設の復旧事業の推進に関する事</u>	(新設)	
総則編 p. 総則-19	(19) <u>公益社団法人大阪府看護協会</u> <input type="checkbox"/> <u>災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関する事。</u> <input type="checkbox"/> <u>被災者に対する看護活動に関する事。</u>	(新設)	
総則編 p. 総則-19	8. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 (1) 一般社団法人交野市医師会 <input type="checkbox"/> 災害時における医療救護の活動に関する事。 <input type="checkbox"/> <u>被災者に対する医療活動に関する事。</u>	8. 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 (1) 一般社団法人交野市医師会 <input type="checkbox"/> <u>災害時における医療計画に関する事。</u> <input type="checkbox"/> 災害時における医療救護活動に関する事。 <input type="checkbox"/> <u>災害時における負傷者の収容及び看護に関する事。</u>	
総則編 p. 総則-19	(2) 一般社団法人交野市歯科医師会 <input type="checkbox"/> <u>災害時における医療救護の活動に関する事。</u> <input type="checkbox"/> <u>被災者に対する歯科保健医療活動に関する事。</u>	(新設)	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
総則編 p. 総則-19	(3) 北河内薬剤師会 <input type="checkbox"/> 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること。 <input type="checkbox"/> 医薬品等の確保及び供給に関すること。	(新設)	
総則編 p. 総則-19	(6) 社会福祉法人交野市社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> ボランティアの活動環境の整備に関すること。 <input type="checkbox"/> ボランティアの受け入れに関すること。 <input type="checkbox"/> 避難行動要支援者対策に関すること。	(4) 社会福祉法人交野市社会福祉協議会 <input type="checkbox"/> ボランティアの活動環境の整備に関すること。 <input type="checkbox"/> ボランティアの受け入れに関すること。	
総則編 p. 総則-21	第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携 住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。 なお、ボランティア活動はその自主性に基づくことから、市、府、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。	第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携 住民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、避難行動要支援者の安否確認や自主的な避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。	
総則編 p. 総則-22	第8節 計画の修正 交野市防災会議は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。また、 <u>男女共同参画の視点から女性委員の割合を高めることや、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。</u>	第8節 計画の修正 交野市防災会議は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、毎年本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、修正する。また、 <u>女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。</u>	
総則編 p. 総則-23	【注記】 本計画における用語について (略) <input type="checkbox"/> ライフライン（事業者） 上水道（交野市水道局）、下水道（交野市都市整備部）、電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社）、電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）、ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社）、共同溝（市、府、近畿地方整備局）をいう。 (略) <input type="checkbox"/> 鉄道事業者 西日本旅客鉄道株式会社等及び京阪電気鉄道株式会社をいう。 <input type="checkbox"/> 公共輸送機関 西日本旅客鉄道株式会社等、京阪電気鉄道株式会社、京阪バス株式会社をいう。	【注記】 本計画における用語について (略) <input type="checkbox"/> ライフライン（事業者） 上水道（交野市水道局）、下水道（交野市都市整備部）、電気通信（西日本電信電話株式会社）、電力（関西電力送配電株式会社）、ガス（大阪ガス株式会社）、共同溝（市、府）をいう。 (略) <input type="checkbox"/> 鉄道事業者 西日本旅客鉄道株式会社及び京阪電気鉄道株式会社・日本貨物鉄道株式会社をいう。 <input type="checkbox"/> 公共輸送機関 西日本旅客鉄道株式会社、京阪電気鉄道株式会社、京阪バス株式会社をいう。	

災害予防対策編

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-1	第1節 都市の防災機能の強化 （略） また、まちの災害リスクを踏まえた建築物の適正化、災害ハザードエリアにおける適正な開発の誘導、避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組みの推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。 さらに、「災害危険度判定調査」の実施及び市民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。	第1節 都市の防災機能の強化 （略） また、「災害危険度判定調査」の実施及び市民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努め、都市防災構造化対策を推進する。	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-1	第1 防災空間の整備 実施担当 都市整備部、大阪府	第1 防災空間の整備 実施担当 都市整備部	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-2	第2 防災公園・防災空地の整備 実施担当 都市整備部、危機管理室 市は、市有地などを活用し、災害対策上有効な防災機能を有した防災公園・防災空地の整備を進める。 1. 災害時、一時避難場所として整備 2. 災害廃棄物仮置場としての活用 3. 備蓄倉庫、消防分団庫、防火水槽、防災井戸、雨水貯留施設、マンホールトイレ、かまどベンチ、ソーラー照明などの防災に資する施設を設置 4. 大型車両等の進入可能な動線の確保	（新設）	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-3	2. 計画的市街地整備 まちのみどりや農地等の地域資源の活用や生活基盤施設の整備に努めるとともに、土地区画整理事業の促進や計画的なまちづくりに資する地区計画制度等の活用を図る。 3. 開発行為の規制 (1) 災害危険区域 府は、建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を促進し、規制・指導を強力に推進する。 (2) 宅地規制 府は、宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき、宅地造成工事の安全性の確保及び規制宅地に起因するがけ崩れや土砂流出を事前に防止するための規制・指導を行い、宅地造成地の安全を図る。	2. 計画的市街地整備 都市の緑の創出や生活基盤施設の整備に努めるとともに、土地区画整理事業の促進や計画的なまちづくりに資する地区計画制度等の活用を図る。 3. 開発行為の規制 (1) 災害危険区域 建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定を促進し、規制・指導を強力に推進する。 (2) 宅地規制 府は、宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事の安全性の確保及び規制宅地に起因するがけ崩れや土砂流出を事前に防止するための規制・指導を行い、宅地造成地の安全を図る。	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-3	第5 土木構造物の耐震対策の推進 実施担当 都市整備部、近畿地方整備局、大阪府、西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、西日本高速道路(株)（関西支社）	第4 土木構造物の耐震対策の推進 実施担当 都市整備部、大阪国道事務所、大阪府、西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、西日本高速道路(株)	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-4	4. 農業用施設 (1) 耐震性調査・診断 市は、府及びため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。 (2) 耐震対策・統廃合 想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき、計画的に耐震対策を実施する。 また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。	4. 農業用施設 (1) 耐震性調査・診断 府は、市、ため池管理者と連携して、ため池等農業用施設の耐震性調査・診断を計画的に実施する。 (2) 耐震対策・統廃合 想定される大規模地震動に対して、堤体が損傷を受けても決壊しないよう、「土地改良施設耐震対策計画（平成19年1月）」に基づき耐震対策を実施する。また、必要に応じ、農業用施設の統廃合を進める。	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-4	第6 ライフライン・放送施設災害予防対策 実施担当 水道局、都市整備部、大阪府、近畿地方整備局、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)等、KDDI(株)（関西総支社）、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、日本放送協会、民間放送事業者	第5 ライフライン・放送施設災害予防対策 実施担当 水道局、都市整備部、大阪府、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、NTT西日本(株)、KDDI(株)、ソフトバンク(株)日本放送協会、民間放送事業者	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-4	1. 上水道（水道局） (1) 上水道については、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（ <u>公益社団法人日本水道協会</u> ）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。	1. 上水道（水道局） (1) 上水道については、「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」（日本水道協会）等に基づき、各種災害に耐えうる十分な強度の確保に努める。	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-5	2. 下水道（ <u>都市整備部</u> ） （略） 3. 電気通信（西日本電信電話 <u>㈱</u> 等、KDD I <u>㈱</u> （関西総支社）、ソフトバンク <u>㈱</u> 、 <u>楽天モバイル</u> ） （略） 4. 電力（ <u>関西電力</u> 、 <u>関西電力送配電</u> ） （略） 5. ガス（ <u>大阪ガス</u> 、 <u>大阪ガスネットワーク</u> ） （略） 6. 共同溝・電線共同溝の整備（市、府、 <u>近畿地方整備局</u> ） （略）	2. 下水道（ <u>下水道課</u> ） （略） 3. 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社） （略） 4. 電力（ <u>関西電力送配電株式会社</u> ） （略） 5. ガス（ <u>大阪ガス株式会社</u> ） （略） 6. 共同溝・電線共同溝の整備（市、府） （略）	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-6	7. 放送（日本放送協会、民間放送事業者） <u>放送に関わる事業者は、災害時の放送が確保されるよう、平常時から放送施設設備の強化と保全に努める。</u> (2) 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。 ① <u>株式会社毎日放送（テレビジョン放送）</u> ② <u>株式会社MBSラジオ（AMラジオ放送）</u> ③ <u>朝日放送テレビ株式会社</u>	7 放送（日本放送協会、民間放送事業者） 災害時の放送が確保されるよう、放送施設設備の強化と保全に努める。 (2) 民間放送事業者は、各々の実情に応じた防災に関する計画を定め、放送施設、局舎設備等について、各種予防措置を講ずる。 ① <u>株式会社毎日放送（テレビジョン放送及びAMラジオ放送）</u> ② <u>朝日放送テレビ株式会社</u>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-7	1 し尿処理（市、府） (1) （略） (2) 市は、既存のし尿処理施設についても、施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。	1 し尿処理（市、府） (1) （略） (2) 市は、既存のし尿処理施設についても、 <u>耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。</u>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-7	3 災害廃棄物等処理（市、府） (1) 市は、 <u>交野市災害廃棄物処理計画に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。</u>	3 災害廃棄物等処理（市、府） (1) 市は、 <u>災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理体制、周辺市町村等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画等において具体的に示す。</u>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-7	(4) 市は、 <u>交野市災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物等収集における人員計画、連絡体制、機材及び人員の確保並びに、民間業者等との支援協力体制の整備に努める。</u>	(4) 市は、 <u>災害時の災害廃棄物等収集における人員計画、連絡体制、機材及び人材の確保を含めた災害応急マニュアルを整備するとともに、民間業者等との支援協力体制の整備に努める。</u>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-7	(5) 府又は市は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や <u>災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）、地域ブロック協議会の取組等</u> に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。	(5) 府又は市は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）や <u>地域ブロック協議会の取組等</u> に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-7	(6) 府又は市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin-top: 5px;">※以降、文末の「ものとする」の削除のみの記載は省略します。</div>	(6) 府又は市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める <u>ものとする。</u>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-8	<p>第1 建築物の耐震対策の促進</p> <p><u>実施担当</u> 財産管理室、総務部、学校教育部、福祉部、都市計画部</p> <p>市及び府をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。</p> <p>また、天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、超高層建築物等における長周期地震動対策に関する周知等を適切に実施する。</p>	<p>第1 建築物の耐震対策の促進</p> <p><u>実施担当</u> 都市計画部、総務部、教育委員会、福祉部</p> <p>市及び府をはじめ建築関係団体等は、密接に連携して、「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（建築物の耐震改修の促進に関する法律による耐震改修促進計画）」に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や天井等の2次構造部材の脱落防止等の落下物対策、家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。</p>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-8	<p>1. 公共建築物</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、公立学校等について、速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。また、診断結果に応じ、耐震改修の計画的な実施に努める。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 市は、<u>ブロック塀等の安全対策、天井等の二次構造部材の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止対策等</u>を図る。</p>	<p>1. 公共建築物</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市は、<u>公共住宅について、老朽化により改修・改善が困難であることから、オープンスペース等を含めた有効活用に努める。</u></p> <p>(3) 市は、公立学校等について、速やかに耐震診断を実施するとともに、その結果を公表する。また、診断結果に応じ、耐震改修の計画的な実施に努める。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 市は、<u>非構造部材の天井の脱落防止等の落下物対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等</u>を図る。</p>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-8	<p>2. 民間建築物</p> <p>(1) 市は、<u>住宅及び建築物の所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取組みをできる限り支援する。</u></p>	<p>2. 民間建築物</p> <p>(1) 府及び市は、<u>市民及び建築物の所有者が、自主的に耐震化へ取り組むことを基本とし、その取組みをできる限り支援する。</u></p>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-9	<p>(2) 所管行政庁（建築主事を置く市においてはその長、その他の市町村においては知事）は、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち、耐震診断が義務付けられている大規模建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化の促進を図る。また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。</p>	<p>(2) 所管行政庁（建築主事を置く市においてはその長、その他の市町村においては知事）は、病院、店舗、ホテル等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難行動要支援者が利用する建築物のうち大規模なもの等、耐震診断が義務付けられている建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化の促進を図る。また、特定既存耐震不適格建築物（一定規模以上の病院、店舗、ホテル等不特定多数の人が利用する建築物）等の所有者に、必要に応じて耐震診断や改修の指導・助言、指示等を行い、進行管理に努める。</p>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-9	<p>第2 建築物の安全性に関する指導</p> <p>(略)</p> <p>(4) 液状化対策の啓発</p> <p><u>さらに、市は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策が図れるよう指導・助言を行い、建築物の所有者は具体的な対策を図る。</u></p>	<p>第2 建築物の安全性に関する指導</p> <p>(略)</p> <p>(4) 液状化対策の啓発</p>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-9	<p>第3 空き家等の対策</p> <p><u>実施担当</u> 都市計画部</p> <p>市は、<u>平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。</u></p> <p>また、<u>空き家等の適正管理に係る相談窓口の普及啓発に努める。</u></p>	(新設)	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-10	<p>第4 文化財</p> <p><u>実施担当</u> 生涯学習推進部、消防本部</p>	<p>第3 文化財</p> <p><u>実施担当</u> 教育委員会、消防本部</p>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-12	<p>第3節 水害予防対策の推進</p> <p>市及び防災関係機関は、市域における河川、下水道、及びため池における洪水、雨水出水による災害を未然に防止するため、<u>河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる流域治水対策を実施する。</u></p>	<p>第3節 水害予防対策の推進</p> <p>市及び防災関係機関は、市域における河川、下水道、及びため池における洪水、雨水出水による災害を未然に防止するため、<u>又は被害の拡大を防止するために、次のとおり河川及びため池の予防対策の推進を図る。</u></p>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-12	<p>2. 河川の点検・整備</p> <p>市は、<u>準用河川・普通河川等の改修や貯留施設の整備等、流域治水対策を推進する。</u></p>	<p>2. 河川の点検・整備</p> <p>市は、<u>準用河川・普通河川等の改修や貯留施設の整備を推進する。</u></p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-12	<p>第3 水害減災対策</p> <p>実施担当 危機管理室、都市整備部、近畿地方整備局、大阪府、<u>大阪管区气象台</u></p> <p>市は、洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水害の軽減を図るため、大阪府が実施する洪水予報、水位周知河川の<u>洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）</u>の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表に基づき、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。</p>	<p>第3 水害減災対策</p> <p>実施担当 危機管理室、都市整備部、近畿地方整備局、大阪府</p> <p>市は、洪水、雨水出水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報提供・避難により、水害の軽減を図るため、大阪府が実施する洪水予報、水位周知河川の<u>避難判断水位（特別警戒水位）</u>の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨による浸水想定区域の指定・公表に基づき、洪水リスクの開示、避難体制の整備を行う。</p>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-12	<p>1. 洪水予報及び水防警報等</p> <p>(1) 洪水予報</p> <p>① 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、<u>大阪管区气象台</u>と共同して洪水予報を行い、府知事及び市長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>本市に該当河川はない。</p> <p>② 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、水防管理者である市長に通知するとともに、<u>報道機関の協力を求めて一般に周知する</u>。</p> <p>本市では、天野川が該当する。</p> <p>③ 府は、上記①により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者である市長等に通知する。</p> <p>④ 近畿地方整備局及び府は、市長による洪水時における<u>避難指示</u>等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。</p>	<p>1. 洪水予報及び水防警報等</p> <p>(1) 洪水予報</p> <p>① 近畿地方整備局は、二以上の府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きく洪水により重大な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、<u>气象台</u>と共同して洪水予報を行い、府知事及び市長に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>本市に該当河川はない。</p> <p>② 府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、水防管理者である市長に通知するとともに、一般に周知する。</p> <p>本市では、天野川が該当する。</p> <p>③ 府は、上記①により通知を受けた場合は、直ちに水防管理者である市長等に通知する。</p> <p>④ 近畿地方整備局及び府は、市長による洪水時における<u>避難勧告</u>等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。</p>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-13	<p>(2) <u>水位到達情報の発表</u></p> <p>① 府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（水位周知河川）において、<u>避難判断水位（市長の高齢者等避難の目安となる水位）</u>を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者である市長等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>本市では、天野川が該当する。</p> <p>（略）</p> <p>府は、市長による洪水時における<u>避難指示</u>等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。</p>	<p>(2) <u>特別警戒水位の設定及び到達情報の発表</u></p> <p>① 府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川（水位周知河川）において、<u>避難判断水位（特別警戒水位）</u>を設定し、当該河川の水位がこれに到達したときは、水防管理者である市長等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。</p> <p>本市では、天野川が該当する。</p> <p>（略）</p> <p>府は、市長による洪水時における<u>避難勧告</u>等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。</p>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-13	<p>② 府は、管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、関係機関等に通知するとともに、一般に周知する。</p>	<p>② 市は、<u>各々が管理する公共下水道等の排水施設</u>等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、関係機関等に通知するとともに、一般に周知する。</p> <p>本市には該当施設（水位周知下水道）はない。</p>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-13	<p>(5) <u>浸水想定区域の指定・公表</u></p> <p>① 近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する。</p> <p>② 府は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知河川が氾濫した場合に想定される区域を洪水浸水想定区域、<u>水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する</u>。</p> <p>③ 府は、<u>その他の河川についても、市役所等の所在地に係る河川については、過去の浸水実績を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市へ浸水想定</u>の情報を提供する。</p> <p>④ 市は、想定し得る最大規模の降雨により、<u>下水道等の排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域に指定し浸水した場合に想定される水深、浸水範囲等を公表する</u>。</p>	<p>(5) <u>浸水想定区域の指定・公表</u></p> <p>① 近畿地方整備局は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p> <p>② 府は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知河川が氾濫した場合に想定される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。</p> <p>③ 府及び市は、想定し得る最大規模の降雨により、<u>水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として想定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する</u>。</p> <p>本市には該当施設（水位周知下水道）はない。</p>	

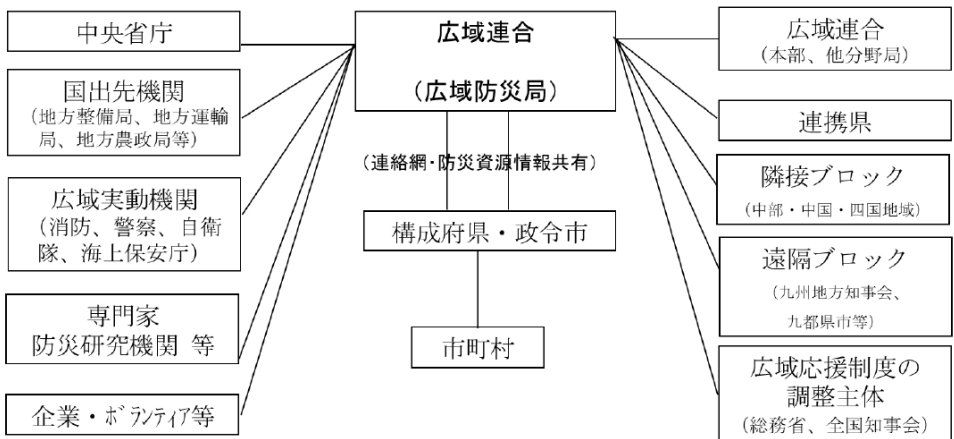
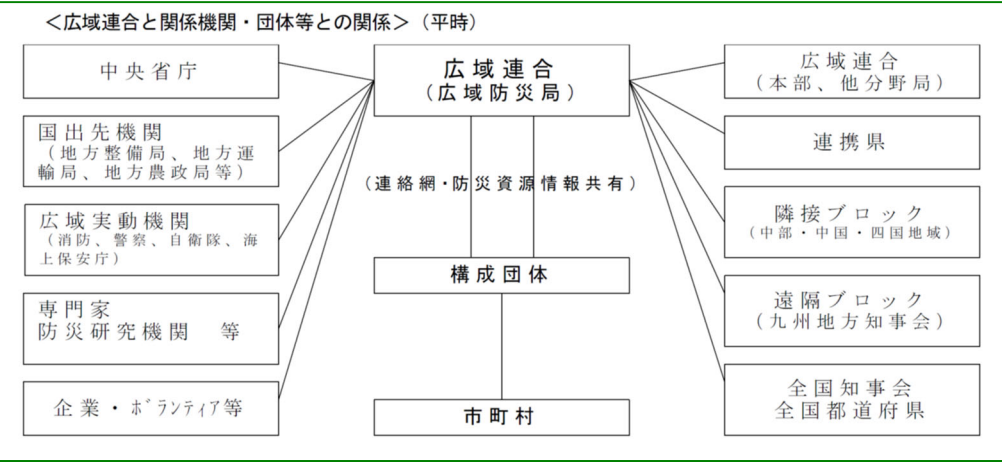
ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-14	ア：市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施し、その訓練結果を市長に報告する。	ア：市地域防災計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画を公表する。また、当該計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-14	イ： <u>浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。</u>	イ：市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成するほか、 <u>当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努める。</u> また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-14	ウ： <u>浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。</u>	ウ：市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-15	③ 市は、 <u>要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u>	③ <u>府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-15	(1) 洪水リスクの開示 イ：市は、 <u>洪水浸水想定区域等が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。</u>	(1) 洪水リスクの開示 イ：市は、 <u>洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。</u>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-15	(2) 洪水リスクの周知 市は、公表された洪水リスクを市民に周知するとともに、 <u>災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。</u> <u>また、市は、ハザードマップ等の作成に当たっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。加えて、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。</u> <u>さらに、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u>	(2) 洪水リスクの周知及び利用 府及び市は、公表された洪水リスクを市民に周知させるため、説明会・講習会等の必要な措置を講じるように努めるとともに、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を策定する際に参考とする。 市は、ハザードマップ等の作成に当たっては早期の立退き避難が必要な区域を明示する。	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-16	5. 防災訓練の実施・指導 (2) 要配慮者利用施設等の防災訓練 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。 また、市は、 <u>要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</u> 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。	5. 防災訓練の実施・指導 (2) 要配慮者利用施設等の防災訓練 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。 また、 <u>府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。</u> 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																																												
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-16	6. 水防と河川管理等の連携 (1) 市は、 <u>気候変動による影響を踏まえ、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「水防災連絡協議会」</u> 等を活用し、 <u>国、河川管理者、水防管理者等の集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。</u>	6. 水防と河川管理等の連携 (1) 市は <u>国や府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「水防災連絡協議会」</u> 等を活用し、 <u>国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。</u>																																													
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-16	第4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策 (略) また、府は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生の防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、 <u>ため池の持つ洪水調節機能を活用した余吐水の改良等の整備を行う。</u> 市は、 <u>府及びため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。</u>	第4 ため池等農業用水利施設の総合的な防災・減災対策 (略) また、府は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生の防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、 <u>ため池の持つ洪水調節機能を活用した余吐水の改良等の整備を行うとともに、市町村やため池管理者等関係機関と連携して、その機能の保全に努める。</u>																																													
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-18	第4節 土砂災害予防対策の推進 府は、 <u>山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害の発生防止に努めるものとし、特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組みと連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進する。</u> さらに、 <u>台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進するとともに、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。</u> 市及び防災関係機関は、 <u>がけ崩れや土石流等による土砂災害の発生が予想される危険箇所の把握を行い、パンフレット等により住民に周知徹底を行う。</u> また、 <u>危険な箇所の災害防止対策を実施するとともに、災害時における円滑な避難活動の体制整備を図る。</u> さらに、 <u>土砂災害による災害の発生のおそれのある土地の区域については、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進するなど、災害に強い土地利用の推進に努める。</u>	第4節 土砂災害予防対策の推進 市及び防災関係機関は、 <u>がけ崩れや土石流等による土砂災害の発生が予想される危険箇所の把握を行い、住民に周知徹底を行う。</u> また、 <u>危険な箇所の災害防止を実施するとともに、災害時における円滑な避難活動の体制整備を図る。</u>																																													
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-18	第1 土砂災害関連システムの保守 <table border="1" data-bbox="430 1150 1412 1188"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理室、大阪府</td> </tr> </table> 市は、 <u>土砂災害予測に使用するための降雨データを適切に収集するため、大阪府と共同で設置している雨量計のため、保守、点検等を適切に行う。</u>	実施担当	危機管理室、大阪府	第1 土砂災害関連システムの保守 <table border="1" data-bbox="1555 1150 2537 1188"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理室</td> </tr> </table> 市は、 <u>土石流予警報監視システムや土砂災害情報相互通報システム等の機能維持のため、保守、点検等を適切に行う。</u>	実施担当	危機管理室																																									
実施担当	危機管理室、大阪府																																														
実施担当	危機管理室																																														
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-18	第2 災害危険箇所の把握 市は、 <u>地震や降雨によりがけ崩れや土石流等の土砂災害が発生すると予想される危険箇所について、定期及び随時に調査点検を行いより正確な実態把握を行う。</u> また、 <u>府と連携し、必要に応じて、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会等との連携により、斜面判定士による土砂災害危険箇所の点検巡視を行う。</u>	第2 災害危険箇所の把握 市は、 <u>地震や降雨によりがけ崩れや土石流等の土砂災害が発生すると予想される危険箇所について、定期及び随時に調査点検を行いより正確な実態把握を行う。</u>																																													
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-18	<table border="1" data-bbox="415 1430 1522 1696"> <thead> <tr> <th colspan="4">市の土砂災害の危険箇所・区域の状況（令和5年4月26日現在）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法指定区域</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>4箇所</td> <td>すべて（建築基準法による）災害危険区域にも指定</td> </tr> <tr> <td>土砂災害警戒区域</td> <td>132箇所</td> <td>うち、土砂災害特別警戒区域 121箇所</td> </tr> <tr> <td>宅地造成等工事規制区域</td> <td>1,087ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市の土砂災害の危険箇所・区域の状況（令和5年4月26日現在）					種類	数量	備考	(略)				法指定区域	急傾斜地崩壊危険区域	4箇所	すべて（建築基準法による）災害危険区域にも指定	土砂災害警戒区域	132箇所	うち、土砂災害特別警戒区域 121箇所	宅地造成等工事規制区域	1,087ha		<table border="1" data-bbox="1584 1430 2594 1696"> <thead> <tr> <th colspan="4">市の土砂災害の危険箇所・区域の状況（平成28年9月14日現在）</th> </tr> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">法指定区域</td> <td>急傾斜地崩壊危険区域</td> <td>4箇所</td> <td>すべて（建築基準法による）災害危険区域にも指定</td> </tr> <tr> <td>土砂災害(特別)警戒区域</td> <td>131箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅地造成工事規制区域</td> <td>1,087ha</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市の土砂災害の危険箇所・区域の状況（平成28年9月14日現在）					種類	数量	備考	(略)				法指定区域	急傾斜地崩壊危険区域	4箇所	すべて（建築基準法による）災害危険区域にも指定	土砂災害(特別)警戒区域	131箇所		宅地造成工事規制区域	1,087ha		
市の土砂災害の危険箇所・区域の状況（令和5年4月26日現在）																																															
	種類	数量	備考																																												
(略)																																															
法指定区域	急傾斜地崩壊危険区域	4箇所	すべて（建築基準法による）災害危険区域にも指定																																												
	土砂災害警戒区域	132箇所	うち、土砂災害特別警戒区域 121箇所																																												
	宅地造成等工事規制区域	1,087ha																																													
市の土砂災害の危険箇所・区域の状況（平成28年9月14日現在）																																															
	種類	数量	備考																																												
(略)																																															
法指定区域	急傾斜地崩壊危険区域	4箇所	すべて（建築基準法による）災害危険区域にも指定																																												
	土砂災害(特別)警戒区域	131箇所																																													
	宅地造成工事規制区域	1,087ha																																													
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-19	第3 警戒避難体制等の整備 市は、 <u>警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、土砂災害に対する警戒避難体制の強化を図る。</u> また、 <u>土砂災害特別警戒区域においては、建築基準法に基づく構造規制を踏まえ、建築物の構造が安全なものとなるよう努める。</u>	第3 警戒避難体制等の整備 市は、 <u>警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、土砂災害に対する警戒避難体制の強化を図る。</u>																																													

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																																																
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-19	<p>② 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導の訓練を実施し、その結果を市長に報告する。</p> <p>市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めるとともに、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。</p>	<p>② 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画は市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導の訓練を実施する。</p> <p>府及び市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。</p>																																																	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-20	<p>市の土砂災害警戒区域・特別警戒区域の状況（令和5年4月26日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">土砂災害警戒区域</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>73箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>59箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>132箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土砂災害特別警戒区域</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>73箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>48箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>121箇所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	数量	備考	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	73箇所		土石流	59箇所		合計	132箇所		土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	73箇所		土石流	48箇所		合計	121箇所		<p>市の土砂災害警戒区域・特別警戒区域の状況（平成28年9月14日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>種類</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">土砂災害警戒区域</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>72箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>59箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>131箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">土砂災害特別警戒区域</td> <td>急傾斜地の崩壊</td> <td>72箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土石流</td> <td>48箇所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>120箇所</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		種類	数量	備考	土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	72箇所		土石流	59箇所		合計	131箇所		土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	72箇所		土石流	48箇所		合計	120箇所		
	種類	数量	備考																																																
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	73箇所																																																	
	土石流	59箇所																																																	
	合計	132箇所																																																	
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	73箇所																																																	
	土石流	48箇所																																																	
	合計	121箇所																																																	
	種類	数量	備考																																																
土砂災害警戒区域	急傾斜地の崩壊	72箇所																																																	
	土石流	59箇所																																																	
	合計	131箇所																																																	
土砂災害特別警戒区域	急傾斜地の崩壊	72箇所																																																	
	土石流	48箇所																																																	
	合計	120箇所																																																	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-20	(4) 情報収集及び伝達体制の整備 市は、現在設置している雨量計を適切に維持、管理し、気象予警報等の情報収集に努めるとともに、収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、必要に応じて住民への伝達手段及び手順並びにルートを見直す。	(4) 情報収集及び伝達体制の整備 市は、現在設置している土石流予警報監視システム及び土砂災害情報相互通報システムを充実させ、気象予警報等の情報収集に努めるとともに、収集及び伝達が迅速かつ的確に実施できるよう、必要に応じて住民への伝達手段及び手順並びにルートを見直す。																																																	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-20	(5) 土砂災害リスク及び避難に関する情報の周知 市は、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。	(新設)																																																	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-21	(7) 防災知識の普及 市及び関係機関は、住民に対し日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのあるときに先がけ、防災行事や防災訓練の実施に努める。 また、市は、「土石流危険渓流及び危険区域」「地すべり危険箇所」「急傾斜地崩壊危険箇所」「山地災害危険地区」等の把握・周知に努める。	(6) 防災知識の普及 市及び関係機関は、住民に対し日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのあるときに先がけ、防災行事や防災訓練の実施に努める。																																																	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-22	<p>法指定区域の設定による保全・規制・誘導策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>保全・規制・誘導策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 規制区域内での工事の許可制 規制区域内の土地の所有者、管理者等による保全措置の義務 危険な規制区域内の土地の所有者等に対する災害防止措置の勧告 著しく危険な規制区域内の土地の所有者等に対する改善命令 </td> </tr> </tbody> </table>	法律名	保全・規制・誘導策	(略)		宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）	<ul style="list-style-type: none"> 規制区域内での工事の許可制 規制区域内の土地の所有者、管理者等による保全措置の義務 危険な規制区域内の土地の所有者等に対する災害防止措置の勧告 著しく危険な規制区域内の土地の所有者等に対する改善命令 	<p>法指定区域の設定による保全・規制・誘導策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法律名</th> <th>保全・規制・誘導策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 宅地造成工事の許可制 宅地の所有者、管理者等による保全措置の義務 危険な宅地の所有者等に対する災害防止措置の勧告 著しく危険な宅地の所有者等に対する改善命令 </td> </tr> </tbody> </table>	法律名	保全・規制・誘導策	(略)		宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）	<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成工事の許可制 宅地の所有者、管理者等による保全措置の義務 危険な宅地の所有者等に対する災害防止措置の勧告 著しく危険な宅地の所有者等に対する改善命令 																																					
法律名	保全・規制・誘導策																																																		
(略)																																																			
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）	<ul style="list-style-type: none"> 規制区域内での工事の許可制 規制区域内の土地の所有者、管理者等による保全措置の義務 危険な規制区域内の土地の所有者等に対する災害防止措置の勧告 著しく危険な規制区域内の土地の所有者等に対する改善命令 																																																		
法律名	保全・規制・誘導策																																																		
(略)																																																			
宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）	<ul style="list-style-type: none"> 宅地造成工事の許可制 宅地の所有者、管理者等による保全措置の義務 危険な宅地の所有者等に対する災害防止措置の勧告 著しく危険な宅地の所有者等に対する改善命令 																																																		

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-22	<p>第5 宅地造成及び盛土等対策</p> <p>実施担当 都市計画部、危機管理室、大阪府</p> <p>(1) 府は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成等工事規制区域」（宅地造成及び特定盛土等規制法第10条）に指定する。</p> <p>(2) 府は、宅地造成等工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高め、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。また、府は、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。</p> <p>市は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。</p> <p>(5) 市は、府と連携し、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。</p> <p>なお、府は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。</p>	<p>第5 宅地防災対策</p> <p>実施担当 都市計画部、大阪府</p> <p>(1) 府は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」（宅地造成等規制法第3条）に指定する。</p> <p>(2) 府は、宅地造成工事規制区域内において、開発事業者に対して、宅地造成に関する技術基準に適合するよう指導するとともに、必要に応じて監督処分を行う。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 府は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した、大規模盛土造成地マップを公表し、府民の防災意識を高め、宅地の耐震化を実施するよう努める。また、滑動崩落のおそれが大きく、かつ宅地の災害で相当数の居住者その他の者に危害を生じるおそれ大きいと判断するものについて、「造成宅地防災区域」の指定等の検討を行う。</p> <p>市は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップの作成・公表するよう努め、府は、これについて国からの情報収集等を行う。</p>	
災害予防対策編 第1章 災害に強いまちづくり p. 予防-24	<p>第1 危険物災害予防対策</p> <p>危険物による災害の発生及び被害の拡大を防止するために、保安体制の強化及び法令等の定めるところによる査察・指導及び取締りを強化するとともに、保安教育並びに訓練の徹底や自衛消防組織の育成並びに防火思想の啓発・普及の徹底を図る。</p> <p>なお、事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。</p>	<p>第1 危険物災害予防対策</p> <p>危険物による災害の発生及び被害の拡大を防止するために、保安体制の強化及び法令等の定めるところによる査察・指導及び取締りを強化するとともに、保安教育並びに訓練の徹底や自衛消防組織の育成並びに防火思想の啓発・普及の徹底を図る。</p>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-27	<p>1. 市の防災体制の充実</p> <p>市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。</p> <p>また、災害時の応急対策活動を迅速かつ確に実施できるよう、職員の配備体制・勤務時間外における体制の整備を図るとともに、災害対策本部事務局の拠点の設置や防災関係機関の現地情報連絡員を含めた情報共有の仕組みを構築する等、運営方法の整備に努める。</p> <p>さらに、市は府と連携し、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応が取れるよう努める。</p>	<p>1. 市の防災体制の充実</p> <p>市は、総合的な防災対策を推進するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。</p>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-27	<p>(2) 防災対策推進会議</p> <p>〔組織〕</p> <p>委員：理事、危機管理室長、財産管理室長、総務部長、企画財政部長、市民部長、健やか部長、福祉部長、環境部長、都市計画部長、都市整備部長、教育次長、学校教育部長、水道局長、消防長、議会事務局長</p>	<p>(2) 防災対策推進会議</p> <p>〔組織〕</p> <p>委員：理事、危機管理室長、総務部長、企画財政部長、市民部長、健やか部長、福祉部長、環境部長、都市計画部長、都市整備部長、教育次長、水道局長、消防長、議会事務局長、行政委員会事務局長</p>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-28	<p>●災害時又は災害発生のおそれがある場合に活動する組織</p> <p>(1) 災害対策本部</p> <p>〔設置基準〕</p> <p>① 災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき</p> <p>② 避難指示等を発令するとき</p> <p>③ 市域で震度5弱以上を観測したとき、又は発生したと考えられるとき</p>	<p>●災害時又は災害発生のおそれがある場合に活動する組織</p> <p>(1) 災害対策本部</p> <p>〔設置基準〕</p> <p>① 災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき</p> <p>② 避難勧告等を発令するとき</p> <p>③ 市内で震度5弱以上を観測したとき又は発生したと考えられるとき</p>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-28	<p>〔組織〕</p> <p>本部長：市長</p> <p>副本部長：①副市長、②教育長、③水道事業管理者（※数字は本部長の代行順位）</p> <p>本部長：理事、危機管理室長、財産管理室長、総務部長、企画財政部長、市民部長、健やか部長、福祉部長、環境部長、都市計画部長、都市整備部長、教育次長、学校教育部長、水道局長、消防長、議会事務局長</p>	<p>〔組織〕</p> <p>本部長：市長</p> <p>副本部長：①副市長、②教育長、③水道事業管理者（※数字は本部長の代行順位）</p> <p>本部長：理事、危機管理室長、総務部長、企画財政部長、市民部長、健やか部長、福祉部長、環境部長、都市計画部長、都市整備部長、教育次長、水道局長、消防長、議会事務局長、行政委員会事務局長</p>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-28	<p>(2) 災害警戒本部</p> <p>〔組織〕</p> <p>本部長：副市長</p> <p>本部長：理事、危機管理室長、財産管理室長、総務部長、企画財政部長、福祉部長、都市計画部長、都市整備部長、教育次長、学校教育部長、消防長</p>	<p>(2) 災害警戒本部</p> <p>〔組織〕</p> <p>本部長：副市長</p> <p>本部長：理事、危機管理室長、総務部長、企画財政部長、福祉部長、都市計画部長、都市整備部長、教育次長、消防長、行政委員会事務局長</p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-29	2. 配備・動員体制の整備 市は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、 <u>災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、職員の配備体制及び参集体制を定め、人事異動の際に名簿や連絡網を更新する。</u>	2. 配備・動員体制の整備 市は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、職員の配備体制及び参集体制を定め、人事異動の際に名簿や連絡網を更新する。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-29	(2) 勤務時間外における動員体制 ① 主要関係職員への早期情報伝達 災害対策本部の本部員をはじめ関係職員に対し、携帯電話・スマートフォン、メール等により、情報伝達の迅速化を図る。	(2) 勤務時間外における動員体制 ① 主要関係職員への早期情報伝達 災害対策本部の本部員をはじめ関係職員に対し、携帯電話、メール等により、情報伝達の迅速化を図る。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-29	3. 男女共同参画の視点を踏まえた活動体制の整備 市は、 <u>男女共同参画担当部局の視点からの災害対応の周知に係る危機管理室と総務部との連絡体制を構築するとともに、連携して平常時の防災対策及び災害時における総務部及び男女共同参画センターの役割について、明確化しておくよう努める。</u>	(新設)	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-29	4. その他の防災関係機関の組織体制の整備 その他の防災関係機関は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、 <u>災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、平常時から防災に係る組織動員体制の整備を図る。</u>	3. その他の防災関係機関の組織体制の整備 その他の防災関係機関は、災害時に各々の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるよう、平常時から防災に係る組織動員体制の整備を図る。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-29	5. 防災関係機関の連携 <u>防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した寝屋川流域大規模水害タイムライン及び交野市災害（土砂災害・洪水等）対応タイムラインを踏まえ、各種の防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。</u> <u>また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平常時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。</u>	(新設)	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-30	第2 防災中枢機能等の確保・充実 市及び防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む施設の耐震化を推進するとともに、 <u>浸水想定区域、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ防災拠点機能等の確保、充実を図る。また、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備し、防災中枢機能等の確保・充実を図る。</u> <u>なお、防災拠点においては、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</u>	第2 防災中枢機能等の確保・充実 市及び防災関係機関は、発災時に速やかな体制をとれるように、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災拠点機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備し、防災中枢機能等の確保・充実を図る。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-31	第5 資機材等の備蓄 市及び防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保並びに整備に努める。 特に、 <u>3次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等の強化に努める。</u>	第5 資機材等の備蓄 市及び防災関係機関は、応急対策及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材、装備・資機材等の確保並びに整備に努める。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-31	1. 資機材等の備蓄及び技術者等の把握 <u>燃料、発電機、建設機械等の装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係機関との連携により資機材・技術者等の確保体制整備に努める。</u> <u>なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</u> <u>また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。</u> <u>このほか、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。</u>	1. 資機材等の備蓄及び技術者等の把握 装備・資機材等の充実に努めるとともに、関係機関との連携により資機材・技術者等の確保体制整備に努める。 また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-32	第6 防災訓練の実施 (略) また、業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。 <u>このほか、大規模広域災害時の円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。</u> <u>さらに、新型インフルエンザ等感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を実施する。</u>	第6 防災訓練の実施 (略) また、業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-32	1. 総合防災訓練 （略） 訓練方法は、生駒断層帯地震、南海トラフ地震、集中豪雨、林野火災、危険物災害、航空機災害等を想定した、実践的な手法を採用する。	1. 総合防災訓練 （略） 訓練方法は、生駒断層帯地震、東南海・南海地震、集中豪雨、林野火災、危険物災害、航空機災害等を想定した、実践的な手法を採用する。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-33	(4) 避難誘導訓練 市は、災害時において、避難が迅速かつ的確に行えるよう避難の指示・誘導等について訓練する。また、福祉関係者や避難行動要支援者の積極的な参加を得て、避難行動要支援者の避難誘導や介助方法について重点的に実施する。	(4) 避難誘導訓練 市は、災害時において、避難が迅速かつ的確に行えるよう避難の指示・勧告・誘導等について訓練する。また、福祉関係者や避難行動要支援者の積極的な参加を得て、避難行動要支援者の避難誘導や介助方法について重点的に実施する。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-34	第8 防災に関する調査研究の推進 市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ、総合的・計画的な防災対策を推進するため、災害要因・被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。 なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の積極的な活用に努める。 さらに、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（内閣府）」等の取組を通じて、民間企業等が持つ先進技術とのマッチング等を行うことにより、災害対応における先進技術の導入を促進する。	第8 防災に関する調査研究の推進 市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ、総合的・計画的な防災対策を推進するため、災害要因・被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。 なお、情報通信技術の発達を踏まえ、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTの防災施策への積極的な活用に努める。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-34	第9 広域防災体制の整備 市及び防災関係機関は、平常時から大規模災害をも視野に入れ、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。	第9 広域防災体制の整備 市及び防災関係機関は、平常時から大規模災害をも視野に入れ、広域的な視点に立った防災体制の整備を図る。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-34	<p>＜広域連合と関係機関・団体等との関係＞</p> 	<p>＜広域連合と関係機関・団体等との関係＞（平時）</p> 	

ページ等	新	旧 (令和3年3月修正)	備考
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-35	<p style="text-align: center;">＜応援・受援の体制（概略図）＞</p> <p style="font-size: small;">※網かけ部分は、被災団体又は被災者を示す。 ※太線は、広域連合と構成団体・連携県の繋がりを示す。</p>	<p style="text-align: center;">＜関係機関・団体等との連絡調整関係図＞</p> <p style="font-size: small;">※網かけは、被災団体又は被災者を示す。 ※太線は、広域連合と構成団体・連携県の繋がりを示す。</p>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-36	<p>3. 応援・受援体制の整備</p> <p>市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるように<u>交野市受援計画に基づき</u>、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。</p> <p>また、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受け入れについて、訓練等を通じて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</p>	<p>3. 応援・受援体制の整備</p> <p>市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の自治体等から応援を受けることができるように<u>応援・受援計画の策定に努めるものとし</u>、応援・受援に関する手順、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制、資機材等の準備及び輸送体制等について必要な準備を整える。</p>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え	<p>(削除)</p>	<p>(1) 応援・受援計画の目的</p> <p>支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。</p> <p>(2) 計画に定める主な内容</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 組織体制の整備 ② 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受け入れ ③ 人的応援に係る担当部局等との調整 ④ 災害ボランティアの受け入れ ⑤ 人的支援等の提供の調整 ⑥ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受け入れ ⑦ 人的・物的資源の管理及び活用 	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-37	<p>第12 事業者、ボランティアとの連携</p> <p>市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先や要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。</p>	<p>第12 事業者、ボランティアとの連携</p> <p>市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。</p>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-38	<p>第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備</p> <p>実施担当 危機管理室、総務部、企画財政部、防災関係機関</p>	<p>第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備</p> <p>実施担当 危機管理室、防災関係機関</p>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-38	<p>第2 防災行政無線の整備・点検及びデジタル化の推進</p> <p>実施担当 危機管理室、消防本部</p> <p>市、府をはじめ防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、大規模停電時での対応を含めた通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。</p>	<p>第2 防災行政無線の整備・点検及びデジタル化の推進</p> <p>実施担当 危機管理室</p> <p>市、府をはじめ防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。</p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-39	1. デジタル化への移行 (1) <u>移動系通信手段の整備充実</u> 現有の防災行政無線（移動系）が老朽化し、更新することが困難であることを踏まえ、 <u>簡易無線機やIP無線機を整備することにより、移動系通信手段のデジタル化、充実を図る。</u> 移動系（基地局、移動局（可搬機、携帯機）） (略) (4) <u>衛星通信等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の整備</u>	1. デジタル化への移行 (1) 市防災行政無線（移動系）の整備充実 現有の防災行政無線機器の整備、点検に努めるとともに、災害情報相互通報の充実を図るためデジタル化を推進する。 移動系（基地局、移動局（可搬機、携帯機）） (略) (4) 衛星携帯電話等により、災害時に孤立するおそれのある地域の住民との双方向の情報連絡体制の整備	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-39	第4 通信設備の整備・充実 市及び防災関係機関は、 <u>通信設備の災害に対する安全性の確保及び停電対策、バックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策の推進に努める。</u>	第4 通信設備の整備・充実	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-39	2. <u>携帯電話、スマートフォンの利用体制の整備</u> 現地の画像等の災害情報を、リアルタイムに収集するため、GPS・カメラ付き携帯電話、 <u>スマートフォンの整備に努める。</u>	2. 携帯電話の利用体制の整備 現地の画像等の災害情報を、リアルタイムに収集するため、GPS・カメラ付き携帯電話の整備に努める。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-40	第5 情報収集伝達体制の強化 市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、避難情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、市ホームページ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、災害情報共有アラート（Lアラート）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、 <u>スマートフォン、ワンセグ・フルセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。</u> また、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、情報の地図化等による <u>伝達手段の高度化に努める</u> など、情報収集伝達体制の強化を進める。 市は、勤務時間外にも確実に連絡をとれる状態にあるべき災害対策の幹部職員に携帯電話を常時携帯させるとともに、警報の発表等を一齐にメール配信するシステムを導入する。 市は、現地の状況を迅速に把握するため、GPS・カメラ付き携帯電話、スマートフォン等から送信される位置情報やデータの処理・管理システムの導入に努める。	第5 情報収集伝達体制の強化 市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、避難情報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、市ホームページ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、災害情報共有アラート（Lアラート）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワークサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ・フルセグ等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。 また、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、情報の地図化等、 <u>最新の情報通信関連技術の導入に努める</u> など、情報収集伝達体制の強化を進める。 市は、勤務時間外にも確実に連絡をとれる状態にあるべき災害対策の幹部職員に携帯電話を常時携帯させるとともに、警報の発表等を一齐にメール配信するシステムを導入する。 市は、現地の状況を迅速に把握するため、GPS・カメラ付き携帯電話等から送信される位置情報やデータの処理・管理システムの導入に努める。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-40	第6 災害広報体制の整備 (略) また、市は、国や府等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。 <u>さらに、市は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、府等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。</u>	第6 災害広報体制の整備 (略) また、市は、国等と連携し、安否情報の確認のためのシステムが効果的・効率的に活用されるよう、住民に対する普及啓発に努める。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-41	4. 災害時の広聴体制の整備 市及びライフライン事業者は、住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望・意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口等の体制を整備する。	4. 災害時の広聴体制の整備 住民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望・意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口等の体制を整備する。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-41	6. 停電時の住民への情報提供 市及び電気事業者は、 <u>停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。</u>	(新設)	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-41	7. 被災者への情報伝達体制の整備 電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、 <u>通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。</u>	(新設)	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-45	(1) 体制整備 人口減少社会において、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進、事業所の従業員に対する入団促進等により組織強化に努める。 ※以降、「人口減少社会を迎える中」から「人口減少社会において」への修正のみの記載は省略します。	(1) 体制整備 人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、消防団協力事業所表示制度の活用、機能別分団・団員の導入の促進、事業所の従業員に対する入団促進等により組織強化に努める。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-46	第4 連携体制の整備 市、府、府警察、自衛隊等は平常時から情報交換を行い、「顔の見える関係」を構築して信頼感を醸成するよう努めるとともに、相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。	第4 連携体制の整備 市、府、府警察、自衛隊等は相互に連携し、情報相互連絡体制、輸送体制、消火用機器の同一規格化を図るなど、消火・救助・救急活動を円滑に行うための体制整備に努める。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-47	第1 災害医療の基本的考え方 実施担当 健やか部、大阪府、日本赤十字社（大阪府支部）、（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会	第1 災害医療の基本的考え方 実施担当 健やか部、（一社）交野市医師会	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-48	第2 医療情報の収集伝達体制の整備 実施担当 健やか部、大阪府、（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会	第2 医療情報の収集伝達体制の整備 実施担当 健やか部、四條畷保健所、（一社）交野市医師会	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-49	第3 現地医療体制の整備 実施担当 健やか部、日本赤十字社（大阪府支部）、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会、北河内薬剤師会	第3 現地医療体制の整備 実施担当 健やか部、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会、北河内薬剤師会交野班	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-49	第4 後方医療体制の整備 実施担当 健やか部、大阪府、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会	第4 後方医療体制の整備 実施担当 健やか部、（一社）交野市医師会、大阪府	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-50	第5 医薬品等の確保供給体制の整備 実施担当 健やか部、大阪府、日本赤十字社（大阪府支部）、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会、北河内薬剤師会	第5 医薬品等の確保供給体制の整備 実施担当 健やか部、日本赤十字社大阪府支部、（一社）交野市医師会、大阪府	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-50	第6 患者等搬送体制の確立 実施担当 健やか部、消防本部、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会、北河内薬剤師会	第6 患者等搬送体制の確立 実施担当 健やか部、消防本部、（一社）交野市医師会	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-51	第8 関係機関協力体制の確立 実施担当 健やか部、大阪府、消防本部、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会	第8 関係機関協力体制の確立 実施担当 健やか部、消防本部、（一社）交野市医師会、大阪府	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-51	第9 医療関係者に対する訓練等の実施 実施担当 健やか部、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会	第9 医療関係者に対する訓練等の実施 実施担当 健やか部、（一社）交野市医師会	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-52	第1 陸上輸送体制の整備 実施担当 危機管理室、都市整備部、財産管理室、近畿地方整備局、大阪府、西日本高速道路(株)（関西支社）、大阪府警察本部（交野警察署）	第1 陸上輸送体制の整備 実施担当 危機管理室、都市整備部、企画財政部、大阪国道事務所、大阪府、西日本高速道路(株)	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考				
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-53	<p>第3 輸送手段の確保</p> <table border="1" data-bbox="439 199 1418 273"> <tr> <td>実施担当</td> <td>財産管理室、危機管理室、日本通運(株)（大阪支店）、(一社)大阪府トラック協会</td> </tr> </table>	実施担当	財産管理室、危機管理室、日本通運(株)（大阪支店）、(一社)大阪府トラック協会	<p>第3 輸送手段の確保</p> <table border="1" data-bbox="1561 199 2540 231"> <tr> <td>実施担当</td> <td>企画財政部、危機管理室</td> </tr> </table>	実施担当	企画財政部、危機管理室	
実施担当	財産管理室、危機管理室、日本通運(株)（大阪支店）、(一社)大阪府トラック協会						
実施担当	企画財政部、危機管理室						
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-54	<p>第4 交通規制・管制の整備</p> <table border="1" data-bbox="439 346 1418 388"> <tr> <td>実施担当</td> <td>都市整備部、近畿地方整備局、大阪府</td> </tr> </table>	実施担当	都市整備部、近畿地方整備局、大阪府	<p>第4 交通規制・管制の整備</p> <table border="1" data-bbox="1561 346 2540 388"> <tr> <td>実施担当</td> <td>都市整備部、大阪国道事務所、大阪府</td> </tr> </table>	実施担当	都市整備部、大阪国道事務所、大阪府	
実施担当	都市整備部、近畿地方整備局、大阪府						
実施担当	都市整備部、大阪国道事務所、大阪府						
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-55	<p>1. 火災時の避難場所及び避難路の指定</p> <p>(1) 指定緊急避難場所 (略)</p> <p>(2) 広域避難場所 火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。 ① 想定される避難者1人あたり概ね1平方メートル以上の避難有効面積を確保できること（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人あたり概ね2平方メートル以上の避難有効面積を確保できること） ② 延焼火災に対し有効な遮断ができる概ね10ha以上の空地 ただし、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。 ③ 土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められるもの（①又は②に該当するものを除く。） なお、上記条件に合致する場所が市内で確保することが難しいため、近隣市における該当場所で、国又は府が管理する施設を指定するものとする。</p> <p>(3) 避難路 落下物、倒壊物による危険等避難の障害のおそれが少なく、水利の確保が比較的容易な広域避難場所に通じる避難路を指定する。 (略) ② 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（①に該当するものを除く。）</p>	<p>1. 火災時の避難場所及び避難路の指定 市は、「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府都市整備部）に準じて、延焼火災に対する避難場所、避難路を指定する。</p> <p>(1) 指定緊急避難場所 (略)</p> <p>(2) 避難路 指定緊急避難場所に通じる次の道路を指定する。 (略) ② 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（①に該当するものを除く。） ③ 落下物、倒壊物による危険等避難の障害のおそれが少ないこと ④ 水利の確保が比較的容易なこと</p>					
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-56	<p>2. その他の避難場所及び避難路の指定 (略) なお、避難場所・避難路の選定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p>	<p>2. その他の避難場所及び避難路の指定 (略) なお、避難場所・避難路の選定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。</p>					

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考				
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-56	<p>第3 指定避難所の指定・整備</p> <table border="1" data-bbox="439 205 1418 268"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理室、市民部、福祉部、健やか部、教育総務室、学校教育部、生涯学習推進部、会計室、行政委員会事務局、大阪府</td> </tr> </table> <p>市は、避難所施設の管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定・整備する。</p> <p>その際、<u>新型インフルエンザ等感染症対策等を踏まえ、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機管理室と健やか部が連携して、必要な措置を講じるよう努める。</u></p> <p>また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設（ホテル、旅館等）の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用等、<u>可能な限り多くの避難所の開設に努めるとともに、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。</u></p> <p>さらに、平常時から、指定避難所の場所、受け入れ人数等について、住民への周知徹底を図るほか、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することを想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</p> <p><u>このほか、市及び避難所施設の管理者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保を図るため、専門家やNPO・ボランティア等との定期的な情報交換、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。</u></p>	実施担当	危機管理室、市民部、福祉部、健やか部、教育総務室、学校教育部、生涯学習推進部、会計室、行政委員会事務局、大阪府	<p>第3 指定避難所の指定・整備</p> <table border="1" data-bbox="1558 205 2537 268"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理室、企画財政部、市民部、福祉部、健やか部、教育委員会、会計室、行政委員会事務局、新庁舎整備室</td> </tr> </table> <p>市は、避難所施設の管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする住民を臨時に受入れることのできる指定避難所を指定・整備する。また、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、府と連携し、公的施設や民間施設の避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。</p>	実施担当	危機管理室、企画財政部、市民部、福祉部、健やか部、教育委員会、会計室、行政委員会事務局、新庁舎整備室	
実施担当	危機管理室、市民部、福祉部、健やか部、教育総務室、学校教育部、生涯学習推進部、会計室、行政委員会事務局、大阪府						
実施担当	危機管理室、企画財政部、市民部、福祉部、健やか部、教育委員会、会計室、行政委員会事務局、新庁舎整備室						
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-57	<p>(2) 指定避難所は、自治会、町内会等单位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。</p> <p>②（略）</p> <p>なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの、円滑な情報伝達ができるように多様な情報伝達手段が確保されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p>	<p>(2) 指定避難所は、自治会、町内会等单位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。</p> <p>②（略）</p> <p>なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p>					
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-58	<p>④ 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、<u>新型インフルエンザ等感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理室と健やか部が連携して、必要な場合にはホテルや旅館等の活用等も含めて検討するよう努める。</u></p> <p>さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るとともに、<u>通信設備の整備等を進め、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u></p> <p>また、<u>停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p>	<p>④ 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、避難生活の環境を良好に保つために、換気、照明等の設備の整備に努める。また、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から危機管理室と健やか部が連携して、環境の整備に努める。</u>さらに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。</p>					
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-58	<p>⑤ 市は、<u>新型インフルエンザ等感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、保健所と連携して、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努める。</u>また、市は、保健所との連携の下、<u>自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。</u></p>	<p>（新設）</p>					
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-58	<p>3. 福祉避難所の選定</p> <p>市は、福祉関係機関及び府等と連携して、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。</p> <p><u>福祉避難所の選定については、市や府等公共の施設を一時的な福祉避難所として指定し、民間の施設については、災害協定を締結する等の手段により、二次的な福祉避難所として選定するものとする。</u></p>	<p>3. 福祉避難所の選定</p> <p>市は、福祉関係機関及び府等と連携して、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要配慮者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）の選定に努める。</p>					

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考				
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-59	<p>5. 避難所の管理運営体制の整備</p> <p>市は、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を参考に、「交野市避難所運営マニュアル」及び「交野市福祉避難所ガイドライン」を策定するなど、避難所の管理・運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。</p> <p><u>また、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発にも努める。</u></p> <p>この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p>	<p>5. 避難所の管理運営体制の整備</p> <p>市は、府の「避難所運営マニュアル作成指針」を参考に、「交野市避難所運営マニュアル」及び「交野市福祉避難所ガイドライン」を策定するなど、避難所の管理・運営体制を整備するとともに、マニュアルの作成、訓練等を通じて、市民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。</p>					
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-59	<p>6. 避難者の受け入れ</p> <p><u>市は、指定避難所等に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めておくよう努める。</u></p>	(新設)					
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-59	<p>第4 避難誘導體制の整備</p> <table border="1" data-bbox="439 640 1418 714"> <tr> <td data-bbox="439 661 563 703">実施担当</td> <td data-bbox="563 640 1418 714">危機管理室、福祉部、健やか部、消防本部、消防団、交野警察署、学校・病院・社会福祉施設等の管理者</td> </tr> </table>	実施担当	危機管理室、福祉部、健やか部、消防本部、消防団、交野警察署、学校・病院・社会福祉施設等の管理者	<p>第4 避難誘導體制の整備</p> <table border="1" data-bbox="1558 640 2537 714"> <tr> <td data-bbox="1558 661 1682 703">実施担当</td> <td data-bbox="1682 640 2537 714">危機管理室、福祉部、消防本部、消防団、交野警察署、学校・病院・社会福祉施設等の管理者</td> </tr> </table>	実施担当	危機管理室、福祉部、消防本部、消防団、交野警察署、学校・病院・社会福祉施設等の管理者	
実施担当	危機管理室、福祉部、健やか部、消防本部、消防団、交野警察署、学校・病院・社会福祉施設等の管理者						
実施担当	危機管理室、福祉部、消防本部、消防団、交野警察署、学校・病院・社会福祉施設等の管理者						
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-59	<p>1. 市</p> <p>(3) 市は、災害発生情報、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報等について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。</p>	<p>1. 市</p> <p>(3) 市は、災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始といった避難情報等について、河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知に努める。</p>					
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-60	<p>(5) <u>避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、市は、平常時から住民等への周知徹底に努める。</u></p>	(新設)					

ページ等	新	旧 (令和3年3月修正)	備考																								
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-60	<p>4. 避難情報と居住者等のとるべき行動 (警戒レベルの詳細)</p> <p style="text-align: center;">※大阪府地域防災計画 (令和4年12月修正)</p> <table border="1" data-bbox="430 241 1507 1407"> <thead> <tr> <th>警戒レベル</th> <th>居住者等がとるべき行動</th> <th>行動を居住者等に促す情報</th> <th>居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>警戒レベル1</td> <td>災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。</td> <td>早期注意情報 (気象庁が発表)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>警戒レベル2</td> <td>自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。</td> <td>大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (注意) ・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (注意) ・府が提供する土砂災害危険度情報 (注意) </td> </tr> <tr> <td>警戒レベル3</td> <td>危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。</td> <td>高齢者等避難 (市町村長が発令)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (警戒) ・大雨警報 (土砂災害) ・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (警戒) ・府が提供する土砂災害危険度情報 (警戒) </td> </tr> <tr> <td>警戒レベル4</td> <td>危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。</td> <td>避難指示 (市町村長が発令)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (危険) ・府が提供する土砂災害危険度情報 (危険) </td> </tr> <tr> <td>警戒レベル5</td> <td>命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</td> <td>緊急安全確保 (市町村長が発令)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (災害切迫) ・(大雨特別警報 (浸水害)) ※1 ・(大雨特別警報 (土砂災害)) ※1 ・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (災害切迫) ・浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布) (災害切迫) </td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 市町村長は、居住者等に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯の発令に努める。</p> <p>注2 市町村長が発令する避難指示等は、市町村長が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても必ずしも発令されるものではない。</p> <p>注3 土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布)、府が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。</p> <p>注4 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5の災害発生を確認した状況だけでなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、※1の大雨特別警報 (浸水害) 及び大雨特別警報 (土砂災害) は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。</p>	警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)	警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)		警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (注意) ・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (注意) ・府が提供する土砂災害危険度情報 (注意) 	警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (警戒) ・大雨警報 (土砂災害) ・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (警戒) ・府が提供する土砂災害危険度情報 (警戒) 	警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。	避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (危険) ・府が提供する土砂災害危険度情報 (危険) 	警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (災害切迫) ・(大雨特別警報 (浸水害)) ※1 ・(大雨特別警報 (土砂災害)) ※1 ・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (災害切迫) ・浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布) (災害切迫) 	(新設)	
警戒レベル	居住者等がとるべき行動	行動を居住者等に促す情報	居住者等が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)																								
警戒レベル1	災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。	早期注意情報 (気象庁が発表)																									
警戒レベル2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。	大雨・洪水・高潮 注意報 (気象庁が発表)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意情報 ・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (注意) ・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (注意) ・府が提供する土砂災害危険度情報 (注意) 																								
警戒レベル3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。	高齢者等避難 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (警戒) ・大雨警報 (土砂災害) ・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (警戒) ・府が提供する土砂災害危険度情報 (警戒) 																								
警戒レベル4	危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難 (立退き避難又は屋内安全確保) する。	避難指示 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報 ・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (危険) ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (危険) ・府が提供する土砂災害危険度情報 (危険) 																								
警戒レベル5	命の危険 直ちに安全確保 ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。	緊急安全確保 (市町村長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) (災害切迫) ・(大雨特別警報 (浸水害)) ※1 ・(大雨特別警報 (土砂災害)) ※1 ・土砂キキクル (大雨警報 (土砂災害) の危険度分布) (災害切迫) ・浸水キキクル (大雨警報 (浸水害) の危険度分布) (災害切迫) 																								
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-62	<p>第5 広域避難体制の整備</p> <p>市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより、国や府、他の自治体と協力体制を構築するとともに、他の自治体との応援協定締結や避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、災害が発生又は発生するおそれがある場合の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。</p>	<p>第5 広域避難体制の整備</p> <p>市は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞中に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。</p>																									

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-63	第9 罹災証明書の発行体制の整備 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化、 <u>住家被害認定調査及び罹災証明書発行業務の要員名簿の作成等</u> を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。	第9 罹災証明書の発行体制の整備 市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、罹災証明発行業務のシステム化等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-65	1. 給水体制の整備 市は、 <u>府内水道（用水供給）事業者と相互に協力</u> して発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できる体制の整備に努める。 （略） (6) 相互応援体制の整備 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市、府（大阪府水道災害調整本部）及び <u>府内水道（用水供給）事業者は、相互に協力して相互応援体制を整備する。</u>	1. 給水体制の整備 市は、府と相互協力して発災後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給し、それ以降は順次供給量を増加できる体制の整備に努める。 （略） (6) 相互応援体制の整備 迅速かつ的確な給水活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために、市、府及び <u>大阪広域水道企業団は相互に協力して大阪広域水道震災対策中央本部体制を整備する。</u>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-65	2. 井戸水による生活水の確保 市は、 <u>府と連携して、災害時における家庭用等の井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進する</u> など、生活水の確保に努める。	2. 井戸水による生活水の確保 府と市は、災害時における家庭用等の井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活水の確保に努める。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-65	第2 食料・生活必需品の確保 市及び防災関係機関は、相互に協力して食料・生活必需品の確保に努める。 <u>また、備蓄品の調達にあたっては、可能な限り要配慮者、女性、子どもに配慮する。</u>	第2 食料・生活必需品の確保 市及び防災関係機関は、相互に協力して食料・生活必需品の確保に努める。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-66	(2) その他の物資の確保 （略） ⑧ 医薬品等（常備薬、救急セット、 <u>マスク、消毒液</u> ） （略） ⑬ <u>ブルーシート、土のう袋</u>	(2) その他の物資の確保 （略） ⑧ 医薬品等（常備薬、救急セット） （略） ⑬ ブルーシート	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-66	3. 備蓄・供給体制の整備 （略） 府は、災害の規模等にかんがみ、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るとともに、 <u>物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。</u> また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できる体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、平常時から、 <u>訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。</u> このほか、常時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入れ換えを行うなど、備蓄品の管理に努める。	3. 備蓄・供給体制の整備 （略） 府は、災害の規模等にかんがみ、市が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実に届けるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。また、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できる体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。 <u>また、常時備蓄品の点検・整備を行い、耐用年数、賞味期限のあるものは随時入れ換えを行うなど、備蓄品の管理に努める。</u>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-69	第3 電気通信 実施担当 西日本電信電話(株)等、KDDI(株)（関西総支社）、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u> 西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、 <u>ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社は、災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。</u>	第3 電気通信 実施担当 西日本電信電話(株)（ <u>大阪支店</u> ）、KDDI(株)（関西総支社）、ソフトバンク(株) 西日本電信電話株式会社大阪支店、KDDI株式会社（関西総支社） <u>及びソフトバンク株式会社は、災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、平常時から防災体制を整備する。</u>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-70	第4 電力 実施担当 <u>関西電力(株)、関西電力送配電(株)</u> 関西電力株式会社及び <u>関西電力送配電株式会社は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。</u> 1. 応急復旧体制の強化 (5) <u>平常時から市防災会議への参加により災害時の情報提供、収集等相互連携体制を整備しておく。</u>	第4 電力 実施担当 <u>関西電力送配電(株)</u> 関西電力送配電株式会社は、災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。 1. 応急復旧体制の強化 (5) <u>平時から市防災会議への参加により災害時の情報提供、収集等相互連携体制を整備しておく。</u>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-71	<p>第5 ガス</p> <p>実施担当 大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱</p> <p>大阪ガス株式会社及び大阪ガスネットワーク㈱は、災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。</p>	<p>第5 ガス</p> <p>実施担当 大阪ガス㈱</p> <p>大阪ガス株式会社は、災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、平常時から防災体制を整備する。</p>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-72	<p>第6 住民への広報</p> <p>実施担当 水道局、都市整備部、西日本電信電話㈱等、KDD I ㈱（関西総支社）、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱、大阪ガス㈱、大阪ガスネットワーク㈱、関西電力㈱、関西電力送配電㈱</p>	<p>第6 住民への広報</p> <p>実施担当 水道局、都市整備部、西日本電信電話㈱、KDD I ㈱、ソフトバンク㈱、大阪ガス㈱、関西電力送配電㈱</p>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-72	<p>(2) 西日本電信電話株式会社等の電気通信事業者は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急電話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。</p> <p>(3) 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガス漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項について広報する。</p>	<p>(2) 西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急電話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報する。</p> <p>(3) 関西電力送配電株式会社並びに大阪ガス株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、ガス漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項について広報する。</p>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-72	<p>第7 倒木等への対策</p> <p>実施担当 都市整備部、西日本電信電話㈱等、KDD I ㈱（関西総支社）、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱、関西電力㈱、関西電力送配電㈱</p> <p>市、電気通信事業者及び電気事業者は、倒木等により通信網や電力供給網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。</p> <p>なお、各事業者は、事前の伐採等の実施に当たっては、市との協力を努める。</p>	(新設)	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-73	<p>第10節 交通確保体制の整備</p> <p>鉄道及び道路の管理者は、災害を防止するため所有する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うとともに、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。</p> <p>また、鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努める。</p> <p>実施担当 都市整備部、近畿地方整備局、大阪府、西日本旅客鉄道㈱等、京阪電気鉄道㈱、京阪バス㈱、西日本高速道路㈱</p>	<p>第10節 交通確保体制の整備</p> <p>鉄道及び道路の管理者は、災害を防止するため所有する施設等の実態を把握し、災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等を行うとともに、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、体制の整備に努める。</p> <p>実施担当 都市整備部、大阪国道事務所、大阪府、西日本旅客鉄道㈱、京阪電気鉄道㈱、京阪バス㈱、西日本高速道路㈱</p>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-74	<p>第11節 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>市及び防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。</p> <p>また、被災者支援業務の迅速化・効率化を図るため、被災者台帳の作成についてはデジタル技術の活用を検討する。</p>	<p>第11節 避難行動要支援者支援体制の整備</p> <p>市及び防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導等様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。</p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-74	<p>第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備</p> <p>府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）を被災市町村へ派遣できるように関係機関と共に体制を整備する。</p> <p>市は、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）に協力を求める際の要請手順及び受入体制について整理しておく。</p> <p>（略）</p> <p>さらに、危機管理室と福祉部との連携の下、全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。避難支援等に携わる関係者として「交野市災害時要支援者支援プラン（全体計画）」に定めた関係機関等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市の条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>個別避難計画については、優先度の高い避難行動要支援者から作成するように努め、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに作成の同意を得て、個別避難計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努めるとともに、個別避難計画の情報漏えい防止等の必要な措置を講じる。さらに、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、個別避難計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。</p> <p>個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者については、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる地域住民も含めた関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行うよう努める。</p> <p>地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるとともに、訓練等により両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</p> <p>このほか、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。</p>	<p>第1 障がい者・高齢者等に対する支援体制整備</p> <p>（略）</p> <p>また、市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、全体計画を定めるとともに、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。</p> <p>避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。避難支援等に携わる関係者として「交野市災害時要支援者支援プラン（全体計画）」に定めた関係機関等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または市の条例の定めるところにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。</p> <p>なお、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、全体計画に加え、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、平常時から、個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。</p> <p>また、避難行動要支援者の避難を支援するため、地域防災リーダー等支援者の育成を図る。</p>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-75	<p><対象者の範囲></p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 自力避難が困難な65歳以上の一人暮らしの者及び75歳以上の高齢者のみの世帯の者</p> <p>⑥ その他、自力避難が困難で、地域の支援を必要とする者</p>	<p><対象者の範囲></p> <p>①～④ （略）</p> <p>⑤ 一人暮らしの高齢者及び75歳以上の高齢者のみの世帯の者</p> <p>⑥ 上記以外の者であっても地域における要支援者支援の取組において、個別具体の状況から支援を必要とする者</p>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-77	<p>(4) 安否情報の収集等</p> <p>避難行動要支援者は、避難指示等を確実に受信できていない場合も多いことから、避難してこない者を戸別訪問するなどして積極的に安否確認を行う必要がある。</p>	<p>(4) 安否情報の収集等</p> <p>避難行動要支援者は、避難勧告等を確実に受信できていない場合も多いことから、避難してこない者を戸別訪問するなどして積極的に安否確認を行う必要がある。</p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-77	(7) 援護体制の整備 ① 被災生活が長期化した場合に 24 時間体制で巡回介護にあたる体制や在宅被災の高齢者等の援護対策を検討する。 ア <u>福祉サービス提供事業者との連携強化</u> イ <u>地域包括支援センター事業の充実</u> ウ <u>障がい者基幹相談支援センターの充実</u> ② 特別養護老人ホーム等との連携 災害時には、避難行動要支援者の受入れを行うとともに、在宅者の援護活動の拠点となるよう <u>調整</u> を図る。	(7) 援護体制の整備 ① 被災生活が長期化した場合に 24 時間体制で巡回介護にあたる体制や在宅被災の高齢者等の援護対策を検討する。 ア <u>ホームヘルプサービスの充実</u> イ <u>デイサービス事業の充実</u> ウ <u>地域包括支援センター事業の充実</u> エ <u>障がい者基幹相談支援センターの充実</u> ② 特別養護老人ホーム等との連携 災害時には、避難行動要支援者の受入れを行うとともに、在宅者の援護活動の拠点となるよう <u>連携</u> を図る。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-78	第4 福祉避難所の指定 市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。特に、 <u>医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。</u> <u>また、市や府等の公共の施設で要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するとともに、一次的な福祉避難所の役割について住民に周知する。</u> <u>市は、上記の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u> <u>なお、民間の施設については、災害協定を締結する等の手段により、二次的な福祉避難所として選定するものとする。</u>	第4 福祉避難所の指定 市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-78	第5 外国人に対する支援体制整備 市及び府は、市内在住の外国人と来日外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）や交野市国際交流協会と連携し、外国人に対する支援の検討・推進を行う。また、気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境整備を図る。 市内在住の外国人に対しては防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、 <u>多言語化、やさしい日本語表記、ルビふり等に努める。</u> 来日外国人旅行者に対しては、災害に関する知識や情報入手先の情報の周知を行い、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、 <u>ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して発信する等、外国人に配慮した支援に努める。</u> <u>また、観光案内所や駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。</u> <u>このほか、避難所において支援を行うため、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。</u> <u>なお、府は、災害時において、府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で「災害時多言語支援センター」を設置する。</u> <u>さらに、総務省は、地方公共団体等と協力し、研修を通じて、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、避難所等にいる外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーターの育成を図る。</u>	第5 外国人に対する支援体制整備 市及び府は、市内在住の外国人と来日外国人旅行者では行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、大阪府国際交流財団（OFIX）や交野市国際交流協会と連携し、外国人に対する支援の検討・推進を行う。また気象庁をはじめとする国の防災機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。 市内在住の外国人に対しては防災教育・訓練や防災情報の提供に努めるとともに、情報提供や避難誘導においては、 <u>多言語、やさしい日本語表記、ルビふり等に努める。</u> 来日外国人旅行者に対しては、災害に関する知識や情報入手先の情報の周知を行い、早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するための <u>ポータルサイトを通じて発信する等、外国人に配慮した支援に努める。</u> 避難所において支援を行うため、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-79	第6 女性や子育てのニーズへの配慮 実施担当 <u>総務部、健やか部</u>	第6 女性や子育てのニーズへの配慮 実施担当 <u>健やか部</u>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-80	第12節 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備 発災後、数日後のステージで、災害廃棄物等をいかに適正に処理するかが、復旧活動はもとより、一刻も早い住民の日常生活の回復や事業者の活動再開といった復興を進めるにあたって、非常に重要な課題である。 市は、災害時における災害廃棄物等の被害想定等を勘案し、予め仮置場の候補地、最終処分までの処理ルートを検討するとともに、仮置場の衛生状態を保持するために必要な薬剤の備蓄、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、 <u>周辺市町村や民間事業者等との協力体制の整備に努める。</u>	第12節 災害廃棄物処理に係る防災体制の整備 発災後、数日後のステージで、災害廃棄物等をいかに適正に処理するかが、復旧活動はもとより、一刻も早い住民の日常生活の回復や事業者の活動再開といった復興を進めるにあたって、非常に重要な課題である。 市は、災害時における災害廃棄物等の被害想定等を勘案し、予め仮置場の候補地、最終処分までの処理ルートを検討するとともに、仮置場の衛生状態を保持するために必要な薬剤の備蓄、 <u>周辺市町村等との協力体制の整備に努める。</u>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-80	2. 災害時の廃棄物処理計画 市は、被害想定等をもとに、大規模な地震、風水害を想定した <u>交野市災害廃棄物処理計画に基づき予防対策を行う。</u>	2. 災害時の廃棄物処理計画 市は、被害想定等をもとに、大規模な地震、風水害を想定した <u>災害廃棄物処理計画を整備する。</u>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-81	第13節 帰宅困難者支援体制の整備 （略） このため、市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、 <u>関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、受け入れ先の確保を図る。また、市は府と連携して、一時滞在施設の確保に努める</u> とともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等徒歩帰宅支援を行う。 また、国、府、関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。 <u>具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取り組みづくりを行う。</u> <u>なお、情報提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。</u>	第13節 帰宅困難者支援体制の整備 （略） このため、市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、 <u>関西広域連合は、構成団体等と連携して、帰宅困難者を受け入れるため、大規模店舗及び大学等に協力を求め、受け入れ先の確保を図るとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、コンビニエンスストア等の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等徒歩帰宅支援を行う。</u> また、国、府、関西広域連合等と連携して、鉄道の代替としてバスによる輸送が円滑に実施できるよう、 <u>関係機関との情報伝達や運行調整等を行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。</u> <u>なお、具体的な対策については、国、府、市、事業者、関係機関が連携して検討を行い、帰宅困難者支援のガイドラインを作成するなど、実効性のある帰宅困難者支援の仕組みづくりを行う。</u>	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-81	第2 駅周辺における滞留者の対策 実施担当 危機管理室、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)	第2 駅周辺における滞留者の対策 実施担当 危機管理室、西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-82	第3 代替輸送確保の仕組み（バス等） 実施担当 危機管理室、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)、京阪バス(株)	第3 代替輸送確保の仕組み（バス等） 実施担当 危機管理室、西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-82	1. 給油取扱所における帰宅困難者への支援 (1) 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供	1. 給油取扱所における帰宅困難者への支援 (1) 一時休憩所として、 <u>水道水</u> 、トイレ等の提供	
災害予防対策編 第2章 災害応急対策・復旧対策への備え p. 予防-82	2. コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援 （略） 市は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、府が国・市・ <u>関西広域連合等と連携しながら進める簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる</u> 取組みに協力する。	2. コンビニエンスストア・外食事業者による帰宅困難者への支援 （略） また、 <u>市は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、府が国・市・関西連合等と連携しながら進める簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる</u> 取組みに協力する。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第3章 地域防災力の向上 p. 予防-85	<p>第1 防災知識の普及啓発</p> <p>市及び防災関係機関は、<u>気候変動の影響や過去の災害の教訓、地震災害時のシミュレーション結果等</u>を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には、自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、<u>地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。</u></p> <p>特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で、<u>一人一人が確実に避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。</u></p> <p>また、<u>防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（福祉事業者、団体等）の連携により、避難行動要支援者に対する理解の促進を図る。</u></p> <p><u>併せて、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</u></p>	<p>第1 防災知識の普及啓発</p> <p>市及び防災関係機関は、地震災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が平常時より災害に対する備えを心がけ、災害時には、自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で<u>防災に関する教育の普及推進を図る。</u></p> <p>特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得るよう取り組む。</p> <p>また防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（福祉事業者、団体等）の連携により、避難行動要支援者に対する理解の促進を図る。</p>	
災害予防対策編 第3章 地域防災力の向上 p. 予防-85	<p>1. 普及啓発の内容</p> <p>(1) 災害の知識 (略)</p> <p>④ 過去の災害から得られた教訓の伝承</p> <p>⑤ <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること</u></p> <p>⑥ <u>津波警報等の視覚的な伝達の実効性を高めるため、国が普及啓発を図る赤と白の格子模様</u>の旗（津波フラッグ）の周知</p> <p>⑦ 地域社会への貢献</p> <p>⑧ 応急対応、復旧・復興に関する知識</p>	<p>1. 普及啓発の内容</p> <p>(1) 災害の知識 (略)</p> <p>④ 過去の災害から得られた教訓の伝承</p> <p>⑤ 地域社会への貢献</p> <p>⑥ 応急対応、復旧・復興に関する知識</p>	
災害予防対策編 第3章 地域防災力の向上 p. 予防-86	<p>(2) 災害への備え</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>非常持ち出し品（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）の準備</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、家族との連絡体制（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認</u></p> <p>⑤～⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>警報発表時や災害発生情報、高齢者等避難、避難指示といった避難情報（5段階の警戒レベル）の発令時にとるべき行動</u></p> <p>⑪ <u>大阪府が発信する災害モード宣言の主旨と発信時にとるべき行動</u></p> <p>⑫ <u>様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動</u></p> <p>⑬ <u>自動車等へのこまめな満タン給油等</u></p>	<p>(2) 災害への備え</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>非常持ち出し品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ <u>指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所を含む。）や、家族との連絡体制（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認</u></p> <p>⑤～⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>警報発表時や災害発生情報、避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始といった避難情報（5段階の警戒レベル）の発令時にとるべき行動</u></p> <p>⑪ <u>様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動</u></p>	
災害予防対策編 第3章 地域防災力の向上 p. 予防-86	<p>(3) 災害時の行動</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>気象予警報や避難情報、5段階の計画レベルの意味</u></p> <p>④～⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力</u></p> <p>⑪ <u>広域避難の実効性を確保するための通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p>⑫ <u>家屋が被災した際、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動</u></p>	<p>(3) 災害時の行動</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ <u>気象予警報や避難指示等の意味</u></p> <p>④～⑨ (略)</p> <p>⑩ <u>災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力</u></p>	
災害予防対策編 第3章 地域防災力の向上 p. 予防-87	<p>第2 学校防災教育</p> <p><u>実施担当</u> <u>危機管理室、学校教育部、健やか部、消防本部、交野市消防団</u></p> <p>(略)</p> <p>また、市は、府と必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。</p>	<p>第2 学校防災教育</p> <p><u>実施担当</u> <u>教育委員会、健やか部</u></p> <p>(略)</p> <p>また、府及び市は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。</p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第3章 地域防災力の向上 p. 予防-88	5. 校内防災体制の確立 学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。	5. 校内防災体制の確立 学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。	
災害予防対策編 第3章 地域防災力の向上 p. 予防-88	7. 消防団等が参画した防災教育 市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう努める。	7. 消防団等による防災教育 市は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力を強化できるよう支援する。	
災害予防対策編 第3章 地域防災力の向上 p. 予防-89	第1 地区防災計画の策定等 (略) 市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。 また、内閣府は、地区レベルの避難体制の構築を重視した地区防災計画の作成を支援する手引書の作成等、地区防災計画の役割について周知し、府は市の取組みを支援する。	第1 地区防災計画の策定等 (略) 市防災会議は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。	
災害予防対策編 第3章 地域防災力の向上 p. 予防-89	第2 自主防災組織の育成 実施担当 危機管理室、福祉部、消防本部、交野市消防団、防災関係機関	第2 自主防災組織の育成 実施担当 危機管理室、福祉部、消防本部、防災関係機関	
災害予防対策編 第3章 地域防災力の向上 p. 予防-93	第3節 ボランティア活動環境の整備 (略) さらに、市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、交野市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、それぞれ連携するとともに、災害中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。 このほか、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、交野市社会福祉協議会等との役割分担等を定めておくよう努める。 実施担当 福祉部、交野市社会福祉協議会、日本赤十字社（大阪府支部）	第3節 ボランティア活動環境の整備 (略) さらに、市、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、交野市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時にボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう、必要な環境整備を図る。 実施担当 福祉部、交野市社会福祉協議会、大阪府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部	
災害予防対策編 第3章 地域防災力の向上 p. 予防-93	4. 情報共有会議の整備・強化 市は、府、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。	4. 情報共有会議の整備・強化 府及び市は、NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。	
災害予防対策編 第3章 地域防災力の向上 p. 予防-95	(2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施 (略) ① 防災体制の整備 ② 従業員の安否確認体制の整備 ③ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備 ④ 防災訓練 ⑤ 事業所の耐震化・耐浪化 ⑥ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保 ⑦ 予想被害からの復旧計画の策定 ⑧ 各計画の点検・見直し ⑨ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応 ⑩ 取引先とのサプライチェーンの確保	(2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施 (略) (新設)	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害予防対策編 第3章 地域防災力の向上 p. 予防-95	(3) その他 (略) また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。 <u>豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときには、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講じるよう努める。</u> 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。 <u>病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。</u>	(3) その他 (略) また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。 さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、施設毎の規定（介護保険法等）や、災害に対応するための災害ごとの規定（水防法等）により、自然災害からの避難を含む計画を作成する。	
災害予防対策編 第3章 地域防災力の向上 p. 予防-96	2. 市 市は、府と連携して、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。	2. 府及び市 府及び市は、こうした事業者の事業継続計画（BCP）の策定、事業継続マネジメント（BCM）の実施や防災活動を促進するため、経済団体や企業防災活動を支援する団体等との連携体制を構築し、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努めるとともに、研修会の実施や必要な助言を行うほか、事業者による従業員の防災意識の高揚を図る取組みを支援する。	

地震災害応急対策編

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																								
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-1	1. 災害警戒本部の設置 (1) 設置基準 ① 市域で震度4を観測したとき ② 東海地震予知情報が発表されたとき ③ <u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</u> ④ 市内で災害が発生するおそれがあるとき ⑤ その他、副市長が必要と認めたとき	1. 災害警戒本部の設置 (1) 設置基準 ① 市域で震度4を観測したとき ② 東海地震予知情報が発表されたとき (新設) ③ 市内で災害が発生するおそれがあるとき ④ その他副市長が必要と認めたとき																									
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-1	2. 災害対策本部の設置 市長は、次の設置基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。 なお、市長が災害対策本部長の任務にあたり、市長が不在等の場合は、副市長、教育長、水道事業管理者の順位で代行する。	2. 災害対策本部の設置 市長は、次の設置基準に該当する場合、災害対策本部を設置する。																									
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-2	災害対策本部（警戒本部）の組織・業務一覧表 各 部 班 に 1. 所管施設の初期被害把握に関すること 共 通 の 業 務 2～7. (略)	災害対策本部（警戒本部）の組織・業務一覧表 各 部 班 に 1. 所管施設の被害調査、応急対策に関すること 共 通 の 業 務 2～7. (略)																									
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>本部員</th> <th>担当班等 (担当室・課等)</th> <th>事 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部 指揮部</td> <td>危機管理室長</td> <td>本部事務局 (危機管理室)</td> <td>1～6. (略) 7. 避難指示等の発令に関する こと 8. 災害見舞金及び災害弔慰金の 支給に関する こと 9. 被災者生活再建支援金に関 する こと 10. 緊急通行車両の届出に関 する こと 11. 災害時用井戸の運用管理に 関する こと 12. 人命の捜索に関する こと</td> </tr> </tbody> </table>	部	本部員	担当班等 (担当室・課等)	事 務 分 掌	本部 指揮部	危機管理室長	本部事務局 (危機管理室)	1～6. (略) 7. 避難指示等の発令に関する こと 8. 災害見舞金及び災害弔慰金の 支給に関する こと 9. 被災者生活再建支援金に関 する こと 10. 緊急通行車両の届出に関 する こと 11. 災害時用井戸の運用管理に 関する こと 12. 人命の捜索に関する こと	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>係</th> <th>主担当</th> <th>業 務 分 掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部 指揮部</td> <td>本部事務局</td> <td></td> <td>危機管理室</td> <td>1～6. (略) 7. 避難勧告等の発令に関する こと 8. 災害見舞金及び弔慰金の支 給に関する こと 9. 被災者生活再建支援金に関 する こと</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	係	主担当	業 務 分 掌	本部 指揮部	本部事務局		危機管理室	1～6. (略) 7. 避難勧告等の発令に関する こと 8. 災害見舞金及び弔慰金の支 給に関する こと 9. 被災者生活再建支援金に関 する こと							
部	本部員	担当班等 (担当室・課等)	事 務 分 掌																								
本部 指揮部	危機管理室長	本部事務局 (危機管理室)	1～6. (略) 7. 避難指示等の発令に関する こと 8. 災害見舞金及び災害弔慰金の 支給に関する こと 9. 被災者生活再建支援金に関 する こと 10. 緊急通行車両の届出に関 する こと 11. 災害時用井戸の運用管理に 関する こと 12. 人命の捜索に関する こと																								
部	班	係	主担当	業 務 分 掌																							
本部 指揮部	本部事務局		危機管理室	1～6. (略) 7. 避難勧告等の発令に関する こと 8. 災害見舞金及び弔慰金の支 給に関する こと 9. 被災者生活再建支援金に関 する こと																							
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-2	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報 総括部</th> <th>企画財政部長</th> <th>情報総括班 (秘書政策課) (財務課) (情報マーケティング課)</th> <th>1. 災害情報の収集・集約に関 する こと 2. コールセンターの設置・運 営に 関する こと 3. 広報活動に関する こと 4. 報道機関との連絡調整に 関 する こと 5. 災害状況の記録に関 する こと 6. 基幹系・情報系システムの 維 持に 関 する こと 7. 災害対策関係予算その他 財 務に 関 する こと 8. 本部長・副本部長の秘書 に 関 する こと 9. 災害視察団等の受入れに 関 する こと 10. 物資部の応援に関する こと</th> </tr> </thead> </table>	情報 総括部	企画財政部長	情報総括班 (秘書政策課) (財務課) (情報マーケティング課)	1. 災害情報の収集・集約に関 する こと 2. コールセンターの設置・運 営に 関する こと 3. 広報活動に関する こと 4. 報道機関との連絡調整に 関 する こと 5. 災害状況の記録に関 する こと 6. 基幹系・情報系システムの 維 持に 関 する こと 7. 災害対策関係予算その他 財 務に 関 する こと 8. 本部長・副本部長の秘書 に 関 する こと 9. 災害視察団等の受入れに 関 する こと 10. 物資部の応援に関する こと	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部 指揮部</th> <th>総括班</th> <th>被害情報 担当</th> <th>総務部 (地域振興課) ① (人権と暮らし の相談課) ①</th> <th>1. 災害情報の収集・集約に関 する こと 2. コールセンターの設置・運 営に 関する こと</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>情報システム 担当</td> <td>企画財政部 (情報政策課) ②</td> <td>1. 基幹系・情報系システムの 維 持に 関 する こと</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>秘書担当</td> <td>企画財政部 (秘書課)</td> <td>1. 本部長・副本部長の秘書 に 関 する こと 2. 災害視察団等の受入れに 関 する こと</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>広報担当</td> <td>企画財政部 (情報政策課) ①</td> <td>1. 広報活動に関する こと 2. 報道機関との連絡調整に 関 する こと 3. 災害状況の記録に関する こと</td> </tr> </tbody> </table>	本部 指揮部	総括班	被害情報 担当	総務部 (地域振興課) ① (人権と暮らし の相談課) ①	1. 災害情報の収集・集約に関 する こと 2. コールセンターの設置・運 営に 関する こと			情報システム 担当	企画財政部 (情報政策課) ②	1. 基幹系・情報系システムの 維 持に 関 する こと			秘書担当	企画財政部 (秘書課)	1. 本部長・副本部長の秘書 に 関 する こと 2. 災害視察団等の受入れに 関 する こと			広報担当	企画財政部 (情報政策課) ①	1. 広報活動に関する こと 2. 報道機関との連絡調整に 関 する こと 3. 災害状況の記録に関する こと	
情報 総括部	企画財政部長	情報総括班 (秘書政策課) (財務課) (情報マーケティング課)	1. 災害情報の収集・集約に関 する こと 2. コールセンターの設置・運 営に 関する こと 3. 広報活動に関する こと 4. 報道機関との連絡調整に 関 する こと 5. 災害状況の記録に関 する こと 6. 基幹系・情報系システムの 維 持に 関 する こと 7. 災害対策関係予算その他 財 務に 関 する こと 8. 本部長・副本部長の秘書 に 関 する こと 9. 災害視察団等の受入れに 関 する こと 10. 物資部の応援に関する こと																								
本部 指揮部	総括班	被害情報 担当	総務部 (地域振興課) ① (人権と暮らし の相談課) ①	1. 災害情報の収集・集約に関 する こと 2. コールセンターの設置・運 営に 関する こと																							
		情報システム 担当	企画財政部 (情報政策課) ②	1. 基幹系・情報系システムの 維 持に 関 する こと																							
		秘書担当	企画財政部 (秘書課)	1. 本部長・副本部長の秘書 に 関 する こと 2. 災害視察団等の受入れに 関 する こと																							
		広報担当	企画財政部 (情報政策課) ①	1. 広報活動に関する こと 2. 報道機関との連絡調整に 関 する こと 3. 災害状況の記録に関する こと																							

ページ等	新				旧 (令和3年3月修正)				備考
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-2	総務部 総務部長		人事班 (人事課) 総務班 (総務課) (地域振興課) (人権と暮らしの相談課)	1. 職員の配備に関する事 2. 職員の参集状況の把握に関する事 3. 他機関の職員の受入に関する事 4. 職員の給与及び給食に関する事 1. 庁舎の保全に関する事 2. 電話回線の確保に関する事 3. 義援金の保管・配分に関する事 4. 地区との連絡調整に関する事 5. 被災者相談窓口の運営に関する事 6. 日用品等の流通、物価の安定監視に関する事 7. 物資部の応援に関する事 8. 避難対策部の応援に関する事	本部 指揮部	受援班	総務部 (人事課) ① 総務部 (総務課) (人事課) ② (地域振興課) ② (人権と暮らしの相談課) ② (財産管理室) ② 企画財政部 (政策企画課) (財務課) 市民部 (税務室) ②	1. 職員の配備に関する事 2. 職員の参集状況の把握に関する事 3. 他機関の職員の受入に関する事 1. 災害対策関係予算その他財務に関する事 2. 車両と燃料の確保に関する事 3. 緊急通行車両の届出に関する事 4. 庁舎の保全及び通信手段の確保に関する事 5. 職員の給与及び給食に関する事 6. 被害家屋認定調査及び被災証明に関する事 7. 義援金の保管・配分に関する事 8. 地区との連絡調整に関する事 9. 被災者相談窓口の運営に関する事 10. 日用品等の流通、物価の安定監視に関する事 11. 本部指揮部の応援に関する事	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-3	物資部	財産管理室長	物資班 (財産管理室) ①	1. 車両と燃料の確保に関する事 2. 生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 3. 救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に関する事 4. 臨時ヘリポートの開設後の管理に関する事	市民部	物資班	市民部 (市民課) (医療保険課)	1. 生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 2. 救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に関する事 3. 臨時ヘリポートの開設後の管理に関する事	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-3	市民部	市民部長	市民班 (市民課) ② (税務室)	1. 被害家屋認定調査に関する事 2. 被災証明の発行に関する事 3. 遺体の埋火葬に関する事 4. 避難対策部の応援に関する事	市民部	物資班	市民部 (市民課) (医療保険課)	4. 遺体の埋火葬に関する事	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-3	健やか部 健やか部長		医療衛生班 (健康増進課) (子育て支援課) (新型コロナウイルスワクチン接種対策推進室) 園児対策班 (こども園課) (児童発達支援センター) (あさひ認定こども園) (くらやま認定こども園)	1. 交野市医師会との連絡調整に関する事 2. 交野市歯科医師会との連絡調整に関する事 3. 北河内薬剤師会との連絡調整に関する事 4. 四條畷保健所との連絡調整に関する事 5. 医療活動に関する事 6. 医薬品、医療資器材等の調達、救護所等への供給に関する事 7. 感染症対策・保健衛生に関する事 1. 市立園の在園児及び通園児の安否確認・安全確保に関する事 2. 民間幼保施設の確認に関する事	医療 救護部	医療救護班	健やか部 (健康増進課) (子育て支援課) (児童発達支援センター) (新型コロナウイルスワクチン接種対策室)	1. 医療助産活動に関する事 2. 大阪府四條畷保健所、交野市医師会及び医療関係機関との連絡調整に関する事 3. 医薬品、医療資器材等の調達、救護所等への供給に関する事 4. 防疫(検病等)・保健衛生に関する事	

ページ等	新			旧（令和3年3月修正）			備考		
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-3	福祉部	福祉部長	福祉班 (福祉総務課) (生活福祉課) (障がい福祉課) (高齢介護課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難行動要支援者に関する事 2. 遺体の安置等に関する事 3. 義援金の受付に関する事 4. 災害ボランティアセンターに関する事 5. 福祉施設の確認に関する事 6. 福祉避難所の開設・運営に関する事 7. 日本赤十字社との連絡調整に関する事 	福祉部	福祉班	福祉部 (福祉総務課) (生活福祉課) (障がい福祉課) (高齢介護課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難行動要支援者の安否確認、避難支援、福祉サービスに関する事 2. 遺体の安置等に関する事 3. 義援金の受付に関する事 4. 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事 	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-3	環境部	環境部長	廃棄物処理班 (環境総務課) (環境事業課) (乙辺浄化センター) 環境衛生班 (環境衛生課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. し尿及びごみの収集処理に関する事 2. し尿汲み取り業者及びごみ収集業者への協力要請並びに指導監督に関する事 3. 仮設トイレの設置に関する事 4. 災害廃棄物等の処理に関する事 <ol style="list-style-type: none"> 1. 動物の保護等に関する事 2. 防疫(消毒、鼠・害虫の駆除等)に関する事 3. 山地災害危険地区の把握に関する事 	環境部	環境班	環境部 (環境衛生課) (環境総務課) (環境事業課) (乙辺浄化センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1. し尿及びごみの収集処理に関する事 2. し尿汲み取り業者及びごみ収集業者への協力要請並びに指導監督に関する事 3. し尿処理施設の被害調査、応急対策に関する事 4. 災害廃棄物等の処理に関する事 5. 動物の保護等に関する事 6. 防疫(消毒、鼠・昆虫の駆除等)に関する事 7. 行方不明者の捜索に関する事 8. 山地災害危険地区の把握に関する事 	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-3	建築物対策部	都市計画部長	建築物対策班 (都市まちづくり課) (開発調整課) (財産管理室) ② (まなび舎整備課) ①	<ol style="list-style-type: none"> 1. 指定避難所の被害実態調査、応急対策に関する事 2. 公共施設の被害実態調査、応急対策に関する事 3. 既存住宅地及び家屋の被害実態調査、応急対策に関する事 4. 建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事 5. 応急仮設住宅等に関する事 6. 宅地の防災パトロールに関する事 7. 市営住宅の被害実態調査、応急対策に関する事 	住宅対策部	住宅対策班	都市計画部 (都市計画課) (開発調整課) (まちづくり推進室) 総務部 (財産管理室) ③	<ol style="list-style-type: none"> 1. 宅地の防災パトロールに関する事 2. 既存住宅地及び家屋の被害調査、応急対策に関する事 3. 建築物及び宅地の応急危険度判定に関する事 4. 応急仮設住宅等に関する事 5. 市営住宅の被害調査、応急対策に関する事 	

ページ等	新			旧（令和3年3月修正）			備考		
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-4	インフラ 対策部	都市整備部長	<u>インフラ対策班</u> (道路河川課) (緑地公園課) (下水道課) (農政課)	1. 水防活動に関する事 2. 災害危険個所のパトロールに関する事 3. 道路・橋梁等の被害調査、応急対策に関する事 4. 公園施設及び街路樹の被害調査、応急対策に関する事 5. 道路の交通規制に関する事 6. 道路上のがれき除去に関する事 7. 河川・水路の被害調査、応急対策に関する事 8. 下水道施設の被害調査、応急対策に関する事 9. ため池の被害調査、応急対策に関する事 10. 農地、農作物等の応急対策に関する事	応急 対策部	応急対策班	都市整備部 (道路河川課) (緑地公園課) (下水道課) (農政課)	1. 水防活動に関する事 2. 災害危険個所のパトロールに関する事 3. 道路・橋梁等の被害調査、応急対策に関する事 4. 公園施設及び街路樹の被害調査、応急対策に関する事 5. 道路の交通規制に関する事 6. 道路上のがれき除去に関する事 7. 河川・水路の被害調査、応急対策に関する事 8. 下水道施設の被害調査、応急対策に関する事 9. ため池の被害調査、応急対策に関する事 10. 農地、農作物等の応急対策に関する事	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-4	教育部	教育次長	<u>児童・生徒対策班</u> (教育総務室) (指導課)	1. 児童及び生徒の安否確認・安全確保に関する事 2. 学用品の調達及び支給に関する事 3. 応急教育体制及び施設の確保に関する事	教育 委員会	施設班	教育委員会事務局 健やか部 (こども園課) (各認定こども園)	1. 学校施設の被害調査、応急対策に関する事 2. 文化財の被害調査、応急対策に関する事 3. 幼保施設の被害調査、応急対策に関する事 4. 社会施設の被害調査、応急対策に関する事	
		<u>給食班</u> (学校給食センター)	1. 食料、炊き出し資器材等の調達、避難所等への供給に関する事	就学班		1. 応急教育(幼児・児童・生徒)に関する事 2. 被災幼児・児童・生徒の調査、学用品の調達及び支給に関する事			
				給食班	3. 応急教育施設の確保に関する事 1. 食料、炊き出し資器材等の調達、避難所等への供給に関する事 2. 給食施設の被害調査、応急対策に関する事				
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-4	避難 対策部	学校教育部長	<u>避難対策班</u> (市民課)① (医療保険課) (社会教育課) (青少年育成課) (図書館) (学務保健課) (まなび未来課)② (行政委員会) (会計室)	1. 避難所の開設・運営に関する事	避難 対策部	地域施設班 小中学校・社会教育施設班	総務部 (財産管理室)① 市民部 (税務室)① 会計室 行政委員会事務局 教育委員会事務局 健やか部 (こども園課) (各認定こども園)	1. 避難所の安全確認、開設・運営に関する事 (地域施設) 郡津公民館、交野会館、倉治公民館、星田会館、寺会館、 私部会館、私市会館、森区民ホール (社会教育施設) 青年の家、星田西体育施設、総合体育施設 (小・中学校) 星田小学校、郡津小学校、岩船小学校、倉治小学校、妙見坂小学校、交野みらい小学校、旭小学校、藤が尾小学校、私市小学校 第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校 2. 災害時用井戸の運用管理に関する事	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-4	議会 事務局	議会事務局長	<u>議会班</u> (議会事務局)	1. 市議会との連絡調整及び情報処理に関する事 2. 避難対策部の応援に関する事	議会 事務局	議会班	議会事務局	1. 市議会との連絡調整及び情報処理に関する事 2. 本部指揮部の応援に関する事	

ページ等	新				旧（令和3年3月修正）				備考																												
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-4	消防本部	消防長	消防班 (消防本部) (消防団)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災、救急、救助等災害対応に関する こと 2. 広域応援に関する こと 3. 危険物等の措置に関する こと 4. 避難誘導に関する こと 5. 水防活動に関する こと 6. 消防関係機関との連絡調整に関する こと 	消防本部	消防班	消防本部 消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 火災、救急、救助等災害対応に関する こと 2. 広域応援に関する こと 3. 危険物等の措置に関する こと 4. 避難誘導に関する こと 5. 水防活動に関する こと 6. 消防関係機関との連絡 調整に関する こと 																													
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-4	水道局	水道局長	水道班 (水道局)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急給水に関する こと 2. 水道施設の被害調査、応急対策に関する こと 3. 取水井や浄水場の管理及び原水・浄水の確保に関する こと 4. 水質管理に関する こと 5. 広域給水応援の受入れ調整に関する こと 	水道局	給水班	水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 応急給水に関する こと 2. 水道施設の被害調査、応急対策に関する こと 3. 広報活動に関する こと 4. 取水井や浄水場の管理及び原水・浄水の確保に関する こと 5. 水質管理に関する こと 6. 広域給水応援の受入れ調整に関する こと 																													
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-5	3. 現地対策本部の設置 市長は、市域内に大規模な災害が発生した場合には、現地対策本部を設置する。 (1)～(2) (略) (3) 組織、 <u>事務分掌</u>				3. 現地対策本部の設置 市長は、市域内に大規模な災害が発生した場合には、 <u>総合体育施設</u> に現地対策本部を設置する。 (1)～(2) (略) (3) 組織、 <u>業務分掌</u>																																
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-5	② 組織体制 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>主担当</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現地対策本部</td> <td>現地対策本部 総括班</td> <td>物資班 (財産管理室) 避難対策班 (市民課) (医療保険課) (社会教育課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現地対策本部の運営に関する こと 2. 物資の管理・受け入れに関する こと 3. 避難所運営の統括に関する こと 4. 臨時ヘリポートの開設・管理に関する こと </td> </tr> <tr> <td>物資班</td> <td>(青少年育成課) (図書館) (まなび舎整備課)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する こと 2. 救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に関する こと </td> </tr> <tr> <td>避難対策班</td> <td>(学務保健課) (まなび未来課) (行政委員会) (会計室)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設・運営に関する こと </td> </tr> </tbody> </table>				部	班	主担当	事務分掌	現地対策本部	現地対策本部 総括班	物資班 (財産管理室) 避難対策班 (市民課) (医療保険課) (社会教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現地対策本部の運営に関する こと 2. 物資の管理・受け入れに関する こと 3. 避難所運営の統括に関する こと 4. 臨時ヘリポートの開設・管理に関する こと 	物資班	(青少年育成課) (図書館) (まなび舎整備課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する こと 2. 救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に関する こと 	避難対策班	(学務保健課) (まなび未来課) (行政委員会) (会計室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設・運営に関する こと 	② 組織体制 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>主担当</th> <th>業務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現地対策本部</td> <td>現地対策本部 総括班</td> <td>市民部 (市民課) (医療保険課) (税務室)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現地対策本部の運営に関する こと 2. 物資の管理・受け入れに関する こと 3. 避難所運営の統括に関する こと 4. 臨時ヘリポートの開設に関する こと </td> </tr> <tr> <td>物資班</td> <td>総務部 (財産管理室) 会計室 行政委員会事務局</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する こと 2. 救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に関する こと </td> </tr> <tr> <td>避難所対策班</td> <td>教育委員会事務局 健やか部 (こども園課) (各認定こども園)</td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の安全確認、開設・運営に関する こと 2. 災害時用井戸の運用管理に関する こと </td> </tr> </tbody> </table>				部	班	主担当	業務分掌	現地対策本部	現地対策本部 総括班	市民部 (市民課) (医療保険課) (税務室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現地対策本部の運営に関する こと 2. 物資の管理・受け入れに関する こと 3. 避難所運営の統括に関する こと 4. 臨時ヘリポートの開設に関する こと 	物資班	総務部 (財産管理室) 会計室 行政委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する こと 2. 救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に関する こと 	避難所対策班	教育委員会事務局 健やか部 (こども園課) (各認定こども園)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の安全確認、開設・運営に関する こと 2. 災害時用井戸の運用管理に関する こと 	
部	班	主担当	事務分掌																																		
現地対策本部	現地対策本部 総括班	物資班 (財産管理室) 避難対策班 (市民課) (医療保険課) (社会教育課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現地対策本部の運営に関する こと 2. 物資の管理・受け入れに関する こと 3. 避難所運営の統括に関する こと 4. 臨時ヘリポートの開設・管理に関する こと 																																		
	物資班	(青少年育成課) (図書館) (まなび舎整備課)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する こと 2. 救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に関する こと 																																		
	避難対策班	(学務保健課) (まなび未来課) (行政委員会) (会計室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設・運営に関する こと 																																		
部	班	主担当	業務分掌																																		
現地対策本部	現地対策本部 総括班	市民部 (市民課) (医療保険課) (税務室)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現地対策本部の運営に関する こと 2. 物資の管理・受け入れに関する こと 3. 避難所運営の統括に関する こと 4. 臨時ヘリポートの開設に関する こと 																																		
	物資班	総務部 (財産管理室) 会計室 行政委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する こと 2. 救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に関する こと 																																		
	避難所対策班	教育委員会事務局 健やか部 (こども園課) (各認定こども園)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所の安全確認、開設・運営に関する こと 2. 災害時用井戸の運用管理に関する こと 																																		

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																		
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-6	1. 配備時期 (略) <table border="1"> <thead> <tr> <th>体 制</th> <th>配 備 時 期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号配備</td> <td>① 市域において震度4を観測したとき（自動配備） ② 小規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき ③ その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>2号配備</td> <td>① 市域で震度5弱を観測したとき（自動配備） ② 中規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき ③ その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>3号配備</td> <td>① 市域で震度5強を観測したとき（自動配備） ② 大規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき ③ その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> </tbody> </table>	体 制	配 備 時 期	1号配備	① 市域において震度4を観測したとき（自動配備） ② 小規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき ③ その他、市長が必要と認めたとき	2号配備	① 市域で震度5弱を観測したとき（自動配備） ② 中規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき ③ その他、市長が必要と認めたとき	3号配備	① 市域で震度5強を観測したとき（自動配備） ② 大規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき ③ その他、市長が必要と認めたとき	1. 配備時期 (略) (1) 1号配備 ① 市域において震度4を観測したとき（自動配備） ② 小規模な災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき ③ その他市長が必要と認めたとき (2) 2号配備 ① 市域で震度5弱を観測したとき（自動配備） ② 中規模な災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき ③ その他市長が必要と認めたとき (3) 3号配備 ① 市域で震度5強を観測したとき（自動配備） ② 大規模な災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき ③ その他市長が必要と認めたとき											
体 制	配 備 時 期																				
1号配備	① 市域において震度4を観測したとき（自動配備） ② 小規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき ③ その他、市長が必要と認めたとき																				
2号配備	① 市域で震度5弱を観測したとき（自動配備） ② 中規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき ③ その他、市長が必要と認めたとき																				
3号配備	① 市域で震度5強を観測したとき（自動配備） ② 大規模な災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき ③ その他、市長が必要と認めたとき																				
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-6	2. 勤務時間内における連絡体制 (1) 危機管理室長は、市域において震度4以上を観測した場合は、速やかに市長、副市長及び関係部長等に連絡するとともに、庁内放送、メール、チャットツール等を通じて職員に動員配備体制について伝達する。	2. 勤務時間内における連絡体制 (1) 危機管理室長は、市域において震度4以上を観測した場合は、速やかに市長、副市長及び関係部長等に連絡するとともに、庁内放送等を通じて職員に動員配備体制について伝達する。																			
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-6	第3 防災関係機関の組織動員体制 防災関係機関は、災害の規模に応じ、災害対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を迅速かつ的確に実施できるよう動員配備を行う。 なお、府は、勤務時間外に、本市において震度5弱以上を観測した場合には、市庁舎に緊急防災推進員を配備する。	第3 防災関係機関の組織動員体制 防災関係機関は、災害の規模に応じ、災害対策本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を迅速かつ的確に実施できるよう動員配備を行う。																			
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-7	第2節 災害情報の収集伝達 市及び防災関係機関は、地震発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報、被害状況の把握及び応急対策実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。	第2節 災害情報の収集伝達 市及び防災関係機関は、地震発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策実施のための情報収集並びに伝達活動を行う。																			
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-7	第1 警報・注意報等の伝達 <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部事務局、情報総括班、大阪管区气象台、防災関係機関</td> </tr> </table>	実施担当	本部事務局、情報総括班、大阪管区气象台、防災関係機関	第1 警報・注意報等の伝達 <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>総括班、防災関係機関</td> </tr> </table>	実施担当	総括班、防災関係機関															
実施担当	本部事務局、情報総括班、大阪管区气象台、防災関係機関																				
実施担当	総括班、防災関係機関																				
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-7	(1) 地震情報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（<u>大津波警報、津波警報又は津波注意報を</u>発表した場合は発表しない）</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に、「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>注1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」は、まとめた形の一つの情報で発表している。</p>	情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上（ <u>大津波警報、津波警報又は津波注意報を</u> 発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に、「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。	(1) 地震情報 <table border="1"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）</td> <td>地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>注1 大阪管区气象台は、応急活動を支援するため、地震活動の状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。</p>	情報の種類	発表基準	内 容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。	震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。	
情報の種類	発表基準	内 容																			
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																			
震源に関する情報	・震度3以上（ <u>大津波警報、津波警報又は津波注意報を</u> 発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に、「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。																			
情報の種類	発表基準	内 容																			
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。																			
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）に「津波の心配なし」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して発表。																			
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-8	(2) 緊急地震速報 ① 発表等 (略) なお、震度6弱以上または長周期地震動階級4の大きさの地震動を予想した緊急地震速報（警報）は、「 <u>特別警報</u> 」に位置づけられる。	(2) 緊急地震速報 ① 発表等 (略) なお、震度6弱以上の <u>揺れ</u> を予想した緊急地震速報（警報）は、 <u>地震動特別警報</u> に位置づけられる。																			

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																																																																																																														
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-12	1. ライフライン事業者 (1) (略) (2) 電力（ <u>関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社</u> ） (略) (3) ガス（ <u>大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社</u> ） (略) (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、 <u>楽天モバイル株式会社</u> ）	1. ライフライン事業者 (1) (略) (2) 電力（ <u>関西電力送配電株式会社</u> ） (略) (3) ガス（ <u>大阪ガス株式会社</u> ） (略) (4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）																																																																																																															
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-12	3. 交通施設管理者 (略) (2) 道路施設（市、近畿地方整備局、府、 <u>京阪バス(株)、西日本高速道路株式会社（関西支社）</u> ）	3. 交通施設管理者 (略) (2) 道路施設（市、近畿地方整備局、府、 <u>西日本高速道路株式会社</u> ）																																																																																																															
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-13	第6 情報収集伝達経路 市及び防災関係機関は、自ら管理する施設の <u>初期被害把握</u> を行い、情報伝達するとともに、協力して被害情報等の共有を図る。	第6 情報収集伝達経路 市及び防災関係機関は、自ら管理する施設の被害情報を <u>収集伝達</u> するとともに、協力して被害情報等の共有を図る。																																																																																																															
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-13	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査担当</th> <th>府への伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的・住家被害関係</td> <td>医療衛生班、福祉班、消防班、<u>建築物対策班</u></td> <td>調査担当→市本部事務局→府危機管理室</td> </tr> <tr> <td>危険物施設関係</td> <td>消防班</td> <td rowspan="5">各調査担当→府危機管理室</td> </tr> <tr> <td>ライフライン関係</td> <td><u>関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)</u></td> </tr> <tr> <td>鉄道関係</td> <td><u>西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)</u></td> </tr> <tr> <td>高圧ガス等施設関係</td> <td>消防班</td> </tr> <tr> <td>教育関係</td> <td><u>各施設管理者</u></td> <td>各調査担当→府教育庁</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等関係</td> <td>福祉班、社会福祉施設の管理者</td> <td>各調査担当→府福祉部</td> </tr> <tr> <td>医療関係</td> <td>医療衛生班、各医療機関</td> <td rowspan="2">調査担当→府健康医療部</td> </tr> <tr> <td>毒劇物施設関係</td> <td>消防班</td> </tr> <tr> <td>水道関係</td> <td><u>水道班</u></td> <td rowspan="5">各調査担当→府環境農林水産部</td> </tr> <tr> <td>農地・ため池関係</td> <td><u>インフラ対策班</u></td> </tr> <tr> <td>山地災害関係</td> <td><u>環境衛生班</u></td> </tr> <tr> <td>ごみ処理施設関係</td> <td><u>廃棄物処理班</u></td> </tr> <tr> <td>道路・橋梁関係</td> <td><u>インフラ対策班</u></td> </tr> <tr> <td>河川関係</td> <td><u>インフラ対策班</u></td> <td rowspan="4">各調査担当→府都市整備部</td> </tr> <tr> <td>砂防・がけ崩れ関係</td> <td><u>インフラ対策班</u></td> </tr> <tr> <td>下水道関係</td> <td><u>インフラ対策班</u></td> </tr> <tr> <td>公園関係</td> <td><u>インフラ対策班</u></td> </tr> <tr> <td>公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係</td> <td><u>建築物対策班、インフラ対策班</u></td> <td>調査担当→府都市整備部</td> </tr> <tr> <td>文化財関係</td> <td><u>各施設管理者</u></td> <td>調査担当→市社会教育課文化財係→府教育庁</td> </tr> <tr> <td>救出・救助関係</td> <td>交野警察署</td> <td>調査担当→府警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	調査担当	府への伝達系統	人的・住家被害関係	医療衛生班、福祉班、消防班、 <u>建築物対策班</u>	調査担当→市本部事務局→府危機管理室	危険物施設関係	消防班	各調査担当→府危機管理室	ライフライン関係	<u>関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)</u>	鉄道関係	<u>西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)</u>	高圧ガス等施設関係	消防班	教育関係	<u>各施設管理者</u>	各調査担当→府教育庁	社会福祉施設等関係	福祉班、社会福祉施設の管理者	各調査担当→府福祉部	医療関係	医療衛生班、各医療機関	調査担当→府健康医療部	毒劇物施設関係	消防班	水道関係	<u>水道班</u>	各調査担当→府環境農林水産部	農地・ため池関係	<u>インフラ対策班</u>	山地災害関係	<u>環境衛生班</u>	ごみ処理施設関係	<u>廃棄物処理班</u>	道路・橋梁関係	<u>インフラ対策班</u>	河川関係	<u>インフラ対策班</u>	各調査担当→府都市整備部	砂防・がけ崩れ関係	<u>インフラ対策班</u>	下水道関係	<u>インフラ対策班</u>	公園関係	<u>インフラ対策班</u>	公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	<u>建築物対策班、インフラ対策班</u>	調査担当→府都市整備部	文化財関係	<u>各施設管理者</u>	調査担当→市社会教育課文化財係→府教育庁	救出・救助関係	交野警察署	調査担当→府警察本部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査担当</th> <th>府への伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的・住家被害関係</td> <td>医療救護班、福祉班、消防班、<u>住宅対策班</u></td> <td>調査担当→市本部事務局→府危機管理室</td> </tr> <tr> <td>危険物施設関係</td> <td>消防班</td> <td rowspan="4">各調査担当→府危機管理室</td> </tr> <tr> <td>ライフライン関係</td> <td><u>関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)</u></td> </tr> <tr> <td>鉄道関係</td> <td><u>西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)</u></td> </tr> <tr> <td>高圧ガス等施設関係</td> <td>消防班</td> </tr> <tr> <td>教育関係</td> <td><u>各私立学校</u></td> <td>各調査担当→府教育庁</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等関係</td> <td>福祉班、社会福祉施設の管理者</td> <td>各調査担当→府福祉部</td> </tr> <tr> <td>医療関係</td> <td>医療救護班、各医療機関</td> <td rowspan="2">調査担当→府健康医療部</td> </tr> <tr> <td>毒劇物施設関係</td> <td>消防班</td> </tr> <tr> <td>水道関係</td> <td><u>給水班</u></td> <td rowspan="5">各調査担当→府環境農林水産部</td> </tr> <tr> <td>農地・ため池関係</td> <td><u>応急対策班</u></td> </tr> <tr> <td>山地災害関係</td> <td><u>環境班</u></td> </tr> <tr> <td>ごみ処理施設関係</td> <td><u>環境班</u></td> </tr> <tr> <td>道路・橋梁関係</td> <td><u>応急対策班</u></td> </tr> <tr> <td>河川関係</td> <td><u>応急対策班</u></td> <td rowspan="4">各調査担当→府都市整備部</td> </tr> <tr> <td>砂防・がけ崩れ関係</td> <td><u>応急対策班</u></td> </tr> <tr> <td>下水道関係</td> <td><u>応急対策班</u></td> </tr> <tr> <td>公園関係</td> <td><u>応急対策班</u></td> </tr> <tr> <td>公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係</td> <td><u>住宅対策班、応急対策班</u></td> <td>調査担当→府住宅まちづくり部、都市整備部</td> </tr> <tr> <td>教育・文化財関係</td> <td><u>施設班</u></td> <td>調査担当→府教育庁</td> </tr> <tr> <td>救出・救助関係</td> <td>交野警察署</td> <td>調査担当→府警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	調査担当	府への伝達系統	人的・住家被害関係	医療救護班、福祉班、消防班、 <u>住宅対策班</u>	調査担当→市本部事務局→府危機管理室	危険物施設関係	消防班	各調査担当→府危機管理室	ライフライン関係	<u>関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)</u>	鉄道関係	<u>西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)</u>	高圧ガス等施設関係	消防班	教育関係	<u>各私立学校</u>	各調査担当→府教育庁	社会福祉施設等関係	福祉班、社会福祉施設の管理者	各調査担当→府福祉部	医療関係	医療救護班、各医療機関	調査担当→府健康医療部	毒劇物施設関係	消防班	水道関係	<u>給水班</u>	各調査担当→府環境農林水産部	農地・ため池関係	<u>応急対策班</u>	山地災害関係	<u>環境班</u>	ごみ処理施設関係	<u>環境班</u>	道路・橋梁関係	<u>応急対策班</u>	河川関係	<u>応急対策班</u>	各調査担当→府都市整備部	砂防・がけ崩れ関係	<u>応急対策班</u>	下水道関係	<u>応急対策班</u>	公園関係	<u>応急対策班</u>	公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	<u>住宅対策班、応急対策班</u>	調査担当→府住宅まちづくり部、都市整備部	教育・文化財関係	<u>施設班</u>	調査担当→府教育庁	救出・救助関係	交野警察署	調査担当→府警察本部	
調査項目	調査担当	府への伝達系統																																																																																																															
人的・住家被害関係	医療衛生班、福祉班、消防班、 <u>建築物対策班</u>	調査担当→市本部事務局→府危機管理室																																																																																																															
危険物施設関係	消防班	各調査担当→府危機管理室																																																																																																															
ライフライン関係	<u>関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)</u>																																																																																																																
鉄道関係	<u>西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)</u>																																																																																																																
高圧ガス等施設関係	消防班																																																																																																																
教育関係	<u>各施設管理者</u>		各調査担当→府教育庁																																																																																																														
社会福祉施設等関係	福祉班、社会福祉施設の管理者	各調査担当→府福祉部																																																																																																															
医療関係	医療衛生班、各医療機関	調査担当→府健康医療部																																																																																																															
毒劇物施設関係	消防班																																																																																																																
水道関係	<u>水道班</u>	各調査担当→府環境農林水産部																																																																																																															
農地・ため池関係	<u>インフラ対策班</u>																																																																																																																
山地災害関係	<u>環境衛生班</u>																																																																																																																
ごみ処理施設関係	<u>廃棄物処理班</u>																																																																																																																
道路・橋梁関係	<u>インフラ対策班</u>																																																																																																																
河川関係	<u>インフラ対策班</u>	各調査担当→府都市整備部																																																																																																															
砂防・がけ崩れ関係	<u>インフラ対策班</u>																																																																																																																
下水道関係	<u>インフラ対策班</u>																																																																																																																
公園関係	<u>インフラ対策班</u>																																																																																																																
公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	<u>建築物対策班、インフラ対策班</u>	調査担当→府都市整備部																																																																																																															
文化財関係	<u>各施設管理者</u>	調査担当→市社会教育課文化財係→府教育庁																																																																																																															
救出・救助関係	交野警察署	調査担当→府警察本部																																																																																																															
調査項目	調査担当	府への伝達系統																																																																																																															
人的・住家被害関係	医療救護班、福祉班、消防班、 <u>住宅対策班</u>	調査担当→市本部事務局→府危機管理室																																																																																																															
危険物施設関係	消防班	各調査担当→府危機管理室																																																																																																															
ライフライン関係	<u>関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)</u>																																																																																																																
鉄道関係	<u>西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)</u>																																																																																																																
高圧ガス等施設関係	消防班																																																																																																																
教育関係	<u>各私立学校</u>	各調査担当→府教育庁																																																																																																															
社会福祉施設等関係	福祉班、社会福祉施設の管理者	各調査担当→府福祉部																																																																																																															
医療関係	医療救護班、各医療機関	調査担当→府健康医療部																																																																																																															
毒劇物施設関係	消防班																																																																																																																
水道関係	<u>給水班</u>	各調査担当→府環境農林水産部																																																																																																															
農地・ため池関係	<u>応急対策班</u>																																																																																																																
山地災害関係	<u>環境班</u>																																																																																																																
ごみ処理施設関係	<u>環境班</u>																																																																																																																
道路・橋梁関係	<u>応急対策班</u>																																																																																																																
河川関係	<u>応急対策班</u>	各調査担当→府都市整備部																																																																																																															
砂防・がけ崩れ関係	<u>応急対策班</u>																																																																																																																
下水道関係	<u>応急対策班</u>																																																																																																																
公園関係	<u>応急対策班</u>																																																																																																																
公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	<u>住宅対策班、応急対策班</u>	調査担当→府住宅まちづくり部、都市整備部																																																																																																															
教育・文化財関係	<u>施設班</u>	調査担当→府教育庁																																																																																																															
救出・救助関係	交野警察署	調査担当→府警察本部																																																																																																															

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-14	第7 市における情報収集 <u>実施担当</u> 本部事務局、情報総括班 （略） 特に、人的被害の数（死者・行方不明者数）については、府が一元的に集約、調整を行い、必要に応じて市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みを行うため、 <u>市は、その情報を府に報告する。</u> また、 <u>市は、人的被害の数について広報を行う際には、府等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像・映像情報（無人航空機（ドローン等）による映像を含む。）を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。</u>	第7 市における情報収集 <u>実施担当</u> 本部事務局、総括班 （略） 特に、人的被害の数（死者・行方不明者数）については、府が一元的に集約、調整を行うため、その情報を府に報告する。また、人的被害の数について広報を行う際には、府等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-14	1. 被害情報の把握 市は、次の情報により、被害地域や被害規模、 <u>安否不明者の把握等に努めるとともに、府・国をはじめ関係機関へ速やかに伝達を行う。</u>	1. 被害情報の把握 市は、次の情報により、被害地域や被害規模の把握等に努めるとともに、府・国をはじめ関係機関へ速やかに伝達を行う。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-14	2. 府及び国への報告 被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、基本的に府に対して行う（ <u>府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。</u> ）。 <u>但し、地震が発生し、市内で震度5強以上の震度を観測したときは、被害の有無を問わず、直接消防庁に報告することとし、応急措置が完了した後は、速やかに府に災害確定報告を行う。</u> <u>なお、府への報告は、原則として府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、府防災行政無線、電話及びファクシミリ等の手段による。</u> また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（ <u>外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等</u> ）に連絡する。	2. 府及び国への報告 被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、基本的に府に対して行う。 また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-15	第8 通信手段の確保 1. 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。 2. 電気通信事業者は、 <u>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。</u> 3. 西日本電信電話株式会社等は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。	第8 通信手段の確保 1. 市及び防災関係機関は、災害発生後直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行う <u>こととする。</u> また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。 2. 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。 3. 西日本電信電話株式会社（ <u>大阪支店</u> ）は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-16	第3節 災害広報 市及び防災関係機関は、相互に協議・調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し、提供する。 <u>なお、府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。</u> <u>市は、災害モード宣言における情報発信と連携し、必要とする災害広報を実施する。</u> <u>災害宣言モードの発信の目安及び内容は以下の通りである。</u> (1) <u>発信の目安（地震）</u> 府域に震度6弱以上を観測した場合 (2) <u>発信の内容（地震）</u> ① 自分の身の安全確保 ② 近所での助け合い ③ むやみな移動の抑制 ④ 出勤・通学の抑制	第3節 災害広報 市及び防災関係機関は、相互に協議・調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し、提供する。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-16	第1 災害広報 実施担当 本部事務局、情報総括班、避難対策班、福祉班	第1 災害広報 実施担当 本部事務局、総括班、避難対策部各班、福祉班	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-16	1. 広報の内容 (1) 地震発生直後の広報 ① 地震情報（震度、 <u>長周期地震動階級</u> 、震源、 <u>マグニチュード</u> 、 <u>地震活動の状況</u> 等）・気象状況 ②～④（略） (2) その後の広報 ①～④（略） ⑤ 医療機関等、 <u>スーパーマーケット</u> 、 <u>ガソリンスタンド</u> の生活関連情報	1. 広報の内容 (1) 地震発生直後の広報 ① 地震情報（震度、震源、地震活動 等）・気象状況 ②～④（略） (2) その後の広報 ①～④（略） ⑤ 医療機関等の生活関連情報	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-17	3. 災害時の広報体制 市は、次の広報体制をとる。 (1) 市長が指名する災害広報責任者による情報の一元化 (2) <u>情報総括班</u> の役割	3. 災害時の広報体制 市は次の広報体制をとる。 (1) 市長が指名する災害広報責任者による情報の一元化 (2) 総括班の役割	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-17	第2 報道機関との連携 実施担当 <u>情報総括班</u>	第2 報道機関との連携 実施担当 <u>総括班</u>	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-17	1. 緊急放送の実施 日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、株式会社MBSラジオ、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。	1. 緊急放送の実施 日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-18	第3 広聴活動の実施 実施担当 <u>情報総括班、総務班、防災関係機関</u>	第3 広聴活動の実施 実施担当 <u>各班、防災関係機関</u>	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-19	第4節 広域応援等の要請・受入れ・支援 市及び防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため、必要と認めた場合は、速やかに府及び他の市町村に対し応援を要請するとともに受入れ体制を整備し、被災者の救助等の応急対策に万全を期する。 <u>その際、新型インフルエンザ等感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。</u> また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、職員を派遣する場合は、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努め、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行うとともに、応援職員の派遣の際は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。 なお、外部からの支援の受入れ体制や応援要請・受入れに関する手続き、支援を受ける業務等については「 <u>交野市受援計画</u> 」に基づき実施する。	第4節 広域応援等の要請・受入れ・支援 市及び防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため、必要と認めた場合は、速やかに府及び他の市町村に対し応援を要請するとともに受入れ体制を整備し、被災者の救助等の応急対策に万全を期する。 また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、職員を派遣する場合は、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努め、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-19	第1 府等への要請 実施担当 本部事務局、 <u>人事班、情報総括班</u>	第1 府等への要請 実施担当 本部事務局、 <u>受援班、総務班</u>	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-19	1. 要請内容 (1) 知事に対する応援の要求又は災害応急対策実施の要請（災害対策基本法第68条） (2) 他の市町村長に対する応援の要請（災害対策基本法第67条） (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求	1. 要請内容 (1) 知事に対する応援要請（災害対策基本法第68条） (2) 他の市町村長に対する応援の要請（災害対策基本法第67条） (3) 知事に対する緊急消防援助隊派遣要請の要求	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-20	3. 知事からの指示等 知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、又は他の市町村長を応援するよう指示する。 <u>※以降、「または」から「又は」への修正のみの記載は省略します。</u>	3. 知事からの指示等 知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、 <u>または</u> 他の市町村長を応援するよう指示する。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-21	第3 広域応援等の受入れ 実施担当 本部事務局、人事班、大阪府、関西広域連合、防災関係機関	第3 広域応援等の受入れ 実施担当 本部事務局、受援班、防災関係機関	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-21	第4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣 実施担当 本部事務局、人事班、インフラ対策班、防災関係機関	第4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣 実施担当 本部事務局、受援班、応急対策班、防災関係機関	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-21	第5 応急対策職員派遣制度に基づく支援 実施担当 本部事務局、人事班、インフラ対策班、防災関係機関 総務省は、府及び市町村等と協力し、 <u>応急対策職員派遣制度</u> （災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。 市は、訓練等を通じて、 <u>応急対策職員派遣制度</u> を活用した応援職員の受け入れについて、 <u>活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u>	第5 <u>被災市区町村応援職員確保システム</u> に基づく支援 実施担当 本部事務局、受援班、応急対策班、防災関係機関 総務省は、府及び市町村等と協力し、 <u>被災市区町村応援職員確保システム</u> （災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-22	第6 関係機関の連絡調整 内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、 <u>連絡会議を開催する。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催する。</u> 府は、連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うことから、市は、被災状況や対応状況等について、必要に応じ随時、府に報告する。	(新設)	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-23	第1 知事への派遣要請の要求 実施担当 本部事務局、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）	第1 知事への派遣要請の要求 実施担当 本部事務局、交野警察署	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-23	2. 災害派遣要請の要求手続 (3) 知事に派遣要請を要求できない場合は、その旨及び災害の状況を、 <u>直接、防衛大臣又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊長に通知することができ、その場合速やかに知事にその旨を通知しなければならない。</u>	2. 災害派遣要請の要求手続 (3) 知事に派遣要請を要求できない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊長に通知することができ、その場合速やかに知事にその旨を通知しなければならない。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-24	3. 派遣部隊の活動 自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。 なお、大規模な災害が発生した際には、 <u>発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。</u> <u>また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行う。</u> <u>さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理する。</u>	3. 派遣部隊の活動 自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。 なお、大規模な災害が発生した際には、 <u>被災直後の市は混乱していることを前提に、自衛隊は「提案型」の支援を自発的に行い、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。</u>	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-24	(2) 避難の援助 避難の指示等が発令され、安全面の確保等の必要がある場合は、避難者の誘導・輸送等を行い避難を援助する。	(2) 避難の援助 避難の命令等が発令され、安全面の確保等の必要がある場合は、避難者の誘導・輸送等を行い避難を援助する。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-24	4. 知事の派遣要請を待つ <u>いとまがない</u> 場合の災害派遣 災害の発生が突発的で、その援護が特に急を要し、知事の要請を待つ <u>いとまがない</u> ときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。 ※以降、「暇」から「いとま」への修正のみの記載は省略いたします。	4. 知事の派遣要請を待つ <u>暇がない</u> 場合の災害派遣 災害の発生が突発的で、その援護が特に急を要し、知事の要請を待つ <u>暇がない</u> ときは、自衛隊は要請を待つことなく、自ら次の判断基準に基づいて部隊を派遣する。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-25	(1) (略) (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 (3) (略) (4) 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における搜索又は救助活動を実施する場合	(1) (略) (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長、交野警察署長等から災害に関する通報を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 (3) (略) (4) 運行中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における搜索又は救助活動を実施する場合	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-25	第2 派遣部隊の受入れ 実施担当 本部事務局、人事班、物資班、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）	第2 派遣部隊の受入れ 実施担当 本部事務局、受援班	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-26	第1 活動内容 実施担当 消防班、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）、交野市消防団	第1 活動内容 実施担当 消防班、環境班、交野警察署、自衛隊	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-26	2. 応急活動 (1) 消火活動 ① 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況・建物状況・燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。	2. 応急活動 (1) 消火活動 ① 初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路・建物・燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-27	第2 各機関による連絡会議の設置 実施担当 消防班、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊） 市及び防災関係機関は、相互に連携した消火・救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。	第2 各機関による連絡会議の設置 実施担当 消防班、交野警察署、自衛隊 市及び関係機関は、相互に連携した消火・救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-27	第3 自主防災組織 実施担当 本部事務局、消防班、大阪府警察本部（交野警察署） 住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。 また、本部事務局、消防班及び交野警察署の関係機関との連携に努める。	第3 自主防災組織 実施担当 自主防災組織、事業所、消防班 住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に消火・救助・救急活動を実施する。 また、消防班及び交野警察署の関係機関との連携に努める。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-27	第4 惨事ストレス対策 実施担当 医療衛生班、日本赤十字社（大阪府支部）	第4 惨事ストレス対策 実施担当 医療救護班	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-28	第7節 医療救護活動 市は、府及び医療関係機関と連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。	第7節 医療救護活動 市及び府は、医療関係機関と連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-28	第1 医療情報の収集・提供活動 実施担当 医療衛生班、大阪府、（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会	第1 医療情報の収集・提供活動 実施担当 医療救護班、大阪府、（一社）交野市医師会	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-28	第2 現地医療対策 実施担当 医療衛生班、大阪府、日本赤十字社（大阪府支部）、（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会	第2 現地医療対策 実施担当 医療救護班、（一社）交野市医師会	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-28	1. 医療救護班の編成・派遣 市は、災害の状況に応じ、市内の医療機関等の医師・看護師・保健師等を基準とした、医療救護班を速やかに編成・派遣し、医療救護活動を実施する。 なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。 また、医療関係機関が医療救護班の搬送手段を有しない場合には、市は府と連携して搬送手段を確保し、搬送を行う。	1. 医療救護班の編成・派遣 災害の状況に応じ市内の医療機関等の医師・看護師・保健師等を基準とした、医療救護班を速やかに編成・派遣し医療救護活動を実施する。 なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-29	第3 後方医療対策 実施担当 医療衛生班、消防班、物資班、大阪府、(公社)大阪府看護協会、(一社)交野市医師会、(一社)交野市歯科医師会	第3 後方医療対策 実施担当 医療救護班、消防班、物資班、(一社)交野市医師会、医療機関、大阪府	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-29	(1) 受入病院の選定と搬送 市救護所本部は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、消防班若しくは医療機関に救急車による患者の搬送を要請する。	(1) 受入病院の選定と搬送 市救護所本部は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう調整し、消防班若しくは医療機関に救急車による患者の搬送を要請する。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-30	第4 医薬品等の確保・供給活動 実施担当 医療衛生班、大阪府、(一社)交野市医師会、(一社)交野市歯科医師会、北河内薬剤師会	第4 医薬品等の確保・供給活動 実施担当 医療救護班、(一社)交野市医師会、大阪府	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-30	第5 個別疾病対策 実施担当 医療衛生班、(公社)大阪府看護協会、(一社)交野市医師会、(一社)交野市歯科医師会	第5 個別疾病対策 実施担当 医療救護班、(一社)交野市医師会	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-30	第6 医療救護活動に関する府の組織体制 1. 保健医療調整本部（本部長：健康医療部長） 保健医療活動の総合調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。	第6 府の組織体制 1. 災害医療本部（本部長：健康医療部長） 医療救護全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-31	2. DMAT調整本部 DMATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、保健医療調整本部の下に設置する。	2. DMAT調整本部 DMATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、災害医療本部の下に設置する。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動	(削除)	4. 地域災害医療本部（本部長：保健所長） 管内の地域医療救護全体の調整を行うため、府保健所内に設置する。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-32	第8節 避難誘導 市及び防災関係機関は、災害から住民の安全を確保するため相互に連携し、避難指示・誘導等の必要な措置を講ずる。 その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「避難行動要支援者支援事業（おりひめ支え愛プロジェクト）」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。	第8節 避難誘導 市及び防災関係機関は、災害から住民の安全を確保するため相互に連携し、避難勧告及び指示・誘導等の必要な措置を講ずる。 その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、 <u>自らが定める</u> 「避難行動要支援者支援事業」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-32	第1 避難指示等 実施担当 本部事務局、情報総括班、福祉班、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊） 住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため特に必要であると認める場合に、次表に示す実施者は避難指示等を行う。 なお、市長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うよう努める。 ※以降、「避難勧告」と「避難指示」の一本化に関する修正のみの記載は省略します。	第1 避難勧告、避難指示（緊急）等 実施担当 本部事務局、総括班、福祉班、府、交野警察署、自衛隊 住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため特に必要であると認める場合に、次表に示す実施者は避難勧告等を行う。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																																								
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-32	<p>1. 避難のための立ち退き指示の権限（表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>災害の種類</th> <th>要件</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長 (指示)</td> <td>災害全般</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。</u> また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、<u>かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示する。</u></td> <td>災害対策基本法 第60条第1項、 第2項及び第3項</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>警察官 (指示)</td> <td>災害全般</td> <td>市長が避難のための立ち退き、若しくは緊急安全措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。</td> <td>災害対策基本法 第61条</td> </tr> <tr> <td>知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)</td> <td>洪水</td> <td>洪水、雨水出水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td>水防法 第29条</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	災害の種類	要件	根拠	市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <u>人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。</u> また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、 <u>かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示する。</u>	災害対策基本法 第60条第1項、 第2項及び第3項	(略)				警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退き、若しくは緊急安全措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水	洪水、雨水出水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法 第29条	<p>1. 避難のための立ち退き勧告・指示の権限（表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>災害の種類</th> <th>要件</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長 (勧告・指示)</td> <td>災害全般</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。</u> また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、<u>地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。</u></td> <td>災害対策基本法 第60条第1項、 第2項及び 第3項</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>警察官 (指 示)</td> <td>災害全般</td> <td>市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。</td> <td>災害対策基本法 第61条</td> </tr> <tr> <td>知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指 示)</td> <td>洪水</td> <td>洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td>水防法 第29条</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	災害の種類	要件	根拠	市長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <u>住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。</u> また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、 <u>地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。</u>	災害対策基本法 第60条第1項、 第2項及び 第3項	(略)				警察官 (指 示)	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指 示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法 第29条	
実施者	災害の種類	要件	根拠																																								
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <u>人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。</u> また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、 <u>かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）を指示する。</u>	災害対策基本法 第60条第1項、 第2項及び第3項																																								
(略)																																											
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退き、若しくは緊急安全措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条																																								
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水	洪水、雨水出水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法 第29条																																								
実施者	災害の種類	要件	根拠																																								
市長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <u>住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。</u> また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、 <u>地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。</u>	災害対策基本法 第60条第1項、 第2項及び 第3項																																								
(略)																																											
警察官 (指 示)	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法 第61条																																								
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指 示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法 第29条																																								
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-33	<p>2. 避難指示等の住民への周知</p> <p>市は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地区名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。</p> <p><u>また、避難者等のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。</u></p>	<p>2. 勧告・指示の住民への周知</p> <p>市は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地区名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。</p>																																									
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-33	<p>第2 避難者の誘導等</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部事務局、インフラ対策班、福祉班、消防班、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、交野市区長会、交野市消防団</td> </tr> </table>	実施担当	本部事務局、インフラ対策班、福祉班、消防班、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、交野市区長会、交野市消防団	<p>第2 避難者の誘導等</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>応急対策班、福祉班、大阪府、交野警察署、自主防災組織、地区、学校・病院等の施設管理者</td> </tr> </table>	実施担当	応急対策班、福祉班、大阪府、交野警察署、自主防災組織、地区、学校・病院等の施設管理者																																					
実施担当	本部事務局、インフラ対策班、福祉班、消防班、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、交野市区長会、交野市消防団																																										
実施担当	応急対策班、福祉班、大阪府、交野警察署、自主防災組織、地区、学校・病院等の施設管理者																																										
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-33	<p>1. 市</p> <p><u>避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。</u></p> <p>避難の誘導は、道路管理者が交野警察署の協力を得て避難路を確保するとともに、自主防災組織や区等と連携して、できるだけ集団避難を行う。</p> <p>また、避難行動要支援者支援事業に則して避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。</p> <p><u>なお、自主防災組織や事業所等は連携・協力して、本市の個別避難計画や地域による地区防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。</u></p>	<p>1. 市</p> <p>避難の誘導は、道路管理者が交野警察署の協力を得て避難路を確保するとともに、自主防災組織や区等と連携してできるだけ集団避難を行う。また、避難行動要支援者支援事業に則して避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。</p>																																									

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-33	<p>第3 広域避難</p> <p>実施担当 本部事務局、避難対策班、福祉班、大阪府、関西広域連合</p> <p>1. 府内市町村間の広域避難の協議等 市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議する。 なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>2. 他府県への広域避難の協議等 市は、他府県の市町村への受入れについては、府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。また、必要に応じて、府から助言を受けることができる。</p>	(新設)	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-34	<p>第4 警戒区域の設定</p> <p>実施担当 本部事務局、消防班、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）</p>	<p>第3 警戒区域の設定</p> <p>実施担当 本部事務局、消防班、大阪府、交野警察署、自衛隊</p>	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-35	<p>第1 公共土木施設等</p> <p>実施担当 インフラ対策班、大阪府、ため池管理者</p>	<p>第1 公共土木施設等</p> <p>実施担当 応急対策班、大阪府、ため池管理者</p>	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-35	<p>第2 建築物等</p> <p>実施担当 建築物対策班</p>	<p>第2 建築物等</p> <p>実施担当 住宅対策班</p>	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-35	<p>1. 公共建築物 市は、公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。</p>	<p>1. 公共建築物 市は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。</p>	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-35	<p>2. 民間建築物 市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。実施にあたっては、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定士の派遣を府へ要請する。 市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等に、その応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。 空き家等については、平常時から災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。</p>	<p>2. 民間建築物 市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。必要に応じて被災建築物応急危険度判定士の派遣を府へ要請する。市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等に、その応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。</p>	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-36	<p>第3 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）</p> <p>実施担当 消防班</p>	<p>第3 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）</p> <p>実施担当 消防班、危険物施設等の管理者</p>	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-37	<p>第1 交通規制</p> <p>実施担当 インフラ対策班、近畿地方整備局、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、西日本高速道路(株)（関西支社）</p>	<p>第1 交通規制</p> <p>実施担当 応急対策班、大阪国道事務所、大阪府、交野警察署、西日本高速道路(株)</p>	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-37	<p>第2 緊急通行車両の確認</p> <p>実施担当 本部事務局、物資班、防災関係機関</p> <p>大阪府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、市及び防災関係機関は、大阪府公安委員会に対して、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両の確認を申請し、確認を得て緊急輸送を実施する。</p>	<p>第2 緊急通行車両の確認</p> <p>実施担当 総務班、防災関係機関</p> <p>大阪府公安委員会が災害対策基本法第76条1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、市及び防災関係機関は、大阪府公安委員会に対して、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両の確認を申請し、確認を得て緊急輸送を実施する。</p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-38	第3 陸上輸送 実施担当 本部事務局、インフラ対策班、物資班、消防班、近畿地方整備局、大阪府警察本部（交野警察署）、大阪府、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）、日本郵便（近畿支社）、日本通運（大阪支店）、西日本高速道路（関西支社）、（一社）大阪府トラック協会	第3 陸上輸送 実施担当 応急対策班、総務班、消防班、大阪国道事務所、交野警察署、大阪府、自衛隊、西日本高速道路（株）	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-39	(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応 鉄道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放*する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。 ※運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること (4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令（略） (5) 交通規制の標識等の設置 道路管理者及び交野警察署は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象及び期間等を表示した標識を設置する。	(新設) (3) 警察官、自衛官等による措置命令（略） (4) 交通規制の標識等の設置 道路管理者及び交野警察署は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象及び期間を表示した標識を設置する。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-39	4. 重要物流道路等における道路啓開等の支援 国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、国が指定した重要物流道路及びその代替道路・補完道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。	(新設)	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-41	第1 被害状況の報告 実施担当 水道班、インフラ対策班、西日本電信電話（株）等、関西電力（株）、関西電力送配電（株）、大阪ガス（株）、大阪ガスネットワーク（株）	第1 被害状況の報告 実施担当 給水班、応急対策班、西日本電信電話（株）、関西電力送配電（株）、大阪ガス（株）	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-41	2. 西日本電信電話株式会社等、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社は、サービス供給地域内において、震度5弱以上を観測した場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し市に報告を行う。	2. 西日本電信電話株式会社大阪支店、関西電力送配電株式会社枚方配電営業所、大阪ガス株式会社導管事業部北東部導管部は、サービス供給地域内において、震度5弱以上を観測した場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し市に報告を行う。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-41	第2 各事業者における対応 実施担当 水道班、インフラ対策班、西日本電信電話（株）等、KDDI（株）（関西総支社）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）、関西電力（株）、関西電力送配電（株）、大阪ガス（株）、大阪ガスネットワーク（株）	第2 各事業者における対応 実施担当 給水班、応急対策班、西日本電信電話（株）、関西電力送配電（株）、大阪ガス（株）	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-41	3. 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） （略）	3. 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社 （略）	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-42	4. 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社） 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社は、感電事故や漏電火災等で二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市や消防本部、交野警察署への通報及び付近住民への広報を行う。 また、被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。 加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。	4. 電力（関西電力送配電株式会社） 関西電力送配電株式会社は、感電事故や漏電火災等で二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市や消防本部、交野警察署への通報及び付近住民への広報を行う。	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-42	5. ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社） 大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社は、地震により、ガス漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市や消防本部、交野警察署への通報及び付近住民への広報を行う。 加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。	5. ガス（大阪ガス株式会社） 大阪ガス株式会社は、地震により、ガス漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市や消防本部、交野警察署への通報及び付近住民への広報を行う。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-43	第1 被害状況の報告 実施担当 <u>インフラ対策班、近畿地方整備局、大阪府、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)、西日本高速道路(株)（関西支社）</u>	第1 被害状況の報告 実施担当 <u>応急対策班、大阪国道事務所、大阪府、西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、西日本高速道路(株)</u>	
地震災害応急対策編 第1章 初動期の活動 p. 地震応急-43	第2 各施設管理者の報告 実施担当 <u>インフラ対策班、近畿地方整備局、大阪府、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)、西日本高速道路(株)（関西支社）</u>	第2 各施設管理者の報告 実施担当 <u>応急対策班、大阪国道事務所、大阪府、西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、西日本高速道路(株)</u>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧期の活動 p. 地震応急-44	第1節 災害救助法の適用 市が自ら実施する災害応急措置のうち、一定の規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を府知事に要請し、同法に基づき実施する。 なお、知事は、災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。 実施担当 <u>本部事務局、避難対策班、建築物対策班、水道班、給食班、物資班、医療衛生班、消防班、児童・生徒対策班、市民班、福祉班</u>	第1節 災害救助法の適用 市が自ら実施する災害応急措置のうち、一定の規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を府知事に要請し、同法に基づき実施する。 実施担当 <u>本部事務局、避難対策部各班、住宅対策班、給水班、給食班、物資班、医療救護班、消防班、就学班、環境班、福祉班</u>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧期の活動 p. 地震応急-44	2. 災害救助法による救助の種類 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。 <u>ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）</u> (1) <u>避難所及び応急仮設住宅の供与【避難対策班、建築物対策班】</u> (2) <u>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給【物資班、避難対策班、水道班、給食班】</u> (3) <u>被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与【物資班、避難対策班】</u> (4) <u>医療及び助産【医療衛生班】</u> (5) <u>被災者の救出【消防班】</u> (6) <u>被災した住宅の応急修理【建築物対策班】</u> (7) <u>生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与【本部事務局、総務班】</u> (8) <u>学用品の供与【児童・生徒対策班】</u> (9) <u>埋葬【市民班、福祉班】</u> (10) <u>死体の捜索及び処理【福祉班】</u> (11) <u>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去【インフラ対策班、廃棄物処理班】</u>	2. 災害救助法による救助の種類 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。 (1) <u>受入れ施設の供与（応急仮設住宅を除く）【避難対策部】</u> (2) <u>炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給【給水班、給食班】</u> (3) <u>被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与【物資班】</u> (4) <u>医療及び助産【医療救護班】</u> (5) <u>災害にかかった者の救出【消防班】</u> (新設) (新設) (6) <u>学用品の給与【就学班】</u> (7) <u>埋葬【物資班】</u> (8) <u>行方不明者の捜索及び死体の処理【消防班、環境班、福祉班】</u> (9) <u>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去【住宅対策班】</u> (10) <u>応急仮設住宅の供与【住宅対策班】</u> (11) <u>災害にかかった住宅の応急修理【住宅対策班】</u> (12) <u>生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与【本部事務局】</u>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧期の活動 p. 地震応急-44	3. 災害救助法の救助の基準 災害救助法による救助の程度、方法並びに実費弁償の一般基準は、府災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合は、特別基準の適用を知事に要請する。この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。	3. 災害救助法の救助の基準 災害救助法による救助の程度、方法並びに実費弁償の一般基準は、府災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合は、特別基準の適用を知事に要請する。この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧期の活動 p. 地震応急-46	第2節 指定避難所の開設・運営等 市は、災害が発生したとき、施設管理者の協力を得て、交野市避難所運営マニュアルに沿って、指定避難所を供与し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずる。 <u>※以降、「食糧」から「食料」への修正のみの記載は省略します。</u>	第2節 指定避難所の開設・運営等 市は、災害が発生したとき、施設管理者の協力を得て、交野市避難所運営マニュアルに沿って、指定避難所を供与し、居住の確保、食糧、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずる。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧期の活動 p.地震応急-46	<p>第1 指定避難所の開設</p> <p>実施担当 本部事務局、情報総括班、避難対策班、福祉班、現地避難対策部各班</p> <p>市は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して周知するよう努める。</p> <p>避難指示等を発令した場合は、避難対象地区や災害の状況等に応じた安全な指定避難所を指定する。 (略)</p> <p>防災行政無線（同報系）等により、対象地区住民等に開設する指定避難所を周知するとともに、避難対策班は、速やかに指定された指定避難所に責任者を派遣し、施設の安全性の確保に努める。</p> <p>ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者に開設を要請する。 (略)</p> <p>指定避難所の開設にあたっては、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p> <p>また、避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努める。</p> <p>併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</p>	<p>第1 指定避難所の開設</p> <p>実施担当 本部事務局、総括班、避難対策班、現地避難対策部各班</p> <p>市は、避難勧告、避難指示（緊急）等を発令した場合は、避難対象地区や災害の状況等に応じた安全な指定避難所を指定する。 (略)</p> <p>防災行政無線（同報系）等で対象地区住民等に開設する指定避難所を周知するとともに、避難対策部各班は、速やかに指定された指定避難所に責任者を派遣し、施設の安全性の確保に努める。</p> <p>ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者に開設を要請する。 (略)</p> <p>指定避難所の開設にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</p> <p>指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。</p>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧期の活動 p.地震応急-46	<p>第2 指定避難所の管理・運営</p> <p>実施担当 避難対策班、総務班、福祉班、医療衛生班</p> <p>市は、施設管理者の協力を得て、交野市避難所運営マニュアルに沿って、指定避難所を管理・運営する。</p> <p>なお、運営に関しては、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援し、この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</p>	<p>第2 指定避難所の管理・運営</p> <p>実施担当 避難対策部各班</p> <p>市は、施設管理者の協力を得て、交野市避難所運営マニュアルに沿って、指定避難所を管理・運営する。</p>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧期の活動 p.地震応急-47	<p>(1) 避難者の受入れ</p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。</p>	<p>(1) 避難者の受入れ</p> <p>①～③ (略)</p>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧期の活動 p.地震応急-47	<p>(2) 指定避難所の管理、運営</p> <p>(略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者等に係る情報の把握に努め、状況を避難対策班に報告する。また、部責任者は状況を府に報告する。</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>⑧ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。</p> <p>⑨ 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料を確保する。</p> <p>※以降、「被災者」から「避難者」への修正のみの記載は省略します。</p>	<p>(2) 指定避難所の管理、運営</p> <p>(略)</p> <p>①～② (略)</p> <p>③ 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握に努め、状況を避難対策班に報告する。また、部責任者は状況を府への報告を行う。</p> <p>④～⑦ (略)</p> <p>⑧ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。</p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考				
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧期の活動 p.地震応急-48	<p>(3) 指定避難所の管理、運営支援 避難対策班は、避難所生活を支援するため、次の対策を行う。</p> <p>① 長期化した場合、自治運営組織づくりや男女のニーズの違い等に配慮したプライバシー保護対策を促進する。また、必要に応じて、入浴施設及び洗濯機等の確保を行う。暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。</p> <p>② <u>女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</u></p> <p>③ <u>女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p>④ 福祉班等と連携し、避難所の避難行動要支援者向けの福祉サービス等を確保する。</p> <p>⑤ 情報総括班と連携し、避難所への掲示・配布用の広報紙等を確保する。</p> <p>⑥ 医療衛生班と連携し、巡回健康相談等のサービスを確保する。</p> <p>⑦ （略）</p> <p>⑧ 相談窓口を設置する（女性相談員の配置に配慮する）。</p> <p>⑨ 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</p> <p>⑩ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>⑪ 正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。</p> <p>⑫ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等の定期的な情報交換に努める。</p> <p>⑬ <u>指定避難所における新型インフルエンザ等感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、本部指揮部は、医療衛生班及び避難対策班と避難所の運営に必要な情報について協議し共有する。</u></p>	<p>(3) 指定避難所の管理、運営支援 避難対策部各班は、避難所生活を支援するため、次の対策を行う。</p> <p>① 長期化した場合、自治運営組織づくりや男女のニーズの違い等に配慮したプライバシー保護対策を促進する。また、必要に応じて、入浴施設及び洗濯機等の確保を行う。暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。</p> <p>② 福祉班等と連携し、避難所の避難行動要支援者向けの福祉サービス等を確保する。</p> <p>③ 総括班と連携し、避難所への掲示・配布用の広報紙等を確保する。</p> <p>④ 医療救護班と連携し、巡回健康相談等のサービスを確保する。</p> <p>⑤ （略）</p> <p>⑥ 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）</p> <p>⑦ 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮に努める</p> <p>⑧ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>⑨ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等の定期的な情報交換に努める。</p>					
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧期の活動 p.地震応急-49	<p>第3 指定避難所の早期解消のための取組み等</p> <table border="1" data-bbox="430 1285 1409 1325"> <tr> <td>実施担当</td> <td>避難対策班、総務班、建築物対策班</td> </tr> </table>	実施担当	避難対策班、総務班、建築物対策班	<p>第3 指定避難所の早期解消のための取組み等</p> <table border="1" data-bbox="1549 1285 2537 1325"> <tr> <td>実施担当</td> <td>住宅対策班、避難対策部各班</td> </tr> </table>	実施担当	住宅対策班、避難対策部各班	
実施担当	避難対策班、総務班、建築物対策班						
実施担当	住宅対策班、避難対策部各班						
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧期の活動 p.地震応急-50	<p>第3節 緊急物資の供給</p> <p>市は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、<u>その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</u></p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。</u></p> <p>（略）</p> <p>市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p>	<p>第3節 緊急物資の供給</p> <p>市は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。</p> <p>（略）</p> <p>府及び市は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p>					

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-50	第1 給水活動 実施担当 水道班、大阪府、大阪広域水道企業団 市は、府及び府内水道（用水供給）事業者等の関係機関と相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。 1. 市、府内水道（用水供給）事業者 （略）	第1 給水活動 実施担当 給水班、大阪府、大阪広域水道企業団 市は、府及び大阪広域水道企業団等の関係機関と相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。 1. 市、大阪広域水道企業団 （略）	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-51	2. 大阪府 （略） (1) 府内水道（用水供給）事業者の給水拠点の活用に関する調整	2. 大阪府 （略） (1) 大阪広域水道企業団の給水拠点の活用に関する調整	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-51	第2 食料・生活必需品の供給 市は、府及び関係機関の協力を得て、迅速かつ円滑に食料・生活必需品を供給する。 なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。 また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。	第2 食料・生活必需品の供給 市は、府及び関係機関の協力を得て、迅速かつ円滑に食料・生活必需品を供給する。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-51	3. その他の防災関係機関 (1) 近畿農政局（大阪府拠点） 応急用食料品（精米等）及び政府米の供給に関する連絡 (2) 日本赤十字社大阪府支部 毛布・日用品等の備蓄物資の供給	3. その他の防災関係機関 (1) 近畿農政局（大阪府拠点） 応急用食料品及び米穀の供給に関する連絡 (2) 日本赤十字社大阪府支部 毛布・日用品の備蓄物資の供給	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-52	第1 防疫活動 実施担当 医療衛生班、環境衛生班、大阪府、（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会	第1 防疫活動 実施担当 医療救護班、環境班、大阪府、（一社）交野市医師会	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-52	1. 市 (1)～(3)（略） (4) その他、感染症法により、府の指示を受け必要な措置を行う。	1. 市 (1)～(3)（略） (4) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-52	2. 府 府は、次の措置を行う。 (7) その他、感染症法により、自ら措置し又は市への必要な指示等を行う。 ※以降、「大阪府」から「府」への修正のみの記載は省略します。	2. 府 大阪府は次の措置を行う。 (7) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置し又は市への必要な指示等を行う。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-52	(5) 予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要性があると認めるときは、臨時の予防接種を行い又は市に対して指示を行う。（予防接種法第6条） (6)～(7)（略） ※ 一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）	(5) 予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要性があると認めるときは、臨時の予防接種を行い又は市町村に対して指示を行う。（予防接種法第6条） (6)～(7)（略） ※ 一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-53	第2 被災者の健康維持活動 実施担当 医療衛生班、福祉班、大阪府、（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会	第2 被災者の健康維持活動 実施担当 医療救護班、福祉班、大阪府、（一社）交野市医師会	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p.地震応急-53	第3 保健衛生活動における連携体制 実施担当 医療衛生班、大阪府、防災関係機関 (略) また、市は、発災後、迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施体制整備に努める。	第3 保健衛生活動における連携体制 実施担当 医療救護班、大阪府、防災関係機関 (略) また、府及び市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施体制整備に努める。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p.地震応急-54	第4 動物保護等の実施 実施担当 環境衛生班、大阪府	第4 動物保護等の実施 実施担当 環境班、大阪府	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p.地震応急-54	1. 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府及び府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。	1. 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p.地震応急-54	2. 指定避難所における動物の適正な飼育 市は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。	2. 指定避難所における動物の適正な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p.地震応急-55	第5節 避難行動要支援者への支援 市は、府及び防災関係機関と協力しながら、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。 なお、府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWAT）を被災市町村へ派遣し、支援する。	第5節 避難行動要支援者への支援 市は、府及び防災関係機関と協力しながら、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p.地震応急-55	第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 実施担当 本部事務局、福祉班、医療衛生班、交野市区長会	第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 実施担当 福祉班、医療救護班	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p.地震応急-55	第2 被災した避難行動要支援者への支援活動 実施担当 福祉班、医療衛生班、建築物対策班、(社福)交野市社会福祉協議会	第2 被災した避難行動要支援者への支援活動 実施担当 福祉班、医療救護班、交野市社会福祉協議会	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p.地震応急-57	第1 支援体制 実施担当 各班、(社福)交野市社会福祉協議会 市は、大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。 また、市は、支援体制の整備にあたり、府の支援を受けるとともに、府が定めた「大阪府災害等応急対策実施要領」に基づき、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行う。	第1 オペレーション体制 実施担当 各班 市は、大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。 また、市は、オペレーション体制の整備にあたり、府の支援を受けるとともに府が定めた「大阪府災害等応急対策実施要領」に基づき、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降のオペレーションについて検討を行う。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p.地震応急-57	第2 住民等からの問い合わせ 実施担当 情報総括班、市民班、消防班、大阪府警察本部（交野警察署）	第2 住民等からの問い合わせ 実施担当 総括班	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p.地震応急-58	第1 住民への呼びかけ 実施担当 情報総括班	第1 住民への呼びかけ 実施担当 総括班	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-58	<p>第2 警戒活動の強化</p> <p>実施担当 本部事務局、情報総括班、大阪府警察本部（交野警察署）、交野市区長会</p> <p>交野警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</p>	<p>第2 警戒活動の強化</p> <p>実施担当 交野警察署、地区、自主防災組織</p> <p>交野警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。</p>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-60	<p>第1 被害状況の報告</p> <p>実施担当 水道班、インフラ対策班、西日本電信電話(株)等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)</p>	<p>第1 被害状況の報告</p> <p>実施担当 給水班、応急対策班、西日本電信電話(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)</p>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-60	<p>第2 上水道</p> <p>実施担当 水道班、情報総括班、本部事務局、大阪広域水道企業団</p>	<p>第2 上水道</p> <p>実施担当 給水班、総括班</p>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-60	<p>(1) 応急措置</p> <p>被害の拡大のおそれがある場合、直ちに止水に努めるとともに、施設の稼働停止又は制限を行い、必要に応じて消防本部や交野警察署及び住民に通報する。また、災害時用井戸は、災害発生時に生活用水として利用するためのもので、飲用水としての利用はできない事などを必要に応じて住民に周知する。</p>	<p>(1) 応急措置</p> <p>被害の拡大のおそれがある場合、直ちに止水に努めるとともに、施設の稼働停止又は制限を行い、必要に応じて消防本部や交野警察署及び住民に通報する。</p>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-60	<p>第3 下水道</p> <p>実施担当 インフラ対策班、情報総括班</p>	<p>第3 下水道</p> <p>実施担当 応急対策班、総括班</p>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-61	<p>第4 電気通信</p> <p>実施担当 西日本電信電話(株)等、KDD I (株)（関西総支社）、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)</p>	<p>第4 電気通信</p> <p>実施担当 西日本電信電話(株)（大阪支店）、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク(株)</p>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-61	<p>第5 電力</p> <p>実施担当 関西電力(株)、関西電力送配電(株)</p>	<p>第5 電力</p> <p>実施担当 関西電力送配電(株)</p>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-62	<p>第6 ガス</p> <p>実施担当 大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)</p>	<p>第6 ガス</p> <p>実施担当 大阪ガス(株)</p>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-63	<p>第1 交通の安全確保</p> <p>実施担当 インフラ対策班、近畿地方整備局、大阪府、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)、京阪バス(株)（交野営業所）、西日本高速道路(株)（関西支社）</p>	<p>第1 交通の安全確保</p> <p>実施担当 応急対策班、大阪国道事務所、大阪府、西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、西日本高速道路(株)</p>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-63	<p>第2 交通の機能確保</p> <p>実施担当 インフラ対策班、近畿地方整備局、大阪府、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)、京阪バス(株)（交野営業所）、西日本高速道路(株)（関西支社）</p>	<p>第2 交通の機能確保</p> <p>実施担当 応急対策班、大阪国道事務所、大阪府、西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、西日本高速道路(株)</p>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-64	<p>2. 各施設管理者における復旧</p> <p>(2) 道路施設</p> <p>① (略)</p> <p>② 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。</p> <p>③ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行うとともに、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。</p> <p>④ (略)</p>	<p>2. 各施設管理者における復旧</p> <p>(2) 道路施設</p> <p>① (略)</p> <p>② 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。</p> <p>③ (略)</p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-65	第10節 農産業関係応急対策 実施担当 インフラ対策班、北河内農業協同組合	第10節 農産業関係応急対策 実施担当 応急対策班、北河内農業協同組合	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-65	2. 農作物 (1) 技術の指導 市及び農業協同組合は、府の協力を得て、農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起し等の応急措置の技術指導を行う。	2. 農作物 (1) 技術の指導 市、府及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じたときは、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起し等の応急措置の技術指導を行う。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-66	第11節 住宅の応急確保 市は、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。 また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。 なお、応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。	第11節 住宅の応急確保 府及び市は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等必要な措置を講ずる。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-66	第1 住宅の応急確保 実施担当 建築物対策班、大阪府	第1 住宅の応急確保 実施担当 住宅対策班	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-66	3. 住居障害物の除去 (1) 市は、府から委任された場合には、がけ崩れや浸水等により、居室・炊事場・玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしても除去できない者に対して障害物の除去を行う。	3. 住居障害物の除去 (1) 市は、がけ崩れや浸水等により、居室・炊事場・玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしても除去できない者に対して障害物の除去を行う。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-66	4. 応急仮設住宅の建設 市は、府から委任された場合には、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、建設場所、建設戸数等について十分に調整し、二次災害にも十分配慮したうえで、建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。 (1) 建設型応急住宅の管理は、住民等の協力を求めて行う。 (2) 府と協力し、集会施設等の生活環境の整備を促進する。 (3) 建設型応急住宅を供与期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。 (4) 高齢者、障がい者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。	4. 応急仮設住宅の建設 市は府から委任された場合には、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、建設場所、建設戸数等について十分に調整し、二次災害にも十分配慮したうえで、 <u>応急仮設住宅を建設し、供与する。</u> (1) 応急仮設住宅の管理は、住民等の協力を求めて行う。 (2) 集会施設等の生活環境の整備を促進する。 (3) 供与期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。 (4) 高齢者、障がい者に配慮した <u>応急仮設住宅</u> を建設するよう努める。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-67	6. 応急仮設住宅の借上げ 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下、「賃貸型応急住宅」という。）を積極的に活用する。	6. <u>みなし</u> 応急仮設住宅 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、 <u>応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。</u>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-67	7. 公共住宅への一時入居 市は、建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じて、府等と連携して、公営住宅の空き家への一時入居の措置を講ずる。	7. 公共住宅への一時入居 市は、 <u>応急仮設住宅の建設及びみなし応急仮設住宅の活用状況に応じて、府等と連携して、公営住宅の空き家への一時入居の措置を講ずる。</u>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-67	第2 罹災証明の発行 実施担当 市民班、交野市区長会 ※以降、「り災」から「罹災」への修正のみの記載は省略します。	第2 り災証明の発行 実施担当 総務班、地区	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-69	第1 緊急保護対策 実施担当 避難対策班、児童・生徒対策班、園児対策班、給食班、議会班	第1 緊急保護対策 実施担当 就学班、施設班、校（園）長	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-69	1. 園児・児童・生徒の保護 (1) 地震が発生した場合、 <u>市長</u> 、教育長若しくは校（園）長の状況判断により、休校（園）措置等を行うなどの臨機の処置をとる。 (2)～(3)（略） (4) 校（園）長は、休校（園）措置をとった場合は、直ちに <u>市長若しくは教育長</u> に報告する。	1. 園児・児童・生徒の保護 (1) 地震が発生した場合、教育長若しくは校（園）長の状況判断により、休校（園）措置等を行うなどの臨機の処置をとる。 (2)～(3)（略） (4) 校（園）長は、休校（園）措置をとった場合は、直ちに <u>教育委員会</u> に報告する。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-69	2. 教育施設の保全 （略） <u>避難対策班</u> は、学校に指定避難所を開設する場合、授業の維持・再開を考慮して、あらかじめ定める指定避難所の利用スペース・設備等を校（園）長に確認して、 <u>本部事務局</u> に連絡する。	2. 教育施設の保全 （略） <u>施設班</u> は、学校に指定避難所を開設する場合、授業の維持・再開を考慮して、あらかじめ定める指定避難所の利用スペース・設備等を校（園）長に確認して、 <u>避難対策班</u> に連絡する。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-69	第2 教育施設の応急整備 <u>実施担当</u> <u>建築物対策班</u> (1) 教育施設に被害が発生した場合は、施設管理者は <u>建築物対策班</u> に速やかにその状況を報告する。 (2) <u>建築物対策班</u> は、被害状況を記録、撮影し、速やかに施設の応急復旧を実施するとともに、 <u>本部事務局</u> に連絡し、代替校舎の確保などの調整に努める。	第2 教育施設の応急整備 <u>実施担当</u> <u>施設班、教育施設管理者</u> (1) 教育施設に被害が発生した場合は、施設管理者は <u>教育委員会</u> に速やかにその状況を報告する。 (2) <u>教育委員会</u> は、被害状況を記録、撮影し、速やかに施設の応急復旧を実施するとともに、代替校舎の確保に努める。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-69	第3 応急教育体制の確立 <u>実施担当</u> <u>児童・生徒対策班、給食班</u>	第3 応急教育体制の確立 <u>実施担当</u> <u>就学班、給食班</u>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-70	第4 就学援助等 <u>実施担当</u> <u>児童・生徒対策班、園児対策班、大阪府</u>	第4 就学援助等 <u>実施担当</u> <u>就学班、校（園）長、大阪府</u>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-71	第6 保育安全計画 <u>実施担当</u> <u>園児対策班</u>	第6 保育計画 <u>実施担当</u> <u>就学班</u>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-71	第7 文化財 <u>実施担当</u> <u>社会教育課</u> 指定災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理責任者）は、被害状況を調査し市社会教育課文化財係に報告する。 また、市は、被害報告を府教育庁文化財保護課に報告する。 府教育文化財保護課は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市社会教育課文化財係を經由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。	第7 文化財 <u>実施担当</u> <u>施設班、文化財管理者</u> 指定災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理責任者）は、被害状況を調査し市教育委員会に報告する。また、市は、被害報告を府教育庁文化財保護課に報告する。 府教育文化財保護課は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市教育委員会を經由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-72	第1 ごみ処理 <u>実施担当</u> <u>廃棄物処理班</u>	第1 ごみ処理 <u>実施担当</u> <u>環境班</u>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-72	第2 し尿処理 <u>実施担当</u> <u>廃棄物処理班</u>	第2 し尿処理 <u>実施担当</u> <u>環境班</u>	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-72	2. 処理活動 (1) 市 収集したし尿は、乙辺浄化センターで処理するが、必要に応じて、 <u>府</u> 、 <u>他市</u> へし尿の受入れを要請する。	2. 処理活動 (1) 市 収集したし尿は、乙辺浄化センターで処理するが、必要に応じて <u>他市</u> へし尿の受入れを要請する。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-73	第3 災害廃棄物等処理 <u>実施担当</u> <u>廃棄物処理班、インフラ対策班</u>	第3 災害廃棄物等処理 <u>実施担当</u> <u>環境班、応急対策班</u>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-73	2. 処理活動 (1) 市 ① (略) ② 災害廃棄物等処理については、危険なもの及び通行上支障のあるもの等を優先して収集・運搬する。 ③ 災害廃棄物等は、適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、処分量の減量化を図る。 ④～⑤ (略) ⑥ 必要に応じて、府及び近隣市町村並びに関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。	2. 処理活動 (1) 市 ① (略) ② 災害廃棄物等処理については、危険なもの及び通行上支障のあるもの等を優先して収集する。 ③ 災害廃棄物等は、適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用と減量化を図る。 ④～⑤ (略) ⑥ 必要に応じて、府及び近隣市町村並びに関係団体に応援を要請する。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-73	(2) 府 ①～② (略) ③ 市が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び一般社団法人大阪府清掃事業連合会に対して協力を要請する。 ④ 府域で災害廃棄物等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、広域的な処理ルートを確認するため、関西広域連合、他の府県や国に対し応援を要請する。 ⑤ 災害発生時に発生する廃棄物に対応するため、府内市町村を含む関係団体等の連携・協力のもと、処分場の能力維持及び代替性・多重性を確保する観点から、大阪湾フェニックス事業の推進に努める。 ⑥ 必要に応じて、近畿地方整備局と港湾内における災害廃棄物の仮置場の確保について調整する。	(2) 府 ①～② (略) ③ 市が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、公益社団法人大阪府産業廃棄物協会に対して協力を要請する。 ④ 災害発生時に発生する廃棄物に対応するため、府内市町村を含む関係団体等の連携・協力のもと、処分場の能力維持及び代替性・多重性を確保する観点から、大阪湾フェニックス事業の推進に努める。	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-75	第1 交野警察署 実施担当 大阪府警察本部（交野警察署）	第1 交野警察署 実施担当 交野警察署	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-75	第2 市 実施担当 福祉班、市民班	第2 市 実施担当 福祉班、物資班	
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-77	第1 ボランティアの受入れ 実施担当 福祉班、(社福) 交野市社会福祉協議会 市は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、交野市社会福祉協議会、おおさか災害支援ネットワーク、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関と連携し、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有把握するものとする。 また、市は、府と連携し、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。 これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。	第1 ボランティアの受入れ 実施担当 福祉班、環境班、交野市社会福祉協議会 府、市、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、交野市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。 また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。 これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考				
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-77	<p>1. 受入れ</p> <p>(1)活動内容 市は、次の活動内容のボランティアの支援を得る。 (略)</p> <p>(3) 受入れ窓口の開設 交野市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口（災害ボランティアセンター）を開設する。 また、被災者ニーズ等への対応を図るため、発災時における対応等について、大阪府社会福祉協議会との情報交換に努める。</p>	<p>1. 受入れ</p> <p>(1) 市が支援を受けるボランティアの活動内容 (略)</p> <p>(3) 受入れ窓口の開設 交野市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口（災害ボランティアセンター）を開設する。</p>					
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-78	<p>第2 義援金・物資の受付・配分</p> <table border="1" data-bbox="430 504 1409 546"> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉班、物資班、総務班、(社福) 交野市社会福祉協議会</td> </tr> </table>	実施担当	福祉班、物資班、総務班、(社福) 交野市社会福祉協議会	<p>第2 義援金・物資の受付・配分</p> <table border="1" data-bbox="1549 504 2528 546"> <tr> <td>実施担当</td> <td>福祉班、物資班、総務班、交野市社会福祉協議会</td> </tr> </table>	実施担当	福祉班、物資班、総務班、交野市社会福祉協議会	
実施担当	福祉班、物資班、総務班、(社福) 交野市社会福祉協議会						
実施担当	福祉班、物資班、総務班、交野市社会福祉協議会						
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-79	<p>第3 海外からの支援の受入れ</p> <table border="1" data-bbox="430 640 1409 682"> <tr> <td>実施担当</td> <td>人事班</td> </tr> </table>	実施担当	人事班	<p>第3 海外からの支援の受入れ</p> <table border="1" data-bbox="1549 640 2528 682"> <tr> <td>実施担当</td> <td>受援班</td> </tr> </table>	実施担当	受援班	
実施担当	人事班						
実施担当	受援班						
地震災害応急対策編 第2章 応急復旧 期の活動 p. 地震応急-80	<p>第16節 広域一時滞在への対応</p> <table border="1" data-bbox="430 777 1409 819"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部事務局、物資班、福祉班、避難対策班</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行い、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。</p> <p>また、府は、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。市長は、協議を受けた際は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。</p>	実施担当	本部事務局、物資班、福祉班、避難対策班	<p>第16節 広域一時滞在</p> <table border="1" data-bbox="1549 777 2528 819"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部事務局、総務班、住宅対策班、避難対策部各班</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合等、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。</p> <p>また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。</p>	実施担当	本部事務局、総務班、住宅対策班、避難対策部各班	
実施担当	本部事務局、物資班、福祉班、避難対策班						
実施担当	本部事務局、総務班、住宅対策班、避難対策部各班						

風水害応急対策編

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																																						
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期の活動 p. 風水害応急-1	<p>第1節 気象予警報等の収集伝達</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、気象予警報その他災害に関する情報等を各防災関係機関の有機的な連携のもとに、迅速かつ的確に収集伝達してその周知徹底を図り、的確な応急対策の実施に資する。</p> <p>なお、大阪管区気象台及び府は、参考となる警戒レベルを附して気象予警報の伝達、周知する。</p>	<p>第1節 気象予警報等の収集伝達</p> <p>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、気象予警報その他災害に関する情報等を各防災関係機関の有機的な連携のもとに、迅速かつ的確に収集伝達してその周知徹底を図り、的確な応急対策の実施に資するものである。</p>																																							
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期の活動 p. 風水害応急-1	<p>第1 気象情報等の監視</p> <table border="1" data-bbox="439 451 1424 499"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部事務局、消防班、大阪管区気象台、防災関係機関</td> </tr> </table>	実施担当	本部事務局、消防班、大阪管区気象台、防災関係機関	<p>第1 気象情報等の監視</p> <table border="1" data-bbox="1561 451 2546 499"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理室、消防本部、防災関係機関</td> </tr> </table>	実施担当	危機管理室、消防本部、防災関係機関																																			
実施担当	本部事務局、消防班、大阪管区気象台、防災関係機関																																								
実施担当	危機管理室、消防本部、防災関係機関																																								
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期の活動 p. 風水害応急-1	<p>(1) 注意報</p> <table border="1" data-bbox="451 588 1436 1108"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">気象注意報</td> <td>強風注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>雷注意報（注6）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地面現象注意報☆</td> <td>地面現象注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>浸水注意報☆</td> <td>浸水注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」である。 ①流域雨量指数基準 天野川流域（12.7） ②流域雨量指数基準 北川流域（6.9） ③複合基準※1 天野川流域（9、10） ④複合基準※1 北川流域（7、6.9）</td> </tr> </tbody> </table>	種類		発表基準	気象注意報	強風注意報	(略)	雷注意報（注6）	(略)	大雨注意報	(略)	地面現象注意報☆	地面現象注意報	(略)	浸水注意報☆	浸水注意報	(略)	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」である。 ①流域雨量指数基準 天野川流域（12.7） ②流域雨量指数基準 北川流域（6.9） ③複合基準※1 天野川流域（9、10） ④複合基準※1 北川流域（7、6.9）	<p>(1) 注意報</p> <table border="1" data-bbox="1608 588 2594 1138"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">気象注意報</td> <td>強風注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>雷注意報（注6）</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>地面現象注意報☆</td> <td>地面現象注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>浸水注意報☆</td> <td>浸水注意報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水注意報</td> <td>洪水注意報</td> <td>洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ①流域雨量指数基準 天野川流域（13） ②流域雨量指数基準 北川流域（5.6） ③複合基準※1 天野川流域（10、11）</td> </tr> </tbody> </table>	種類		発表基準	気象注意報	強風注意報	(略)	雷注意報（注6）	(略)	大雨注意報	(略)	地面現象注意報☆	地面現象注意報	(略)	浸水注意報☆	浸水注意報	(略)	洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ①流域雨量指数基準 天野川流域（13） ②流域雨量指数基準 北川流域（5.6） ③複合基準※1 天野川流域（10、11）	
種類		発表基準																																							
気象注意報	強風注意報	(略)																																							
	雷注意報（注6）	(略)																																							
	大雨注意報	(略)																																							
地面現象注意報☆	地面現象注意報	(略)																																							
浸水注意報☆	浸水注意報	(略)																																							
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル2」である。 ①流域雨量指数基準 天野川流域（12.7） ②流域雨量指数基準 北川流域（6.9） ③複合基準※1 天野川流域（9、10） ④複合基準※1 北川流域（7、6.9）																																							
種類		発表基準																																							
気象注意報	強風注意報	(略)																																							
	雷注意報（注6）	(略)																																							
	大雨注意報	(略)																																							
地面現象注意報☆	地面現象注意報	(略)																																							
浸水注意報☆	浸水注意報	(略)																																							
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。 ①流域雨量指数基準 天野川流域（13） ②流域雨量指数基準 北川流域（5.6） ③複合基準※1 天野川流域（10、11）																																							
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期の活動 p. 風水害応急-2	<p>(2) 警報</p> <table border="1" data-bbox="451 1207 1436 1728"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">気象警報</td> <td>暴風警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大雨警報（注4）</td> <td>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。 (略)</td> </tr> <tr> <td>地面現象警報☆</td> <td>地面現象警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>浸水警報☆</td> <td>浸水警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>洪水警報</td> <td>洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。 ①流域雨量指数基準 天野川流域（15.9） ②流域雨量指数基準 北川流域（8.7） ③複合基準※1 天野川流域（9、13.8） ④複合基準※1 北川流域（12、8.3）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。ただし、土砂災害警戒情報の対象となっていない市町村には、大雨警報（土砂災害）は発表されない。</p>	種類		発表基準	気象警報	暴風警報	(略)	大雨警報（注4）	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。 (略)	地面現象警報☆	地面現象警報	(略)	浸水警報☆	浸水警報	(略)	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。 ①流域雨量指数基準 天野川流域（15.9） ②流域雨量指数基準 北川流域（8.7） ③複合基準※1 天野川流域（9、13.8） ④複合基準※1 北川流域（12、8.3）	<p>(2) 警報</p> <table border="1" data-bbox="1608 1207 2594 1759"> <thead> <tr> <th colspan="2">種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>気象警報</td> <td>暴風警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>大雨警報（注4）</td> <td>大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 (略)</td> </tr> <tr> <td>地面現象警報☆</td> <td>地面現象警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>浸水警報☆</td> <td>浸水警報</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>洪水警報</td> <td>洪水警報</td> <td>洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ①流域雨量指数基準 天野川流域（16.3） ②流域雨量指数基準 北川流域（7.1） ③複合基準※1 天野川流域（10、14.2）</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>注4 大雨警報には括弧を付して、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）として、特に警戒すべき事項が明記される。</p>	種類		発表基準	気象警報	暴風警報	(略)		大雨警報（注4）	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 (略)	地面現象警報☆	地面現象警報	(略)	浸水警報☆	浸水警報	(略)	洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ①流域雨量指数基準 天野川流域（16.3） ②流域雨量指数基準 北川流域（7.1） ③複合基準※1 天野川流域（10、14.2）				
種類		発表基準																																							
気象警報	暴風警報	(略)																																							
	大雨警報（注4）	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。 (略)																																							
地面現象警報☆	地面現象警報	(略)																																							
浸水警報☆	浸水警報	(略)																																							
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル3」に相当。 ①流域雨量指数基準 天野川流域（15.9） ②流域雨量指数基準 北川流域（8.7） ③複合基準※1 天野川流域（9、13.8） ④複合基準※1 北川流域（12、8.3）																																							
種類		発表基準																																							
気象警報	暴風警報	(略)																																							
	大雨警報（注4）	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 (略)																																							
地面現象警報☆	地面現象警報	(略)																																							
浸水警報☆	浸水警報	(略)																																							
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ①流域雨量指数基準 天野川流域（16.3） ②流域雨量指数基準 北川流域（7.1） ③複合基準※1 天野川流域（10、14.2）																																							

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考												
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-3	(3) 特別警報 (略) <table border="1" data-bbox="439 233 1469 478"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合である。 災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す「警戒レベル5」に相当。</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	発表基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合である。 災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す「警戒レベル5」に相当。	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。	(3) 特別警報 (略) <table border="1" data-bbox="1617 233 2597 611"> <thead> <tr> <th>現象の種類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨</td> <td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合である。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。</td> </tr> <tr> <td>暴風</td> <td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。</td> </tr> </tbody> </table>	現象の種類	発表基準	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合である。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。	
現象の種類	発表基準														
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合である。 災害がすでに発生又は切迫している状況であり、命の危険があり直ちに安全を確保する必要があることを示す「警戒レベル5」に相当。														
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。														
現象の種類	発表基準														
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨となると予想される場合である。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。														
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。														
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-3	(4) 気象情報 大阪管区気象台は、気象等の予報に係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。 なお、竜巻注意情報は、竜巻発生確度ナウキャストで発生確度2が現れた地域に発表しているほか、目撃情報が得られて竜巻等が発生するおそれが高まったと判断した場合にも発表しており、有効期間は発表から約1時間、発表後すみやかに防災機関や報道機関へ伝達される。	(4) 気象情報 大阪管区気象台は、気象等の予報に係のある、台風、大雨、竜巻等突風、及びその他異常気象等についての情報を住民及び関係機関に対して発表する。なお、竜巻注意情報は <u>雷注意報を補足する情報として、対象地域を対象に発表する。</u>													
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-3	(5) 土砂災害警戒情報 府及び大阪管区気象台は、大雨警報（土砂災害）発表中に、 <u>命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。</u> (略) ※土壌雨量指数とは、土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく1km四方の領域ごとに算出する。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、 <u>避難指示等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置の内容を確認し、その結果、必要に応じて避難指示の対象地域の拡大等の更なる措置を検討する必要がある。</u>	(5) 土砂災害警戒情報 府及び大阪管区気象台は大雨警報（土砂災害）発表中に、 <u>大雨による土砂災害発生の危険度がさらに高まったとき、市町村長の避難勧告や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。また、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。市は、土砂災害警戒情報に基づき避難勧告等必要な措置を講じる。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第27条、災害対策基本法第51条、第55条、気象業務法第11条、第13条、第15条）</u> (略) ※土壌雨量指数とは、土砂災害発生の危険性を示す指標で、降った雨が土壌中に貯まっている状態を示す指数。「これまでに降った雨」と「今後数時間に降ると予想される雨」をもとに、全国くまなく5km四方の領域ごとに算出する。 また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体崩壊、地すべり等については対象としない。土砂災害警戒情報に加え、大雨特別警報（土砂災害）が発表されているときは、 <u>避難勧告等の対象地区の範囲が十分であるかどうか等、既に実施済みの措置のないようを検討する必要がある。</u>													

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																				
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-4	(6) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 <u>キキクル（大雨警報・洪水警報の危険度分布）等の概要</u> <table border="1" data-bbox="451 233 1495 1226"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）</td> <td> 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命に危険が及ぶ土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：土砂災害警戒区域等の外へ避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：土砂災害警戒区域等の外へ高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・（略） </td> </tr> <tr> <td>浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）</td> <td> 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：重大な洪水災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 （略） </td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命に危険が及ぶ土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：土砂災害警戒区域等の外へ避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：土砂災害警戒区域等の外へ高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・（略）	浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	（略）	洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：重大な洪水災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 （略）	流域雨量指数の予測値	（略）	(6) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等 <u>警報の危険度分布等の概要</u> <table border="1" data-bbox="1611 233 2611 1089"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）</td> <td> 大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・（略） </td> </tr> <tr> <td>大雨警報（浸水害）の危険度分布</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>洪水警報の危険度分布</td> <td> 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 （略） </td> </tr> <tr> <td>流域雨量指数の予測値</td> <td>（略）</td> </tr> </tbody> </table>	種類	概要	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・（略）	大雨警報（浸水害）の危険度分布	（略）	洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 （略）	流域雨量指数の予測値	（略）	
種類	概要																						
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命に危険が及ぶ土砂災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：土砂災害警戒区域等の外へ避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：土砂災害警戒区域等の外へ高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・（略）																						
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	（略）																						
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：重大な洪水災害が切迫しているか、すでに発生している可能性が高い状況で警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 （略）																						
流域雨量指数の予測値	（略）																						
種類	概要																						
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・（略）																						
大雨警報（浸水害）の危険度分布	（略）																						
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 （略）																						
流域雨量指数の予測値	（略）																						
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-5	第2 気象警報等の伝達 <table border="1" data-bbox="439 1293 1421 1346"> <tr> <td>実施担当</td> <td>各班、大阪府、大阪管区气象台</td> </tr> </table> 大阪管区气象台は、気象現象等により災害発生のおそれがある場合は、気象業務法に基づき注意報、警報、特別警報等を発表し、注意を喚起し、警戒を促す。その際、災害の危険度が高まる地域を示す等、早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝えるキキクル（危険度分布）等の情報を分かりやすく提供することで、気象特別警報、警報及び注意報を適切に補足する。 交野市域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合は、速やかに市長、副市長及び各部長にその旨を伝達する。	実施担当	各班、大阪府、大阪管区气象台	第2 気象警報等の伝達 <table border="1" data-bbox="1558 1293 1958 1346"> <tr> <td>実施担当</td> <td>各部、自主防災組織</td> </tr> </table> 交野市域の風水害に関わる気象警報等が発表された場合、市は、速やかに市長、副市長及び各部長にその旨を伝達する。	実施担当	各部、自主防災組織																	
実施担当	各班、大阪府、大阪管区气象台																						
実施担当	各部、自主防災組織																						

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-5	2 住民への伝達 (1) 府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。 <u>特に、台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。</u> <u>なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のホームページやメールでの周知を図る。</u> (2) 市は、防災行政無線、広報車、警鐘等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。 (3) 市は、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合、府及び気象台と情報共有・連携を密にし、住民に対し、身の安全確保の呼びかけに努める。 (4) 道路管理者は、降雨状況等から通行規制範囲を予め指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとし、その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。	2 住民への伝達 (1) 府は、日本放送協会（大阪放送局）及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。 (2) 市は、 <u>市地域防災計画に基づき、防災行政無線、広報車、警鐘等</u> を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-6	気象予警報の関係機関への伝達経路 (図略) (注) 1～2 (略) 3 放送事業者とは朝日放送グループホールディングス(株)、(株)毎日放送、読売テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)エフエム大阪、(株)日経ラジオ社大阪支社、(株)ジェイコムウエスト、(株)テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送(株)、テレビ大阪(株)、(株)FM802 (FMCO. CO. LO) の11社である。 4 (略) 5 私鉄各社は、近畿日本鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、北大阪急行電鉄(株)、(株)大阪港トランスポートシステム、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄(株)、大阪市高速電気軌道(株)、大阪モノレール(株)の11社である。	気象予警報の関係機関への伝達経路 (図略) (注) 1～2 (略) 3 放送事業者とは朝日放送(株)、(株)毎日放送、読売テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)エフエム大阪の5社である。 4 (略) 5 私鉄各社は、近畿日本鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、北大阪急行電鉄(株)、(株)大阪港トランスポートシステム、泉北高速鉄道株式会社、能勢電鉄(株)、大阪高速鉄道(株)の10社である。	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-8	第3 水位周知河川の水位到達情報の伝達 実施担当 本部署事務局、人事班、インフラ対策班、消防班	第3 水位情報周知河川の水位到達情報の伝達 実施担当 危機管理室、総務部、都市整備部、消防本部、消防団	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-8	1. 水位周知河川 知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により府民経済上、相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川であり、水位到達情報を発表する。 大阪府内で26河川指定されており、交野市に影響がある河川は天野川、穂谷川である。 2. 水位到達情報 知事から天野川、穂谷川の水位到達情報（避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位））が発表された場合、危機管理室長又は都市整備部長は、速やかに市長及び相互に伝達し、市長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達するとともに、防災行政無線、広報車等により住民への周知を図る。	1. 水位情報周知河川 知事が、洪水予報河川以外の河川で、洪水により府民経済上、相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川であり、水位到達情報を発表する。大阪府内で26河川指定されており、交野市に影響がある河川は天野川である。 2. 水位到達情報 府知事から天野川の水位到達情報（避難判断水位及び氾濫危険水位（洪水特別警戒水位））が発表された場合、危機管理室長又は都市整備部長は速やかに市長及び相互に伝達し、市長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達するとともに、防災行政無線、広報車等により住民への周知を図る。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																																				
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-8	<p>洪水区域及び基準水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>延長 (km)</th> <th>対象 量水標</th> <th>氾濫注意水位 (警戒水位) (m)</th> <th>避難判断水位 (m)</th> <th>氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天野川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">穂谷川</td> <td>左岸</td> <td rowspan="2">3.4</td> <td rowspan="2">全区 域</td> <td rowspan="2">2.25</td> <td rowspan="2">2.60</td> <td rowspan="2">2.70</td> </tr> <tr> <td>右岸</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区域	延長 (km)	対象 量水標	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)	天野川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	穂谷川	左岸	3.4	全区 域	2.25	2.60	2.70	右岸	<p>洪水区域及び基準水位</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>区域</th> <th>延長 (km)</th> <th>対象量水標</th> <th>氾濫注意水位 (警戒水位) (m)</th> <th>避難判断水位 (m)</th> <th>氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>天野川</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	河川名	区域	延長 (km)	対象量水標	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)	天野川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
河川名	区域	延長 (km)	対象 量水標	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)																																	
天野川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																	
穂谷川	左岸	3.4	全区 域	2.25	2.60	2.70																																	
	右岸																																						
河川名	区域	延長 (km)	対象量水標	氾濫注意水位 (警戒水位) (m)	避難判断水位 (m)	氾濫危険水位 (洪水特別警戒水位) (m)																																	
天野川	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)																																	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-9	<p>水位到達情報の連絡系統図</p> <p>※土木事務所の代理で、府水防本部から連絡する場合がある。</p>	<p>連絡系統図</p>																																					
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-10	<p>第4 水防警報の伝達</p> <p>実施担当 本部事務局、人事班、インフラ対策班、消防班</p> <p>府知事から天野川、穂谷川の水防警報が発表された場合、危機管理室長又は都市整備部長は速やかに市長及び相互に伝達し、市長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達する。</p>	<p>第4 水防警報の伝達</p> <p>実施担当 危機管理室、総務部、都市整備部、消防本部、消防団</p> <p>府知事から天野川の水防警報が発表された場合、危機管理室長又は都市整備部長は速やかに市長及び相互に伝達し、市長の水防活動についての指示を水防関係者に伝達する。</p>																																					
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-11	<p>水防警報の発令の時期</p> <p>(表略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>大阪府知事指定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川名</td> <td>穂谷川</td> </tr> <tr> <td>準備</td> <td>水防団待機水位（通報水位：枚方市山垣内橋：1.00m）に達したとき（ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみの場合は別途判断する。）</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>①氾濫注意水位（枚方市山垣内橋：2.25m）に達したとき ②氾濫注意水位に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td>水位が氾濫注意水位以下になり、水防活動を必要としなくなったとき</td> </tr> <tr> <td>準備解除</td> <td>水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、または、水防団待機水位（通報水位）を上回っている状況で大雨（洪水）注意報が解除されたとき</td> </tr> </tbody> </table>	種別	大阪府知事指定	河川名	穂谷川	準備	水防団待機水位（通報水位：枚方市山垣内橋：1.00m）に達したとき（ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみの場合は別途判断する。）	出動	①氾濫注意水位（枚方市山垣内橋：2.25m）に達したとき ②氾濫注意水位に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき	解除	水位が氾濫注意水位以下になり、水防活動を必要としなくなったとき	準備解除	水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、または、水防団待機水位（通報水位）を上回っている状況で大雨（洪水）注意報が解除されたとき	<p>水防警報の発令の時期</p> <p>(表略)</p>																									
種別	大阪府知事指定																																						
河川名	穂谷川																																						
準備	水防団待機水位（通報水位：枚方市山垣内橋：1.00m）に達したとき（ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみの場合は別途判断する。）																																						
出動	①氾濫注意水位（枚方市山垣内橋：2.25m）に達したとき ②氾濫注意水位に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき																																						
解除	水位が氾濫注意水位以下になり、水防活動を必要としなくなったとき																																						
準備解除	水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、または、水防団待機水位（通報水位）を上回っている状況で大雨（洪水）注意報が解除されたとき																																						

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																																			
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期の活動 p. 風水害応急-11	<p style="text-align: center;">知事の行う水防警報連絡系統図</p> <p style="text-align: center;">※土木事務所の代理で、府水防本部から連絡する場合がある。</p>	<p style="text-align: center;">連絡系統図</p>																																				
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期の活動 p. 風水害応急-11	第5 雨量・水位の解析等 実施担当 本部事務局、インフラ対策班、大阪府	第5 雨量・水位の解析等 実施担当 危機管理室、都市整備部、府																																				
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期の活動 p. 風水害応急-12	(2) 水位 <p style="text-align: center;">河川水位観測所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>河川名</th> <th>通報水位^{※1} 警戒水位^{※2}</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>観測者</th> <th>既往 最高水位 (最高標読)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>禁野橋</td> <td>天野川</td> <td>1.00 3.50</td> <td>枚方市 禁野</td> <td>枚方土木 事務所長</td> <td>所員 TEL 072(844)1331</td> <td>H11.8.11 3.47m</td> </tr> <tr> <td>山垣内橋</td> <td>穂谷川</td> <td>1.00 2.25</td> <td>枚方市 牧野阪</td> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>S42.7.9 3.35m</td> </tr> </tbody> </table>	観測所名	河川名	通報水位 ^{※1} 警戒水位 ^{※2}	所在地	管理者	観測者	既往 最高水位 (最高標読)	禁野橋	天野川	1.00 3.50	枚方市 禁野	枚方土木 事務所長	所員 TEL 072(844)1331	H11.8.11 3.47m	山垣内橋	穂谷川	1.00 2.25	枚方市 牧野阪	〃	〃	S42.7.9 3.35m	(2) 水位 <p style="text-align: center;">河川水位観測所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>観測所名</th> <th>河川名</th> <th>通報水位^{※1} 警戒水位^{※2}</th> <th>所在地</th> <th>管理者</th> <th>観測者</th> <th>既往 最高水位 (最高標読)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>禁野橋</td> <td>天野川</td> <td>1.00 3.50</td> <td>枚方市 禁野</td> <td>枚方土木 事務所長</td> <td>所員 TEL 072(844)1331</td> <td>H11.8.11 3.47m</td> </tr> </tbody> </table>	観測所名	河川名	通報水位 ^{※1} 警戒水位 ^{※2}	所在地	管理者	観測者	既往 最高水位 (最高標読)	禁野橋	天野川	1.00 3.50	枚方市 禁野	枚方土木 事務所長	所員 TEL 072(844)1331	H11.8.11 3.47m	
観測所名	河川名	通報水位 ^{※1} 警戒水位 ^{※2}	所在地	管理者	観測者	既往 最高水位 (最高標読)																																
禁野橋	天野川	1.00 3.50	枚方市 禁野	枚方土木 事務所長	所員 TEL 072(844)1331	H11.8.11 3.47m																																
山垣内橋	穂谷川	1.00 2.25	枚方市 牧野阪	〃	〃	S42.7.9 3.35m																																
観測所名	河川名	通報水位 ^{※1} 警戒水位 ^{※2}	所在地	管理者	観測者	既往 最高水位 (最高標読)																																
禁野橋	天野川	1.00 3.50	枚方市 禁野	枚方土木 事務所長	所員 TEL 072(844)1331	H11.8.11 3.47m																																
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期の活動 p. 風水害応急-13	第6 異常現象発見時の通報 実施担当 本部事務局、大阪府警察本部（交野警察署）	第6 異常現象発見時の通報 実施担当 危機管理室、都市整備部、環境部、交野警察署																																				
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期の活動 p. 風水害応急-13	1. 水害（河川・ため池） (1) 堤防の亀裂又は欠け・崩れ (2) 堤防からの越水 (3) 堤防の天端の亀裂又は沈下 等	1. 水害（河川・ため池） (1) 堤防の亀裂又は欠け・崩れ (2) 堤防からのあふれ (3) 堤防の上面の亀裂又は沈下等																																				
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期の活動 p. 風水害応急-13	第7 土砂災害警戒情報の伝達 実施担当 本部事務局、インフラ対策班、大阪府警察本部（交野警察署）、大阪管区气象台 府及び大阪管区气象台は、大雨警報（土砂災害）発表中に、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける土砂災害警戒情報を共同発表する。 土砂災害警戒情報は、危険な場所から全員避難が必要とされる警戒レベル4に相当し、これを補足する土砂災害に関するメッシュ情報を発表する。 （略）	第7 土砂災害警戒情報の伝達 実施担当 危機管理室、交野警察署 （略）																																				

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考				
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期の活動 p. 風水害応急-14	<p style="text-align: center;">土砂災害警戒情報の関係機関への伝達系統図</p> <p>※東京キー局・気象業務支援センター等の他機関を介した伝達</p>	<p style="text-align: center;">土砂災害警戒情報の関係機関への伝達経路</p> <p>(注) 1 放送事業者とは朝日放送(株)、毎日放送、読売テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、エフエム大阪の5社である。 2 私鉄各社は、近畿日本鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、北大阪急行電鉄(株)、大阪港トランスポートシステム、泉北高速鉄道(株)、能勢電鉄(株)、大阪高速鉄道(株)の10社である。 3 大阪管区気象台からの伝達経路で、及び放送事業者の(株)エフエム大阪は専用回線以外である。</p>					
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 p. 風水害応急-15	第2節 組織動員 市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害の防御及び被害の軽減等災害応急対策を実施するため、必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。 また、短期風水害対応の場合には、災害応急対策が一部の部局のみの負担とならないよう配慮し、全庁的な対応を行うよう別で定めるものとする。	第2節 組織動員 市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に災害の防御及び被害の軽減等災害応急対策を実施するため、必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。					
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 p. 風水害応急-15	第1 組織体制 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">実施担当</td> <td>各班</td> </tr> </table>	実施担当	各班	第1 組織体制 <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">実施担当</td> <td>各部、各班</td> </tr> </table>	実施担当	各部、各班	
実施担当	各班						
実施担当	各部、各班						
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 p. 風水害応急-15	1. 警戒体制の設置 (1) (略) (2) 解除基準 ① 災害警戒本部が設置されたとき ② 危機管理室長が必要なしと認めたとき (3) 組織、業務 都市整備部及び危機管理室が、水防体制を編成し、災害情報の収集、災害危険箇所の点検等を行う。	1. 警戒体制の設置 (1) (略) (2) 解除基準 危機管理室長が必要なしと認めたとき (3) 組織、業務 都市整備部及び危機管理室が災害情報の収集、災害危険箇所の点検等を行う。					
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 p. 風水害応急-15	2. 災害警戒本部の設置 (1) 設置基準 ①～② (略) ③ 市内で災害が発生するおそれがあるが、時間、規模等の推測が困難なとき	2. 災害警戒本部の設置 (1) 設置基準 ①～② (略) ③ 市内で災害が発生するおそれがあるとき					

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																								
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-15	3. 災害対策本部の設置 市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策本部を設置する。 なお、市長が災害対策本部長の任務にあたり、市長が不在等の場合は、副市長、教育長、 水道事業管理者の順位で代行する。 (1) 設置基準 ① 災害が発生したとき	3. 災害対策本部の設置 市長は、次の設置基準に該当する場合には、災害対策本部を設置する。 (1) 設置基準 ① 災害が発生したとき又はそのおそれがあるとき																									
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-16	災害対策本部（警戒本部）の組織・業務一覧表 各部班に 共通の業務	災害対策本部（警戒本部）の組織・業務一覧表 各部班に 共通の業務																									
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-16	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>本部員</th> <th>担当班等 (担当室・課等)</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部 指揮部</td> <td>危機管理室長</td> <td>本部事務局 (危機管理室)</td> <td>1. 1～6. (略) 7. 避難指示等の発令に関する事 8. 災害見舞金及び災害弔慰金の支給に 関すること 9. 被災者生活再建支援金に関する事 10. 緊急通行車両の届出に関する事 11. 災害時用井戸の運用管理に関する事 12. 人命の捜索に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部	本部員	担当班等 (担当室・課等)	事務分掌	本部 指揮部	危機管理室長	本部事務局 (危機管理室)	1. 1～6. (略) 7. 避難指示等の発令に関する事 8. 災害見舞金及び災害弔慰金の支給に 関すること 9. 被災者生活再建支援金に関する事 10. 緊急通行車両の届出に関する事 11. 災害時用井戸の運用管理に関する事 12. 人命の捜索に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>係</th> <th>主担当</th> <th>業務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部 指揮部</td> <td>本部事務局</td> <td></td> <td>危機管理室</td> <td>1. 1～6. (略) 7. 避難勧告等の発令に関する事 8. 災害見舞金及び弔慰金の支給に関する事 9. 被災者生活再建支援金に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	係	主担当	業務分掌	本部 指揮部	本部事務局		危機管理室	1. 1～6. (略) 7. 避難勧告等の発令に関する事 8. 災害見舞金及び弔慰金の支給に関する事 9. 被災者生活再建支援金に関する事							
部	本部員	担当班等 (担当室・課等)	事務分掌																								
本部 指揮部	危機管理室長	本部事務局 (危機管理室)	1. 1～6. (略) 7. 避難指示等の発令に関する事 8. 災害見舞金及び災害弔慰金の支給に 関すること 9. 被災者生活再建支援金に関する事 10. 緊急通行車両の届出に関する事 11. 災害時用井戸の運用管理に関する事 12. 人命の捜索に関する事																								
部	班	係	主担当	業務分掌																							
本部 指揮部	本部事務局		危機管理室	1. 1～6. (略) 7. 避難勧告等の発令に関する事 8. 災害見舞金及び弔慰金の支給に関する事 9. 被災者生活再建支援金に関する事																							
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-16	<table border="1"> <thead> <tr> <th>情報 総括部</th> <th>企画財政部長</th> <th>情報総括班 (秘書政策課) (財務課) (情報マーケティング課)</th> <th>1. 災害情報の収集・集約に関する事 2. コールセンターの設置・運営に関する こと 3. 広報活動に関する事 4. 報道機関との連絡調整に関する事 5. 災害状況の記録に関する事 6. 基幹系・情報系システムの維持に 関すること 7. 災害対策関係予算その他財務に 関すること 8. 本部長・副本部長の秘書に関する事 9. 災害視察団等の受入れに関する事 10. 物資部の応援に関する事</th> </tr> </thead> </table>	情報 総括部	企画財政部長	情報総括班 (秘書政策課) (財務課) (情報マーケティング課)	1. 災害情報の収集・集約に関する事 2. コールセンターの設置・運営に関する こと 3. 広報活動に関する事 4. 報道機関との連絡調整に関する事 5. 災害状況の記録に関する事 6. 基幹系・情報系システムの維持に 関すること 7. 災害対策関係予算その他財務に 関すること 8. 本部長・副本部長の秘書に関する事 9. 災害視察団等の受入れに関する事 10. 物資部の応援に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部 指揮部</th> <th>総括班</th> <th>被害情報 担当</th> <th>総務部 (地域振興課) ① (人権と暮らし の相談課) ①</th> <th>1. 災害情報の収集・集約に関する事 2. コールセンターの設置・運営に関する事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <th>情報システム 担当</th> <td>企画財政部 (情報政策課) ②</td> <td>1. 基幹系・情報系システムの維持に関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>秘書担当</th> <td>企画財政部 (秘書課)</td> <td>1. 本部長・副本部長の秘書に関する事 2. 災害視察団等の受入れに関する事</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>広報担当</th> <td>企画財政部 (情報政策課) ①</td> <td>1. 広報活動に関する事 2. 報道機関との連絡調整に関する事 3. 災害状況の記録に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	本部 指揮部	総括班	被害情報 担当	総務部 (地域振興課) ① (人権と暮らし の相談課) ①	1. 災害情報の収集・集約に関する事 2. コールセンターの設置・運営に関する事			情報システム 担当	企画財政部 (情報政策課) ②	1. 基幹系・情報系システムの維持に関する事			秘書担当	企画財政部 (秘書課)	1. 本部長・副本部長の秘書に関する事 2. 災害視察団等の受入れに関する事			広報担当	企画財政部 (情報政策課) ①	1. 広報活動に関する事 2. 報道機関との連絡調整に関する事 3. 災害状況の記録に関する事	
情報 総括部	企画財政部長	情報総括班 (秘書政策課) (財務課) (情報マーケティング課)	1. 災害情報の収集・集約に関する事 2. コールセンターの設置・運営に関する こと 3. 広報活動に関する事 4. 報道機関との連絡調整に関する事 5. 災害状況の記録に関する事 6. 基幹系・情報系システムの維持に 関すること 7. 災害対策関係予算その他財務に 関すること 8. 本部長・副本部長の秘書に関する事 9. 災害視察団等の受入れに関する事 10. 物資部の応援に関する事																								
本部 指揮部	総括班	被害情報 担当	総務部 (地域振興課) ① (人権と暮らし の相談課) ①	1. 災害情報の収集・集約に関する事 2. コールセンターの設置・運営に関する事																							
		情報システム 担当	企画財政部 (情報政策課) ②	1. 基幹系・情報系システムの維持に関する事																							
		秘書担当	企画財政部 (秘書課)	1. 本部長・副本部長の秘書に関する事 2. 災害視察団等の受入れに関する事																							
		広報担当	企画財政部 (情報政策課) ①	1. 広報活動に関する事 2. 報道機関との連絡調整に関する事 3. 災害状況の記録に関する事																							
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-17	<table border="1"> <thead> <tr> <th>総務部</th> <th>総務部長</th> <th>人事班 (人事課)</th> <th>1. 職員の配備に関する事 2. 職員の参集状況の把握に関する事 3. 他機関の職員の受入に関する事 4. 職員の給与及び給食に関する事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <th>総務班 (総務課) (地域振興課) (人権と暮らしの相談 課)</th> <td>1. 庁舎の保全に関する事 2. 電話回線の確保に関する事 3. 義援金の保管・配分に関する事 4. 地区との連絡調整に関する事 5. 被災者相談窓口の運営に関する事 6. 日用品等の流通、物価の安定監視に 関すること 7. 物資部の応援に関する事 8. 避難対策部の応援に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	総務部	総務部長	人事班 (人事課)	1. 職員の配備に関する事 2. 職員の参集状況の把握に関する事 3. 他機関の職員の受入に関する事 4. 職員の給与及び給食に関する事			総務班 (総務課) (地域振興課) (人権と暮らしの相談 課)	1. 庁舎の保全に関する事 2. 電話回線の確保に関する事 3. 義援金の保管・配分に関する事 4. 地区との連絡調整に関する事 5. 被災者相談窓口の運営に関する事 6. 日用品等の流通、物価の安定監視に 関すること 7. 物資部の応援に関する事 8. 避難対策部の応援に関する事	<table border="1"> <thead> <tr> <th>本部 指揮部</th> <th>受援班</th> <th>総務部 (人事課) ①</th> <th>1. 職員の配備に関する事 2. 職員の参集状況の把握に関する事 3. 他機関の職員の受入に関する事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>総務班</td> <td>総務部 (総務課) (人事課) ② (地域振興課) ② (人権と暮らしの 相談課) ② (財産管理室) ② 企画財政部 (政策企画課) (財務課) 市民部 (税務室) ②</td> <td>1. 災害対策関係予算その他財務に関する事 2. 車両と燃料の確保に関する事 3. 緊急通行車両の届出に関する事 4. 庁舎の保全及び通信手段の確保に関する事 5. 職員の給与及び給食に関する事 6. 被害家屋認定調査及び被災証明に関する事 7. 義援金の保管・配分に関する事 8. 地区との連絡調整に関する事 9. 被災者相談窓口の運営に関する事 10. 日用品等の流通、物価の安定監視に関する事 11. 本部指揮部の応援に関する事</td> </tr> </tbody> </table>	本部 指揮部	受援班	総務部 (人事課) ①	1. 職員の配備に関する事 2. 職員の参集状況の把握に関する事 3. 他機関の職員の受入に関する事	総務部	総務班	総務部 (総務課) (人事課) ② (地域振興課) ② (人権と暮らしの 相談課) ② (財産管理室) ② 企画財政部 (政策企画課) (財務課) 市民部 (税務室) ②	1. 災害対策関係予算その他財務に関する事 2. 車両と燃料の確保に関する事 3. 緊急通行車両の届出に関する事 4. 庁舎の保全及び通信手段の確保に関する事 5. 職員の給与及び給食に関する事 6. 被害家屋認定調査及び被災証明に関する事 7. 義援金の保管・配分に関する事 8. 地区との連絡調整に関する事 9. 被災者相談窓口の運営に関する事 10. 日用品等の流通、物価の安定監視に関する事 11. 本部指揮部の応援に関する事									
総務部	総務部長	人事班 (人事課)	1. 職員の配備に関する事 2. 職員の参集状況の把握に関する事 3. 他機関の職員の受入に関する事 4. 職員の給与及び給食に関する事																								
		総務班 (総務課) (地域振興課) (人権と暮らしの相談 課)	1. 庁舎の保全に関する事 2. 電話回線の確保に関する事 3. 義援金の保管・配分に関する事 4. 地区との連絡調整に関する事 5. 被災者相談窓口の運営に関する事 6. 日用品等の流通、物価の安定監視に 関すること 7. 物資部の応援に関する事 8. 避難対策部の応援に関する事																								
本部 指揮部	受援班	総務部 (人事課) ①	1. 職員の配備に関する事 2. 職員の参集状況の把握に関する事 3. 他機関の職員の受入に関する事																								
総務部	総務班	総務部 (総務課) (人事課) ② (地域振興課) ② (人権と暮らしの 相談課) ② (財産管理室) ② 企画財政部 (政策企画課) (財務課) 市民部 (税務室) ②	1. 災害対策関係予算その他財務に関する事 2. 車両と燃料の確保に関する事 3. 緊急通行車両の届出に関する事 4. 庁舎の保全及び通信手段の確保に関する事 5. 職員の給与及び給食に関する事 6. 被害家屋認定調査及び被災証明に関する事 7. 義援金の保管・配分に関する事 8. 地区との連絡調整に関する事 9. 被災者相談窓口の運営に関する事 10. 日用品等の流通、物価の安定監視に関する事 11. 本部指揮部の応援に関する事																								

ページ等	新			旧（令和3年3月修正）			備考
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期の活動 p. 風水害応急-17	物資部	財産管理室長	物資班 （財産管理室）① 1. 車両と燃料の確保に関する事 2. 生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 3. 救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に関する事 4. 臨時ヘリポートの開設後の管理に関する事	市民部	物資班	市民部 （市民課） （医療保険課） 1. 生活必需品等の調達、避難所等への供給に関する事 2. 救援物資の受付、仕分け、避難所等への供給に関する事 3. 臨時ヘリポートの開設に関する事	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 p. 風水害応急-17	市民部	市民部長	市民班 （市民課）② （税務室） 1. 被害家屋認定調査に関する事 2. り災証明の発行に関する事 3. 遺体の埋火葬に関する事 4. 避難対策部の応援に関する事	市民部	物資班	市民部 （市民課） （医療保険課） 4. 遺体の埋火葬に関する事	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 p. 風水害応急-17	健やか部	健やか部長	医療衛生班 （健康増進課） （子育て支援課） （新型コロナウイルスワクチン接種対策推進室） 園児対策班 （こども園課） （児童発達支援センター） （あさひ認定こども園） （くらやま認定こども園） 1. 交野市医師会との連絡調整に関する事 2. 交野市歯科医師会との連絡調整に関する事 3. 北河内薬剤師会との連絡調整に関する事 4. 四條畷保健所との連絡調整に関する事 5. 医療活動に関する事 6. 医薬品、医療資器材等の調達、救護所等への供給に関する事 7. 感染症対策・保健衛生に関する事 1. 市立園の在園児及び通園児の安否確認・安全確保に関する事 2. 民間幼保施設の確認に関する事	医療救護部	医療救護班	健やか部 （健康増進課） （子育て支援課） （児童発達支援センター） （新型コロナウイルスワクチン接種対策室） 1. 医療助産活動に関する事 2. 大阪府四條畷保健所、交野市医師会及び医療関係機関との連絡調整に関する事 3. 医薬品、医療資器材等の調達、救護所等への供給に関する事 4. 防疫（検病等）・保健衛生に関する事	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 p. 風水害応急-17	福祉部	福祉部長	福祉班 （福祉総務課） （生活福祉課） （障がい福祉課） （高齢介護課） 1. 避難行動要支援者に関する事 2. 遺体の安置等に関する事 3. 義援金の受付に関する事 4. 災害ボランティアセンターに関する事 5. 福祉施設の確認に関する事 6. 福祉避難所の開設・運営に関する事 7. 日本赤十字社との連絡調整に関する事	福祉部	福祉班	福祉部 （福祉総務課） （生活福祉課） （障がい福祉課） （高齢介護課） 1. 避難行動要支援者の安否確認、避難支援、福祉サービスに関する事 2. 遺体の安置等に関する事 3. 義援金の受付に関する事 4. 災害ボランティアセンターとの連絡調整に関する事	

ページ等	新			旧（令和3年3月修正）			備考		
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-17	環境部	環境部長	<u>廃棄物処理班</u> (環境総務課) (環境事業課) (乙辺浄化センター) <u>環境衛生班</u> (環境衛生課)	1. し尿及びごみの収集処理に関する事 2. し尿汲み取り業者及びごみ収集業者へ の協力要請並びに指導監督に関する事 3. <u>仮設トイレの設置</u> に関する事 4. 災害廃棄物等の処理に関する事 1. <u>動物の保護等</u> に関する事 2. <u>防疫</u> (消毒、鼠・昆虫の駆除等)に 関すること 3. <u>山地災害危険地区</u> の把握に関する事	環境部	環境班	<u>環境部</u> (<u>環境衛生課</u>) (<u>環境総務課</u>) (<u>環境事業課</u>) (<u>乙辺浄化センター</u>)	1. し尿及びごみの収集処理に関する事 2. し尿汲み取り業者及びごみ収集業者への協力 要請並びに指導監督に関する事 3. <u>し尿処理施設の被害調査、応急対策</u> に 関すること 4. 災害廃棄物等の処理に関する事 5. <u>動物の保護等</u> に関する事 6. <u>防疫</u> (消毒、鼠・昆虫の駆除等)に 関すること 7. <u>行方不明者の捜索</u> に関する事 8. <u>山地災害危険地区</u> の把握に関する事	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-18	建築物 対策部	都市計画部長	<u>建築物対策班</u> (都市 <u>まちづくり</u> 課) (開発調整課) (財産管理室)② (<u>まなび舎整備課</u>)①	1. <u>指定避難所の被害実態調査、応急対策</u> に関する事 2. <u>公共施設の被害実態調査、応急対策</u> に関する事 3. <u>既存住宅地及び家屋の被害実態調査、</u> <u>応急対策</u> に関する事 4. <u>建築物及び宅地の応急危険度判定</u> に 関すること 5. <u>応急仮設住宅等</u> に関する事 6. <u>宅地の防災パトロール</u> に関する事 7. <u>市営住宅の被害実態調査、応急対策</u> に関する事	住宅 対策部	住宅対策班	<u>都市計画部</u> (<u>都市計画課</u>) (<u>開発調整課</u>) (<u>まちづくり推進室</u>) <u>総務部</u> (<u>財産管理室</u>)③	1. <u>宅地の防災パトロール</u> に関する事 2. <u>既存住宅地及び家屋の被害調査、応急対策</u> に関する事 3. <u>応急仮設住宅等</u> に関する事 4. <u>市営住宅の被害調査、応急対策</u> に 関すること 5. <u>水防活動</u> に関する事	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-18	インフラ 対策部	都市整備部長	<u>インフラ対策班</u> (道路河川課) (緑地公園課) (下水道課) (農政課)	1. <u>水防活動</u> に関する事 2. <u>災害危険個所のパトロール</u> に 関すること 3. <u>道路・橋梁等の被害調査、応急対策</u> に関する事 4. <u>公園施設及び街路樹の被害調査、応急</u> <u>対策</u> に関する事 5. <u>道路の交通規制</u> に関する事 6. <u>道路上のがれき除去</u> に関する事 7. <u>河川・水路の被害調査、応急対策</u> に 関すること 8. <u>下水道施設の被害調査、応急対策</u> に 関すること 9. <u>ため池の被害調査、応急対策</u> に 関すること 10. <u>農地、農作物等の応急対策</u> に 関すること	応急 対策部	応急対策班	<u>都市整備部</u> (<u>道路河川課</u>) (<u>緑地公園課</u>) (<u>下水道課</u>) (<u>農政課</u>)	1. <u>水防活動</u> に関する事 2. <u>災害危険個所のパトロール</u> に 関すること 3. <u>道路・橋梁等の被害調査、応急対策</u> に 関すること 4. <u>公園施設及び街路樹の被害調査、応急対策</u> に関する事 5. <u>道路の交通規制</u> に関する事 6. <u>道路上のがれき除去</u> に関する事 7. <u>河川・水路の被害調査、応急対策</u> に 関すること 8. <u>下水道施設の被害調査、応急対策</u> に 関すること 9. <u>ため池の被害調査、応急対策</u> に 関すること 10. <u>農地、農作物等の応急対策</u> に 関すること	

ページ等	新			旧 (令和3年3月修正)			備考	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-18	教育部	教育次長	<u>児童・生徒対策班</u> (教育総務室) (指導課) <u>給食班</u> (学校給食センター)	1. 児童及び生徒の安否確認・安全確保に関する こと 2. 学用品の調達及び支給に関する こと 3. 応急教育体制及び施設の確保に関する こと 1. 食料、炊き出し資器材等の調達、避難 所等への供給に関する こと	施設班 就学班 給食班	教育委員会事務局 健やか部 (こども園課) (各認定こども園)	1. 学校施設の被害調査、応急対策に関する こと 2. 文化財の被害調査、応急対策に関する こと 3. 幼保施設の被害調査、応急対策に関する こと 4. 社会施設の被害調査、応急対策に関する こと 1. 応急教育(幼児・児童・生徒)に関する こと 2. 被災幼児・児童・生徒の調査、学用品の 調達及び支給に関する こと 3. 応急教育施設の確保に関する こと 1. 食料、炊き出し資器材等の調達、避難所等 への供給に関する こと 2. 給食施設の被害調査、応急対策に関する こと	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-18	避難対策部	学校教育部長	<u>避難対策班</u> (市民課)① (医療保険課) (社会教育課) (青少年育成課) (図書館) (まなび舎整備課)② (学務保健課) (まなび未来課) (行政委員会) (会計室)	1. 避難所の開設・運営に関する こと	地域施設班 小中学校・社会教育施設班	総務部 (財産管理室)① 市民部 (税務室)① 会計室 行政委員会事務局 教育委員会事務局 健やか部 (こども園課) (各認定こども園)	1. 避難所の安全確認、開設・運営に関する こと (地域施設) 郡津公民館、交野会館、倉治公民館、星田会館、 寺会館、 私部会館、私市会館、森区民ホール (社会教育施設) 青年の家、星田西体育施設、総合体育施設 (小・中学校) 星田小学校、郡津小学校、岩船小学校、倉治小 学校、妙見坂小学校、交野みらい小学校、旭小 学校、藤が尾小学校、私市小学校 第一中学校、第二中学校、第三中学校、第四中学校 2. 災害時用井戸の運用管理に関する こと	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-18	議会事務局	議会事務局長	<u>議会班</u> (議会事務局)	1. 市議会との連絡調整及び情報処理に 関すること 2. 避難対策部の応援に関する こと	議会事務局 議会班	議会事務局	1. 市議会との連絡調整及び情報処理に 関すること 2. 本部指揮部の応援に関する こと	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-18	消防本部	消防長	<u>消防班</u> (消防本部) (消防団)	①. 火災、救急、救助等災害対応に 関すること 2. 広域応援に関する こと 3. 危険物等の措置に関する こと 4. 避難誘導に関する こと ⑤. 水防活動に関する こと 6. 消防関係機関との連絡調整に 関すること	消防本部 消防班	消防本部 消防団	①. 火災、救急、救助等災害対応に 関すること 2. 広域応援に関する こと 3. 危険物等の措置に関する こと 4. 避難誘導に関する こと ⑤. 水防活動の措置に関する こと 6. 消防関係機関との連絡	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-19	水道局	水道局長	<u>水道班</u> (水道局)	1. 応急給水に関する こと 2. 水道施設の被害調査、応急対策に 関すること ③. 取水井や浄水場の管理及び原水・浄水 の確保に関する こと 4. 水質管理に関する こと ⑤. 広域給水応援の受入れ調整に 関すること	水道局 給水班	水道局	1. 応急給水に関する こと 2. 水道施設の被害調査、応急対策に 関すること ③. 広報活動に関する こと 4. 取水井や浄水場の管理及び原水・浄水の 確保に関する こと ⑤. 水質管理に関する こと 6. 広域給水応援の受入れ調整に 関すること	※番号に□囲いのある業務は、災害警戒本部の対応業務 ※①②③の番号のある部局については、①、次に②を優先業務とする

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																												
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期の活動 p. 風水害応急-19	4. 現地対策本部の設置 市長は、市域内に大規模な災害が発生した場合には、現地対策本部を設置する。 (1)～(2) (略) (3) 組織、 <u>事務分掌</u>	4. 現地災害対策本部の設置 市長は、市域内に大規模な災害が発生した場合には、 <u>総合体育施設に</u> 現地対策本部を設置する。 (1)～(2) (略) (3) 組織、 <u>業務分掌</u>																													
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-19	<p>②組織体制</p> <table border="1" data-bbox="433 369 1445 873"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>主担当</th> <th>事務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現地対策本部</td> <td>現地対策本部 総括班</td> <td>物資班 (財産管理室) 避難対策班 (市民課) (医療保険課) (社会教育課) (青少年育成課) (図書館) (まなび舎整備課) (学務保険課) (まなび未来課) (行政委員会) (会計室)</td> <td>1. 現地対策本部の運営に関する こと 2. 物資の管理・受け入れに関する こと 3. 避難所運営の統括に関する こと 4. 臨時ヘリポートの開設・管理に 関すること</td> </tr> <tr> <td>物資班</td> <td></td> <td>1. 生活必需品等の調達、避難所等 への供給に関する こと 2. 救援物資の受付、仕分け、 避難所等への供給に関する こと</td> </tr> <tr> <td>避難所対策班</td> <td></td> <td>1. 避難所の開設・運営に関する こと</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	主担当	事務分掌	現地対策本部	現地対策本部 総括班	物資班 (財産管理室) 避難対策班 (市民課) (医療保険課) (社会教育課) (青少年育成課) (図書館) (まなび舎整備課) (学務保険課) (まなび未来課) (行政委員会) (会計室)	1. 現地対策本部の運営に関する こと 2. 物資の管理・受け入れに関する こと 3. 避難所運営の統括に関する こと 4. 臨時ヘリポートの開設・管理に 関すること	物資班		1. 生活必需品等の調達、避難所等 への供給に関する こと 2. 救援物資の受付、仕分け、 避難所等への供給に関する こと	避難所対策班		1. 避難所の開設・運営に関する こと	<p>②組織体制</p> <table border="1" data-bbox="1552 369 2623 827"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>班</th> <th>主担当</th> <th>業務分掌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">現地対策本部</td> <td>現地対策本部 総括班</td> <td>市民部 (市民課) (医療保険課) (税務室)</td> <td>1. 現地対策本部の運営に関する こと 2. 物資の管理・受け入れに関する こと 3. 避難所運営の統括に関する こと 4. 臨時ヘリポートの開設に 関すること</td> </tr> <tr> <td>物資班</td> <td>総務部 (財産管理室) 会計室 行政委員会事務局 教育委員会事務局</td> <td>1. 生活必需品等の調達、避難所等 への供給に関する こと 2. 救援物資の受付、仕分け、 避難所等への供給に関する こと</td> </tr> <tr> <td>避難所対策班</td> <td>健やか部 (こども園課) (各認定こども園)</td> <td>1. 避難所の安全確認、開設・ 運営に関する こと 2. 災害時用井戸の運用管理に 関すること</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	主担当	業務分掌	現地対策本部	現地対策本部 総括班	市民部 (市民課) (医療保険課) (税務室)	1. 現地対策本部の運営に関する こと 2. 物資の管理・受け入れに関する こと 3. 避難所運営の統括に関する こと 4. 臨時ヘリポートの開設に 関すること	物資班	総務部 (財産管理室) 会計室 行政委員会事務局 教育委員会事務局	1. 生活必需品等の調達、避難所等 への供給に関する こと 2. 救援物資の受付、仕分け、 避難所等への供給に関する こと	避難所対策班	健やか部 (こども園課) (各認定こども園)	1. 避難所の安全確認、開設・ 運営に関する こと 2. 災害時用井戸の運用管理に 関すること	
部	班	主担当	事務分掌																												
現地対策本部	現地対策本部 総括班	物資班 (財産管理室) 避難対策班 (市民課) (医療保険課) (社会教育課) (青少年育成課) (図書館) (まなび舎整備課) (学務保険課) (まなび未来課) (行政委員会) (会計室)	1. 現地対策本部の運営に関する こと 2. 物資の管理・受け入れに関する こと 3. 避難所運営の統括に関する こと 4. 臨時ヘリポートの開設・管理に 関すること																												
	物資班		1. 生活必需品等の調達、避難所等 への供給に関する こと 2. 救援物資の受付、仕分け、 避難所等への供給に関する こと																												
	避難所対策班		1. 避難所の開設・運営に関する こと																												
部	班	主担当	業務分掌																												
現地対策本部	現地対策本部 総括班	市民部 (市民課) (医療保険課) (税務室)	1. 現地対策本部の運営に関する こと 2. 物資の管理・受け入れに関する こと 3. 避難所運営の統括に関する こと 4. 臨時ヘリポートの開設に 関すること																												
	物資班	総務部 (財産管理室) 会計室 行政委員会事務局 教育委員会事務局	1. 生活必需品等の調達、避難所等 への供給に関する こと 2. 救援物資の受付、仕分け、 避難所等への供給に関する こと																												
	避難所対策班	健やか部 (こども園課) (各認定こども園)	1. 避難所の安全確認、開設・ 運営に関する こと 2. 災害時用井戸の運用管理に 関すること																												
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-20	<p>第2 動員配備体制</p> <p>1. 配備時期 (略)</p> <table border="1" data-bbox="433 1010 1495 1419"> <thead> <tr> <th>体制</th> <th>配備時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号配備</td> <td>① 災害発生のおそれがある気象予警報等により、通信情報活動の必要があるとき ② その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>2号配備</td> <td>① 防災関係機関が災害情報により災害が発生したと判断したとき ② その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> <tr> <td>3号配備</td> <td>① 防災関係機関が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき ② 市域に特別警報が発表されたとき ③ その他、市長が必要と認めたとき</td> </tr> </tbody> </table>	体制	配備時期	1号配備	① 災害発生のおそれがある気象予警報等により、通信情報活動の必要があるとき ② その他、市長が必要と認めたとき	2号配備	① 防災関係機関が災害情報により災害が発生したと判断したとき ② その他、市長が必要と認めたとき	3号配備	① 防災関係機関が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき ② 市域に特別警報が発表されたとき ③ その他、市長が必要と認めたとき	<p>第2 動員配備体制</p> <p>1. 配備時期 (略)</p> <p>(1) 1号配備</p> <p>① 災害発生のおそれがある気象予警報等により、通信情報活動の必要があるとき</p> <p>② その他市長が必要と認めたとき</p> <p>(2) 2号配備</p> <p>① 防災関係機関が災害情報により災害が発生したと判断したとき</p> <p>② その他市長が必要と認めたとき</p> <p>(3) 3号配備</p> <p>① 防災関係機関が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき</p> <p>② 市域に特別警報が発表されたとき</p> <p>③ その他市長が必要と認めたとき</p>																					
体制	配備時期																														
1号配備	① 災害発生のおそれがある気象予警報等により、通信情報活動の必要があるとき ② その他、市長が必要と認めたとき																														
2号配備	① 防災関係機関が災害情報により災害が発生したと判断したとき ② その他、市長が必要と認めたとき																														
3号配備	① 防災関係機関が災害情報により、大規模な災害が発生したと判断したとき ② 市域に特別警報が発表されたとき ③ その他、市長が必要と認めたとき																														
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-20	2. 勤務時間内における連絡体制 危機管理室長は、速やかに市長、副市長、関係部長等に口頭又は電話で連絡するとともに、 <u>庁内放送、メール、チャットツール等を通じて職員に職員配備体制について伝達する。</u>	2. 動員連絡 (1) 勤務時間内 危機管理室長は、速やかに市長、副市長、関係部長等に口頭又は電話で連絡するとともに、 <u>全職員向けに、庁内放送を行う。各職員へは各部長が勤務状況に応じて口頭又は電話等で伝達する。</u>																													
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-20	3. 勤務時間外における連絡体制 危機管理室長は、市長、副市長、関係部長等へ電話連絡する。 各職員へは、 <u>あらかじめ定める各部の連絡網により伝達する</u>	(2) 勤務時間外 危機管理室長は、市長、副市長、関係部長等へ電話連絡する。各職員へはあらかじめ定める各部の連絡網により伝達する。																													
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 の活動 p. 風水害応急-21	第3節 警戒活動 市及び防災関係機関は、 <u>氾濫</u> や土砂災害の発生に対する避難や二次災害の防止に備え警戒活動を行う。 ※以降、「はん濫」から「氾濫」への修正のみの記載は省略します。	第3節 警戒活動 市及び防災関係機関は、 <u>はん濫</u> や土砂災害の発生に対する避難や二次災害の防止に備え警戒活動を行う。																													

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-21	第1 水防活動 実施担当 本部事務局、消防班、 <u>インフラ対策班</u> 、 <u>ため池管理者</u> 、 <u>大阪府警察本部</u> (<u>交野警察署</u>)	第1 水防活動 実施担当 本部事務局、消防班、 <u>応急対策班</u> 、 <u>住宅対策班</u> 、 <u>ため池管理者</u> 、 <u>交野警察署</u>	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-21	(2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは、直ちに水防作業を開始するとともに、府現地指導班長（洪水に関しては枚方土木事務所長、ため池に関しては中部農と緑の総合事務所長）に報告する。 ① 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等 ② 堤防からの <u>越水</u> 状況 ③ 樋門の水漏れ	(2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに府現地指導班長（洪水に関しては枚方土木事務所長、ため池に関しては中部農と緑の総合事務所長）に報告する。 ① 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等 ② 堤防からの <u>溢水</u> 状況 ③ 樋門の水 <u>溢れ</u>	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-21	第2 土砂災害警戒活動 実施担当 <u>インフラ対策班</u> 、大阪府	第2 土砂災害警戒活動 実施担当 <u>応急対策班</u> 、大阪府	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-	1. 警戒活動 <u>インフラ対策班</u> （都市整備部）は、部長の指示に基づき、土砂災害危険区域（箇所）・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の警戒及び巡見を行い、災害の前兆現象の把握に努める。	1. 警戒活動 <u>応急対策班</u> （都市整備部）は、部長の指示に基づき、土砂災害危険区域（箇所）・土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の警戒及び巡見を行い、災害の前兆現象の把握に努める。	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-22	第3 ライフライン・交通等警戒活動 実施担当 <u>水道班</u> 、 <u>インフラ対策班</u> 、 <u>関西電力㈱</u> 、 <u>関西電力送配電㈱</u> 、 <u>大阪ガス㈱</u> 、 <u>大阪ガスネットワーク㈱</u> 、 <u>西日本電信電話㈱</u> 等、 <u>KDDI㈱</u> （ <u>関西総支社</u> ）、 <u>ソフトバンク㈱</u> 、 <u>楽天モバイル㈱</u> 、 <u>日本放送協会</u> 、 <u>民間放送事業者</u> 、 <u>西日本旅客鉄道㈱</u> 等、 <u>京阪電気鉄道㈱</u> 、 <u>京阪バス㈱</u> （ <u>交野営業所</u> ）、 <u>近畿地方整備局</u> 、 <u>大阪府</u> 、 <u>西日本高速道路㈱</u> （ <u>関西支社</u> ）	第3 ライフライン・交通等警戒活動 実施担当 <u>給水班</u> 、 <u>応急対策班</u> 、 <u>西日本電信電話㈱</u> 、 <u>関西電力送配電㈱</u> 、 <u>大阪ガス㈱</u> 、 <u>西日本旅客鉄道㈱</u> 、 <u>京阪電気鉄道㈱</u> 、 <u>大阪国道事務所</u> 、 <u>大阪府</u> 、 <u>西日本高速道路㈱</u>	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-22	1. ライフライン事業者 (1) 上水道 次の措置を行う。 ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立） ② 応急対策用資機材の確保 (2) 電力（ <u>関西電力株式会社</u> 、 <u>関西電力送配電株式会社</u> ） ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立） ② 応急対策用資機材の確保 (3) ガス（ <u>大阪ガス株式会社</u> 、 <u>大阪ガスネットワーク株式会社</u> ） ① 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立） ②～③ （略） (4) 電気通信（ <u>西日本電信電話株式会社</u> 等、 <u>KDDI株式会社</u> （ <u>関西総支社</u> ）、 <u>ソフトバンク株式会社</u> 、 <u>楽天モバイル株式会社</u> ）	1. ライフライン事業者 (1) 上水道 次の措置を行う。 ① 応急対策要員の確保（待機及び非常 <u>招集</u> 体制の確立） ② 応急対策用資機材の確保 (2) 電力（ <u>関西電力送配電株式会社</u> ） ① 応急対策要員の確保（待機及び非常 <u>招集</u> 体制の確立） ② 応急対策用資機材の確保 (3) ガス（ <u>大阪ガス株式会社</u> ） ① 応急対策要員の確保（待機及び非常 <u>招集</u> 体制の確立） ②～③ （略） (4) 電気通信（ <u>西日本電信電話株式会社</u> 等、 <u>KDDI株式会社</u> （ <u>関西総支社</u> ）、 <u>ソフトバンク株式会社</u> ）	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-22	2. <u>放送事業者</u> （ <u>日本放送協会</u> 、 <u>民間放送事業者</u> ） <u>気象情報等の収集に努める。</u> (1) <u>電源設備</u> 、 <u>給排水設備の整備</u> 、 <u>点検</u> (2) <u>中継・連絡回線の確保</u> (3) <u>放送設備・空中線の点検</u> (4) <u>緊急放送の準備</u>	(新設)	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-23	3. <u>交通施設管理者</u> <u>気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。</u> (1) <u>鉄道施設</u> （ <u>西日本旅客鉄道株式会社</u> 等、 <u>京阪電気鉄道株式会社</u> ） ①～② （略） (2) <u>道路施設</u> （ <u>市</u> 、 <u>近畿地方整備局</u> 、 <u>府</u> 、 <u>京阪バス株式会社</u> （ <u>交野営業所</u> ）、 <u>西日本高速道路株式会社</u> （ <u>関西支社</u> ）） ①～② （略）	2. <u>交通施設管理者</u> <u>気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。</u> (1) <u>鉄道施設</u> <u>西日本旅客鉄道株式会社</u> 、 <u>京阪電気鉄道株式会社</u> は <u>次の措置を行う。</u> ①～② （略） (2) <u>道路施設</u> <u>市及び近畿地方整備局</u> 、 <u>府</u> 、 <u>西日本高速道路㈱</u> は <u>次の措置を行う。</u> ①～② （略）	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考		
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-23	<p>第4 物資等の事前状況確認</p> <table border="1" data-bbox="439 205 1424 268"> <tr> <td data-bbox="439 205 578 268">実施担当</td> <td data-bbox="578 205 1424 268">水道班、インフラ対策班、物資班、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、大阪府</td> </tr> </table> <p>市は、府と連携し、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるように、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。</p> <p>府及び電気事業者等は、それぞれが所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努めるものとする。</p> <p>また、府は、災害応急対策に係る重要施設の管理者に対して、同様の確認を行うよう努める。</p>	実施担当	水道班、インフラ対策班、物資班、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、大阪府	（新設）	
実施担当	水道班、インフラ対策班、物資班、関西電力㈱、関西電力送配電㈱、大阪府				
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-24	<p>第4節 避難誘導</p> <p>市及び防災関係機関は、災害から住民の安全を確保するため相互に連携し、避難指示・誘導等の必要な措置を講ずる。なお、発令は「避難情報等の判断・伝達マニュアル」の洪水編又は土砂災害編における発令基準に基づき行う。</p> <p>その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、「避難行動要支援者支援事業（おりひめ支え愛プロジェクト）」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。</p> <p>また、住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難指示等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。</p>	<p>第4節 避難誘導</p> <p>市及び防災関係機関は、災害から住民の安全を確保するため相互に連携し、避難勧告及び指示・誘導等の必要な措置を講ずる。</p> <p>その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「避難行動要支援者支援事業」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。</p>			

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																																				
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-24	<p style="text-align: center;">避難指示等の意味合い</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">発令時の状況</th> <th style="width: 30%;">住民に求める行動</th> <th style="width: 50%;">交野市の発令の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">警戒レベル3 高齢者等避難</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生の可能性があり、避難指示を発令することが予想される状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害】 大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）に達し、今後も引き続き降雨が見込まれる場合 府が提供する土砂災害危険度情報（警戒）による場合 【洪水】 禁野橋の水位計が「避難判断水位」に達し、今後も引き続き降雨等により、水位の上昇が見込まれる場合 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）による場合 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">警戒レベル4 避難指示</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生しているにもかかわらず、おかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害】 土砂災害警戒情報の発表 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険）に達し、災害発生が迫っていると考えられる場合 府が提供する土砂災害危険度情報（危険）による場合 【洪水】 禁野橋の水位計が「氾濫危険水位」に達した場合 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険）による場合 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">警戒レベル5 緊急安全確保</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害が実際に発生している状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動をとる 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合は「緊急安全確保」を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（浸水害）の発表 土砂災害や洪水が発生していることを確認した場合 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）に達した場合 </td> </tr> </tbody> </table>		発令時の状況	住民に求める行動	交野市の発令の目安	警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の可能性があり、避難指示を発令することが予想される状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害】 大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）に達し、今後も引き続き降雨が見込まれる場合 府が提供する土砂災害危険度情報（警戒）による場合 【洪水】 禁野橋の水位計が「避難判断水位」に達し、今後も引き続き降雨等により、水位の上昇が見込まれる場合 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）による場合 	警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生しているにもかかわらず、おかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害】 土砂災害警戒情報の発表 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険）に達し、災害発生が迫っていると考えられる場合 府が提供する土砂災害危険度情報（危険）による場合 【洪水】 禁野橋の水位計が「氾濫危険水位」に達した場合 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険）による場合 	警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害が実際に発生している状況 	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動をとる 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合は「緊急安全確保」を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（浸水害）の発表 土砂災害や洪水が発生していることを確認した場合 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）に達した場合 	<p style="text-align: center;">避難勧告等の意味合い</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 15%;">発令時の状況</th> <th style="width: 30%;">住民に求める行動</th> <th style="width: 50%;">交野市の発令の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害発生の可能性があり、避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害】 大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害メッシュ情報が警戒レベルに達し、今後も引き続き降雨が見込まれる場合。 【洪水】 禁野橋の水位計が氾濫注意水位に達し、今後も引き続き降雨等により、水位の上昇が見込まれる場合。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">警戒レベル4 避難勧告</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害】 土砂災害警戒情報が発表され、今後も引き続き降雨が見込まれる場合。 【洪水】 禁野橋の水位計が避難判断水位に達し、今後も引き続き降雨等により水位の上昇が見込まれる場合。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">警戒レベル4 避難指示（緊急）</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生しているにもかかわらず、おかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害】 避難勧告を発令中に、大雨特別警報の発令や土砂災害メッシュ情報が極めて危険なメッシュが発生している等、災害発生が迫っていると考えられる場合。 【洪水】 禁野橋の水位計が氾濫危険水位に達した場合。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">警戒レベル5 災害発生情報</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 災害が実際に発生している状況 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動をとる </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害や洪水が発生していることを確認した場合 </td> </tr> </tbody> </table>		発令時の状況	住民に求める行動	交野市の発令の目安	警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の可能性があり、避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害】 大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害メッシュ情報が警戒レベルに達し、今後も引き続き降雨が見込まれる場合。 【洪水】 禁野橋の水位計が氾濫注意水位に達し、今後も引き続き降雨等により、水位の上昇が見込まれる場合。 	警戒レベル4 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害】 土砂災害警戒情報が発表され、今後も引き続き降雨が見込まれる場合。 【洪水】 禁野橋の水位計が避難判断水位に達し、今後も引き続き降雨等により水位の上昇が見込まれる場合。 	警戒レベル4 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生しているにもかかわらず、おかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害】 避難勧告を発令中に、大雨特別警報の発令や土砂災害メッシュ情報が極めて危険なメッシュが発生している等、災害発生が迫っていると考えられる場合。 【洪水】 禁野橋の水位計が氾濫危険水位に達した場合。 	警戒レベル5 災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> 災害が実際に発生している状況 	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動をとる 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害や洪水が発生していることを確認した場合 	
	発令時の状況	住民に求める行動	交野市の発令の目安																																				
警戒レベル3 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の可能性があり、避難指示を発令することが予想される状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害】 大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）に達し、今後も引き続き降雨が見込まれる場合 府が提供する土砂災害危険度情報（警戒）による場合 【洪水】 禁野橋の水位計が「避難判断水位」に達し、今後も引き続き降雨等により、水位の上昇が見込まれる場合 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒）による場合 																																				
警戒レベル4 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生しているにもかかわらず、おかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害】 土砂災害警戒情報の発表 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険）に達し、災害発生が迫っていると考えられる場合 府が提供する土砂災害危険度情報（危険）による場合 【洪水】 禁野橋の水位計が「氾濫危険水位」に達した場合 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険）による場合 																																				
警戒レベル5 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 災害が実際に発生している状況 	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動をとる 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合は「緊急安全確保」を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報（土砂災害）（浸水害）の発表 土砂災害や洪水が発生していることを確認した場合 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫）、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫）、浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫）に達した場合 																																				
	発令時の状況	住民に求める行動	交野市の発令の目安																																				
警戒レベル3 避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生の可能性があり、避難勧告や避難指示（緊急）を発令することが予想される状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始する。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、指定避難所や指定緊急避難場所へ立退き避難する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害】 大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂災害メッシュ情報が警戒レベルに達し、今後も引き続き降雨が見込まれる場合。 【洪水】 禁野橋の水位計が氾濫注意水位に達し、今後も引き続き降雨等により、水位の上昇が見込まれる場合。 																																				
警戒レベル4 避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 指定避難所や指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害】 土砂災害警戒情報が発表され、今後も引き続き降雨が見込まれる場合。 【洪水】 禁野橋の水位計が避難判断水位に達し、今後も引き続き降雨等により水位の上昇が見込まれる場合。 																																				
警戒レベル4 避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生する等状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生しているにもかかわらず、おかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、指定避難所や指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 指定避難所や指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性が高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 【土砂災害】 避難勧告を発令中に、大雨特別警報の発令や土砂災害メッシュ情報が極めて危険なメッシュが発生している等、災害発生が迫っていると考えられる場合。 【洪水】 禁野橋の水位計が氾濫危険水位に達した場合。 																																				
警戒レベル5 災害発生情報	<ul style="list-style-type: none"> 災害が実際に発生している状況 	<ul style="list-style-type: none"> 命を守るための最善の行動をとる 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害や洪水が発生していることを確認した場合 																																				
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-25	<p>注1 市は、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における発令に努める。</p> <p>注2 避難指示等は地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</p> <p>注3 災害発生情報は市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。</p> <p>注4 緊急安全確保は、令和3年災対法改正により、警戒レベル5を災害発生を確認した状況だけでなく、災害が切迫した状況においても発令することができるようになったことから、大雨特別警報（浸水害）及び大雨特別警報（土砂災害）は、警戒レベル5緊急安全確保の発令基準例として用いられることとなった。</p> <p>注5 気象庁は、令和3年3月に「危険度分布」の愛称を「キキクル」に定めた。</p>	<p>注1 市は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告及び避難指示（緊急）を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。</p> <p>注2 避難指示（緊急）は地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。</p> <p>注3 災害発生情報は市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に必ず発令されるものではないことに留意する。</p>																																					

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考								
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-25	市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和4年9月更新）等を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」や「交野市災害（土砂災害・洪水等）対応タイムライン」を作成するとともに、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアル及びタイムラインを改訂する。	市は、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難勧告等に関するガイドライン」（平成29年1月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成することとする。また、近年の都市型豪雨や大型台風等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、ガイドライン及びマニュアルを改訂する。									
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-25	<p>【避難情報の発令の判断基準】</p> <p>「洪水」に関する避難情報の実際の発令にあたっては、川の水位や今後の気象予測、水防班の巡視等からの報告等を踏まえ、最終的に発令するかどうかを判断する。</p> <p>また、河川ごとに規模の大小、水位計の有無、水位情報の設定の有無等が異なるため、河川ごとに設定を行う。なお、各項目のいずれかに該当する場合に発令することになるが、警戒レベル5の緊急安全確保は、必ず発令しなければならないわけではなく、これら以外の場合においても、住民等に行動変容を求めるために発令することがある。</p> <p>「土砂災害」に関する避難情報の実際の発令にあたっては、土砂災害危険度情報や今後の気象予測、土砂災害の前兆現象、土砂災害危険個所の巡視等からの報告等を踏まえ、最終的に発令するかどうかを判断する。</p> <p>以下に「避難情報等の判断・伝達マニュアル」における、洪水及び土砂災害に関する避難情報の発令基準を示す。</p>	(新設)									
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-26	<p style="text-align: center;">避難情報の発令基準（洪水）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 30%;">警戒レベル3 高齢者等避難</th> <th style="width: 30%;">警戒レベル4 避難指示</th> <th style="width: 30%;">警戒レベル5 緊急安全確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">天野川 （水位周知河川）</td> <td> <p>1：天野川の禁野橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である4.3mに到達した場合</p> <p>2：天野川の禁野橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である3.5mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①天野川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>②天野川の上流域において大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> </td> <td> <p>1：天野川の禁野橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.5mに到達した場合</p> <p>2：天野川の禁野橋水位観測所の水位が避難判断水位である4.3mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①天野川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>②天野川の上流域において大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p> </td> <td> <p>1：天野川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）</p> <p>2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防班等からの報告により把握できた場合）</p> </td> </tr> </tbody> </table>		警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保	天野川 （水位周知河川）	<p>1：天野川の禁野橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である4.3mに到達した場合</p> <p>2：天野川の禁野橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である3.5mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①天野川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>②天野川の上流域において大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>1：天野川の禁野橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.5mに到達した場合</p> <p>2：天野川の禁野橋水位観測所の水位が避難判断水位である4.3mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①天野川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>②天野川の上流域において大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	<p>1：天野川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）</p> <p>2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防班等からの報告により把握できた場合）</p>	(新設)	
	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保								
天野川 （水位周知河川）	<p>1：天野川の禁野橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）である4.3mに到達した場合</p> <p>2：天野川の禁野橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である3.5mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①天野川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「警戒（赤）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合）</p> <p>②天野川の上流域において大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>1：天野川の禁野橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）である4.5mに到達した場合</p> <p>2：天野川の禁野橋水位観測所の水位が避難判断水位である4.3mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①天野川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合）</p> <p>②天野川の上流域において大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3：堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>5：警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）</p>	<p>1：天野川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）の基準に到達した場合）</p> <p>2：堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3：堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（水防班等からの報告により把握できた場合）</p>								

ページ等	新			旧 (令和3年3月修正)	備考	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-27	穂 谷 川 (水 位 周 知 河 川)	<p>1: 穂谷川の山垣内橋水位観測所の水位が避難判断水位 (レベル3水位) である2.6mに到達した場合</p> <p>2: 穂谷川の山垣内橋水位観測所の水位が氾濫注意水位である2.25mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①穂谷川の洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) で「警戒 (赤)」が出現した場合 (流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合)</p> <p>②穂谷川の上流域において大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3: 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4: 警戒レベル3 高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)</p>	<p>1: 穂谷川の山垣内橋水位観測所の水位が氾濫危険水位 (レベル4水位) である2.7mに到達した場合</p> <p>2: 穂谷川の山垣内橋水位観測所の水位が避難判断水位である2.6mを超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①穂谷川の洪水警報の危険度分布で「危険 (紫)」が出現した場合 (流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合)</p> <p>②穂谷川の上流域において大量または強い降雨が見込まれる場合</p> <p>3: 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>4: 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近通過することが予想される場合 (夕刻時点で発令)</p> <p>5: 警戒レベル4 避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 (立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p>	<p>1: 穂谷川の洪水キキクル (洪水警報の危険度分布) で「災害切迫 (黒)」が出現した場合 (流域雨量指数が実況で大雨特別警報 (浸水害) の基準に到達した場合)</p> <p>2: 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>3: 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 (水防班等からの報告により把握できた場合)</p>	(新設)	

ページ等	新			旧 (令和3年3月修正)	備考	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-28	北 川	<p>1:北川の前田橋水位計が観測開始水位であるー2.83mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①北川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合)</p> <p>②北川の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2:堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p>	<p>1:北川の前田橋水位計が観測開始水位であるー2.83mに到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①北川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合)</p> <p>②北川の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p>	<p>1:北川の前田橋水位計の水位が氾濫開始水位に到達した場合</p> <p>2:北川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)基準に到達した場合)</p> <p>3:堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4:大雨特別警報(浸水害)が発表された場合</p> <p>5:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防班等からの報告により把握できた場合)</p>	(新設)	

ページ等	新		旧 (令和3年3月修正)	備考		
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-29	前 川	<p>1:前川の西長砂橋水位計が観測開始水位である-3.26mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①前川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合)</p> <p>②前川の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2:堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p>	<p>1:前川の西長砂橋水位計が観測開始水位である-3.26mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①前川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合)</p> <p>②前川の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2:堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p>	<p>1:前川の西長砂橋水位計の水位が氾濫開始水位に到達した場合</p> <p>2:前川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)基準に到達した場合)</p> <p>3:堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4:大雨特別警報(浸水害)が発表された場合</p> <p>5:堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防班等からの報告により把握できた場合)</p>	(新設)	

ページ等	新	旧 (令和3年3月修正)	備考				
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-30	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="439 163 498 1203" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> たち川 (傍示川) </td> <td data-bbox="498 163 825 1203"> <p>1: たち川の寝屋下橋水位計が観測開始水位である-1.92mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①たち川(傍示川)の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合)</p> <p>②たち川(傍示川)の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2: 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3: 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> </td> <td data-bbox="825 163 1240 1203"> <p>1: たち川の寝屋下橋水位計が観測開始水位である-1.92mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①たち川(傍示川)の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合)</p> <p>②たち川(傍示川)の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2: 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>4: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p> </td> <td data-bbox="1240 163 1513 1203"> <p>1: たち川の寝屋下橋水位計の水位が氾濫開始水位に到達した場合</p> <p>2: たち川(傍示川)の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)基準に到達した場合)</p> <p>3: 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4: 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合</p> <p>5: 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防班等からの報告により把握できた場合)</p> </td> </tr> </table>	たち川 (傍示川)	<p>1: たち川の寝屋下橋水位計が観測開始水位である-1.92mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①たち川(傍示川)の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合)</p> <p>②たち川(傍示川)の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2: 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3: 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p>	<p>1: たち川の寝屋下橋水位計が観測開始水位である-1.92mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①たち川(傍示川)の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合)</p> <p>②たち川(傍示川)の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2: 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>4: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p>	<p>1: たち川の寝屋下橋水位計の水位が氾濫開始水位に到達した場合</p> <p>2: たち川(傍示川)の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)基準に到達した場合)</p> <p>3: 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4: 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合</p> <p>5: 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防班等からの報告により把握できた場合)</p>	(新設)	
たち川 (傍示川)	<p>1: たち川の寝屋下橋水位計が観測開始水位である-1.92mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①たち川(傍示川)の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「警戒(赤)」(警戒レベル3相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準に到達する場合)</p> <p>②たち川(傍示川)の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2: 堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3: 警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p>	<p>1: たち川の寝屋下橋水位計が観測開始水位である-1.92mに到達し、次の①~②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合</p> <p>①たち川(傍示川)の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険(紫)」(警戒レベル4相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合)</p> <p>②たち川(傍示川)の上流域で大量又は強い降雨が見込まれる場合</p> <p>2: 堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合</p> <p>3: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令)</p> <p>4: 警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合(立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令)</p>	<p>1: たち川の寝屋下橋水位計の水位が氾濫開始水位に到達した場合</p> <p>2: たち川(傍示川)の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情報[洪水])が出現した場合(流域雨量指数が実況で大雨特別警報(浸水害)基準に到達した場合)</p> <p>3: 堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>4: 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合</p> <p>5: 堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(水防班等からの報告により把握できた場合)</p>				
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-30	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="439 1203 498 1663" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 避難情報 の解除 等 </td> <td data-bbox="498 1203 1513 1663"> <p>1: 水位周知河川である天野川及び穂谷川では、水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大が見られず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p> <p>2: その他の河川等である北川、前川及びたち川(傍示川)では、当該河川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合を基本として解除するものとする。</p> <p>3: 立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域(例: 引き続き河岸侵食のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域)においては、警戒レベル5緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル4避難指示を発令すること等が考えられる。</p> </td> </tr> </table>	避難情報 の解除 等	<p>1: 水位周知河川である天野川及び穂谷川では、水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大が見られず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p> <p>2: その他の河川等である北川、前川及びたち川(傍示川)では、当該河川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合を基本として解除するものとする。</p> <p>3: 立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域(例: 引き続き河岸侵食のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域)においては、警戒レベル5緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル4避難指示を発令すること等が考えられる。</p>	(新設)			
避難情報 の解除 等	<p>1: 水位周知河川である天野川及び穂谷川では、水位が氾濫危険水位(レベル4水位)及び背後地盤高を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除するものとする。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、浸水の拡大が見られず、河川の氾濫のおそれがなくなった段階を基本として、解除するものとする。</p> <p>2: その他の河川等である北川、前川及びたち川(傍示川)では、当該河川の洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で示される危険度や流域雨量指数の予測値が下降傾向である場合を基本として解除するものとする。</p> <p>3: 立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域(例: 引き続き河岸侵食のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域)においては、警戒レベル5緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル4避難指示を発令すること等が考えられる。</p>						

ページ等	新	旧 (令和3年3月修正)	備考						
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-31	<p style="text-align: center;">避難情報の発令基準 (土砂災害)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">警戒レベル3 高齢者等避難</th> <th style="width: 33%;">警戒レベル4 避難指示</th> <th style="width: 33%;">警戒レベル5 緊急安全確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>1:大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布(土砂災害危険度情報)が「警戒(赤)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 ※大阪府の土砂災害危険度情報におけるメッシュ番号「交野_10」「交野_14」「交野_18」「交野_22」「交野_24」は除く(この地域に基本的に人家がないため)</p> <p>2:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発令され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1:土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 2:土砂災害の危険度分布(土砂災害危険度情報)で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 ※大阪府の土砂災害危険度情報におけるメッシュ番号「交野_10」「交野_14」「交野_18」「交野_22」「交野_24」は除く(この地域に基本的に人家がないため)</p> <p>3:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 5:土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>1:大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 2:土砂災害の発生が確認された場合</p> </td> </tr> </tbody> </table> <p>避難情報の解除等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が解除されるとともに、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことを確認した段階、つまり大雨警報(土砂災害)の解除を基本として解除するものとする。災害が発生するおそれなくなった場合には、いずれの避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)を発令していたとしても、段階的に避難情報を下げるのではなく、避難情報を一度に解除することが基本となる。 ・一方で、土砂災害が発生した箇所等については周辺斜面等が不安定な状況にあることも考えられることから、現地状況の確認(崩壊の拡大や新たなクラック等の有無など)等を踏まえ、慎重に解除の判断を行う。この際、市は、国・府の土砂災害等の担当者に助言を求めることを検討する。また立退き避難を継続的に求める必要があると認められる地域(例:引き続き土砂災害発生のおそれが認められるため家屋に戻るべきではない等の地域)においては、警戒レベル5緊急安全確保の解除後に、必要に応じ、警戒レベル4避難指示を発令すること等が考えられる。 	警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保	<p>1:大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布(土砂災害危険度情報)が「警戒(赤)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 ※大阪府の土砂災害危険度情報におけるメッシュ番号「交野_10」「交野_14」「交野_18」「交野_22」「交野_24」は除く(この地域に基本的に人家がないため)</p> <p>2:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発令され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)</p>	<p>1:土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 2:土砂災害の危険度分布(土砂災害危険度情報)で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 ※大阪府の土砂災害危険度情報におけるメッシュ番号「交野_10」「交野_14」「交野_18」「交野_22」「交野_24」は除く(この地域に基本的に人家がないため)</p> <p>3:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 5:土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合</p>	<p>1:大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 2:土砂災害の発生が確認された場合</p>	(新設)	
警戒レベル3 高齢者等避難	警戒レベル4 避難指示	警戒レベル5 緊急安全確保							
<p>1:大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布(土砂災害危険度情報)が「警戒(赤)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])となった場合 ※大阪府の土砂災害危険度情報におけるメッシュ番号「交野_10」「交野_14」「交野_18」「交野_22」「交野_24」は除く(この地域に基本的に人家がないため)</p> <p>2:警戒レベル3高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(大雨注意報が発令され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報[土砂災害])に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合など)</p>	<p>1:土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当情報[土砂災害])が発表された場合 2:土砂災害の危険度分布(土砂災害危険度情報)で「非常に危険(うす紫)」(警戒レベル4相当情報[土砂災害])となった場合 ※大阪府の土砂災害危険度情報におけるメッシュ番号「交野_10」「交野_14」「交野_18」「交野_22」「交野_24」は除く(この地域に基本的に人家がないため)</p> <p>3:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 4:警戒レベル4避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合 5:土砂災害の前兆現象(山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等)が発見された場合</p>	<p>1:大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害])が発表された場合 2:土砂災害の発生が確認された場合</p>							

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期の活動 p. 風水害応急-32	<p>第1 高齢者等避難</p> <p>実施担当 本部事務局、情報総括班、福祉班</p> <p>市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、高齢者等避難を発令・伝達する。</p> <p>また、高齢者等以外の者に対しては、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや自主的な避難を呼びかける必要がある。</p> <p>(1) 市長は、河川及びため池で「避難判断水位（レベル3水位）」に達し、洪水による被害が発生するおそれがある場合は、その地区の住民に高齢者等避難を発令する。</p> <p>(2) 市長は、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区等において、「避難情報等の判断・伝達マニュアル」に定める基準を超過した場合に、その地区の住民に高齢者等避難を発令する。</p> <p>(3) 市は、防災行政無線（同報系、戸別受信機も含む。）や広報車等により、対象地区の住民等に高齢者等避難を発令し、周知にあたっては、避難行動要支援者等に配慮する。</p>	<p>第1 避難の準備の指示</p> <p>実施担当 本部事務局、総括班、福祉班</p> <p>(1) 市長は、河川及びため池では「<u>はん濫注意水位</u>」に達し、洪水による被害が発生するおそれがある場合は、その地区の住民に避難の準備を指示する。</p> <p>(2) 市長は、土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地区等において、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合に、その地区の住民に避難の準備を指示する。</p> <p>(3) 市は、防災行政無線（同報系、戸別受信機も含む。）や広報車等により、対象地区の住民等に避難準備情報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者等に配慮する。</p>	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒期 p. 風水害応急-32	<p>第2 避難指示等</p> <p>実施担当 本部事務局、情報総括班、福祉班、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）</p> <p>市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため、特に必要があると認める場合は、「避難指示等の判断・伝達マニュアル」に基づき、避難指示等の発令を行う。</p> <p>避難のための立退きを行うことにより、かえって住民等の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者に対し、高所への移動、近くの堅固な建物への退避、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する緊急安全確保措置を指示するよう努め、これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。</p> <p>さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。</p> <p>また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。</p> <p>なお、市長は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて、気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うよう努める。</p>	<p>第2 避難の勧告・指示</p> <p>実施担当 本部事務局、総括班、福祉班、大阪府、交野警察署、自衛隊</p> <p>市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための勧告・指示を行う</p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																																																								
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-33	1. 避難のための立ち退き指示の権限（表） <table border="1" data-bbox="442 199 1498 1270"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>種類</th> <th>要件</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長 (指示)</td> <td>災害全般</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。</u>また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、<u>事態に照らし緊急を要すると認めるときは、地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）</u>を指示する。</td> <td>災害対策基本法第60条第1項、第2項及び第3項</td> </tr> <tr> <td>知事 (指示)</td> <td>災害全般</td> <td>市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第6項</td> </tr> <tr> <td>警察官 (指示)</td> <td>災害全般</td> <td>市長が避難のための立ち退き、若しくは<u>緊急安全措置</u>を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。</td> <td>災害対策基本法第61条</td> </tr> <tr> <td>知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)</td> <td>洪水</td> <td>洪水、雨水出水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td>水防法第29条</td> </tr> <tr> <td>知事、その命を受けた職員 (指示)</td> <td>地すべり</td> <td>地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td>地すべり等防止法第25条</td> </tr> <tr> <td>自衛官 (指示)</td> <td>災害全般</td> <td>災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。</td> <td>自衛隊法第94条第1項</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	種類	要件	根拠	市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <u>人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。</u> また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、 <u>事態に照らし緊急を要すると認めるときは、地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）</u> を指示する。	災害対策基本法第60条第1項、第2項及び第3項	知事 (指示)	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項	警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退き、若しくは <u>緊急安全措置</u> を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水	洪水、雨水出水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条	知事、その命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条	自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛隊法第94条第1項	1. 避難のための立ち退き勧告・指示の権限（表） <table border="1" data-bbox="1564 199 2620 1201"> <thead> <tr> <th>実施者</th> <th>種類</th> <th>要件</th> <th>根拠</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長 (勧告・指示)</td> <td>災害全般</td> <td>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、<u>住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。</u>また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、<u>屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置</u>を指示する。</td> <td>災害対策基本法第60条第1項、第2項及び第3項</td> </tr> <tr> <td>知事 (勧告・指示)</td> <td>災害全般</td> <td>市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。</td> <td>災害対策基本法第60条第6項</td> </tr> <tr> <td>警察官 (指示)</td> <td>災害全般</td> <td>市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。</td> <td>災害対策基本法第61条</td> </tr> <tr> <td>知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)</td> <td>洪水</td> <td>洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td>水防法第29条</td> </tr> <tr> <td>知事、その命を受けた職員 (指示)</td> <td>地すべり</td> <td>地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。</td> <td>地すべり等防止法第25条</td> </tr> <tr> <td>自衛官 (指示)</td> <td>災害全般</td> <td>災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。</td> <td>自衛隊法第94条第1項</td> </tr> </tbody> </table>	実施者	種類	要件	根拠	市長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <u>住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。</u> また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、 <u>屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置</u> を指示する。	災害対策基本法第60条第1項、第2項及び第3項	知事 (勧告・指示)	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項	警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条	知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条	知事、その命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条	自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛隊法第94条第1項	
実施者	種類	要件	根拠																																																								
市長 (指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <u>人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき。</u> また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、 <u>事態に照らし緊急を要すると認めるときは、地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避、その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保措置）</u> を指示する。	災害対策基本法第60条第1項、第2項及び第3項																																																								
知事 (指示)	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項																																																								
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退き、若しくは <u>緊急安全措置</u> を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条																																																								
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水	洪水、雨水出水等により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条																																																								
知事、その命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条																																																								
自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛隊法第94条第1項																																																								
実施者	種類	要件	根拠																																																								
市長 (勧告・指示)	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 <u>住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるとき及び急を要すると認めるとき。</u> また、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、 <u>屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置</u> を指示する。	災害対策基本法第60条第1項、第2項及び第3項																																																								
知事 (勧告・指示)	災害全般	市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項																																																								
警察官 (指示)	災害全般	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条																																																								
知事、その命を受けた職員又は水防管理者 (指示)	洪水	洪水により著しい危険が切迫していると認められるとき。	水防法第29条																																																								
知事、その命を受けた職員 (指示)	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき。	地すべり等防止法第25条																																																								
自衛官 (指示)	災害全般	災害派遣を命じられた自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。	自衛隊法第94条第1項																																																								
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-33	2. 避難指示等の住民への周知 市は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地区名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。 <u>また、避難者等のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるように努める。</u>	2. 勧告・指示の住民への周知 市は、避難指示等の実施にあたっては、対象となる地区名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。																																																									
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-33	第3 避難者の誘導等 実施担当 本部事務局、インフラ対策班、福祉班、消防班、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、交野市区長会、交野市消防団	第3 避難者の誘導等 実施担当 応急対策班、福祉班、大阪府、交野警察署、自主防災組織、地区、学校・病院等の施設管理者																																																									

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																																																
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-33	<p>1. 市 避難誘導に当たっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。</p> <p>避難の誘導は、道路管理者が交野警察署の協力を得て避難路を確保するとともに、市が、自主防災組織や区等と連携してできるだけ集団避難を行う。</p> <p>また、避難行動要支援者支援事業に則して避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。</p> <p>なお、自主防災組織や事業所等は連携・協力して、本市の個別避難計画や地域による地区防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。</p>	<p>1. 市 避難の誘導は、道路管理者が交野警察署の協力を得て避難路を確保するとともに、市が、自主防災組織や区等と連携してできるだけ集団避難を行う。また、避難行動要支援者支援事業に則して避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。</p>																																																	
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-34	<p>第4 広域避難</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部事務局、避難対策班、福祉班、大阪府、関西広域連合</td> </tr> </table> <p>1. 府内市町村間の広域避難の協議等</p> <p>市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市域外への広域的な避難、指定福祉避難所を含む指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、府内の他の市町村への受入れについては、当該市町村に直接協議する。</p> <p>なお、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際には、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</p> <p>2. 他府県への広域避難の協議等</p> <p>市は、他府県の市町村への受入れについては、府に対し他府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、府知事に報告した上で、自ら他府県の市町村に協議することができる。また、必要に応じて、府から助言を受けることができる。</p>	実施担当	本部事務局、避難対策班、福祉班、大阪府、関西広域連合	(新設)																																															
実施担当	本部事務局、避難対策班、福祉班、大阪府、関西広域連合																																																		
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-34	<p>第5 警戒区域の設定</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部事務局、消防班、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）</td> </tr> </table>	実施担当	本部事務局、消防班、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）	<p>第4 警戒区域の設定</p> <table border="1"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部事務局、消防班、大阪府、交野警察署、自衛隊</td> </tr> </table>	実施担当	本部事務局、消防班、大阪府、交野警察署、自衛隊																																													
実施担当	本部事務局、消防班、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）																																																		
実施担当	本部事務局、消防班、大阪府、交野警察署、自衛隊																																																		
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-35	<p>1. 設定者及び警戒区域の設定（表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設定権者</th> <th>種類</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害全般</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防吏員 又は 消防団員</td> <td>水災を除く 災害全般</td> <td>(危険物の漏洩現場等で) 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるとき。</td> <td>消防法 第28条第1項 及び第2項 第23条の2 第1項及び 第2項</td> </tr> <tr> <td>警察官 (警察署長)</td> <td>同上</td> <td>上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防機関に属する者</td> <td>洪水</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>同上</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※消防法第23条の2は、危険物漏洩等に対する警戒区域で、警察官ではなく警察署長が代行できる。</p>	設定権者	種類	要件	根拠法令	(略)				自衛官	災害全般	(略)	(略)	消防吏員 又は 消防団員	水災を除く 災害全般	(危険物の漏洩現場等で) 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるとき。	消防法 第28条第1項 及び第2項 第23条の2 第1項及び 第2項	警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。		消防機関に属する者	洪水	(略)	(略)	警察官	同上	(略)		<p>1. 設定者及び警戒区域の設定（表）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>設定権者</th> <th>種類</th> <th>要件</th> <th>根拠法令</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>災害全般</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>消防機関に属する者</td> <td>洪水</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>同上</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	設定権者	種類	要件	根拠法令	(略)				自衛官	災害全般	(略)	(略)	消防機関に属する者	洪水	(略)	(略)	警察官	同上	(略)		
設定権者	種類	要件	根拠法令																																																
(略)																																																			
自衛官	災害全般	(略)	(略)																																																
消防吏員 又は 消防団員	水災を除く 災害全般	(危険物の漏洩現場等で) 災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があるとき。	消防法 第28条第1項 及び第2項 第23条の2 第1項及び 第2項																																																
警察官 (警察署長)	同上	上記の場合で、消防吏員又は消防団員が火災現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき。																																																	
消防機関に属する者	洪水	(略)	(略)																																																
警察官	同上	(略)																																																	
設定権者	種類	要件	根拠法令																																																
(略)																																																			
自衛官	災害全般	(略)	(略)																																																
消防機関に属する者	洪水	(略)	(略)																																																
警察官	同上	(略)																																																	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
風水害応急対策編 第1章 災害警戒 期の活動 p. 風水害応急-	(削除)	第5 指定避難所の開設 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 実施担当 本部事務局、総括班、避難対策部各班 </div> 市は、避難勧告、避難指示（緊急）等が発令された場合は、避難対象地区や災害の状況等に応じた安全な指定避難所を指定する。 また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとし、自主避難者から避難所開設の要求があったときや、市が必要と認めたときは、別に定める要綱に基づき、自主避難所を開設する。 防災行政無線（同報系）等で対象地区住民等に開設する指定避難所を周知するとともに、避難対策部各班は、速やかに選定された指定避難所に責任者を派遣し、施設の安全性の確保に努める。 ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者に開設を要請する。 また、指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、屋外避難所の設置及び府への要請等により必要な施設の確保を図る。 指定避難所の開設にあたっては、市は、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を指定避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難場所を設置・維持することの適否を検討する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生 後の活動 p. 風水害応急-36	第1節 災害情報の収集伝達 市及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。	第1節 災害情報の収集伝達 市及び防災関係機関は、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考																																																																																																														
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-36	第1 情報収集伝達経路 (略) <table border="1" data-bbox="433 233 1504 1287"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査担当</th> <th>府への伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的・住家被害関係</td> <td>医療衛生班、福祉班、消防班、建築物対策班</td> <td>調査担当→市本部事務局→府危機管理室</td> </tr> <tr> <td>危険物施設関係</td> <td>消防班</td> <td rowspan="5">各調査担当→府危機管理室</td> </tr> <tr> <td>ライフライン関係</td> <td>関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)等</td> </tr> <tr> <td>鉄道関係</td> <td>西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス等施設関係</td> <td>消防班</td> </tr> <tr> <td>教育関係</td> <td>各施設管理者</td> <td>各調査担当→府教育庁</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等関係</td> <td>福祉班、社会福祉施設の管理者</td> <td>各調査担当→府福祉部</td> </tr> <tr> <td>医療関係</td> <td>医療衛生班、各医療機関</td> <td rowspan="3">調査担当→府健康医療部</td> </tr> <tr> <td>毒劇物施設関係</td> <td>消防班</td> </tr> <tr> <td>水道関係</td> <td>水道班</td> </tr> <tr> <td>農地・ため池関係</td> <td>インフラ対策班</td> <td rowspan="2">各調査担当→府環境農林水産部</td> </tr> <tr> <td>山地災害関係</td> <td>環境衛生班</td> </tr> <tr> <td>ごみ処理施設関係</td> <td>廃棄物処理班</td> <td rowspan="5">各調査担当→府都市整備部</td> </tr> <tr> <td>道路・橋梁関係</td> <td>インフラ対策班</td> </tr> <tr> <td>河川関係</td> <td>インフラ対策班</td> </tr> <tr> <td>砂防・がけ崩れ関係</td> <td>インフラ対策班</td> </tr> <tr> <td>下水道関係</td> <td>インフラ対策班</td> </tr> <tr> <td>公園関係</td> <td>インフラ対策班</td> <td rowspan="2">調査担当→府都市整備部</td> </tr> <tr> <td>公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係</td> <td>建築物対策班、インフラ対策班</td> </tr> <tr> <td>文化財関係</td> <td>各施設管理者</td> <td>調査担当→市社会教育課文化財係→府教育庁</td> </tr> <tr> <td>救出・救助関係</td> <td>交野警察署</td> <td>調査担当→府警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	調査担当	府への伝達系統	人的・住家被害関係	医療衛生班、福祉班、消防班、建築物対策班	調査担当→市本部事務局→府危機管理室	危険物施設関係	消防班	各調査担当→府危機管理室	ライフライン関係	関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)等	鉄道関係	西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)	高圧ガス等施設関係	消防班	教育関係	各施設管理者	各調査担当→府教育庁	社会福祉施設等関係	福祉班、社会福祉施設の管理者	各調査担当→府福祉部	医療関係	医療衛生班、各医療機関	調査担当→府健康医療部	毒劇物施設関係	消防班	水道関係	水道班	農地・ため池関係	インフラ対策班	各調査担当→府環境農林水産部	山地災害関係	環境衛生班	ごみ処理施設関係	廃棄物処理班	各調査担当→府都市整備部	道路・橋梁関係	インフラ対策班	河川関係	インフラ対策班	砂防・がけ崩れ関係	インフラ対策班	下水道関係	インフラ対策班	公園関係	インフラ対策班	調査担当→府都市整備部	公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	建築物対策班、インフラ対策班	文化財関係	各施設管理者	調査担当→市社会教育課文化財係→府教育庁	救出・救助関係	交野警察署	調査担当→府警察本部	第1 情報収集伝達経路 (略) <table border="1" data-bbox="1552 233 2614 1251"> <thead> <tr> <th>調査項目</th> <th>調査担当</th> <th>府への伝達系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的・住家被害関係</td> <td>医療救護班、福祉班、消防班、住宅対策班</td> <td>調査担当→市本部事務局→府危機管理室</td> </tr> <tr> <td>危険物施設関係</td> <td>消防班</td> <td rowspan="4">各調査担当→府危機管理室</td> </tr> <tr> <td>ライフライン関係</td> <td>関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)</td> </tr> <tr> <td>鉄道関係</td> <td>西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)</td> </tr> <tr> <td>高圧ガス等施設関係</td> <td>消防班</td> </tr> <tr> <td>教育関係</td> <td>各私立学校</td> <td>各調査担当→府教育庁</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等関係</td> <td>福祉班、社会福祉施設の管理者</td> <td>各調査担当→府福祉部</td> </tr> <tr> <td>医療関係</td> <td>医療救護班、各医療機関</td> <td rowspan="3">調査担当→府健康医療部</td> </tr> <tr> <td>毒劇物施設関係</td> <td>消防班</td> </tr> <tr> <td>水道関係</td> <td>給水班</td> </tr> <tr> <td>農地・ため池関係</td> <td>応急対策班</td> <td rowspan="2">各調査担当→府環境農林水産部</td> </tr> <tr> <td>山地災害関係</td> <td>環境班</td> </tr> <tr> <td>ごみ処理施設関係</td> <td>環境班</td> <td rowspan="5">各調査担当→府都市整備部</td> </tr> <tr> <td>道路・橋梁関係</td> <td>応急対策班</td> </tr> <tr> <td>河川関係</td> <td>応急対策班</td> </tr> <tr> <td>砂防・がけ崩れ関係</td> <td>応急対策班</td> </tr> <tr> <td>下水道関係</td> <td>応急対策班</td> </tr> <tr> <td>公園関係</td> <td>応急対策班</td> <td rowspan="2">調査担当→府住宅まちづくり部、都市整備部</td> </tr> <tr> <td>公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係</td> <td>住宅対策班、応急対策班</td> </tr> <tr> <td>教育・文化財関係</td> <td>施設班</td> <td>調査担当→府教育庁</td> </tr> <tr> <td>救出・救助関係</td> <td>交野警察署</td> <td>調査担当→府警察本部</td> </tr> </tbody> </table>	調査項目	調査担当	府への伝達系統	人的・住家被害関係	医療救護班、福祉班、消防班、住宅対策班	調査担当→市本部事務局→府危機管理室	危険物施設関係	消防班	各調査担当→府危機管理室	ライフライン関係	関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)	鉄道関係	西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)	高圧ガス等施設関係	消防班	教育関係	各私立学校	各調査担当→府教育庁	社会福祉施設等関係	福祉班、社会福祉施設の管理者	各調査担当→府福祉部	医療関係	医療救護班、各医療機関	調査担当→府健康医療部	毒劇物施設関係	消防班	水道関係	給水班	農地・ため池関係	応急対策班	各調査担当→府環境農林水産部	山地災害関係	環境班	ごみ処理施設関係	環境班	各調査担当→府都市整備部	道路・橋梁関係	応急対策班	河川関係	応急対策班	砂防・がけ崩れ関係	応急対策班	下水道関係	応急対策班	公園関係	応急対策班	調査担当→府住宅まちづくり部、都市整備部	公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	住宅対策班、応急対策班	教育・文化財関係	施設班	調査担当→府教育庁	救出・救助関係	交野警察署	調査担当→府警察本部	
調査項目	調査担当	府への伝達系統																																																																																																															
人的・住家被害関係	医療衛生班、福祉班、消防班、建築物対策班	調査担当→市本部事務局→府危機管理室																																																																																																															
危険物施設関係	消防班	各調査担当→府危機管理室																																																																																																															
ライフライン関係	関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)等																																																																																																																
鉄道関係	西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)																																																																																																																
高圧ガス等施設関係	消防班																																																																																																																
教育関係	各施設管理者		各調査担当→府教育庁																																																																																																														
社会福祉施設等関係	福祉班、社会福祉施設の管理者	各調査担当→府福祉部																																																																																																															
医療関係	医療衛生班、各医療機関	調査担当→府健康医療部																																																																																																															
毒劇物施設関係	消防班																																																																																																																
水道関係	水道班																																																																																																																
農地・ため池関係	インフラ対策班	各調査担当→府環境農林水産部																																																																																																															
山地災害関係	環境衛生班																																																																																																																
ごみ処理施設関係	廃棄物処理班	各調査担当→府都市整備部																																																																																																															
道路・橋梁関係	インフラ対策班																																																																																																																
河川関係	インフラ対策班																																																																																																																
砂防・がけ崩れ関係	インフラ対策班																																																																																																																
下水道関係	インフラ対策班																																																																																																																
公園関係	インフラ対策班	調査担当→府都市整備部																																																																																																															
公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	建築物対策班、インフラ対策班																																																																																																																
文化財関係	各施設管理者	調査担当→市社会教育課文化財係→府教育庁																																																																																																															
救出・救助関係	交野警察署	調査担当→府警察本部																																																																																																															
調査項目	調査担当	府への伝達系統																																																																																																															
人的・住家被害関係	医療救護班、福祉班、消防班、住宅対策班	調査担当→市本部事務局→府危機管理室																																																																																																															
危険物施設関係	消防班	各調査担当→府危機管理室																																																																																																															
ライフライン関係	関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)																																																																																																																
鉄道関係	西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)																																																																																																																
高圧ガス等施設関係	消防班																																																																																																																
教育関係	各私立学校	各調査担当→府教育庁																																																																																																															
社会福祉施設等関係	福祉班、社会福祉施設の管理者	各調査担当→府福祉部																																																																																																															
医療関係	医療救護班、各医療機関	調査担当→府健康医療部																																																																																																															
毒劇物施設関係	消防班																																																																																																																
水道関係	給水班																																																																																																																
農地・ため池関係	応急対策班	各調査担当→府環境農林水産部																																																																																																															
山地災害関係	環境班																																																																																																																
ごみ処理施設関係	環境班	各調査担当→府都市整備部																																																																																																															
道路・橋梁関係	応急対策班																																																																																																																
河川関係	応急対策班																																																																																																																
砂防・がけ崩れ関係	応急対策班																																																																																																																
下水道関係	応急対策班																																																																																																																
公園関係	応急対策班	調査担当→府住宅まちづくり部、都市整備部																																																																																																															
公共住宅・宅地造成地・災害危険区域関係	住宅対策班、応急対策班																																																																																																																
教育・文化財関係	施設班	調査担当→府教育庁																																																																																																															
救出・救助関係	交野警察署	調査担当→府警察本部																																																																																																															
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-37	第2 市における情報収集 <table border="1" data-bbox="433 1356 1421 1402"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部事務局、情報総括班</td> </tr> </table> <p>市は、災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ防災関係機関に迅速に伝達する。</p> <p>特に、人的被害の数（死者・行方不明者数）については、府が一元的に集約、調整を行い、必要に応じて市と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、速やかな安否不明者の絞り込みを行うため、市は、その情報を府に報告する。</p> <p>また、市は、人的被害の数について広報を行う際には、府等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像・映像情報（無人航空機（ドローン等）による映像を含む。）を災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。</p>	実施担当	本部事務局、情報総括班	第2 市における情報収集 <table border="1" data-bbox="1552 1356 2540 1402"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部事務局、総括班</td> </tr> </table> <p>市は、災害発生後、直ちに防災行政無線や防災情報システム等を活用し、被害状況の把握及び応急対策実施のための情報収集活動を行うとともに、府をはじめ防災関係機関に迅速に伝達する。特に、人的被害の数（死者・行方不明者数）については、府が一元的に集約、調整を行うため、その情報を府に報告する。</p>	実施担当	本部事務局、総括班																																																																																																											
実施担当	本部事務局、情報総括班																																																																																																																
実施担当	本部事務局、総括班																																																																																																																
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-37	1. 被害状況の把握 市は、次の情報により、被害地域、被害の規模、安否不明者等の把握に努めるとともに、府・国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。	1. 被害状況の把握 市は、次の情報により、被害地域、被害の規模等の把握に努めるとともに、府・国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。																																																																																																															

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考				
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-37	<p>2. 府及び国への報告</p> <p>被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、基本的に府に対して行う（府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。</p>	<p>2. 府及び国への報告</p> <p>被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防防第267号）により、基本的に府に対して行う。</p> <p>また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県に連絡する。</p>					
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-38	<p>第3 通信手段の確保</p> <table border="1" data-bbox="439 472 1424 520"> <tr> <td>実施担当</td> <td>各班、防災関係機関、西日本電信電話(株)等</td> </tr> </table> <p>1. (略)</p> <p>2. 電気通信事業者は、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。</p> <p>3. 西日本電信電話株式会社等は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。</p>	実施担当	各班、防災関係機関、西日本電信電話(株)等	<p>第3 通信手段の確保</p> <table border="1" data-bbox="1561 472 2546 520"> <tr> <td>実施担当</td> <td>各班、防災関係機関</td> </tr> </table> <p>1. (略)</p> <p>2. 電気通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。</p> <p>3. 西日本電信電話株式会社(大阪支店)は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の加入電話の疎通確保、緊急に復旧を要する市外電話回線の復旧等を優先して速やかに実施する。</p>	実施担当	各班、防災関係機関	
実施担当	各班、防災関係機関、西日本電信電話(株)等						
実施担当	各班、防災関係機関						
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-	(削除)	<p>第4 住民への周知</p> <table border="1" data-bbox="1561 787 2546 835"> <tr> <td>実施担当</td> <td>総括班</td> </tr> </table> <p>(1) 府は、日本放送協会(大阪放送局)及び民間放送事業者と連携して、予警報の周知を図る。必要に応じて、緊急警報放送を要請する。 特に台風接近時には、台風の状況と併せ、不要・不急の外出抑制の呼びかけ等の周知を図る。 なお、竜巻注意情報については、ポータルサイト(おおさか防災ネット)のホームページやメールでの周知を図る。</p> <p>(2) 市は、市地域防災計画に基づき、防災行政無線(戸別受信機を含む)、広報車、警鐘等を利用し、又は状況に応じて自主防災組織等の住民組織と連携して、住民、要配慮者施設の施設管理者等に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。周知にあたっては、エリアメール(緊急速報メール)、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。</p>	実施担当	総括班			
実施担当	総括班						
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-39	<p>第2節 災害広報</p> <p>市及び防災関係機関は、相互に協議・調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し、提供する。</p> <p>なお、府は、住民や事業者等に、府内に広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態(モード)から、災害時の状態(モード)への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。</p> <p>市は、災害モード宣言における情報発信と連携し、必要とする災害広報を実施する。</p> <p>災害宣言モードの発信の目安及び内容は以下の通りである。</p>	<p>第2節 災害広報</p> <p>市及び防災関係機関は、相互に協議・調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々なツールを活用し、提供する。</p>					

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-39	(1) 発信の目安 ① 台風 ・気象台の予測で、強い台風が府域に接近・上陸し、府域の陸上で最大風速30m/s以上が見込まれる場合 ・大潮の時期に、これまで経験のない規模の台風が府域付近に上陸し、府域への最接近が満潮の時間帯に重なるなど、想定しうる最大規模の高潮が見込まれる場合 ② その他自然災害等 その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合 (2) 発信の内容（台風） ① 自分の身の安全確保 ② 出勤・通学の抑制 ③ 市長の発令する避難情報への注意	(新設)	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-39	第1 災害広報 実施担当 本部事務局、情報総括班、避難対策班、福祉班	第1 災害広報 実施担当 本部事務局、総括班、避難対策部各班、福祉班	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-40	(3) その後の広報 ①～④ (略) ⑤ 医療機関等、スーパーマーケット、ガソリンスタンドの生活関連情報	(3) その後の広報 ①～④ (略) ⑤ 医療機関等の生活関連情報	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-40	3. 災害時の広報体制 (略) (2) 情報総括班の役割	3. 災害時の広報体制 (略) (2) 総括班の役割	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-40	第2 報道機関との連携 実施担当 情報総括班、日本放送協会（大阪放送局）、各民間放送株式会社	第2 報道機関との連携 実施担当 総括班	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-40	1. 緊急放送の実施 日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社、株式会社毎日放送、株式会社MBSラジオ、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。	1. 緊急放送の実施 日本放送協会（大阪放送局）、民間放送事業者（朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、テレビ大阪株式会社、大阪放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社FM802）は、次の場合に緊急放送を行う。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-41	第3 広聴活動の実施 実施担当 情報総括班、総務班、防災関係機関	第3 広聴活動の実施 実施担当 各班、防災関係機関	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-42	第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援 市及び防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため、必要と認めた場合は、速やかに府及び他の市町村に対し応援を要請するとともに受入れ体制を整備し、被災者の救助等の応急対策に万全を期する。その際、新型インフルエンザ等感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。 また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、職員を派遣する場合は、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努め、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行うとともに、応援職員の派遣の際は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。 なお、外部からの支援の受入れ体制や応援要請・受入れに関する手続き、支援を受ける業務等については、「交野市受援計画」に基づき実施する。	第3節 広域応援等の要請・受入れ・支援 市及び防災関係機関は、住民の生命又は財産を保護するため、必要と認めた場合は、速やかに府及び他の市町村に対し応援を要請するとともに受入れ体制を整備し、被災者の救助等の応急対策に万全を期する。 また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、職員を派遣する場合は、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努め、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-42	第1 府等への要請 実施担当 本部事務局、人事班、情報総括班	第1 府等への要請 実施担当 本部事務局、受援班、総務班	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-42	1. 要請内容 (1) 知事に対する応援の要求又は災害応急対策実施の要請（災害対策基本法第68条） (2) 他の市町村長に対する応援の要請（災害対策基本法第67条） (3) 知事に対する緊急消防援助隊及び自衛隊派遣要請の要求	1. 要請内容 (1) 知事に対する応援要請（災害対策基本法第68条） (2) 他の市町村長に対する応援の要請（災害対策基本法第67条） (3) 知事に対する緊急消防援助隊派遣要請の要求	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-44	第3 広域応援等の受入れ 実施担当 本部事務局、人事班、大阪府、関西広域連合、防災関係機関	第3 広域応援等の受入れ 実施担当 本部事務局、受援班、防災関係機関	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-44	第4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣 実施担当 本部事務局、人事班、インフラ対策班、防災関係機関	第4 緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の設置及び派遣 実施担当 本部事務局、受援班、応急対策班、防災関係機関	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-44	第5 応急対策職員派遣制度に基づく支援 実施担当 本部事務局、人事班、インフラ対策班、防災関係機関 総務省は、府及び市町村等と協力し、 <u>応急対策職員派遣制度</u> （災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。 市は、 <u>訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。</u>	第5 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援 実施担当 本部事務局、受援班、応急対策班、防災関係機関 総務省は、府及び市町村等と協力し、 <u>被災市区町村応援職員確保システム</u> （災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-45	第6 関係機関の連絡調整 内閣府は、府、関係省庁、市町村及びライフライン事業者等の代表者を一堂に集め、災害の状況に応じて生じた課題に沿って、現状の把握、被災地のニーズ等の情報共有を行うため、 <u>連絡会議を開催する。また、連絡会議等で把握した、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等について、関係省庁、都道府県関係部局等の代表者を集め、関係者間の役割分担、対応方針等の調整を行うため、調整会議を開催する。</u> 府は、 <u>連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うことから、市は、被災状況や対応状況等について、必要に応じ随時、府に報告する。</u>	(新設)	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-46	第1 知事への派遣要請の要求 実施担当 本部事務局、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）	第1 知事への派遣要請の要求 実施担当 本部事務局、交野警察署	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-46	(3) 知事に派遣要請を要求できない場合は、その旨及び災害の状況を、 <u>直接、防衛大臣又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊長に通知することができ、その場合速やかに知事にその旨を通知しなければならない。</u>	(3) 知事に派遣要請を要求できない場合は、その旨及び災害の状況を防衛大臣又は陸上自衛隊第3師団長あるいは直接第36普通科連隊長に通知することができ、その場合速やかに知事にその旨を通知しなければならない。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-47	3. 派遣部隊の活動 自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。 なお、大規模な災害が発生した際には、 <u>発災当初においては被害状況が不明であることから、防衛省・自衛隊は、いかなる被害や活動にも対応できる態勢で対応する。また、人命救助活動を最優先で行いつつ、生活支援等については、地方公共団体、関係省庁等の関係者と役割分担、対応方針、活動期間、民間企業の活用等の調整を行うものとする。さらに、被災直後の地方公共団体は混乱していることを前提に、防衛省・自衛隊は災害時の自衛隊による活動が円滑に進むよう、活動内容について「提案型」の支援を自発的に行い、関係省庁の協力も得て、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。</u>	3. 派遣部隊の活動 自衛隊には、次の内容について災害の態様に応じた活動を要請する。 なお、大規模な災害が発生した際には、 <u>被災直後の市は混乱していることを前提に、自衛隊は「提案型」の支援を自発的に行い、自衛隊に対する支援ニーズを早期に把握・整理するものとする。</u>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-47	(2) 避難の援助 避難の指示等が発令され、安全面の確保等の必要がある場合は、避難者の誘導・輸送等を行い避難を援助する。	(2) 避難の援助 避難の命令等が発令され、安全面の確保等の必要がある場合は、避難者の誘導・輸送等を行い避難を援助する。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-47	4. 知事の派遣要請を待つ <u>いとま</u> がない場合の災害派遣 (1) (略) (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長から災害に関する <u>通知</u> を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 (3) (略) (4) 運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における搜索又は救助活動を実施する場合	4. 知事の派遣要請を待つ <u>暇</u> がない場合の災害派遣 (1) (略) (2) 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、市長及び交野警察署長から災害に関する <u>通報</u> を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合 (3) (略) (4) 運行中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における搜索又は救助活動を実施する場合	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-48	第2 派遣部隊の受入れ 実施担当 本部事務局、 <u>人事班</u>	第2 派遣部隊の受入れ 実施担当 本部事務局	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-48	第3 撤収要請 市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、文書により、速やかに知事に撤収要請を行う。	第3 撤収要請 市長は、作業の進捗状況を把握し、派遣要請の目的を達成したとき、又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、文書により速やかに知事に撤収のを行う。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-49	第1 活動内容 実施担当 消防班、 <u>大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）、交野市消防団</u>	第1 活動内容 実施担当 消防班、 <u>環境班、交野警察署、自衛隊</u>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-49	第2 各機関による連絡会議の設置 実施担当 消防班、 <u>大阪府警察本部（交野警察署）、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）</u> 市及び防災関係機関は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。	第2 各機関による連絡会議の設置 実施担当 消防班、 <u>交野警察署、自衛隊</u> 市及び関係機関は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、活動区域や役割分担等の調整を図るとともに、必要に応じて被災地等に連絡会議を設置する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-50	第3 自主防災組織 実施担当 <u>本部事務局、消防班、大阪府警察本部（交野警察署）</u> 住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。 また、本部事務局、消防班及び交野警察署の関係機関との連携に努める。	第3 自主防災組織 実施担当 <u>自主防災組織、事業所、消防班</u> 住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に救助・救急活動を実施する。 また、消防班及び交野警察署の関係機関との連携に努める。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-50	第4 惨事ストレス対策 実施担当 <u>医療衛生班、日本赤十字社（大阪府支部）</u>	第4 惨事ストレス対策 実施担当 <u>医療救護班</u>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-51	第6節 医療救護活動 市は、府及び医療関係機関と連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。	第6節 医療救護活動 市及び府は、医療関係機関と連携のもと、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じ被災地域の内外を問わず、救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む。）を実施する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-51	第1 医療情報の収集・提供活動 実施担当 <u>医療衛生班、大阪府、（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会</u>	第1 医療情報の収集・提供活動 実施担当 <u>医療救護班、大阪府、（一社）交野市医師会</u>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-51	第2 現地医療対策 実施担当 <u>医療衛生班、大阪府、日本赤十字社（大阪府支部）、（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会</u>	第2 現地医療救護活動 実施担当 <u>医療救護班、（一社）交野市医師会</u>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-51	1. 医療救護班の編成・派遣 市は、災害の状況に応じ、市内の医療機関等の医師・看護師・保健師等を基準とした、医療救護班を速やかに編成・派遣し、医療救護活動を実施する。 なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。 また、医療関係機関が医療救護班の搬送手段を有しない場合には、市は府と連携して搬送手段を確保し、搬送を行う。	1. 医療救護班の編成・派遣 災害の状況に応じ市内の医療機関等の医師・看護師・保健師等を基準とした、医療救護班を速やかに編成・派遣し医療救護活動を実施する。 なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-52	第3 後方医療対策 実施担当 医療衛生班、消防班、物資班、(公社)大阪府看護協会、(一社)交野市医師会、(一社)交野市歯科医師会、大阪府	第3 後方医療対策 実施担当 医療救護班、消防班、物資班、(一社)交野市医師会、医療機関、大阪府	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-52	(1) 受入れ医療機関の選定、患者搬送 市救護所本部は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、消防班若しくは医療機関に救急車による患者の搬送を要請する。	(1) 受入れ医療機関の選定、患者搬送 市救護所本部は、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう調整し、消防班若しくは医療機関に救急車による患者の搬送を要請する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-52	(3) 災害医療協力病院の活動 災害医療協力病院は、市災害医療センターと協力し、率先して患者を受入れる。 また、医療衛生班への派遣についても協力する。	(3) 災害医療協力病院の活動 災害医療協力病院は、市災害医療センターと協力し、率先して患者を受入れる。 また、医療救護班への派遣についても協力する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-53	第4 医薬品等の確保・供給活動 実施担当 医療衛生班、(一社)交野市医師会、(一社)交野市歯科医師会、北河内薬剤師会、大阪府	第4 医薬品等の確保・供給活動 実施担当 医療救護班、(一社)交野市医師会、大阪府	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-53	第5 個別疾病対策 実施担当 医療衛生班、(公社)大阪府看護協会、(一社)交野市医師会、(一社)交野市歯科医師会	第5 個別疾病対策 実施担当 医療救護班、(一社)交野市医師会	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-53	第6 医療救護活動に関する府の組織体制 1. 大阪府保健医療調整本部（本部長：大阪府健康医療部長） 保健医療活動の総合調整を行うため、大阪府災害対策本部の下に設置する。	第6 府の組織体制 1. 災害医療本部（本部長：健康医療部長） 医療救護全体の調整を行うため、災害対策本部の下に設置する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-54	2. DMAT調整本部 DMATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、大阪府保健医療調整本部の下に設置する。	2. DMAT調整本部 DMATに関する指揮、関係機関等の調整を行うため、災害医療本部の下に設置する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動	(削除)	4. 地域災害医療本部（本部長：保健所長） 管内の地域医療救護全体の調整を行うため、府保健所内に設置する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-55	第1 交通規制 実施担当 インフラ対策班、近畿地方整備局、大阪府、大阪府警察本部（交野警察署）、西日本高速道路株（関西支社）	第1 交通規制 実施担当 応急対策班、大阪国道事務所、大阪府、交野警察署、西日本高速道路株	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-55	第2 緊急通行車両の確認 実施担当 本部事務局、物資班、防災関係機関 大阪府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、市及び防災関係機関は、大阪府公安委員会に対して、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両の確認を申請し、確認を得て緊急輸送を実施する。	第2 緊急通行車両の確認 実施担当 総務班、防災関係機関 大阪府公安委員会が災害対策基本法第76条1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合、市及び防災関係機関は、大阪府公安委員会に対して、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両の確認を申請し、確認を得て緊急輸送を実施する。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-56	第3 陸上輸送 実施担当 本部事務局、インフラ対策班、物資班、消防班、 <u>近畿地方整備局、大阪府警察本部（交野警察署）、大阪府、陸上自衛隊（第3師団第36普通科連隊）、日本郵便（株）近畿支社、日本通運（株）（大阪支店）、西日本高速道路（株）（関西支社）、（一社）大阪府トラック協会</u>	第3 陸上輸送 実施担当 <u>応急対策班、総務班、消防班、大阪国道事務所、交野警察署、大阪府、自衛隊、西日本高速道路（株）</u>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-57	(3) 災害時の踏切長時間遮断に係る緊急車両の運行に関する対応 鉄道事業者及び道路管理者は、緊急交通路上等の踏切道について、遮断状況の情報共有を行い、関係者間で合意した優先開放 [*] する踏切道について、踏切道の点検、接続道路の啓開、踏切遮断の解消を行い、緊急車両の円滑な通行の確保に努める。 <u>※運転再開が一定時間見込めないなど緊急自動車の通行に支障を及ぼすおそれが生じた場合に、開放される前までは一定時間迂回対応が生じるものの、開放が困難な場合を除き、他の踏切と比べ優先的に開放すること</u> (4) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令（略）	(新設) (3) 警察官、自衛官等による措置命令（略）	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-57	4. 重要物流道路等における道路啓開等の支援 国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、国が指定した重要物流道路及びその代替道路・補完道路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。	(新設)	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-59	第1 公共土木施設等 実施担当 <u>インフラ対策班、大阪府、ため池管理者</u>	第1 公共土木施設等 実施担当 <u>応急対策班、大阪府、ため池管理者</u>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-59	第2 建築物等 実施担当 <u>建築物対策班</u>	第2 建築物等 実施担当 <u>住宅対策班</u>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-59	1. 公共建築物 市は、 <u>公共建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。</u>	1. 公共建築物 市は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-59	2. 民間建築物 市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。 <u>実施にあたっては、必要に応じて、被災建築物応急危険度判定士の派遣を府へ要請する。</u> 市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等に、その応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。 <u>空き家等については、平常時から災害による被害が予測される空き家等の状況の確認を行い、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知することによって、倒壊等の二次災害の防止に努める。</u>	2. 民間建築物 市は、被害状況を府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。必要に応じ被災建築物応急危険度判定士の派遣を府へ要請する。市は、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物の所有者等に、その応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-60	第3 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設） 実施担当 <u>消防班</u>	第3 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設） 実施担当 <u>消防班、危険物施設等の管理者</u>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-61	第1 被害状況の報告 実施担当 <u>水道班、インフラ対策班、西日本電信電話（株）等、KDDI株式会社（関西総支社）、ソフトバンク（株）、楽天モバイル（株）、関西電力（株）、関西電力送配電（株）、大阪ガス（株）、大阪ガスネットワーク（株）</u>	第1 被害状況の報告 実施担当 <u>給水班、応急対策班、西日本電信電話（株）、関西電力送配電（株）、大阪ガス（株）</u>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-61	第2 上水道 実施担当 水道班、情報総括班、本部事務局、大阪広域水道企業団	第2 上水道 実施担当 給水班、総括班	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-61	第3 下水道 実施担当 インフラ対策班、情報総括班	第3 下水道 実施担当 応急対策班、総括班	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-62	(3) 広報 ① 生活水の節水に努めるよう広報する。 ② 被害状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関及び報道機関に伝達し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等について住民に広報する。	(3) 広報 ① 生活水の節水に努めるよう広報する。 ② 被害状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関及び報道機関に伝達し、住民に広報する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-62	第4 電気通信 実施担当 西日本電信電話(株)等、KDD I(株)（関西総支社）、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)	第4 電気通信 実施担当 西日本電信電話(株)（大阪支店）、KDD I株式会社（関西総支社）、ソフトバンク(株)	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-62	第5 電力 実施担当 関西電力(株)、関西電力送配電(株)	第5 電力 実施担当 関西電力送配電(株)	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-63	第6 ガス 実施担当 大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)	第6 ガス 実施担当 大阪ガス(株)	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-63	(3) 広報 ① (略) ② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。 加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。	(3) 広報 ① (略) ② 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関及び報道機関に伝達し、広報する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-64	第1 交通の安全確保 実施担当 インフラ対策班、近畿地方整備局、大阪府、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)、京阪バス(株)（交野営業所）、西日本高速道路(株)（関西支社）	第1 交通の安全確保 実施担当 応急対策班、大阪国道事務所、大阪府、西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、西日本高速道路(株)	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-64	第2 交通の機能確保 実施担当 インフラ対策班、近畿地方整備局、大阪府、西日本旅客鉄道(株)等、京阪電気鉄道(株)、京阪バス(株)（交野営業所）、西日本高速道路(株)（関西支社）	第2 交通の機能確保 実施担当 応急対策班、大阪国道事務所、大阪府、西日本旅客鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、西日本高速道路(株)	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-65	2. 各施設管理者における復旧 (2) 道路施設 ① (略) ② 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。 ③ 復旧活動等に支障を及ぼす道路渋滞情報を把握した場合、近畿地方整備局や府、府警察、高速道路会社ほか府内関係市町村で組織した協議会において情報共有を行うとともに、迂回誘導等の対策検討や情報提供手段等の確認を行い、必要に応じた対策を講じる。 ④ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。	2. 各施設管理者における復旧 (2) 道路施設 ① (略) ② 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。 ③ 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じて広報する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-66	第11節 農産業関係応急対策 実施担当 インフラ対策班、北河内農業協同組合	第11節 農産業関係応急対策 実施担当 応急対策班、北河内農業協同組合	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考				
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-66	2. 農作物 (1) 技術の指導 市及び農業協同組合は、 <u>府の協力を得て、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こし等応急措置の技術指導を行う。</u>	2. 農作物 (1) 技術の指導 市、府及び農業協同組合は、農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、施肥、排水、泥土の除去、倒伏果樹の引き起こし等応急措置の技術指導を行う。					
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-67	第12節 災害救助法の適用 市が自ら実施する災害応急措置のうち、一定の規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を府知事に要請し、同法に基づき実施する。 なお、知事は、災害が発生するおそれがある段階で、 <u>国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり当該区域内で被害を受けるおそれがある場合、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行うことができる。</u> <table border="1" data-bbox="439 506 1421 575"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部事務局、避難対策班、<u>建築物対策班、水道班、給食班、物資班、医療衛生班、消防班、児童・生徒対策班、市民班、福祉班</u></td> </tr> </table>	実施担当	本部事務局、避難対策班、 <u>建築物対策班、水道班、給食班、物資班、医療衛生班、消防班、児童・生徒対策班、市民班、福祉班</u>	第12節 災害救助法の適用 市が自ら実施する災害応急措置のうち、一定の規模以上の災害に際しての救助活動については、災害救助法の適用を府知事に要請し、同法に基づき実施する。 <table border="1" data-bbox="1561 407 2543 476"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部事務局、避難対策部各班、<u>住宅対策班、給水班、給食班、物資班、医療救護班、消防班、就学班、環境班、福祉班</u></td> </tr> </table>	実施担当	本部事務局、避難対策部各班、 <u>住宅対策班、給水班、給食班、物資班、医療救護班、消防班、就学班、環境班、福祉班</u>	
実施担当	本部事務局、避難対策班、 <u>建築物対策班、水道班、給食班、物資班、医療衛生班、消防班、児童・生徒対策班、市民班、福祉班</u>						
実施担当	本部事務局、避難対策部各班、 <u>住宅対策班、給水班、給食班、物資班、医療救護班、消防班、就学班、環境班、福祉班</u>						
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-67	2. 災害救助法による救助の種類 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。 <u>ただし、災害が発生するおそれがある段階の救助の種類は避難所の供与とする。（要配慮者等の避難の輸送・賃金職員等雇上げを含む）</u>	2. 災害救助法による救助の種類 災害救助法による救助の種類は、次のとおりである。					
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-67	(1) <u>避難所及び応急仮設住宅の供与【避難対策班、建築物対策班】</u> (2) <u>炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給【物資班、避難対策班、水道班、給食班】</u> (3) <u>被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与【物資班、避難対策班】</u> (4) <u>医療及び助産【医療衛生班】</u> (5) <u>被災者の救出【消防班】</u> (6) <u>被災した住宅の応急修理【建築物対策班】</u> (7) <u>生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与【本部事務局、総務班】</u> (8) <u>学用品の供与【児童・生徒対策班】</u> (9) <u>埋葬【市民班、福祉班】</u> (10) <u>死体の捜索及び処理【福祉班】</u> (11) <u>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去【インフラ対策班、廃棄物処理班】</u>	(1) <u>受入れ施設の供与（応急仮設住宅を除く）【避難対策部】</u> (2) <u>炊き出し、その他による食品の給与及び飲料水の供給【給水班、給食班】</u> (3) <u>被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与【物資班】</u> (4) <u>医療及び助産【医療救護班】</u> (5) <u>災害にかかった者の救出【消防班】</u> (6) <u>学用品の給与【就学班】</u> (7) <u>埋葬【物資班】</u> (8) <u>行方不明者の捜索及び死体の処理【消防班、環境班、福祉班】</u> (9) <u>災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去【住宅対策班】</u> (10) <u>応急仮設住宅の供与【住宅対策班】</u> (11) <u>災害にかかった住宅の応急修理【住宅対策班】</u> (12) <u>生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与【本部事務局】</u>					
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-67	3. 災害救助法の救助の基準 災害救助法による救助の程度、方法並びに実費弁償の一般基準は、府災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合は、特別基準の適用を知事に要請する。この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。	3. 災害救助法の救助の基準 災害救助法による救助の程度、方法並びに実施弁償の一般基準は、府災害救助法施行細則に定めるとおりであるが、災害の種類、態様によって一般基準で救助の万全を期することが困難な場合は、特別基準の適用を知事に要請する。この場合、期間延長については基準の期間内に要請する。					

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-69	第1 指定避難所の開設 実施担当 本部事務局、情報総括班、避難対策班、福祉班、現地避難対策部各班 市は、 <u>災害の規模にかんがみ、必要な避難所を可能な限り当初から開設するよう努める。</u> <u>ただし、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して周知するよう努める。</u> 避難指示等が発令された場合は、避難対象地区や災害の状況等に応じた安全な指定避難所を指定する。 （略） 指定避難所の開設にあたっては、 <u>あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</u> 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。 <u>また、避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に府に報告するよう努める。</u> <u>併せて、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやSNS等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。</u>	第1 指定避難所の開設 実施担当 本部事務局、総括班、避難対策部各班 市は、 <u>避難勧告、避難指示（緊急）等が発令された場合は、避難対象地区や災害の状況等に応じた安全な指定避難所を指定する。</u> （略） 指定避難所の開設にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を <u>指定避難所</u> として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。 指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-69	第2 指定避難所の管理・運営 実施担当 避難対策班、総務班、福祉班、医療衛生班 市は、施設管理者の協力を得て、交野市避難所運営マニュアルに沿って、指定避難所を管理・運営する。 <u>なお、運営に関しては、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援し、この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u>	第2 指定避難所の管理・運営 実施担当 避難対策部各班 市は、施設管理者の協力を得て、交野市避難所運営マニュアルに沿って、指定避難所を管理・運営する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-70	2. 指定避難所の管理・運営の留意点 (1) 避難者の受入れ （略） ③ 被災者の受入れにあたり当該避難所が被害を受け、受入れ困難となったとき、又は受入れ力に余力がないときは、他地区の避難所等への受入れに努める。 <u>④ 避難者の住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。</u>	2. 指定避難所の管理・運営の留意点 (1) 避難者の受入れ （略） ③ 被災者の受入れにあたり当該避難所が被害を受け、受入れ困難となったとき、又は受入れ力に余力がないときは、他地区の避難所等への受入れに努める。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-70	(2) 指定避難所の管理、運営 ①～⑦ （略） ⑧ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。 <u>⑨ 食物アレルギーを有する者のニーズの把握等、食物アレルギーに配慮した食料を確保する。</u>	(2) 指定避難所の管理、運営 ①～⑦ （略） ⑧ 生活環境への配慮を行い、常に良好なものとするため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考				
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-71	<p>(3) 指定避難所の管理、運営支援 避難対策部各班は、避難所生活を支援するため、次の対策を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>② <u>女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズに配慮する。</u></p> <p>③ <u>女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 情報総括班と連携し、避難所への掲示・配布用の広報紙等を確保する。</p> <p>⑥ 医療衛生班と連携し、巡回健康相談等のサービスを確保する。</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ <u>相談窓口を設置する（女性相談員の配置に配慮する）。</u></p> <p>⑨ <u>家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮を徹底するとともに、獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u></p> <p>⑩ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理業者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>⑪ <u>正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア（企業や団体も含む）等の外部支援者等の協力が得られるよう努める。</u></p> <p>⑫ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>⑬ <u>指定避難所における新型インフルエンザ等感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じる。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、本部指揮部は、医療衛生班及び避難対策班と避難所の運営に必要な情報について協議し共有する。</u></p>	<p>(3) 指定避難所の管理、運営支援 避難対策部各班は、避難所生活を支援するため、次の対策を行う。</p> <p>① (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 総括班と連携し、避難所への掲示・配布用の広報紙等を確保する。</p> <p>④ 医療救護班と連携し、巡回健康相談等のサービスを確保する。</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）</p> <p>⑦ 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮に努める</p> <p>⑧ 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理業者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>⑨ 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>					
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-72	<p>第3 指定避難所の早期解消のための取組み等</p> <table border="1" data-bbox="439 1220 1424 1266"> <tr> <td>実施担当</td> <td>避難対策班、総務班、建築物対策班</td> </tr> </table>	実施担当	避難対策班、総務班、建築物対策班	<p>第3 指定避難所の早期解消のための取組み等</p> <table border="1" data-bbox="1558 1220 2543 1266"> <tr> <td>実施担当</td> <td>住宅対策班、避難対策部各班</td> </tr> </table>	実施担当	住宅対策班、避難対策部各班	
実施担当	避難対策班、総務班、建築物対策班						
実施担当	住宅対策班、避難対策部各班						
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-73	<p>第14節 緊急物資の供給</p> <p>市は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、<u>その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。</u></p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、<u>避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。</u></p> <p>(略)</p> <p>市は、<u>備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</u></p> <p>なお、市は府に要請することができるとともに、府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認められるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送する。</p>	<p>第14節 緊急物資の供給</p> <p>市は、被災者の生活の維持のため必要な食糧、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関と相互に協力するよう努める。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。</p> <p>(略)</p> <p>府及び市は、供給すべき物資が不足し、調達する必要があるときは、物資関係省庁〔厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁〕又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。</p> <p>なお、市は府に要請することができるとともに、府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認められるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送する。</p>					

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-73	<p>第1 給水活動</p> <p>実施担当 水道班、大阪府、大阪広域水道企業団</p> <p>市は、府及び府内水道（用水供給）事業者等の関係機関と相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。</p> <p>1. 市、府内水道（用水供給）事業者（略）</p>	<p>第1 給水活動</p> <p>実施担当 給水班、大阪府、大阪広域水道企業団</p> <p>市は、府及び大阪広域水道企業団等の関係機関と相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。</p> <p>1. 市、大阪広域水道企業団（略）</p>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-74	<p>2. 大阪府</p> <p>府は、市の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 府内水道（用水供給）事業者の給水拠点の活用に関する調整</p>	<p>2. 大阪府</p> <p>府は、市の給水活動が円滑に実施されるよう、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 大阪広域水道企業団の給水拠点の活用に関する調整</p>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-74	<p>第2 食料・生活必需品の供給</p> <p>市は、府及び関係機関の協力を得て、迅速かつ円滑に食料・生活必需品を供給する。</p> <p>なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。</p> <p>また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど、被災地の実情を考慮するとともに、食物アレルギーに配慮した食料の確保、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。</p>	<p>第2 食料・生活必需品の供給</p> <p>市は、府及び関係機関の協力を得て、迅速かつ円滑に食料・生活必需品を供給する。</p>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-74	<p>3. その他の防災関係機関</p> <p>下記の防災関係機関は、市及び府からの要請があった場合は、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 近畿農政局（大阪府拠点）</p> <p>応急用食料品（精米等）及び政府米の供給に関する連絡</p>	<p>3. その他の防災関係機関</p> <p>下記の防災関係機関は、市及び府からの要請があった場合は、次の措置を講ずる。</p> <p>(1) 近畿農政局（大阪府拠点）</p> <p>応急用食料品及び米穀の供給に関する連絡</p>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-75	<p>第1 防疫活動</p> <p>実施担当 医療衛生班、環境衛生班、大阪府、（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会</p> <p>1. 市</p> <p>(4) その他、感染症法により、府の指示を受け必要な措置を行う。</p>	<p>第1 防疫活動</p> <p>実施担当 医療救護班、環境班、大阪府、（一社）交野市医師会</p> <p>1. 市</p> <p>(4) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、府の指示を受け必要な措置を行う。</p>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-75	<p>2. 府</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要性があると認めるときは、臨時の予防接種を行い又は市に対して指示を行う。（予防接種法第6条）</p> <p>(6)（略）</p> <p>(7) その他、感染症法により、自ら措置し又は市への必要な指示等を行う。</p> <p>※ 一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザA属インフルエンザAウイルスであってその血清型がH5N1であるものに限る。）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）</p>	<p>2. 府</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>(5) 予防接種法に規定する疾病のうち、まん延防止上緊急の必要性があると認めるときは、臨時の予防接種を行い又は市町村に対して指示を行う。（予防接種法第6条）</p> <p>(6)（略）</p> <p>(7) その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、自ら措置し又は市への必要な指示等を行う。</p> <p>※ 一類感染症（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱）、二類感染症（急性灰白髄炎、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（H5N1）、鳥インフルエンザ（H7N9）、三類感染症（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス）</p>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-76	<p>第2 被災者の健康維持活動</p> <p>実施担当 医療衛生班、福祉班、大阪府、（公社）大阪府看護協会、（一社）交野市医師会、（一社）交野市歯科医師会</p>	<p>第2 被災者の健康維持活動</p> <p>実施担当 医療救護班、大阪府、（一社）交野市医師会</p>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-76	<p>第3 保健衛生活動における連携体制</p> <p>実施担当 医療衛生班、大阪府、防災関係機関（略）</p> <p>また、市は、発災後、迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。</p>	<p>第3 保健衛生活動における連携体制</p> <p>実施担当 医療救護班、大阪府、防災関係機関（略）</p> <p>また、府及び市町村は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入が可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。</p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-77	第4 動物保護等の実施 実施担当 環境衛生班、大阪府	第4 動物保護等の実施 実施担当 環境班	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-77	1. 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は、府及び府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。	1. 被災地域における動物の保護・受入れ 飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市町村、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-77	2. 指定避難所における動物の適正な飼育 市は、府と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。	2. 指定避難所における動物の適正な飼育 飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-78	第16節 避難行動要支援者への支援 市は、府及び防災関係機関と協力しながら、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。 なお、府は、避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、被災市町村からの要請に基づき、必要に応じて、大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）を被災市町村へ派遣し、支援する。	第16節 避難行動要支援者への支援 市は、府及び防災関係機関と協力しながら、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-78	第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 実施担当 本部事務局、福祉班、医療衛生班、交野市区長会	第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等 実施担当 福祉班、医療救護班	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-78	第2 被災した避難行動要支援者への支援活動 実施担当 福祉班、医療衛生班、建築物対策班、（社福）交野市社会福祉協議会	第2 被災した避難行動要支援者への支援活動 実施担当 福祉班、医療救護班、交野市社会福祉協議会	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-80	第1 支援体制 実施担当 各班、（社福）交野市社会福祉協議会 市は、大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。 また、市は、支援体制の整備にあたり、府の支援を受けるとともに、府が定めた「大阪府災害等応急対策実施要領」に基づき、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行う。	第1 オペレーション体制 実施担当 各班 市は、大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、市は、被災者の精神的な安心と、一刻も早い通常の生活の回復につなげるため、長期間の対応が可能なオペレーション体制の整備を図る。 また、市は、オペレーション体制の整備にあたり、府の支援を受けるとともに府が定めた「大阪府災害等応急対策実施要領」に基づき、ボランティア団体や民間企業との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降のオペレーションについて検討を行う。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-80	第2 住民等からの問い合わせ 実施担当 情報総括班、市民班、消防班、大阪府警察本部（交野警察署）	第2 住民等からの問い合わせ 実施担当 総括班	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-81	第1 住民への呼びかけ 実施担当 情報総括班	第1 住民への呼びかけ 実施担当 総括班	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-81	第2 警戒活動の強化 実施担当 本部事務局、情報総括班、大阪府警察本部（交野警察署）、交野市区長会 交野警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防災組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。	第2 警戒活動の強化 実施担当 交野警察署、地区、自主防災組織 交野警察署は、被災地及びその周辺において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、市民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。	

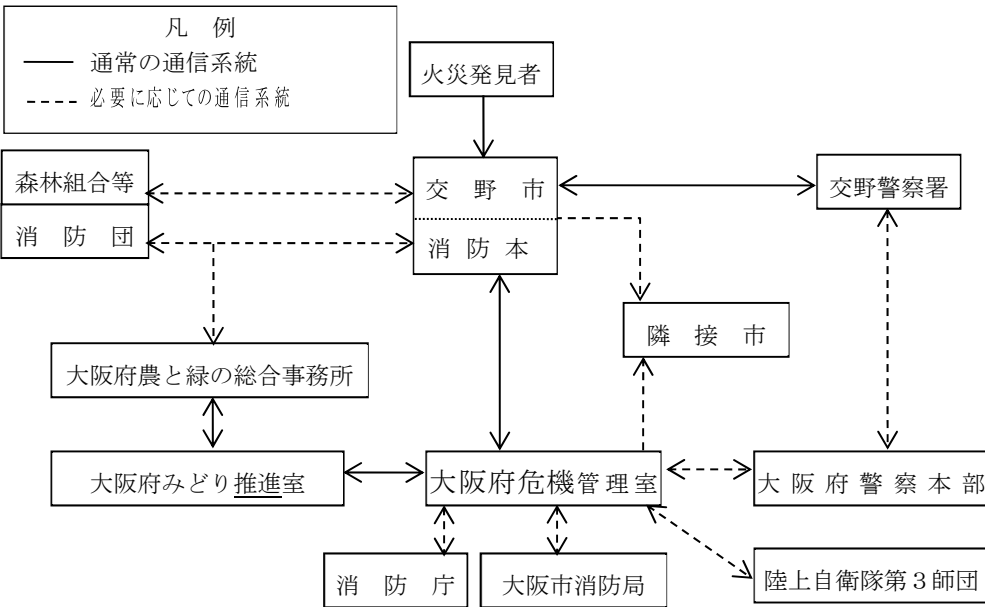
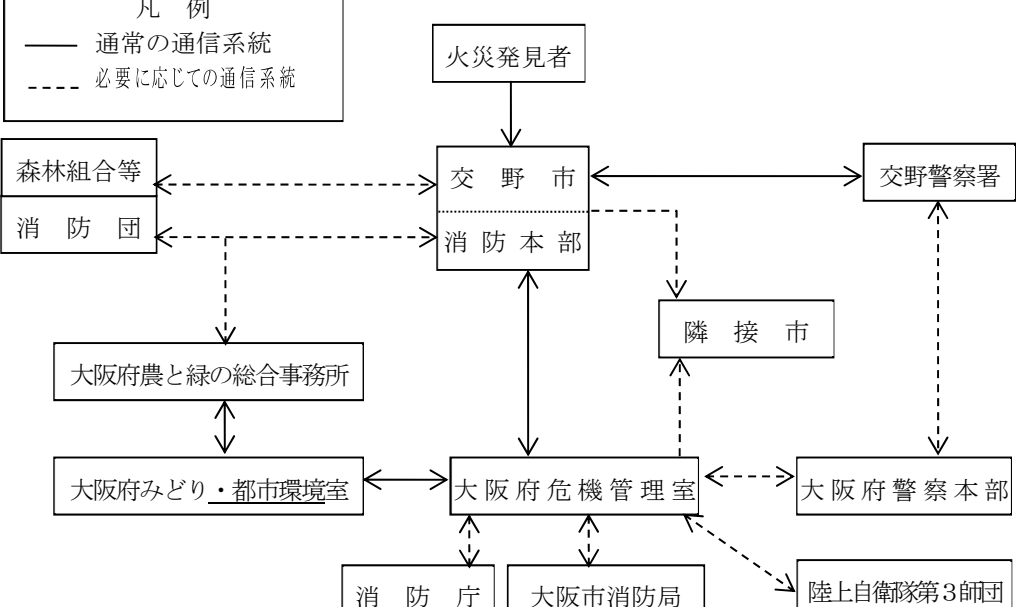
ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-83	第19節 住宅の応急確保 市は、 <u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。</u> <u>また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。</u>	第19節 住宅の応急確保 府及び市は、 <u>被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等必要な措置を講ずる。</u>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-83	第1 住宅の応急確保 実施担当 <u>建築物対策班、大阪府</u>	第1 住宅の応急確保 実施担当 <u>住宅対策班</u>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-83	3. 住居障害物の除去 (1) 市は、 <u>府から委任された場合には、</u> がけ崩れや浸水等により、居室・炊事場・玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしても除去できない者に対して障害物の除去を行う。	3. 住居障害物の除去 (1) 市は、がけ崩れや浸水等により、居室・炊事場・玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしても除去できない者に対して障害物の除去を行う。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-83	4. 応急仮設住宅の建設 市は、府から委任された場合には、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、建設場所、建設戸数等について十分に調整し、二次災害にも十分配慮したうえで、 <u>建設型応急住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）</u> を供与する。 (1) <u>建設型応急住宅の管理は、住民等の協力を求めて行う。</u> (2) <u>府と協力し、集会施設等の生活環境の整備を促進する。</u> (3) <u>建設型応急住宅を供与期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。</u> (4) <u>高齢者、障がい者に配慮した建設型応急住宅を建設するよう努める。</u>	4. 応急仮設住宅の建設 市は府から委任された場合には、災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、建設場所、建設戸数等について十分に調整し、二次災害にも十分配慮したうえで、 <u>応急仮設住宅を建設し、供与する。</u> (1) <u>応急仮設住宅の管理は、住民等の協力を求めて行う。</u> (2) <u>集会施設等の生活環境の整備を促進する。</u> (3) <u>供与期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。</u> (4) <u>高齢者、障がい者にに配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。</u>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-84	6. 応急仮設住宅の借上げ 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における災害の場合、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下、「 <u>賃貸型応急住宅</u> 」という。）を積極的に活用する。	6. <u>みなし応急仮設住宅</u> 民間賃貸住宅の空き家等が存在する地域における <u>比較的規模の小さい災害や、応急仮設住宅の建設のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅を積極的に活用する。</u>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-84	7. 公共住宅への一時入居 市は、 <u>建設型応急住宅及び賃貸型応急住宅の活用状況に応じて、府等と連携して、公営住宅の空き家への一時入居の措置を講ずる。</u>	7. 公共住宅への一時入居 市は、 <u>応急仮設住宅の建設及びみなし応急仮設住宅の活用状況に応じて、府等と連携して、公営住宅の空き家への一時入居の措置を講ずる。</u>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-84	第2 罹災証明の発行 実施担当 <u>市民班、交野市区長会</u>	第2 <u>り</u> 災証明の発行 実施担当 <u>総務班、地区</u>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-86	第1 緊急保護対策 実施担当 <u>避難対策班、児童・生徒対策班、園児対策班、給食班、議会班</u> 1. 園児・児童・生徒の保護 (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、 <u>市長、教育長若しくは校（園）長の状況判断により、休校（園）措置等を行う等の臨機の処置をとる。</u> (2)～(3)（略） (4) 校（園）長は、休校（園）措置をとった場合は、直ちに <u>市長若しくは教育長</u> に報告する。	第1 緊急保護対策 実施担当 <u>就学班、施設班、校（園）長</u> 1. 園児・児童・生徒の保護 (1) 災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、教育長若しくは校（園）長の状況判断により、休校（園）措置等を行う等の臨機の処置をとる。 (2)～(3)（略） (4) 校（園）長は、休校（園）措置をとった場合は、直ちに <u>教育委員会</u> に報告する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-86	2. 教育施設の保全 教育施設の被害を最小限にするため、校（園）長は、施設の保全措置を講ずるとともに、特に火災等の二次災害の予防、停電・断水等に対する応急措置を講ずる。 <u>避難対策班は、学校に指定避難所を開設する場合、授業の維持・再開を考慮して、あらかじめ定める指定避難所の利用スペース・設備等を校（園）長に確認して、本部事務局に連絡する。</u>	2. 教育施設の保全 教育施設の被害を最小限にするため、校（園）長は、施設の保全措置を講ずるとともに、特に火災等の二次災害の予防、停電・断水等に対する応急措置を講ずる。 <u>施設班は、学校に指定避難所を開設する場合、授業の維持・再開を考慮して、あらかじめ定める指定避難所の利用スペース・設備等を校（園）長に確認して、<u>避難対策班</u>に連絡する。</u>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-86	<p>第2 教育施設の応急整備</p> <p>実施担当 <u>建築物対策班</u></p> <p>(1) 教育施設に被害が発生した場合は、施設管理者は<u>建築物対策班</u>に速やかにその状況を報告する。</p> <p>(2) <u>建築物対策班</u>は、被害状況を記録、撮影し、速やかに施設の応急復旧を実施するとともに、<u>本部事務局に連絡し、代替校舎の確保などの調整に努める。</u></p>	<p>第2 教育施設の応急整備</p> <p>実施担当 <u>施設班、教育施設管理者</u></p> <p>(1) 教育施設に被害が発生した場合は、施設管理者は<u>教育委員会</u>に速やかにその状況を報告する。</p> <p>(2) <u>教育委員会</u>は、被害状況を記録、撮影し、速やかに施設の応急復旧を実施するとともに、<u>代替校舎の確保に努める。</u></p>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-86	<p>第3 応急教育体制の確立</p> <p>実施担当 <u>児童・生徒対策班、給食班</u></p>	<p>第3 応急教育体制の確立</p> <p>実施担当 <u>就学班、給食班</u></p>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-87	<p>第4 就学援助等</p> <p>実施担当 <u>児童・生徒対策班、園児対策班、大阪府</u></p>	<p>第4 就学援助等</p> <p>実施担当 <u>就学班、校（園）長、大阪府</u></p>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-88	<p>第6 保育安全計画</p> <p>実施担当 <u>園児対策班</u></p>	<p>第6 保育計画</p> <p>実施担当 <u>就学班</u></p>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-88	<p>第7 文化財</p> <p>実施担当 <u>社会教育課</u></p> <p>指定災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理責任者）は、被害状況を調査し市<u>社会教育課文化財係</u>に報告する。</p> <p>また、市は、被害報告を府教育庁文化財保護課委員会に報告する。</p> <p>府教育庁文化財保護課は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市<u>社会教育課文化財係</u>を経由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。</p>	<p>第7 文化財</p> <p>実施担当 <u>施設班、文化財管理者</u></p> <p>指定災害により文化財が被害を受けた場合、所有者（管理責任者）は、被害状況を調査し市<u>教育委員会</u>に報告する。また、市は、被害報告を府教育庁文化財保護課委員会に報告する。</p> <p>府教育庁文化財保護課は、被災文化財の被害拡大を防止するため、市<u>教育委員会</u>を経由して所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。</p>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-89	<p>第1 ごみ処理</p> <p>実施担当 <u>廃棄物処理班</u></p>	<p>第1 ごみ処理</p> <p>実施担当 <u>環境班</u></p>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-89	<p>第2 し尿処理</p> <p>実施担当 <u>廃棄物処理班</u></p>	<p>第2 し尿処理</p> <p>実施担当 <u>環境班</u></p>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-90	<p>第3 災害廃棄物等処理</p> <p>実施担当 <u>廃棄物処理班、インフラ対策班</u></p>	<p>第3 災害廃棄物等処理</p> <p>実施担当 <u>環境班、応急対策班</u></p>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-90	<p>2. 処理活動</p> <p>(1) 市</p> <p>① 被災者生活支援法による解体・撤去が適用された損壊建築物については、市が行う。</p> <p>② 災害廃棄物等処理については、危険なもの及び通行上支障のあるもの等を優先して収集・運搬する。</p> <p>③ 災害廃棄物等は、適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、処分量の減量化を図る。</p> <p>④～⑤ （略）</p> <p>⑥ 必要に応じて、府及び近隣市町村並びに関係団体に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、<u>社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行うものとする。</u></p>	<p>2. 処理活動</p> <p>(1) 市</p> <p>① 被災者生活支援法による解体・撤去が適用された損壊建築物については、市が行う<u>こととする。</u></p> <p>② 災害廃棄物等処理については、危険なもの及び通行上支障のあるもの等を優先して収集する。</p> <p>③ 災害廃棄物等は、適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用と減量化を図る。</p> <p>④～⑤ （略）</p> <p>⑥ 必要に応じて、府及び近隣市町村並びに関係団体に応援を要請する。</p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-90	(2) 府 ①～② (略) ③ 市が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、 <u>公益社団法人大阪府産業資源循環協会及び一般社団法人大阪府清掃事業連合会</u> に対して協力を要請する。 ④ 府域で災害廃棄物等の処理を行うことが困難であると認められる場合には、 <u>広域的な処理ルート</u> を確保するため、 <u>関西広域連合、他の府県や国</u> に対し応援を要請する。 ⑤ 災害発生時に発生する廃棄物に対応するため、府内市町村を含む関係団体等の連携・協力のもと、処分場の能力維持及び代替性・多重性を確保する観点から、大阪湾フェニックス事業の推進に努める。 ⑥ 必要に応じて、 <u>近畿地方整備局と港湾内における災害廃棄物の仮置場の確保</u> について調整する。	(2) 府 ①～② (略) ③ 市が実施する災害廃棄物等の撤去、災害廃棄物等の収集・運搬及び災害廃棄物等の処理・処分等について、市から要請があった場合に、別に締結する協定書に基づき、 <u>公益社団法人大阪府産業廃棄物協会</u> に対して協力を要請する。 (新設) ④ 災害発生時に発生する廃棄物に対応するため、府内市町村を含む関係団体等の連携・協力のもと、処分場の能力維持及び代替性・多重性を確保する観点から、大阪湾フェニックス事業の推進に努める。 (新設)	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-91	第1 交野警察署 実施担当 大阪府警察本部（交野警察署）	第1 交野警察署 実施担当 交野警察署	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-91	第2 市 実施担当 福祉班、市民班	第2 市 実施担当 福祉班、物資班	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-91	3. 遺族が遺体対策を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が必要に応じて民間の葬儀社と連携し、実施する。 (1) 遺体の洗浄・消毒等の処置を行う。 (2) 遺体への対処やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。 (3) 仮埋葬をしなくても済むような遺体対策の検討に努める。 (4) 遺体の火葬・遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講ずる。	3. 遺族が遺体対策を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が必要に応じて民間の葬儀社と連携し、実施する。 (1) 遺体の洗浄・消毒等の処置を行う。 (2) 遺体への対処やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。 (新設) (3) 遺体の火葬・遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給等、必要な措置を講ずる。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-94	第1 ボランティアの受入れ 実施担当 福祉班、(社福) 交野市社会福祉協議会 市は、府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、交野市社会福祉協議会、 <u>おおさか災害支援ネットワーク</u> 、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関と連携し、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、 <u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）</u> を含めた連携体制の構築を図り、 <u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場</u> を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有把握するものとする。 また、市は、府と連携し、 <u>災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬等、被災者のニーズ等に応じた活動を行うよう努める。</u> これらの取組により、 <u>連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u>	第1 ボランティアの受入れ 実施担当 福祉班、環境班、交野市社会福祉協議会 府、市、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、交野市社会福祉協議会、NPO・ボランティア等及びその他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、 <u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）</u> を含めた連携体制の構築を図り、 <u>情報を共有する場</u> を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。 また、 <u>災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。</u> これらの取組により、 <u>連携の取れた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。</u>	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-94	1. 受入れ (3) 受入れ窓口の開設 交野市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口（災害ボランティアセンター）を開設する。 また、被災者ニーズ等への対応を図るため、 <u>発災時における対応等について、大阪府社会福祉協議会との情報交換に努める。</u>	1. 受入れ (3) 受入れ窓口の開設 交野市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れ・活動の調整を行う窓口（災害ボランティアセンター）を開設する。	
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-95	第2 義援金・物資の受付・配分 実施担当 福祉班、物資班、総務班、(社福) 交野市社会福祉協議会	第2 義援金・物資の受付・配分 実施担当 福祉班、物資班、総務班、交野市社会福祉協議会	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考				
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-96	<p data-bbox="421 172 789 201">第3 海外からの支援の受入れ</p> <table border="1" data-bbox="433 201 1418 247"> <tr> <td data-bbox="433 201 575 247">実施担当</td> <td data-bbox="575 201 1418 247">人事班</td> </tr> </table>	実施担当	人事班	<p data-bbox="1543 172 1911 201">第3 海外からの支援の受入れ</p> <table border="1" data-bbox="1555 201 2540 247"> <tr> <td data-bbox="1555 201 1697 247">実施担当</td> <td data-bbox="1697 201 2540 247">受援班</td> </tr> </table>	実施担当	受援班	
実施担当	人事班						
実施担当	受援班						
風水害応急対策編 第2章 災害発生後の活動 p. 風水害応急-97	<p data-bbox="421 310 789 340">第24節 広域一時滞在への対応</p> <table border="1" data-bbox="433 340 1418 386"> <tr> <td data-bbox="433 340 575 386">実施担当</td> <td data-bbox="575 340 1418 386">本部事務局、物資班、福祉班、避難対策班</td> </tr> </table> <p data-bbox="421 386 510 415">（略）</p> <p data-bbox="421 424 1495 554">また、府は、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。市長は、協議を受けた際は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。</p>	実施担当	本部事務局、物資班、福祉班、避難対策班	<p data-bbox="1543 310 1804 340">第24節 広域一時滞在</p> <table border="1" data-bbox="1555 340 2540 386"> <tr> <td data-bbox="1555 340 1697 386">実施担当</td> <td data-bbox="1697 340 2540 386">本部事務局、総務班、住宅対策班、避難対策部各班</td> </tr> </table> <p data-bbox="1543 386 1632 415">（略）</p> <p data-bbox="1543 424 2617 554">また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、関係市町村長と協議を行う。協議を受けた市長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。</p>	実施担当	本部事務局、総務班、住宅対策班、避難対策部各班	
実施担当	本部事務局、物資班、福祉班、避難対策班						
実施担当	本部事務局、総務班、住宅対策班、避難対策部各班						

その他災害応急対策編

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
その他災害応急対策編 p.その他-1	<p>1. 火災警報</p> <p>市長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。</p> <p>なお、火災気象通報の基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発令基準と同一とする。</p>	<p>1. 火災警報</p> <p>市長は、知事から火災気象通報を受けたとき、又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。</p> <p>なお、火災気象通報の基準は、次のとおりである。</p> <p>大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発令基準と同一とする。</p>	
その他災害応急対策編 p.その他-1	<p>第2 林野火災</p> <p>実施担当 消防本部、<u>交野市消防団</u>、危機管理室、<u>大阪府警察本部（交野警察署）</u></p>	<p>第2 林野火災</p> <p>実施担当 消防本部、消防団、危機管理室、<u>交野警察署</u></p>	
その他災害応急対策編 p.その他-2	<p>(2) 伝達連絡体制</p> 	<p>(2) 伝達連絡体制</p> 	
その他災害応急対策編 p.その他-3	<p>第2節 市街地災害応急対策</p> <p>実施担当 消防本部、<u>交野市消防団</u>、危機管理室、<u>大阪府警察本部（交野警察署）</u>、<u>大阪ガス(株)</u>、<u>大阪ガスネットワーク(株)</u></p>	<p>第2節 市街地災害応急対策</p> <p>実施担当 消防本部、消防団、危機管理室、<u>交野警察署</u>、<u>大阪ガス(株)</u></p>	
その他災害応急対策編 p.その他-3	<p>2. ガス漏れ事故の措置</p> <p>消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、事故の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。</p>	<p>2. ガス漏れ事故の措置</p> <p>消防本部は、消防団及び危機管理室と連携して、事故の特性、規模に応じた配備体制、本部体制を迅速に確立し、応急対策を行う。</p>	
その他災害応急対策編 p.その他-4	<p>(2) <u>大阪ガスネットワーク株式会社</u>の措置 (略)</p>	<p>(2) <u>大阪ガス株式会社</u>の措置 (略)</p>	
その他災害応急対策編 p.その他-5	<p>第1 危険物災害応急対策</p> <p>実施担当 消防本部、<u>交野市消防団</u>、危機管理室、<u>大阪府警察本部（交野警察署）</u></p> <p>1. 事業者 (略)</p> <p>なお、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報の伝達は、次により行う。</p>	<p>第1 危険物災害応急対策</p> <p>実施担当 消防本部、消防団、危機管理室、<u>交野警察署</u>、<u>事業者</u></p> <p>1. 事業者 (略)</p> <p>なお、事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。</p>	
その他災害応急対策編 p.その他-6	<p>第2 高圧ガス災害応急対策</p> <p>実施担当 消防本部、<u>交野市消防団</u>、危機管理室、<u>大阪府警察本部（交野警察署）</u></p>	<p>第2 高圧ガス災害応急対策</p> <p>実施担当 消防本部、消防団、危機管理室、<u>交野警察署</u>、<u>事業者</u></p>	
その他災害応急対策編 p.その他-7	<p>第3 火薬類災害応急対策</p> <p>実施担当 消防本部、<u>交野市消防団</u>、危機管理室、<u>大阪府警察本部（交野警察署）</u></p>	<p>第3 火薬類災害応急対策</p> <p>実施担当 消防本部、消防団、危機管理室、<u>交野警察署</u>、<u>事業者</u></p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
その他災害応急 対策編 p.その他-8	<p>第4 毒物劇物災害応急対策</p> <p>実施担当 消防本部、<u>交野市消防団</u>、危機管理室、<u>大阪府警察本部（交野警察署）</u></p>	<p>第4 毒物劇物災害応急対策</p> <p>実施担当 消防本部、消防団、危機管理室、<u>交野警察署</u>、事業者</p>	
その他災害応急 対策編 p.その他-9	<p>第5 放射性同位元素等災害応急対策</p> <p>実施担当 <u>消防本部、交野市消防団、危機管理室、大阪府警察本部（交野警察署）</u></p> <p>1. 事業者</p> <p>(1) 放射性同位元素等による大規模な事故が発生した場合、府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。</p> <p>(2) 放射性同位元素等による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。</p> <p>2. 市</p> <p>消防本部は、事業者、消防団及び危機管理室と連携して、次の措置を実施する。</p> <p>(1) 関係機関への情報連絡及び広報</p> <p>(2) 放射線量の測定</p> <p>(3) 放射線による被ばくを受けた者等の救出、救護</p> <p>(4) 市民等の避難</p> <p>(5) 危険区域の設定と立入制限</p> <p>(6) 交通規制</p> <p>(7) その他災害の状況の応じた必要な措置</p> <p>3. 交野警察署</p> <p>(1) 放射性同位物質等の漏洩等の災害が発生した場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警報区域の設定、交通規制等、災害拡大防止の措置を行う。</p> <p>(2) 火災等の災害が放射性同位物質等の保管施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等、災害拡大防止の措置を行う。</p>	(新設)	
その他災害応急 対策編 p.その他-10	<p>第1 道路災害応急対策</p> <p>実施担当 都市整備部、消防本部、<u>交野市消防団</u>、危機管理室、<u>大阪府警察本部（交野警察署）</u>、大阪府</p>	<p>第1 道路災害応急対策</p> <p>実施担当 都市整備部、消防本部、消防団、危機管理室、<u>交野警察署</u>、大阪府</p>	
その他災害応急 対策編 p.その他-11	<p>第2 鉄道災害応急対策</p> <p>実施担当 消防本部、<u>交野市消防団</u>、危機管理室、<u>大阪府警察本部（交野警察署）</u>、<u>西日本旅客鉄道(株)</u>等、<u>京阪電気鉄道(株)</u></p>	<p>第2 鉄道災害応急対策</p> <p>実施担当 消防本部、消防団、危機管理室、<u>交野警察署</u>、<u>西日本旅客鉄道(株)</u>、<u>京阪電気鉄道(株)</u></p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
その他災害応急 対策編 p. その他-12	<p>第3 大規模断水応急対策</p> <p>実施担当 水道局、危機管理室、消防本部、大阪府警察本部（交野警察署）</p> <p>市内で大規模な断水事故が発生した場合には、地震災害応急対策編 第1章 第1節に準じて事故対策本部を設置し、復旧要員及び資機材等を確保するとともに、必要に応じて、府、防災関係機関等の協力を得て応急対策を実施する。</p> <p>なお、被害の拡大のおそれがある場合、直ちに止水に努めるとともに、施設の稼働停止又は制限を行い、必要に応じて、消防本部や交野警察署及び住民に通報する。</p> <p>(1) 活動体制</p> <p>① 水道局は、直ちに、現地において断水状況を把握し、危機管理室と連携して、事故の特性や規模に応じて、大規模断水事故対策本部を設置する。</p> <p>② 大規模断水事故対策本部は、地震災害応急対策編 第1章 第1節 第1組織体制の現地対策本部を基準とする。</p> <p>(2) 応急給水及び復旧</p> <p>① 応急給水の目標量は、災害規模及び状況により判断する。</p> <p>② 被害調査及び被害情報の収集により、応急給水の対象区域を把握する。</p> <p>③ 医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設については、給水の必要性が確認できた段階で、直ちに応急給水を行う。</p> <p>④ 給水車・トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。</p> <p>⑤ 被害規模及び被害状況によっては、協定や要請に基づき、他の水道事業者等の応援を要請する。</p> <p>(3) 広報</p> <p>① 被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを、関係機関、報道機関に伝達するとともに、ホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで、住民等への幅広い広報に努める。</p> <p>② 広報は、概ね次の様な項目について行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故の発生日時、場所 ・断水状況 ・応急対策実施状況 ・復旧の見通し ・市民に対する協力の呼びかけ、注意事項 ・その他、必要と認められる事項 <p>(4) 復旧事業計画</p> <p>水道局は、施設の被害状況及び工事業者等の応急復旧工事の対応可能状況を判断して、復旧事業計画を作成し、迅速かつ適切に被害を復旧するよう努める。</p>	(新設)	

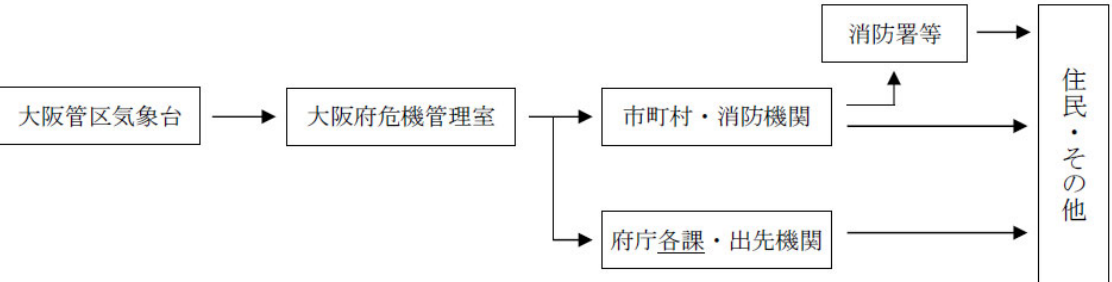
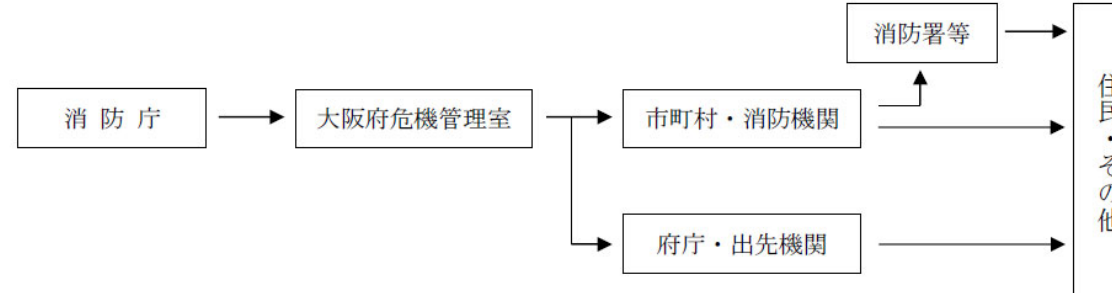
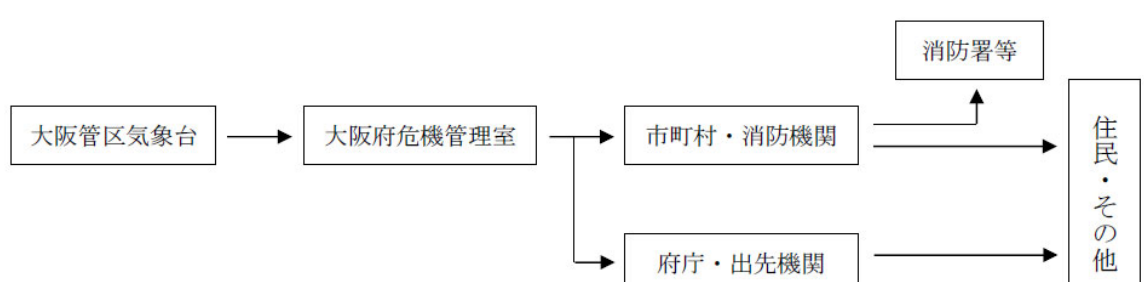
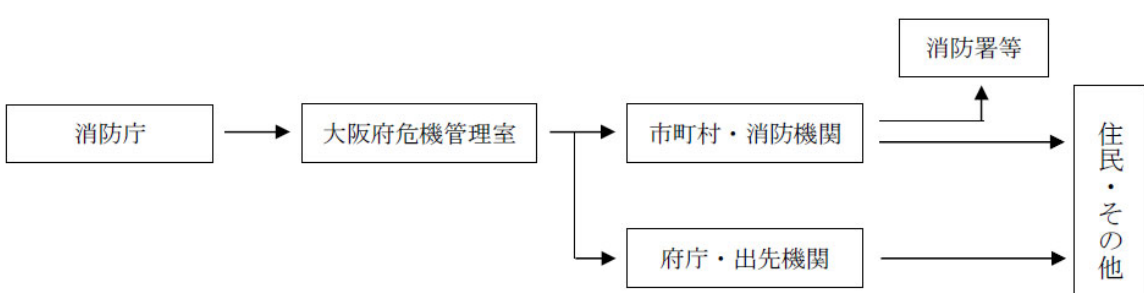
東海地震の警戒宣言に伴う対応編

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考				
東海地震の警戒宣言に伴う対応編 p. 東海地震-1	<p>第1 目的 (略)</p> <p>交野市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言の発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産等の安全を確保する。</p> <p>なお、気象庁は、平成29年11月1日から南海トラフ全域で地震発生の可能性を評価した結果を知らせる「南海トラフ地震に関連する情報」の運用を開始しており、これに伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。</p>	<p>第1 目的 (略)</p> <p>交野市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言の発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産等の安全を確保する。</p>					
東海地震の警戒宣言に伴う対応編 p. 東海地震-2	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>東海地震の地域災害に関する警戒宣言及び国民に対する呼び掛け（例）</p> <p>(略)</p> <p>年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>東海地震の地域災害に関する警戒宣言及び国民に対する呼び掛け（例）</p> <p>(略)</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>内閣総理大臣 ○ ○ ○ ○</p> </div>					
東海地震の警戒宣言に伴う対応編 p. 東海地震-3	<p>第1 東海地震注意情報の伝達</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部事務局、消防班</td> </tr> </table>	実施担当	本部事務局、消防班	<p>第1 東海地震注意情報の伝達</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理室、消防本部</td> </tr> </table>	実施担当	危機管理室、消防本部	
実施担当	本部事務局、消防班						
実施担当	危機管理室、消防本部						
東海地震の警戒宣言に伴う対応編 p. 東海地震-4	<p>第1 東海地震予知情報等の伝達</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部事務局、消防班</td> </tr> </table>	実施担当	本部事務局、消防班	<p>第1 東海地震予知情報等の伝達</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理室、消防本部</td> </tr> </table>	実施担当	危機管理室、消防本部	
実施担当	本部事務局、消防班						
実施担当	危機管理室、消防本部						
東海地震の警戒宣言に伴う対応編 p. 東海地震-4	<p>1. 伝達系統</p> <pre> graph TD A[消防庁(警戒宣言)] -- "(消防庁FAX)" --> B[大阪府危機管理室] C[大阪管区気象台(東海地震予知情報)] --> B B --> D[交野市長] B --> E[交野市危機管理室] E --> F[市役所各部] E --> G[交野市消防本部] G --> H[消防署等] I[府庁各課・出先機関等] --> H H --> J[住民・その他] </pre>	<p>1. 伝達系統</p> <pre> graph TD A[消防庁(警戒宣言)] -- "(消防庁FAX)" --> B[大阪府危機管理室] C[大阪管区気象台(東海地震予知情報)] --> B B --> D[交野市長] B --> E[交野市危機管理室] E --> F[市役所各部] E --> G[交野市消防本部] G --> H[消防署等] I[府庁各課・出先機関等] --> H H --> J[住民・その他] </pre>					
東海地震の警戒宣言に伴う対応編 p. 東海地震-4	<p>第2 警戒態勢の確立</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施担当</td> <td>各部、防災関係機関</td> </tr> </table> <p>市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。</p> <p>ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。</p>	実施担当	各部、防災関係機関	<p>第2 警戒態勢の確立</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>実施担当</td> <td>各部、防災関係機関、学校・医療機関・社会福祉施設等の管理者</td> </tr> </table> <p>市及び防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから地震が発生するまで、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、警戒活動を行う。</p> <p>ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続する。</p>	実施担当	各部、防災関係機関、学校・医療機関・社会福祉施設等の管理者	
実施担当	各部、防災関係機関						
実施担当	各部、防災関係機関、学校・医療機関・社会福祉施設等の管理者						
東海地震の警戒宣言に伴う対応編 p. 東海地震-5	<p>5. ライフライン</p> <p>ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるものとするが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。</p>	<p>5. ライフライン</p> <p>ライフライン事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。</p>					
東海地震の警戒宣言に伴う対応編 p. 東海地震-5	<p>6. 危険箇所対策</p> <p>(1) 市は、地震時において土砂災害が予想される危険箇所に対して、巡回点検を行う。</p>	<p>6. 危険箇所対策</p> <p>(1) 市及び府は、地震時において土砂災害が予想される危険箇所に対して、巡回点検を行う。</p>					

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考				
東海地震の警戒宣言に伴う対応編 p. 東海地震-5	<p>7. 社会秩序の維持</p> <p>(1) 警備活動 交野警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との緊密な<u>連絡協力</u>のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。</p> <p>(2) 生活物資対策 市及び関係機関は、<u>府と連携して</u>、生活物資の著しい不足や価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講ずる。</p>	<p>7. 社会秩序の維持</p> <p>(1) 警備活動 交野警察署は、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との緊密な<u>連携</u>のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。</p> <p>(2) 生活物資対策 市及び関係機関は、生活物資の著しい不足や価格の異常な高騰が生じないよう、必要な措置を講ずる。</p>					
東海地震の警戒宣言に伴う対応編 p. 東海地震-6	<p>第3 住民・事業所に対する広報</p> <table border="1" data-bbox="439 436 1424 489"> <tr> <td data-bbox="439 436 587 489">実施担当</td> <td data-bbox="587 436 1424 489">本部事務局、防災関係機関</td> </tr> </table>	実施担当	本部事務局、防災関係機関	<p>第3 住民・事業所に対する広報</p> <table border="1" data-bbox="1561 436 2546 489"> <tr> <td data-bbox="1561 436 1709 489">実施担当</td> <td data-bbox="1709 436 2546 489">危機管理室、防災関係機関</td> </tr> </table>	実施担当	危機管理室、防災関係機関	
実施担当	本部事務局、防災関係機関						
実施担当	危機管理室、防災関係機関						

南海トラフ地震防災対策推進計画編

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考								
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第1章 総則 p. 南海トラフ-1	<p style="text-align: center;">南海トラフ地震の発生確率</p> <p>(略)</p> <p>文部科学省に設置された地震調査研究推進本部では、「同じ場所で同じような地震がほぼ定期的に繰り返す」という仮定のもとに、大きな被害をもたらす可能性が高い、プレート境界やその付近で起きる地震（海溝型地震）や活断層で起きる地震について地震発生確率値を含む長期評価結果を公表しており、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の発生確率（算定基準日：2023年1月1日）は、30年以内に70～80%程度と想定されている。</p> <p>（「中央防災会議，東南海・南海地震対策大綱」、「中央防災会議，南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「地震調査研究推進本部，海溝型地震の長期評価の概要」より抜粋）</p>	<p style="text-align: center;">南海トラフ地震の発生確率</p> <p>(略)</p> <p>文部科学省に設置された地震調査研究推進本部では、「同じ場所で同じような地震がほぼ定期的に繰り返す」という仮定のもとに、大きな被害をもたらす可能性が高い、プレート境界やその付近で起きる地震（海溝型地震）や活断層で起きる地震について地震発生確率値を含む長期評価結果を公表しており、南海トラフ地震（マグニチュード8～9クラス）の発生確率（算定基準日：2019年1月1日）は、30年以内に70～80%程度と想定されている。</p> <p>（「中央防災会議，東南海・南海地震対策大綱」、「中央防災会議，南海トラフ地震防災対策推進基本計画」、「地震調査研究推進本部，海溝型地震の長期評価の概要」より抜粋）</p>									
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 p. 南海トラフ-3	<p>第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</p> <p>第1 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応</p> <table border="1" data-bbox="433 716 1421 762"> <tr> <td>実施担当</td> <td>各部</td> </tr> </table> <p>1. 対応方針</p> <p>(1) 市は、南海トラフ地震が発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努める。</p> <p>(2) 市は、本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等の対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成する。</p> <p>2. 応急危険度判定の迅速化等</p> <p>(略)</p>	実施担当	各部	<p>第8章 南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止</p> <p>第1 南海トラフ地震が時間差発生した場合への対応</p> <table border="1" data-bbox="1555 716 2543 762"> <tr> <td>実施担当</td> <td>各部</td> </tr> </table> <p>1. 対応方針</p> <p>(1) 市は、両地震が連続して発生した場合に生じる危険について周知するなど、住民意識の啓発に努める。</p> <p>(2) 市は、連続発生を考慮した本部設置・運用、その他活動拠点設置・運用、応急対策要員の配置等対応策を明確にした応急対策マニュアルを作成する。</p> <p>2. 応急危険度判定の迅速化等</p> <p>(略)</p>	実施担当	各部	旧「8章」は、新「2章」へ記載位置を移動しました。				
実施担当	各部										
実施担当	各部										
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 p. 南海トラフ-3	<p>第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合への対応</p> <p>1. 南海トラフ地震臨時情報について</p> <table border="1" data-bbox="433 1104 1472 1633"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>発表条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)</td> <td>・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)</td> <td>・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上、M8.0未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表</td> </tr> <tr> <td>南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)</td> <td>・上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	発表条件	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表	南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上、M8.0未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表	南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	・上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表	<p>第8章 南海トラフ地震等の時間差発生による災害拡大防止</p> <p>第2 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合への対応</p> <p>1. 南海トラフ地震臨時情報について</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表</p> <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）</p> <p>南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表</p> <p>(3) 南海トラフ臨時情報（調査終了）</p> <p>上記(1)(2)のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表</p>	
情報の種類	発表条件										
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出された場合に発表										
南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)	・南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上、M8.0未満、又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表										
南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)	・上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表										

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考				
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 p. 南海トラフ-4	<p>第3 防災対応について 市及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。</p> <p>1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合（略）</p> <p>(1) 後発地震が発生してからの避難では津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保</p> <p>(2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）</p> <p>(3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検</p> <p>2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合（略）</p> <p>(1)～(2)（略）</p>	<p>3. 防災対応について 市をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方に基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合（略）</p> <p>① 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認等）</p> <p>② 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検</p> <p>(2) 南海トラフ臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合（略）</p> <p>①～②（略）</p>					
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 p. 南海トラフ-4	<p>第4 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について</p> <p>1. 伝達情報及び系統</p> <p>(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）</p>  <p>(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統</p> 	<p>2. 南海トラフ地震臨時情報等の伝達について</p> <p>(1) 伝達情報及び系統</p> <p>① 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）</p>  <p>② 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統</p> 					
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応 p. 南海トラフ-5	<p>第5 東海地震関連情報が発表された場合への対応 （略） なお、東海地震の発生に伴う警戒態勢は、「東海地震の警戒宣言に伴う対応編」に基づいて行う。</p>	<p>第3 東海地震関連情報が発表された場合への対応 （略） なお、東海地震関連情報が発せられたときから地震発生まで、又は警戒解除宣言までの措置については、「東海地震の警戒宣言に伴う対応編」に基づいて行う。</p>					
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第4章 地震発生時の応急対策等 p. 南海トラフ-8	<p>第2 資機材、人員等の配備手配</p> <table border="1" data-bbox="430 1690 1424 1743"> <tr> <td>実施担当</td> <td>本部事務局、総務部、物資班、インフラ対策班、防災関係機関</td> </tr> </table>	実施担当	本部事務局、総務部、物資班、インフラ対策班、防災関係機関	<p>第2 資機材、人員等の配備手配</p> <table border="1" data-bbox="1558 1690 2552 1743"> <tr> <td>実施担当</td> <td>危機管理室、総務部、都市整備部、防災関係機関</td> </tr> </table>	実施担当	危機管理室、総務部、都市整備部、防災関係機関	
実施担当	本部事務局、総務部、物資班、インフラ対策班、防災関係機関						
実施担当	危機管理室、総務部、都市整備部、防災関係機関						

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第4章 地震発生時の応急対策等 p. 南海トラフ-8	第3 他機関に対する応援要請 実施担当 本部指揮部、消防班	第3 他機関に対する応援要請 実施担当 危機管理室、消防本部	
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第5章 円滑な避難の確保に関する事項 p. 南海トラフ-10	第1 避難対策等 実施担当 各部	第1 避難対策等 実施担当 危機管理室、総務部、企画財政部、市民部、都市整備部、福祉部、教育委員会、健やか部、農業委員会事務局、行政委員会事務局、会計室、消防本部、消防団、自主防災組織	
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第5章 円滑な避難の確保に関する事項 p. 南海トラフ-10	3. 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。 (1) 市は、あらかじめ地域ごとに、在宅の高齢者、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。	3. 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。 (1) 市は、あらかじめ地域ごとに、在宅の老人、乳幼児、障がい者、病人、妊産婦等の避難にあたり他人の介護を要する避難行動要支援者の人数及び介護者の有無等の把握に努める。	
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第5章 円滑な避難の確保に関する事項 p. 南海トラフ-11	第2 消防機関等の活動 実施担当 消防班	第2 消防機関等の活動 実施担当 消防本部、消防団	
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第5章 円滑な避難の確保に関する事項 p. 南海トラフ-11	第3 水道、電気、ガス、通信関係 実施担当 水道班、関西電力(株)、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、大阪ガスネットワーク(株)、西日本電信電話(株)等	第3 水道、電気、ガス、通信関係 実施担当 水道局、関西電力送配電(株)、大阪ガス(株)、西日本電信電話(株)	
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第5章 円滑な避難の確保に関する事項 p. 南海トラフ-11	第4 交通対策 実施担当 インフラ対策班、大阪府警察本部（交野警察署）、大阪府	第4 交通対策 実施担当 都市整備部、交野警察署、大阪府	
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 p. 南海トラフ-13	第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 実施担当 危機管理室、都市整備部、都市計画部、消防本部	第1 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備 実施担当 都市整備部、都市計画部、消防本部	
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 p. 南海トラフ-13	第2 建築物等の耐震化の推進 実施担当 財産管理室、都市計画部 2. 一般建築物耐震化の促進 府は、「新・大阪府地震防災アクションプラン（平成27年3月策定）」に基づき、また、市は「第二次交野市耐震改修促進計画（平成29年3月）」に基づき、昭和56年の新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に耐震改修を促進する。	第2 建築物等の耐震化の推進 実施担当 都市計画部、総務部、福祉部、教育委員会 2. 一般建築物耐震化の促進 府は、「大阪府地震防災アクションプラン（平成21年1月）」に基づき、また、市は「第二次交野市耐震改修促進計画（平成29年3月）」に基づき、昭和56年の新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に耐震改修を促進する。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第7章 防災訓練計画 p. 南海トラフ-14	第7章 防災訓練計画 実施担当 各部、防災関係機関 1. ～3. (略) 4. 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。 (1)～(2) (略) (3) 南海トラフ地震臨時情報の発表等の情報収集、伝達訓練 (4) (略) 5. 市および府は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施するため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努める。	第6章 防災訓練計画 実施担当 危機管理室、防災関係機関、自主防災組織 1. ～3. (略) 4. 市は、府、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。 (1)～(2) (略) (3) 情報収集、伝達訓練 (4) (略)	
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 p. 南海トラフ-15	第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 実施担当 危機管理室、学校教育部、防災関係機関	第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 実施担当 危機管理室、教育委員会	
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 p. 南海トラフ-15	1. 市職員に対する教育 市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。 防災教育の内容は、少なくとも次の事項を含む。 (1) 南海トラフ沿いで発生した既往地震及びその被害の歴史に関する知識 (2) 南海トラフ地震に伴い発生するおそれのある活断層地震に関する知識 (3) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (4) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される被害に関する知識で、特に次の点に留意したもの ・広域かつ甚大な人的被害、建物被害、ライフライン・インフラ被害 ・膨大な数の避難者の発生 ・被災地内外にわたる全国的な生産・サービス活動への多大な影響 ・被災地内外の食料、飲料水、生活物資の不足 ・電力・燃料等のエネルギー不足 ・帰宅困難者や多数の孤立集落の発生 ・復旧・復興の長期化 (5) 南海トラフ地震に関する一般的な知識 (6) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識 (7) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割 (8) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 (9) 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題 (10) 家庭内での地震防災対策の内容 (11) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識	1. 市職員に対する教育 市は、地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。 防災教育の内容は少なくとも次の事項を含む。 (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識 (2) 地震・津波に関する一般的な知識 (3) 地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識 (4) 職員等が果たすべき役割 (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識 (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題 (7) 家庭内での地震防災対策の内容 (8) 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的に取るべき行動に関する知識	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 p. 南海トラフ-15	<p>2. 住民等に対する教育 市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。 実施内容は、災害予防対策編・第3章・第1節の「第1 防災知識の普及啓発」に基づいて行う。</p> <p><u>なお、内容については、少なくとも次の事項を含むものとする。</u></p> <p>(1) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容</u> (2) <u>南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</u> (3) <u>地震・津波に関する一般的な知識</u> (4) <u>南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識</u> (5) <u>正確な情報入手の方法</u> (6) <u>防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容</u> (7) <u>各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識</u> (8) <u>各地域における避難場所及び避難路に関する知識</u> (9) <u>避難生活の運営に関する知識</u> (10) <u>平常時に市民が実施しうる応急手当、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法</u> (11) <u>住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施内容</u></p>	<p>2. 住民等に対する教育 市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。 実施内容は、災害予防対策編・第3章・第1節の「第1 防災知識の普及啓発」に基づいて行う。</p>	
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 p. 南海トラフ-16	<p>4. 防災上重要な施設管理者に対する教育 市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に配慮する。 防災上重要な施設の管理者は、府及び市が実施する研修に参加するよう努める。</p>	<p>4. 防災上重要な施設管理者に対する教育 府及び市は、防災上重要な施設の管理者に対する研修の実施に<u>配慮することとする</u>。防災上重要な施設の管理者は、府及び市が実施する研修に参加するよう努める。</p>	
南海トラフ地震防災対策推進計画編 第8章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 p. 南海トラフ-16	<p>5. 相談窓口の設置 市は、地震対策の実施上の相談を受けるため、必要な窓口を設置する。 <u>また、相談窓口の設置について、周知徹底を図る。</u></p>	<p>5. 相談窓口の設置 市は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、<u>その旨周知徹底を図る。</u></p>	

災害復旧・復興対策編

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害復旧・復興対策編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-1	<p>第1節 復旧事業の推進</p> <p>市及び防災関係機関は、住民の意向を尊重し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。</p> <p><u>また、市は、災害復旧の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求めるものとし、特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</u></p>	<p>第1節 復旧事業の推進</p> <p>市及び防災関係機関は、住民の意向を尊重し、災害発生後の市民生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るとともに、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指すことを基本として、復旧事業を推進する。</p>	旧は「風水復旧」を参照
災害復旧・復興対策編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-3	<p>第2節 被災者の生活再建等の支援</p> <p>市は、被災者の被害程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付及び職業のあっせん、住宅の確保等を行う。</p> <p><u>また、市は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p><u>さらに、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p>	<p>第2節 被災者の生活確保</p> <p>市及び府は、被災者の被害程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに生活の安定を図るため、資金の貸付及び職業のあっせん、住宅の確保等を行う。</p>	
災害復旧・復興対策編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-3	<p>第1 災害弔慰金等の支給</p> <p>実施担当 <u>本部事務局</u></p> <p>1. 災害弔慰金及び災害障害見舞金（略）</p> <p>(2) 次の場合、支給を制限する。</p> <p>① 死亡又は障がい^が、故意又は重大な過失による場合</p> <p><u>※以降、「障害」から「障がい」への修正のみの記載は省略します。</u></p>	<p>第1 災害弔慰金等の支給</p> <p>実施担当 <u>危機管理室</u></p> <p>1. 災害弔慰金及び災害障害見舞金（略）</p> <p>(2) 次の場合、支給を制限する。</p> <p>① 死亡又は障害^が、故意又は重大な過失による場合</p>	
災害復旧・復興対策編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-3	<p>第2 災害援護資金・生活資金等の貸付</p> <p>実施担当 <u>(社福) 交野市社会福祉協議会、本部事務局</u></p>	<p>第2 災害援護資金・生活資金等の貸付</p> <p>実施担当 <u>交野市社会福祉協議会、危機管理室</u></p>	
災害復旧・復興対策編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-4	<p>第3 罹災証明書の交付等</p> <p>実施担当 <u>市民班</u></p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。</p> <p><u>住家等の被害の程度を調査するにあたっては、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。</u></p> <p><u>また、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u></p>	(新設)	
災害復旧・復興対策編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-4	<p>第4 租税等の減免及び徴収猶予等</p> <p>実施担当 <u>福祉班、市民班</u></p> <p>2. 府税の徴収猶予及び減免（略）</p> <p><u>また、府は、各種許可証等の再交付等に係る手数料の減免措置を行う。</u></p>	<p>第3 租税等の減免及び徴収猶予等</p> <p>実施担当 <u>福祉部、市民部</u></p> <p>2. 府税の徴収猶予及び減免（略）</p>	
災害復旧・復興対策編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-5	<p>第5 雇用機会の確保</p> <p>実施担当 <u>総務班</u></p>	<p>第4 雇用機会の確保</p> <p>実施担当 <u>総務部</u></p>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害復旧・復興対策 編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-5	第6 住宅の確保等 実施担当 建築物対策班	第5 住宅の確保等 実施担当 都市計画部	
災害復旧・復興対策 編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-6	1. 住宅の確保 (1) 住宅復興計画の策定 市は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。 (2) 公共住宅の供給促進 ② 災害公営住宅の供給 災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。	1. 住宅の確保 (1) 住宅復興計画の策定 府及び市は、被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。 (2) 公共住宅の供給促進 ② 災害公営住宅の供給 災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得者を対象として、公営住宅を供給する。	
災害復旧・復興対策 編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-6	2. 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請 国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。 市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居や営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。	2. 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用申請 市は、建物の復興に伴い借地・借家関係をめぐる混乱が相当予想され、被災者の住居や営業等の生活の安定が阻害されるおそれのある場合は、府を通じて国に法の適用申請を行う。	
災害復旧・復興対策 編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-6	第7 被災者生活再建支援金 実施担当 本部事務局	第6 被災者生活再建支援金 実施担当 危機管理室	
災害復旧・復興対策 編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-7	2. 被災者生活再建支援制度の概要 (3) 支給対象世帯 自然災害により、以下の被害を受けた世帯とする。 ①～③ (略) ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯） ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）	2. 被災者生活再建支援制度の概要 (3) 支給対象世帯 自然災害により、 ①～③ (略) ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）	
災害復旧・復興対策 編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-7	(4) 支給金額 支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。 ア (略) イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ・住宅を建設又は購入した場合 上記(3)①～④の世帯 200万円 上記(3)⑤の世帯 100万円 ・住宅を補修した場合 上記(3)①～④の世帯 100万円 上記(3)⑤の世帯 50万円 ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 上記(3)①～④の世帯 50万円 上記(3)⑤の世帯 25万円 ※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。（中規模半壊世帯は1/2） ※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。	(4) 支給金額 支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。 ア (略) イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金） ・住宅を建設又は購入した場合 200万円 ・住宅を補修した場合 100万円 ・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円 ※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。 ※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害復旧・復興対策 編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-9	第3節 中小企業の復興支援 (略) なお、 <u>市は、府とともに、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。</u> 実施担当 総務班	第3節 中小企業の復興支援 (略) なお、 <u>府及び市町村は、あらかじめ商工会・商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。</u> 実施担当 総務部	
災害復旧・復興対策 編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-10	第4節 農業関係者の復興支援 (略) 実施担当 インフラ対策班	第4節 農業関係者の復興支援 (略) 実施担当 都市整備部	
災害復旧・復興対策 編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-11	第5節 ライフライン等の復旧 (略) 実施担当 水道班、インフラ対策班、防災関係機関	第5節 ライフライン等の復旧 (略) 実施担当 水道局、都市整備部、防災関係機関	
災害復旧・復興対策 編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-11	3. 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社） (略)	3. 電力（関西電力送配電株式会社） (略)	
災害復旧・復興対策 編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-12	4. ガス（大阪ガス株式会社、大阪ガスネットワーク株式会社） (2) 広報 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。 加えて、大阪ガス株式会社及び大阪ガスネットワーク株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。	4. ガス（大阪ガス株式会社） (2) 広報 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。 加えて、大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。	
災害復旧・復興対策 編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-12	5. 電気通信（西日本電信電話株式会社等、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社） (略)	5. 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社） (略)	
災害復旧・復興対策 編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-12	6. 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社等、京阪電気鉄道株式会社） (1) 復旧計画 ① (略) ② 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示する。 ③ <u>鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。</u> (2) 広報 被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。 加えて、各鉄道事業者のホームページ上等に開通エリア、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。	6. 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社（鉄道本部）、日本貨物鉄道株式会社（関西支社）、京阪電気鉄道株式会社） (1) 復旧計画 ① (略) ② 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示する。 (2) 広報 被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。 加えて、各事業者のホームページ上等に開通エリア、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。	
災害復旧・復興対策 編 第1章 災害復旧対策 p. 災害復旧-13	7. 道路（近畿地方整備局、府、市） (1) 復旧計画 ①～② (略) ③ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。 ④ <u>府は、指定市以外の市町村が管理する指定区間外の国道、府道又は自らが管理する道路と交通上密接である市町村道について、当該市町村から要請があり、かつ当該市町村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して、当該市町村に代わって自らが災害復旧等に関する工事を行うことが適当であると認められるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該工事を行うことができる権限代行制度により、支援を行う。</u> (2) 広報 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。 加えて、各ホームページ上に復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。	7. 道路（近畿地方整備局（大阪国道事務所）、府、市） (1) 復旧計画 ①～② (略) ③ 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。 (2) 広報 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、 <u>国、大阪府及び市のホームページ上に復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。</u>	

ページ等	新	旧（令和3年3月修正）	備考
災害復旧・復興対策 編 第2章 災害復興対策 p. 災害復旧-14	第1節 復興に向けた基本的な考え方 大阪で大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに、府は、復興に関する基本方針、計画を定め、市は、復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。	第1節 復興に向けた基本的な考え方 大阪で大規模な災害が発生し、被災した場合には、市は、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに復興に関する基本方針、計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。	
災害復旧・復興対策 編 第2章 災害復興対策 p. 災害復旧-15	第2節 復興に向けた取組み 実施担当 本部事務局、建築物対策班、情報総括班	第2節 復興に向けた取組み 実施担当 企画財政部、危機管理室	
災害復旧・復興対策 編 第2章 災害復興対策 p. 災害復旧-15	4. 復興計画の作成 (5) 市は、住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供等を行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿勢を明確にして、住民の理解を求め、将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。	4. 復興計画の作成 (5) 市及び府は、住民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、住民に対して新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、住民側での多種選択肢、施策情報の提供等を行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿勢を明確にして、住民の理解を求め将来に悔いのないまちづくりを目指すよう努める。	